平成２９年

島本町議会２月定例会議　会議録

平成２９年　２月２７日 開議
平成２９年　３月１５日 散会

平成２９年　２月２７日（第１号）
平成２９年　２月２８日（第２号）
平成２９年　３月　２日（第３号）
平成２９年　３月１５日（第４号）

島　本　町　議　会

平成２９年島本町議会２月定例会議会議録目次

第　１　号（ ２ 月２７日）

○出席議員……　１
○議事日程……　２
○開議の宣告……　４
○会議録署名議員の指名……　４
○行政報告……　４
○一般質問……　５
・関　議員……　５
・田中議員……　１９
・河野議員……　２２
・戸田議員……　３４
・外村議員……　４６
・平野議員……　５８
・佐藤議員……　６８
・村上議員……　７７
○第 １ 号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について……　８４
○延会の宣告……　８７

第　２　号（ ２ 月２８日）

○出席議員……　８９
○議事日程……　９１
○開議の宣告……　９３
○第 １ 号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……　９３
○第 ２ 号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……　９４
○第 ３ 号議案　工事請負契約の締結について……　９５
○第 ４ 号議案　町道路線の廃止及び認定について……１１１
○第 ５ 号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について……１１６
○第 ６ 号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部改正について……１２３
○第 ７ 号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……１３０
○第 ８ 号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について……１３１
○第 ９ 号議案　島本町税条例の一部改正について……１３３
○第１０号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部
改正について……１３４
○第１１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……１３６
○第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）……１３７
○第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）……１３７
○第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
補正予算（第１号）……１３７
○第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）……１３７
○第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）……１３７
○延会の宣告……１６５

第　３　号（３月２日）

○出席議員……１６７
○議事日程……１６８
○開議の宣告……１６９
○第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）……１６９
○第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）……１６９
○第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
補正予算（第１号）……１６９
○第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）……１６９
○第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）……１６９
○第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について……１９１
○第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算……１９１
○第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算……１９１
○第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……１９１
○第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……１９１

○第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算……１９１
○第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算……１９１
○第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算……１９１
○第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……１９１
○第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……１９１
○第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算……１９１
○第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算……１９１
○第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算……１９１
○第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算……１９１
○大綱質疑（第１７号議案から第３０号議案）……１９１
・自由民主党クラブ（野村議員）……１９２
・人びとの新しい歩み（平野議員）……１９３
・日　本　共　産　党（河野議員）……２０７
・会派に所属しない議員（外村議員）……２２３
○第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……２３４
○散会の宣告……２３６

第　４　号（３月１５日）

○出席議員……２３９
○議事日程……２４０
○開議の宣告……２４１
○各常任委員長報告（第１７号議案から第３１号議案）……２４１
○第１７号議案から第３１号議案の討論・採決……２４３
○第３２号議案　工事請負契約の締結について……２６９
○散会の宣告……２８８

※付議事件の議決結果……２９１

平成２９年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

平 成２９年　２月２７日（月）

島本町議会２月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　平成２９年２月２７日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	平井　均	２番	関　重勝	３番	外村　敏一
４番	田中　修	５番	村上　毅	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	平野　かおる	11番	伊集院　春美	12番	野村　行良
13番	河野　恵子	14番	佐藤　和子		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	川口　裕	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	都市創造部次長	佐藤　成一	総務部危機管理室長	西谷　輝男
総合政策部人事課長	多田　昌人				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第１号

平成２９年２月２７日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　行 政 報 告

日程第３　一 般 質 問

関　議 員　これまでに一般質問で取り上げた諸課題のその後の状況について

田 中 議 員　１．地方創生の流れに沿った島本の活性化対策について

２．誰もが心身ともに健康で働ける職場環境の整備を

河 野 議 員　１．開発優先に陥りかねない、都市計画マスタープランの見直しを

２．広域連携――保健行政・難病者福祉を問う

戸 田 議 員　１．ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業
～徹底した住民利益の追求を～

２．東大寺・山崎地区にコンビニエンスストア開業
～歩行者空間のバリアフリー対策を！～

外 村 議 員　島本町の財政運営と今後の中長期財政収支見通し・行財政改革プランについて問う

平 野 議 員　１．町村を消滅させ合併を進める大阪府地方分権改革ビジョン（改定案）等を問う

２．若狭の原発事故が起きた場合の災害対策は万全か

佐 藤 議 員　島本町内の移動の自由の実現について

村 上 議 員　１．学校の校庭開放について

２．その後の日立金属株式会社山崎製造部について

日程第４　第 １ 号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第５　第 １ 号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第６　第 ２ 号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第７　第 ３ 号議案　工事請負契約の締結について

日程第８　第 ４ 号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第９　第 ５ 号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について

日程第10　第 ６ 号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第11　第　７　号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12　第　８　号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
日程第13　第　９　号議案　島本町税条例の一部改正について
日程第14　第１０号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第15　第１１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
日程第16　第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）
第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第17　第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算
第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

伊集院議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集していただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成29年島本町議会２月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から３月15日までの17日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、５番　村上議員及び13番　河野議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長（登壇）　おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。「アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市との「姉妹都市提携について」でございます。

これまでの経過でございますが、平成27年５月、本町の公式フェイスブックに同市姉妹都市委員会委員長のビル・マーシャル氏から、本町と姉妹都市提携を行いたい旨の申し出をいただき、同年７月には当該市の概要や魅力などを伝えるために来町されました。

本町におきましても、本年度の施政方針におきまして、姉妹都市提携に向けて検討することを表明させていただき、昨年の４月、庁舎内に検討会議を設置いたしました。島本国際交流協会をはじめとする関係者の皆さんにもご意見を伺いながら、本町の実情や両市町間の物理的距離等を踏まえた現実的かつ望ましい交流のあり方について、調査・研究を進めてまいりました。

その後、昨年10月15日から22日にかけまして、本町職員が同市を視察し、現地調査を行いました。同年12月１日には議員の皆様への報告会を開催させていただき、最初は小さな取り組みから継続的に交流を積み重ね、将来に向け、実り豊かな関係を醸成していくことを目指し、早期の姉妹都市提携に向けて事務を進めることを表明させていただいたところでございます。

こうした経過を経まして、このたび、本年３月５日に同市姉妹都市委員会委員長のほか州関係者を本町にお迎えし、姉妹都市提携にかかる調印式を、町立歴史文化資料館において開催する運びとなりました。

今後は、両市町の友好関係の発展と両市町住民の相互理解等を目指し、教育・文化・芸術・商業・観光等の分野で、あくまでスモールスタートにはなりますが、順次、取り組み可能な交流を実施してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

伊集院議長　以上で、行政報告を終わります。

日程第３、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、田中議員、河野議員、戸田議員、外村議員、平野議員、佐藤議員、村上議員の順で行います。

それでは、最初に関議員の発言を許します。

関　議員（質問者席へ）　おはようございます。大阪維新の会・関重勝です。平成 25 年４月に行われました町議会議員選挙で初当選させていただき、同年６月定例会議で初めて一般質問させていただきました。毎回、質問を重ねてまいりましたが、今回がいよいよ任期中の最後の一般質問になります。

これまで行った質問の中で、私が要望したこと、あるいは理事者側から検討する旨の答弁をいただいたことにつきまして、その後の状況、結果について確認させていただきたいと思います。後半２年分になりますので多岐にわたりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、させていただきます。「これまでに一般質問で取り上げた諸課題のその後の状況」につきまして。

１点目．平成 27 年６月議会において、「税金の滞納状況と、その取り組みについて」と題しまして質問いたしましたところ、平成 26 年度の町全体の税金の滞納額が 2 億 9,900 万円であることがわかりました。そして、その不能欠損額が 450 万円であることも、答弁により判明いたしました。

地方税の収入未済額の圧縮は、大阪府及び他の市町村におきましても喫緊の課題であり、そのため積極的な徴収を行うことを目的に、平成 27 年４月１日に大阪府域地方税徴収機構が設立されました。当該機構には、すでに府内 43 団体中 27 団体が参加している状況を踏まえまして、本町の参加意志について質問をいたしました。

その際の答弁では、機構への参加につきましては大阪府や他市町との交流など、費用対効果以外にも得るものがあると認識し、経験の浅い徴収担当職員が経験を積んで職員の派遣が可能となった折りには当該機構の参加を検討する、との答弁でありましたが、その後の状況はどのようになっているんでしょうか。

総務部長　おはようございます。それでは、関議員の一般質問の１点目「大阪府域地方税徴収機構にかかるその後の状況」でございます。

本町の税務課の徴収・収納体制は、現在、常勤職員２名及び契約期間１年更新で週３

日の嘱託職員１名の職員体制で事務を行っております。また常勤職員の経験年数は、平成 29 年１月１日現在、１名が３年７ヵ月、１名が２年９ヵ月と、専門性が必要となる税務職員の経験年数としては、徐々に経験を積んでいるという状況にございます。

近年、税滞納事案が複雑化していることから、平成 26 年度から、課内において管理職と担当職員が徴収・収納にかかる対応を協議するため、毎月１回の徴収会議を開催し、担当職員のスキルアップとともに、課題解決に向けて協力体制を継続しているところでございます。

このような取り組みもありまして、平成 26 年度、平成 27 年度と、町税全体の徴収率が連続して過去最高の徴収率になっている実績からは、一定の成果が上がっているものと思われます。また、直近の本町の滞納整理状況におきましても、特別土地保有税を除く平成 29 年１月末現在の滞納繰越額は約８千万円となっており、平成 26 年度と 27 年度の２ヵ年で滞納繰越額が約４千万円減少していることから、現在の体制を継続することにより、今後も成果が期待できるものと考えております。

ご指摘の大阪府域地方税徴収機構への参加派遣につきましては、以前にもご指摘いただいておるところでございます。同機構への参加派遣の効果といたしましては、徴収率の向上のほかにも大阪府や他市町村との交流、さらなる職員のスキルアップが期待できるものと認識しておるところでございますが、職員数を大きく増やすことが困難である中で、徴収・収納担当職員を参加派遣させることは、現状では日常の徴収事務のみならず、賦課事務にも影響があるのではないかと判断をしております。

従いまして、同機構への参加派遣につきましては、今後の人員配置状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　担当部局は「人事配置状況を勘案しながら検討したい」との答弁ですけども、人事はどのようにお考えですか。

総合政策部長　大阪府域の地方税徴収機構への職員派遣につきましては、本町にとってもメリットのあるものであるということは十分認識をいたしております。今後の人事配置につきましては、今後、各部局長への人事ヒアリングを行わせていただきまして、組織全体の課題等を把握したうえで、４月１日に向けた人事配置を計画していきたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　類似団体の熊取町では、税を担当する職員は 20 名おられますけども、本町は 12 名です。どこの部署も人手不足であることは十分認識しておりますけども、本町の税を担当する職員数は適正だとお考えですか。

総合政策部長　類似団体と比べまして、本町は、現在で約 30 名程度少ない職員数で業務を行っている状況でございます。加えまして非常勤、あるいは非正規の方々のご協力もい

ただきながら、現状、業務を行っているところでございます。豊能町におかれては９名の体制でやっておられるという部分もございますので、各団体の各課の人員配置につきましては、それぞれの市町村での課題等を勘案して配置されているということで考えております。

以上でございます。

関　議員　当該機構には、府内の半数以上の団体が参加している状況ですので、本町も取り残されることなく機構に参加できるような人員配置をお願いいたします。

二つ目の質問に移ります。平成 27 年６月議会におきまして、「ＡＥＤの設置・運用に対する町の考え方」について、質問いたしました。

平成 21 年を最後に、22 年以降はＡＥＤの設置がなされていないことと、高齢者の方が集まる集会所こそＡＥＤが必要ではないのかということを指摘のうえ、質問させていただきました。その際の答弁では、「効果的・効率的な手法や対応について鋭意検討してまいりたい、速やかに検討に入って一定の方向性を見いだしたい」との答弁でしたが、その後は、どのように検討されたんでしょうか。

総務部長　次に、２点目の「ＡＥＤの設置・運用に対する町の対応について」でございます。

自動体外式除細動器、いわゆるＡＥＤにつきましては、平成 16 年７月１日付の厚生労働省医政局長通知により非医療従事者である一般住民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設及び商業施設等を中心に急速に普及しており、本町におきましても、多くの方が集まり利用される施設に、順次設置してまいりました。

これまでの公共施設への設置状況でございます。平成 17 年には役場本庁舎、ふれあいセンター、町立体育館に、平成 18 年には各小・中学校、人権文化センター、やまぶき園に、平成 20 年には上下水道部庁舎に、平成 21 年には各幼稚園、保育所、歴史文化資料館に、さらに平成 28 年には緑地公園グランドでの利用も想定し、緑地公園住宅１階共用部分に、それぞれ設置してきたところでございます。総計につきましては、消防本部の車両搭載分（４台）を含め、現在 19 施設に設置しております。また、イベント事業に対応すべく、平成 22 年からは、生涯学習課において、持ち運びが可能なＡＥＤ１台を配置しております。

その他団体等が設置されたものといたしましては、平成 20 年には社会福祉協議会において持ち運び可能なＡＥＤが配置され、平成 26 年には第二コミュニティセンターにも設置されております。

一方、町では、平成 27 年度におきまして、さらなるＡＥＤの効果的・効率的な手法や対応を検討するため、新たな取り組みとして、各自治会にＡＥＤの設置に対するアンケート調査を実施いたしました。また平成 28 年度には、このアンケート結果を踏まえまして、自治会へのＡＥＤ設置の支援を行うための「自治会集会施設自動体外式除細動器設

置事業補助金制度」を創設し、初年度である平成 28 年度には、新たに４自治会がＡＥＤを設置されたところでございます。

なお、今後におきましても、継続的な支援ができますよう対応する予定でございます。

以上でございます。

関　議員　４自治会に配置されたということですけど、どこの自治会にありますか。

総合政策部長　補助金交付した団体でございます。東大寺、桜井台、江川、桜井の４自治会でございます。

以上です。

関　議員　29 年度のＡＥＤの設置予定というのはあるんでしょうか。

総合政策部長　平成 29 年度予算にも４件分――これは 28 年度と同額でございますが、計上いたしており、引き続きＡＥＤの普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

関　議員　命を守る設備ですので、今後も漏れのないような配置をお願いしたいと思います。

それでは、３点目に移ります。平成 27 年９月議会におきまして、「図書館の広域利用」について質問いたしました。

大阪府内の市町村では、そのほとんどで図書館及び図書室の広域利用などが実施されており、完全に単独運用しているのは本町以外に岬町、阪南市、茨木市、高槻市だけであることを踏まえまして、今後、北摂市長会におきまして図書館の広域利用を推進される際には、本町だけが取り残されることがないよう積極的に行動して欲しいと要望いたしましたが、その後の状況はどのようになっているんでしょうか。

教育こども部長　続きまして、３点目の「図書館の広域利用」について、ご答弁申し上げます。

北摂７市３町による図書館の広域利用につきましては、平成 28 年８月 19 日に開催された議員全員協議会におきまして、本年 10 月の実施に向けて北摂７市３町で連携を図り、事務を進めている旨の経過報告をさせていただいたところでございます。その後、北摂市長会におきまして、実施時期をもう少し早められないかとの提案を受け、北摂７市３町の企画担当者及び図書館担当者で構成する図書館事業連絡会議において協議してまいりました結果、実施可能との判断をし、現在、本年７月の実施に向けて事務を進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本年４月 20 日付けで、「北摂地区７市３町による公立図書館広域利用に関する協定書」を教育長名で締結するとともに、「北摂地区７市３町による公立図書館広域利用実施要綱」を策定する予定でございます。また４月 20 日以降、町ホームページやポスター、チラシによる住民周知に努めるとともに、北摂７市３町の６月広報誌におきまして、図書館の広域利用についての記事を一斉に掲載し、

周知に努める予定でございます。

このようなことから、議員ご心配の、本町だけが取り残されるようなことはございません。

以上でございます。

関　議員　ありがとうございます。

それでは、４点目に移ります。平成 27 年 12 月議会におきまして、「資料のペーパーレス化」について質問いたしました。

その際の答弁によりまして、本町では平成 26 年度に使用した紙は約 400 万枚、金額が 230 万円であり、インクトナー代が 160 万円であることがわかりました。また、平成 26 年度にはシュレッダー処分した紙が 4.5ｔあることもわかりました。

私たち議員に対します議案資料だけでも、年間６万枚の紙が使用されていることを踏まえまして、資源の節約や職員の労力の削減にもなることから、タブレットを活用したペーパーレス化に取り組む必要性の見解について、お伺いいたしました。

答弁におきましては、「タブレットなどの電子機器については一般的な認識を持ち、先進的な団体の活用状況等を研究する」とのことでしたが、研究された結果は、どのようなものになっているんでしょうか。タブレットの導入の予定は未だないのでしょうか。

総務部長　次に、４点目の「資料のペーパーレス化について」でございます。

今回のご質問につきましては、以前にも同様のご質問をいただいているところでございます。その後の検討状況について、ご答弁申し上げます。

まず、「他団体での取り組みについて」でございます。大阪府をはじめ一部団体におきましては、本会議や会議等においてタブレットを活用される先進事例もあり、今後におきましても電子機器を活用した対応が進むものと思われます。

本町におきましても、タブレットの活用につきましては、ペーパーレス化の観点から、その導入の費用及び利用の範囲等について研究を行っておるところでございます。

タブレット単体の場合の導入費用につきましては、画面の大きさや容量などについて価格は変動しますが、Office ソフトを含め１台当たり 15 万円ほどになるのではないかと考えております。また、利用の範囲を想定した費用につきましては、本会議での活用等を考慮した場合は、全議員、庁議に出席する職員及び事務局を利用者と想定いたしますと、計 25 台で総額 370 万円ほどと試算しております。

次に、ディスプレイ着脱可能な分離型のノートパソコンの場合の導入費用につきましては、Office ソフトを含め１台当たり 24 万円ほどであり、計 25 台で総額 600 万円ほどと高額ではあるものの、画面が大きく、データの移行が容易であるなどのメリットもあり、メーカーからのデモ機を使用し、その操作性等を確認してきたところでございます。

いずれにいたしましても、導入にあたりましては、議会費の予算とも関連いたしますので、利用方法なども含めて議会でご議論いただき、タブレットの導入が決定されまし

た際には、導入に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　議会での議論はもちろん必要なんですけども、デモ機を確認されて、その費用対効果、職員の労力の軽減を踏まえたうえでの理事者側のご意見はいかがなものでしょうか。

総務部長　これまで議会資料などを議員の皆様にお渡しする場合、資料を複写し、製本作業も加わりますことから、紙の消費や職員の負担も大きいものであり、電子機器の活用は一定の効果が期待できるものと思われます。あくまでも意見ではございますが、どのような利用をするかはもちろんのこと、これまでの紙ベースでの対応と電子機器による対応と併用した対応にならないよう、検討すべきであると考えております。

以上です。

関　議員　それでは、五つ目の質問に移ります。平成 27 年 12 月議会と、平成 28 年６月議会におきまして、「人事給与制度改革プラン」について質問をいたしました。

本件につきましては、複数年にわたって川口町長の施政方針に掲載した主要事業であり、本会議や常任委員会におきましても、私自身も再三再四、その状況について確認してまいりましたが、現在の状況はどのようなものになっているんでしょうか。当時の町長の答弁では、「その年度の施政方針というものは、その年度内に行うのが原則だと考える」という答弁をされておりますが、本件については行動が伴っていないのではないでしょうか。

総合政策部長　それでは、５点目の「人事給与制度改革プラン」につきまして、ご答弁申し上げます。

「人事給与制度改革プラン」につきましては、職員だけではなく住民の方々の理解も得られるような制度として、どのように設計すればいいか、検討を進めてまいりましたが、住民の方々にもご理解がいただける制度という点につきまして、改革を行うことで、人件費の総額が増加しないようにしなければならない。一方で、人件費の増加を抑制した場合、プロジェクトチームの考えである「頑張った職員が報われる制度」や「職責に応じた給与制度の導入による抜本的な改革」という点からは離れていくことになり、両者を解決できるような、具体的なプランの構築までには至っていないのが現状でございます。

ご指摘のとおり、施政方針につきましては、その年度の町の基本方針や政策についての姿勢を示したものであり、当該年度内に実施することが原則でございます。しかしながら、検討を行う中で新たな課題が発生する等の要因により、当該年度に実施できない場合には、改めて検証したうえで、後年度に向けて対応していくものと考えております。

以上でございます。

関　議員　本件に関しましては、当該年度に実施できずに後年度に向けて対応されても、

なおできていないということを顧みますと、もうすでに本件については「できない」という結論が出ているんではないんですか。

総合政策部長　現在、町内で大規模開発が行われており、将来の人口増への対応等に多額の予算を要している状況にございます。現時点で、給与改革制度は困難ではないかというふうに考えております。ただ、給与改革ＰＴがまとめた課題、これについては十分認識をいたしておりますので、今後の行財政運営の状況を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

関　議員　６点目の質問に移ります。平成 28 年２月議会におきまして、「町道水無瀬青葉２号幹線の現状と整備について」と題しまして、質問いたしました。

当該道路は、供用開始からすでに 45 年経過しており、道路の左右でかなりの勾配があります。また、住宅内道路と歩道部の接続箇所のコンクリートが経年劣化により破損しているために、町も「高齢者の押し車やベビーカーを含む歩行者にとっては通りにくく、事故が起こらないような一定改善の必要性を認識している道路である」と答弁をされております。

そして、当該道路の早期改修を求めたところ、町長から「改修の必要性については極めて優先順位の高い道路であり、暫定的にどのような対応ができるか、具体的な方法を含めて検討する」との答弁をいただいておりますが、その後の検討状況はいかがになっているんでしょうか。

都市創造部長　次に、６点目の「町道水無瀬青葉２号幹線の改修にかかる検討状況」について、ご答弁申し上げます。

当該路線の概要といたしましては、総延長が約 700ｍで、有効幅員が車道部につきましては約 3.3ｍ、歩道部につきましては、約 1.8ｍの狭隘な通行区間で、一部、新幹線西側水路上を歩道としております。また、水無瀬二丁目や大同自治会周辺の住宅内道路から当該路線につながる交差部におきましては、道路面が高低差のある地形となっていることから、横断的に急な勾配となっております。

現在の検討状況といたしましては、急勾配を緩和するための現地調査として、住宅内道路からの交差部及び阪急電鉄側の側溝など、既設構造物と歩車道における現況高の把握を行ったところでございます。本調査に基づき、今後の具体的な緩和策といたしまして、歩道部の高さを下げた場合、既設水路断面を縮小することとなり、台風や集中豪雨の際、浸水等の危険性が高まることが推測されますので、歩道部ではなく車道部の改良が有効であると認識しております。その場合には、阪急電鉄との協議は必要となりますが、鉄道側の側溝及び車道部の高さを上げ、既設交差部や歩道部との擦り付けを行い、勾配を少しでも緩和できるよう整備してまいりたいと考えております。

本町といたしましても、住民の皆様が安全かつ快適に歩行していただけるよう、現時

点における暫定的な措置ではございますが、予算措置なされた後には、速やかに着手できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　前回にも申しましたが、大同地区は福祉ふれあいバスの停留所がないために、高齢者はふれあいバスに乗るためにも、当該道路を通って水無瀬駅まで行く必要があります。また私自身、島本町で一番歩きにくい道だと考えますので、事故が起きる前に、一刻も早く道路整備をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

都市創造部長　当該路線の整備につきましては、その必要性は十分認識いたしておりますので、事故が起こる前に、速やかに何とか対策を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　平成29年度中には改修してもらえるものと積極的に理解しておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7点目の質問に移ります。平成28年2月議会におきまして「生活保護費不正受給対策」について、質問いたしました。

本町では、平成20年から平成26年までの7年間で、生活保護費の不正受給が13件、総額437万1,623円であり、平成28年2月22日現在の未償還額は4件で216万6,563円とのことでした。町としては「全額返還を求めて事務処理を進める」との答弁でしたが、その後の状況はどのようになっているんでしょうか。

健康福祉部長　次に、7点目の「生活保護不正受給対策について」でございます。

平成20年度から26年度までの「生活保護法」第78条に基づく不正受給のうち、平成28年2月時点で未償還となっていた4件のその後の状況でございますが、平成29年2月20日時点で未償還額は194万4,563円となっており、昨年2月時点と比較して22万2千円を徴収したことから、未償還額が減額となっています。

昨年2月時点では、この未償還4件のうち2件については償還に応じていただけておりませんでしたが、その後、1件については夜間訪問、文書及び電話等による督促を行ってきた結果、分納誓約を交わすことができ、本年度から償還を開始いたしております。また残る1件についても、調査により、町外転出後、さらに転居していたことを把握いたし、今後も訪問、文書送付等による督促を根気強く行い、全額返還に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　今回、大阪府警が生活保護費受給者を逮捕・拘留した際に、生活保護費の二重支給を防ぐ目的で、当該情報を生活保護費を支給している自治体に対して通知する協定が始まっております。すでに大阪市、東大阪市などでは、かなりの過払いを未然に防いだ実績をあげておりますが、本町は、本協定に関してはどのような状況になっているんでしょうか。

健康福祉部長　大阪府警との協定につきましては、本町ではまだ締結しておりませんが、締結に向け準備をしているところでございます。大阪市と東大阪市は独自に大阪府警と協定を締結し、生活保護の二重支給防止に大きな効果をあげていることから、府内市町村で同様の対応ができるよう、現在、大阪府と大阪府警で調整が行われており、今後、調整が調い次第、各自治体ごとに協定を締結することとなっております。

今後の予定といたしましては、大阪府では平成 30 年１月に、この通知制度の施行を実施予定していると聞き及んでおります。

以上でございます。

関　議員　８点目の質問に移ります。平成 28 年９月議会におきまして、「資源ごみの持ち去り」について質問いたしました。

資源ごみの持ち去りについては、近年、全国的に頭を悩ませている問題であり、担当部長の答弁によりまして、本町でも資源ごみの持ち去りについては、業者が町内に入り込んでいる認識があること、そして、その被害額は約 60 万円と試算されていることが判明いたしました。また、業者の徘徊によって騒音などの生活環境に悪影響を及ぼし、交通事故の危険性なども危惧されていることもわかりました。

しかしながら、本町では法的な整備ができていないことから、資源ごみの抜き取りを禁止できずに容認せざるを得ない状況であることを踏まえて、「他市町村の事例について調査・研究する」との答弁をいただいておりますが、その後、どのような調査結果になっているんでしょうか。

都市創造部長　次に、８点目の「資源ごみの持ち去り」について、ご答弁申し上げます。今回のご質問につきましては、平成 28 年９月会議におきましてご質問をいただいたところであり、その後の検討状況について、ご答弁申し上げます。

まず、北摂地域の取り組みについて調査をいたしましたところ、本町を除く７市２町のうち、高槻市、茨木市、箕面市、豊中市の４市が資源ごみの持ち去り規制に関する条例を制定いたしております。条例を制定している４市の規制手法といたしましては、二つの方法があり、一つは資源ごみの所有権を当該団体へ帰属させ、それを持ち去った者に対して窃盗罪を適用する方法で、もう一つは資源ごみを持ち去る行為を禁止して、違反者に対する罰則等を設ける方法がございます。

なお、直近で条例の制定を行っている豊中市には直接訪問いたし、その内容を確認いたしました。豊中市では、違反者に対する罰則等を設ける条例を制定しており、前準備として罰則対象要件について警察署との協議や、罰則の適用については地方検察庁との協議が必要であることを確認いたしました。また、条例の公布後には、施行時まで職員により持ち去り業者へ周知を行い、住民への啓発のためチラシを全戸に配布されており、さらに条例の施行後は、持ち去り業者に指導を行うため新たな職員配置を行い、指導パトロールを実施しておられます。

いずれにいたしましても、条例制定後は、各市とも住民からの苦情件数の減少、資源化量の増加など一定の効果をあげていると聞き及んでおりますことから、条例制定による規制は非常に有効であると認識しているところでございます。

次に、本町の資源ごみの持ち去りに関する状況調査といたしましては、リサイクルごみの収集日の早朝に職員によるパトロールを実施し、当日は、持ち去り業者の車を５台程度確認いたしております。今後は、各自治会より選出されている廃棄物減量等推進員へのアンケート調査を実施し、本町での資源ごみの持ち去りに関しての実態把握をさらに進め、資源ごみの持ち去り規制に関する条例整備につきまして、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　本町でも、持ち去り業者が５台いるということを確認しておきながら、このまま黙認することは決して良くないことですし、条例制定を検討されて、非常に有効であると結論が出ているのであれば、本町でも早期に条例制定のうえ、対策を取る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　条例の制定につきましては、課題整理を行うなど、可能な限り早期の実現に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　よろしくお願いします。

それでは、９点目の質問に移ります。同じく平成 28 年９月議会におきまして、「若手職員の人材育成」について質問をいたしました。

町にとっても住民にとっても貴重な財産である本町の若手職員の他自治体への流出が止まらない現状について確認いたしましたところ、平成 25 年度から平成 27 年度末までに７名の若手職員が本町を退職して、うち６名が他の自治体に採用されている状況が判明いたしましたが、平成 28 年度末の若手職員の退職状況はどのようになるんでしょうか。

総合政策部長　それでは、９点目の「若手職員の人材育成」について、ご答弁申し上げます。

平成 28 年度末におきまして、早期に退職する予定の若手職員が現時点で３名おり、３名ともが他の自治体に採用される予定となっております。退職理由につきましては、大きくは「家庭の事情による」「今後の自分のキャリアを考えて」「学生時代に得た知識を専門的に深く追求したい」などの理由であり、単に「本町よりも他の自治体のほうが魅力的である」というものではないと認識をいたしております。

以上でございます。

関　議員　本年度も若手職員が他市に移られるとのことですけども、今回の３名を含めますと、25 年度からは９名になります。非常に残念な思いでなりませんが、本年度の採用

分には、今回、退職された３名の欠員の補充は加味されての採用になっているんでしょうか。

総合政策部長　先ほど申し上げましたように、他の自治体に採用されるということでの退職希望でございまして、その希望のタイミングが年を越えてからのタイミングでございましたので、４月１日の採用予定には反映されておりません。

以上でございます。

関　議員　先ほどの答弁で、類似団体に比べて本町では 30 名、職員の方が少ないというふうに答弁されてましたけども、そのような状況の中で、そうしたら今回の３名分、補充はどのようにしてされるんですか。

総合政策部長　今回、退職予定の３名のうち、１名については補欠合格者を繰り上げで採用いたす予定をいたしております。

以上でございます。

関　議員　多岐に質問がありますので、再質問、もし時間があれば続けたいと思います。

10 点目に行きます。マイナンバーカードの誤廃棄事案に関して、６月議会におきまして「人事担当部局において、今後、関係職員の事情聴取を行うなどして一定の対応を考えていきたい」、総合政策部長が再発防止策について答弁しておきながら、３ヵ月経っても事情聴取すらしていないことにつきまして、ことの重要性を認識しているのかと問い質しましたが、その後の状況はどのようになっているんでしょうか。

総合政策部長　それでは、10 点目の「マイナンバーカードの誤廃棄事案」につきまして、ご答弁申し上げます。

本事案につきましては、人事担当である総合政策部におきまして、健康福祉部住民課に所属する職員のほか、関係職員に対し事情聴取を行っております。

事情聴取におきまして、職員の多くが「可能な限り探したものの見つからず、誤廃棄した可能性が高い」と答えており、事務手続き上の明らかなミスや故意の抜き取り、廃棄といった不適切な処理は確認できませんでした。

しかしながら、各職員の「個人番号カードが無くなるはずがない」という思いが招いたものであり、各職員が個人情報の取り扱いに対する意識、危機感を持って業務にあたっていれば、このような事案は発生しなかった可能性が高いことを考慮いたしますと、管理監督責任を問うため、管理職に対しまして町長からの直接的な指導が必要であると判断し、厳重注意及び口頭訓告の指導行為を行ったところでございます。また管理職以外の関係職員に対しましては、個人情報の取り扱い業務に対する基本的な認識及び注意義務欠如について、担当部長から厳重注意を行ったところでございます。

以上でございます。

関　議員　多くの職員が「可能な限り探したものの見つからず、誤廃棄した可能性が高い」と答えたとの答弁でしたけども、それ以外にはどのような答えがあったんですか。

人事課長　失礼いたしました。事情聴取の中では、やはり一番多くありましたのは、下に落ちてしまって、中に入り込んでしまったのではないかとか、箱の中に入っていたものが、それを処分するときに、そこを確認できずに捨ててしまったのではないかということで、そのほとんどは「探したけれども見つからなかった」といったことになったものでございます。

以上でございます。

関　議員　そしたら、その職員の事情聴取というのは、いつされたんでしょうか。管理職に対する町長からの厳重注意、口頭訓告は、いつされたんでしょうか。

総合政策部長　職員に対する事情聴取の時期でございます。事案の発覚から大変遅くなったことを、お詫びを申し上げます。事情聴取は９月の 26 日から 10 月の７日にかけて、10 名の関係職員に対して実施をいたしております。

それから、管理職に対する町長からの指導行為でございますが、11 月 25 日に実施をいたしました。

以上でございます。

関　議員　事案の発覚が５月の 26 日、職員からの事情聴取が９月の 26 日、処分が 11 月 25 日、半年以上経ってからの処分になりますけども、本件に対する町長部局の危機管理に対して非常に疑いを持ちますけども、いかがですか。半年以上、このようになんで時間がかかるんですか。通常では考えられない時間やと思いますけど、いかがですか。

総合政策部長　ほんとに、この事案発生から事情聴取を開始するまで非常に時間がかかったことについて、改めてお詫びを申し上げます。申しわけございませんでした。

事情聴取を行う部局におきまして、職員の採用業務でありますとか係長昇任試験、職員の普通退職事案等々、非常に期限のある業務があった。これがあったということで時間を要したということでございます。本当に申しわけございませんでした。

関　議員　マイナンバーカードがなくなっているんですけども、個人情報保護の観点から見たら、何よりも優先してすべきだと、再発防止策をすべきだというふうに考えますけども、それさえできない総合政策部というのは、もはや機能してないんではないんですか。

総合政策部長　議員おっしゃるとおりでございます。マイナンバーカードが誤廃棄されたということは重大な事案でございます。速やかに実施すべきでございました。大変申しわけございませんでした。

関　議員　それでは、11 点目の最後の質問になります。平成 28 年 12 月議会におきまして、「島本町の財政はいつまでもつのか」と題して、財政運営について質問いたしました。

町が作成した「普通会計中期財政収支見通し」を根拠として、このまま基金の取り崩しによる財政運営を続ければ、平成 27 年度には 42 億円ある基金が平成 32 年度には 16 億円まで減少し、やがて本町の存続に関わる事態になるのではないかと、本町が財政再

建団体に陥ることを懸念して確認いたしました。

その際の答弁では、「第５次島本町行財政改革プランの効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査・研究を本年１月から、次長級・課長級で構成するプロジェクト会議で行う」とのことでしたけども、その進捗状況についてはどのようになっているんでしょうか。

総合政策部長　それでは、11 点目の「行財政改革プラン」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

平成 28 年 12 月議会におきまして、ご答弁申し上げたとおりでございますが、現在、次期行財政改革プランの策定に向け、「第５次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査・研究を行っております。その進捗といたしましては、本年に入り、「島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱」に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーの選定を行い、本年２月２日に第１回目のプロジェクトチーム会議を開催したところでございます。

会議では、第５次行財政改革プランの取り組み結果につきまして、改めて認識の共有を図るとともに、国の動向や他団体における改革事例に基づく意見交換、次期プランの策定に向けた今後の進め方について協議・検討を行いました。

会議の結果を踏まえ、今後につきましては複数の専門部会を編成し、想定される改革テーマ案ごとに、取り組みの方向性等について検討作業を進めていくこととなっております。また、これと並行して各委員において、それぞれの所属部局における改革事項の掘り出し作業を行うことといたしており、これらの作業を通じまして、できるだけ早い時期に素案をお示しすることができますよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　答弁で「できるだけ早い時期」というふうにいただきましたけども、いつ頃を想定されているんですか。

総合政策部長　先ほどご答弁申し上げました行財政改革推進プロジェクトチームの会議での十分な作業を経まして、平成 29 年度中には素案をお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　本町がこのまま基金の取り崩しの財政運営の改善は、何よりも優先して行う必要があると考えますので、虎の子の基金が底をつかないまでに、一刻も早い策を打ち出していただくようにお願いいたします。

それでは元に戻りまして、９点目の「若手職員の人材育成」については、本町の若手職員が他市町に取られる――言葉は悪いんですけども、他市町に取られるということはゆゆしき問題だと思いますので再度確認いたしますけども、27 年度・28 年度に退職され

た職員は、同じ部署ではないんですか。

総合政策部長　現時点で 28 年度末の退職予定者については、まだ公表いたしておりませんが、部局としては同じ部局もございます。

以上でございます。

関　議員　先ほど退職の理由で、家庭の事情とかスキルアップとか、いろいろおっしゃってましたけども、これは同じ部署というのはただの偶然ですか。ほかに何か問題はないんですか。その辺、検証されるおつもりもないですか。

総合政策部長　若手職員の退職につきましては、人事課におきまして、今後の人事事務の参考とするために、退職予定者の了解を得て事情を確認させていただいております。その中で、先ほど１答目に申し上げましたような理由で退職するということを確認したわけでございます。ただ、議員おっしゃるように、同じ部局の職員が続いているということについては、人事としても一定検証したいと考えております。

以上でございます。

関　議員　本町では、類似団体より数少ない職員が本当に頑張っていただいている中で、採用の予定以外の退職者が出ることで、ますます本町職員の業務負担、業務量が多くなりますけども、今後、もっと大阪府からの権限委譲が増えてくる中で、そのような状況の中で、今のこのような事態が続いて、職員の仕事ができていけるんですか、こなしていけるんですか。

総合政策部長　議員おっしゃるとおりでございます。ただ、職業選択の自由というのが今現在、保障されております。そういう状況の中では、本人の意思を尊重する必要があるというふうに考えております。ただ、職場への不満があって退職するというようなことは、これは避けていかなければならないと考えております。

その対策の一つといたしましては、現在、年１回、職員に対して自己申告制度というものを実施いたしておりまして、その中で、職場環境であるとか異動希望であるとか、そういう設問に対しての状況の把握に努めておりまして、できる限り可能な範囲ではございますが、職員の適材適所を図り、組織の活性化に繋げていきたいと考えております。

それからもう１点が、本年度、28 年度から本格実施いたしております人事評価制度において、所属長との面談を年３回――これは制度として義務づけている回数が３回でございますが、実施するようにしております。その中で、上司と部下の良好な関係を築くことで、風通しの良い職場環境の醸成、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関　議員　もちろん、職員の方々の職業選択の自由、これを侵害するつもりは毛頭ありませんけども、少なくとも本町の職員になることを志していただいて、一度は奉職についていただいた職員が、他市町にあまりに多く連れて行かれるというのは、本当に、住民

の財産である職員ですので、すごく残念な思いでなりませんし、その分、予定外の退職者が出た分、ほかの職員の負担が出ている現状ですので、それが士気の向上、そして事故にも繋がっていくものだと考えますので、どうか、その部分は是正していただくことを早急に考えていただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊集院議長　以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 54 分～午前 11 時 05 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、引き続き田中議員の発言を許します。

田中議員（質問者席へ）　おはようございます。無所属の田中修でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

一つ目．「地方創生の流れに沿った島本町の活性化対策について」。

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国と地方が一体となり、地域の実情に沿った地方創生の取り組みが全国の自治体で進められています。島本町においても「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、中長期的な視点に立って、地域の活性化に向けた積極的な取り組みがなされています。

その中で、島本町商工会が中心となり、行政との連携を図りながら、商工業の振興やにぎわいづくりが進められてきました。数年前から、町内各所において手づくり市などが定期的に継続して開催され、徐々に地域に浸透し、島本町の活性化に寄与していることは喜ばしいことだと思っております。

今後は、地域における「稼ぐ力」を創出し、同時に地域資源を活用したまちづくりを推進して、島本を「稼げる、豊かなまち」にしていかなければならないと私は考えています。そのために島本町の持つ魅力をさらに磨き、個性あるまちづくりを進めるために、住民サービス、とりわけ結婚・出産・育児等にかかるサービスを充実し、未来に希望の持てるまちづくりを推進していかなければなりません。

そこで、今後のまちづくりを推進していくにあたっての基本的な考え方について、本町の考えをお伺いします。

総合政策部長　それでは、田中議員の一般質問にご答弁申し上げます。「地方創生の流れに沿った、本町のまちづくりの基本的な考え方について」でございます。

本町では、平成 28 年３月に「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国の交付金も活用しながら施策を推進しているところでございます。この総合戦略では、国が示す基本的視点を踏まえ、本町における将来の都市像として、三つの基本方針をお示ししております。

基本方針の１点目は、「ここにしかない『島本らしさ』を感じ、その魅力を誇れるま

ち」でございます。具体的には、本町の定住環境の良さを支える「水」「恵まれた自然」「交通の利便性」などを強みとしながら、本町が有する地域資源に磨きをかけ、あるいは新たな魅力を付加し、それを広く発信するなどの取り組みを進めるものでございます。

２点目は、「すべてが将来を見据えた『未来に思いやりのある』まち」でございます。安心して妊娠・出産できる環境づくりや保育環境の充実など、妊娠・出産・子育てに希望を持つことができ、それがかなえられるまちをめざした取り組みを進めるものでございます。

３点目は、「すべての人が『安らかで鮮やかに日々を過ごせる』まち」でございます。将来的な人口減少、高齢化、地域の担い手の減少、財政的制約の高まりなどの時代の変化に対応するため、多様な主体との連携・協働により、安全・安心で持続可能なまちづくりを進めるとともに、住宅都市としての特徴を守りつつ、地域産業の活力が感じられる、にぎわいのあるまちづくりを進めるものでございます。

本町といたしましては、引き続き、これらの基本方針に基づき、総合戦略に掲げる各事業の推進を通じ、地方創生の目的であります将来的な人口減少への対応や、地域経済の活性化などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員　ご答弁、ありがとうございました。本町の総合戦略として、３点の基本方針をもとに、今後、施策を進めて行かれるということで、一定理解いたしました。

これらの基本方針については、本町の将来を展望した施策であると考えておりますが、さらに具体的な施策の実施にあたってのお考えについて、再度、お伺いいたします。

総合政策部長　総合戦略には、議員ご指摘いただきました三つの基本方針をお示ししており、議員がお尋ねになられている保育環境の整備、あるいは結婚・出産・育児等のサービスの充実という部分での具体の事業をご紹介させていただきますと、まず１点目の「保育環境の充実」という部分では、具体的な事業として、まず一つは地域型保育事業の整備の促進、これは府営の江川住宅の空き室を活用した小規模保育事業所でございますが、もう実施いたしております。その点であるとか、子育て支援協力金の活用による保育環境の充実ということで、今、町内で大規模開発が行われておりますが、その住宅の事業主に、子育て支援に対する協力金のお願いをしていく、こういったこともございます。

それから、「妊娠・出産・子育ての総合的な支援」という部分で申し上げますと、男女共同参画の推進ということで、ワーク・ライフバランスの重要性について、広報誌への掲載や啓発冊子の配布、講座の開催を通じて、住民や事業所に周知・啓発を行っていくこと。それから、子育て世代の包括支援センターの整備――これはこれからということになりますけれども、子育て世代包括支援センターの整備に向け、引き続き先進事例等の情報収集をしながら、いきいき健康課、あるいは子育て支援課において検討を進めていくことといたしております。それから、安心して妊娠・出産できる環境づくりとい

うことにおきましては、現在も実施しておりますが、産前・産後ヘルパーの派遣事業でありますとか、こんにちは赤ちゃん訪問事業のさらなる充実に向けた取り組みを進めてまいりたい。事業の一部でございますが、こういったことを予定いたしております。

以上でございます。

田中議員　答弁、ありがとうございました。

今、答弁いただいたのは骨格的な部分で、細部にわたっては、また新しい、４月に町長選挙・町議会選挙があって、新しいリーダーのもとで、その方針が決められると思いますので、それによって、細部にわたって施策を組み立てていただければいいことかと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。「誰もが心身ともに健康で働ける職場環境の整備を」。

昨年、大手広告代理店に勤務していた新入社員の過労自殺は、新聞等のマスコミで何度も取り上げられ、大きな社会問題になりました。そのことがきっかけとなり、今、多くの企業で労働のあり方を見直す「働き方改革」が進められています。長時間労働が日常化すると、当事者を精神的に追い詰め、心身ともに様々な障害が起きると言われています。もとより快適な職場環境であってこそ、より良い住民サービスが提供できるものと私は考えております。

島本町においても、限られた職員数の中で、国・府からの権限委譲などにより職員の事務量が増え、職員の負担が増えていると聞き及んでおります。その中で、超過勤務の縮減などに取り組みながらも、住民サービスの向上のため、多くの職員が日々努力している点につきましては、私は高く評価し、また感謝しているところです。

創意工夫により、「誰もが健康で働ける職場環境の整備」が、今や喫緊の課題であると私は考えますが、現在の取り組み状況について、お伺いいたします。

総合政策部長　それでは、２点目のご質問にご答弁申し上げます。

住民福祉の維持向上に努める行政職員としては、職務に従事するにあたり、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないものと判断しておりますが、各部・課におきまして、時間外勤務が常態的に発生しないように、また特定の職員にのみ偏ることのないように、時間外勤務の適正化に取り組んでおります。累計の時間数につきましては、直近の１月までの実施分と平成 27 年度同時期を比較いたしますと、約 13％の減になっており、さらに、設定しております年間時間外勤務時間の目安である概ね 360 時間を超える職員は、減少傾向にございます。

また、「誰もが心身ともに健康で働ける職場環境」につきましては、仕事と生活のバランスがとれ、心身ともに健康な状態で、育児や介護といった時間的な制約が伴ったとしても働き続けることができる職場環境であると考えております。そのためには、組織全体において、「コミュニケーションがとりやすい」「ハラスメントがない」「客観的

かつ公正に評価される」「積極的な姿勢がある」「人を育てる空気がある」などが重要な視点であると認識しておりますので、平成28年度から実施しております人事評価制度の中で行う目標管理と結果開示の面談により、上司と部下のコミュニケーションを通じて仕事に対する意欲を向上させ、組織全体の士気高揚を促し、住民サービスの向上に繋げてまいりたいと考えております。

なお、国におきまして「働き方改革実現推進室」が設置され、働き方改革実現会議において、年度末までに実行計画をまとめる予定であると聞き及んでおりますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員　ご答弁、ありがとうございました。直近の時間外勤務時間が減少傾向にあるという点については、大変喜ばしいことであると思います。

人件費の問題もありますが、健康な体が資本になるわけでありますから、職員の皆さんの日頃の健康管理が重要であると考えています。今後、「国の働き方改革実現会議の動向を注視」されることだとありますが、現状の課題認識の中で、当面、島本町として重点的に取り組んで行かれる点について、再度、お伺いいたします。

総合政策部長　１答目にご答弁させていただきましたように、一定の時間外勤務が発生することは、これはもう致し方ないというふうに考えております。ただし、それが常態的であったり特定の職員に偏っている、こういうことがないように、これまでも時間外勤務の適正化に取り組んできておりますので、今後も引き続き、「時間外勤務の適正化方針」に基づいた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員　冒頭の主題に戻るわけですけれども、「誰もが心身ともに健康で働ける職場環境の整備」、これこそが住民サービスに直結する一つの基本だと思いますので、その点を踏まえて、十分に配慮していただきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

伊集院議長　以上で、田中議員の一般質問を終わります。

それでは引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ）　日本共産党・河野恵子です。今任期最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

１点目から、申し上げます。「開発優先に陥りかねない、『都市計画マスタープラン』の見直し」を求めて、質問を行います。

まず、①点目です。現在の要支援者避難行動プランの策定状況を伺います。と同時に、②点目であるオートロック式が想定されるマンション建設ラッシュの中で、単身高齢者への支援・危機状態の際の介入――行政の介入の限界も多く現れる時期に来ていると考えております。マンション住民と行政との接点、自治会づくりなどの一助として、「自

治会立ち上げや大規模修繕、直圧式水道切り替えなどの事業についての相談・情報提供」の場や、豊中市社会福祉協議会がやっておられるマンションサミット開催などの取り組みが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

総務部長　それでは河野議員の一般質問のうち、１点目の①「要支援者避難行動プランの策定状況」について、ご答弁申し上げます。

災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、平成25年８月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づきまして、平成26年12月に「島本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、事務を進めているところでございます。

これまでの取り組み状況でございますが、平成28年度に避難行動要支援者として、対象者となる高齢者や障害をお持ちの方などに対しまして、避難行動要支援者名簿の登録申請書を発送いたしました。この登録申請書では、行政の持つ名簿だけでは把握できない緊急連絡先や家族状況などを記載する項目を追加し、災害時に必要な情報を収集するものとなっております。また、あわせて避難行動支援団体である社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、高槻警察署、自主防災会、自治会に対する平常時から情報提供についての個人からの同意の有無を確認し、平成27年度に作成した名簿の整理を行いました。また、名簿提供先の避難行動支援団体に対し、避難行動要支援プランについて説明会等を開催し、現在、「避難行動要支援者への支援活動にかかる個人情報の管理に関する協定書」を各団体等と締結すべく、協議を進めているところでございます。

今後、協定締結後には、各団体等に名簿の提供を行い、支援者と要支援者が災害時に適切な避難行動が行えるよう、平常時から要支援者それぞれの個別支援プランを作成し、支援者の支援体制の確立並びに要支援者との信頼関係の構築を図りながら、災害時に備えるものでございます。

なお、自主防災会につきましては、昨年11月に開催しました自主防災会連絡協議会におきまして、避難行動要支援者名簿の取り組みに対するアンケート調査を実施しており、受け入れが可能な団体から、協定の締結後、名簿の提供を行う予定でございます。

以上でございます。

総合政策部長　それでは、②のうち、「マンションコミュニティに関する支援」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町の共同住宅での自治会加入率につきましては、平成25年の住宅土地統計調査における共同住宅全体の世帯数をもとに算出いたしますと、およそ５割となっており、町全体の自治会の加入率がおよそ７割であることに比べますと、低い状況でございます。

このようなことから、昨年11月に自治会未結成である一定世帯数以上のマンションの管理組合に対しまして、アンケートにより、マンションにおけるコミュニティの現状を調査させていただきました。その結果、回答率は77.8％でございましたが、回答のあっ

たマンション管理組合におかれましては、防災・防犯活動、清掃活動など、一定のコミュニティ活動を行われており、マンション内でのコミュニティ活動は必要であるという認識がある一方、自治会を積極的に必要とされているマンション管理組合は少数という結果になっております。

町といたしましては、地域コミュニティは住みよい地域を形作るために必要なものであると認識いたしており、来月（３月）の広報しまもとにおきまして、自治会活動の特集記事を掲載させていただく予定としております。今後におきましても、住民の皆さんに対する地域コミュニティに関する啓発活動を粘り強く続けていくとともに、議員ご指摘のマンション住民との接点づくりの方法も含め、どのようなコミュニティが必要であるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　引き続きまして、②の「マンションにお住まいの単身高齢者への支援・危機状態の際の介入の限界」について、健康福祉部からご答弁申し上げます。

地域にお住まいの単身高齢者につきましては、マンションにお住まいであるか否かに関わらず、日常生活の見守りや緊急時の対応に活用することを目的として「ひとり暮らし高齢者実態把握事業」を実施し、高齢者ご本人の状況や緊急時の連絡先、かかりつけ医の有無などの個人情報の把握に努めております。

提出いただいた個人情報につきましては、ご本人の同意を得たうえで地区担当民生委員に情報提供を行い、会食会等の高齢者福祉サービスのご案内や、民生委員児童委員の見守り活動に活用いたしますとともに、緊急時の救急搬送などの際に活用する「救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」をお配りしております。昨年度末までに「しまもと安心ボトル」をお配りした方は、累計で1,128人となっており、３年を目途に台帳の更新を行っておりますが、本年度につきましては、平成28年10月1日現在の住民基本台帳上65歳以上の単身世帯の方を対象として全数調査を実施し、現在、回収作業を行っておるところでございます。

以上でございます。

河野議員　総合政策部におかれては、自治会未結成のマンション管理組合に対して実態把握を手がけられたということについては、一歩前進され、実態把握に努められたということでは心強く思っております。

ただ、その辺の意識の醸成ということは、やっぱり人間同士、あるいは住んでおられる方の、どういった暮らし方をするのか、地域と連携を持つのかというのは、それぞれの選択があるということで言えば、こういったマンション建設が、今後、高層マンションなども、またオートロックという形では外部の人との自由な交流が一定遮断されるという側面もありますので、こういった実態把握に努められることを引き続き求めておきます。

続いて、この「都市計画マスタープラン」との関連で質疑をさせていただきます。

都市計画マスタープランの上位計画である「総合計画基本構想」との整合性について及び次期総合計画の見直し作業について、答弁を求めます。

都市創造部長　続きまして③点目の前段部分、「総合計画との整合性」について、ご答弁申し上げます。

平成 24 年６月に策定いたしました現行の「島本町都市計画マスタープラン」の２ページに記載いたしておりますとおり、「島本町都市計画マスタープラン」は、「島本町総合計画」と大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものとしております。この方針は今後も継承されるものであり、次回の「島本町都市計画マスタープラン」の見直しの際におきましても、「島本町総合計画」と「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めることになるものと認識いたしております。

以上でございます。

河野議員　今、ご答弁があったとおり、この「都市計画マスタープラン」の根拠法令としては、「都市計画法」第 15 条第３項に規定されています。「市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ都道府県等が定めた都市計画に適合したものでなければならない」と規定されています。今、そのとおり、ご答弁もあったところですが、「地方自治法」96 条の改正もあり、この基本構想、「総合計画」の基本構想という上位計画についての議論を、島本町としては相当精力的にやっていかなければいけないという時期に至っております。

「総合計画基本構想」の目標年次は、平成で言えば 31 年。約２年先ということになりますし、本来であれば、今の時点で「総合計画」の基本構想を策定するための何らかの協議機関を設置しておかなければいけないということでありますが、その点では、この議会、島本町議会の議論も、ようやく先日の議員全員協議会において、この「総合計画基本構想」の位置づけとともに議会のあり方、議会の関与の仕方について、ようやく 14 人の議員全員の共通認識を持てたというところに至っていると思いますが、いよいよ選挙ということで改選になりますので、改選後の４年間の新たな議会、新たな町長のもとで仕事をされる職員さんにおかれては、相当精力的な仕事が待ち受けているというふうに思いますし、この点をしっかりやっておかなければ、「都市計画マスタープラン」の根拠も崩れていくというふうなことを私は非常に危惧をしておりますし、自分自身も過去に「総合計画基本構想」の議決に二度関わった議員として、非常に責任も感じているところです。

続いて、このことに関わって質問を続けさせてもらいます。

東大寺国土交通省土砂置き場について、この間、島本町は用地払い下げ交渉を一度も行っておられません。大阪府の一級河川としての水無瀬川の防災強化こそ急務であるこ

とを考えますと、改めて住民の意向調査や、地域別課題の洗い出しを行い、「都市計画マスタープラン」の見直し作業が早晩必要だと思われますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

都市創造部長　次に、④点目の「都市計画マスタープランの見直し」について、ご答弁申し上げます。

島本町都市計画マスタープランにつきましては、当初、平成 11 年に策定したものであり、当初計画の策定から 10 数年が経過し、社会情勢等の変化を踏まえ、新たな都市づくりの方針を定める必要があることから、平成 24 年に見直しを行ったものでございます。

現行の「島本町都市計画マスタープラン」につきましては、今後 10 年間で取り組む都市計画の方針を示したものであり、計画全体の目標年次は平成 33 年といたしております。なお、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものといたしております。

次回の見直しにつきましては、前のご質問にもご答弁させていただきましたとおり、「島本町総合計画」と「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即したうえで、今後、町内各所で行われる開発等を見据えた土地利用の方針等を検討すべく、住民の皆様のご意見も踏まえながら、見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　私自身、３年前まで都市計画審議会の委員を議会選出として、概ね 10 数年、務めてまいりました。その際にも、一委員としては発言をさせていただいたところですが、今回の特に「都市計画マスタープラン」の見直し、あるいはマスタープランのとおりに行政を執行されていないという点について、特に質問させていただきたいと思います。

「都市計画マスタープラン」の 57 ページに示されています、「まちづくりの目標　自然と調和した活力のあるまちづくり」というところに、上から５点目、これは東大寺の緊急土砂置き場を指す記述ですが、「採石場跡地などの未利用地については、『島本水の文化園構想』の趣旨を踏まえ、スポーツ・レクリエーション施設をはじめ政策課題に対応した様々な活用方法を検討します。」と書いています。これはずいぶん以前から、「都市計画マスタープラン」を作られて以来の記述を延々と繰り返しをされていると。

しかし、このことについて、前会の 12 月議会にもたくさん質問がありました。NEXCO 西日本の新名神工事に伴うトンネル掘削工事の土砂搬入の問題が、今、この土地を巡って、これから議論や議会の議論が始まろうとしておりますが、まず、改めてお聞きしますが、この「スポーツ・レクリエーション施設をはじめ政策課題に対応した様々な活用方法を検討」すると、この「都市計画マスタープラン」ではうたっていますけれども、この土地自身は国土交通省の持ち物であります。この間、この緊急土砂置き場、採石場跡地、あるいはこの辺の淀川水防緊急土砂置き場ですね。国への払い下げ交渉というの

は、町においてはやっておられたのかどうか。答弁を求めます。

都市創造部長　当該土地につきましては、払い下げ交渉等は行っておりません。

以上でございます。

河野議員　続いて、先ほども申し上げましたNEXCO西日本の新名神工事に関わって、トンネル掘削工事によって発生する土砂、概ね60万立米を、この地域に、国土交通省所管の土地に搬入をしたい、するという計画が示されています。具体なことはまだこれからですけれども、そういったことを全面的に受け入れたと仮定しまして、その後、この「スポーツ・レクリエーション施設や政策課題に対応した様々な活用方法の検討」は可能なのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長　「都市計画マスタープラン」におきましては、当該地区をスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけている一方で、「政策課題に対応した様々な活用方法を検討」すると、議員ご紹介のとおり、記載しておるところでございます。

なお、土砂置き場につきましては、今回、土を搬入されるということ自身は従来どおりの土地利用であり、計画上に示す活用方法の一つと認識しているところでございます。

以上でございます。

河野議員　従来どおりということで行政が認識されているということでありますが、そもそも、これは国の土地であって、緊急土砂置き場、淀川水防用の土砂置き場だということは十分に私も承知しております。

ただ、島本町が平成で言えば11年のあたりから、ずっと、ここはスポーツ・レクリエーション施設にしたいんだと、そういう意向を持っているということは「都市計画マスタープラン」に明記されていますので、そういった方向性を考えたときに、では、このNEXCO西日本の土砂搬入について受け入れるということの姿勢、受け入れるということをまだ示されたわけではありませんが、百歩譲って、このマスタープランの方向性に沿って行政は仕事をしていくということであれば、土砂搬入はストップをするということを主張することが、島本町の「都市計画マスタープラン」に沿った行為であり、仕事である、姿勢であると私は考えます。いかがでしょうか。

都市創造部長　現行の「島本町都市計画マスタープラン」につきましては、目標年次を平成33年といたしております。なお、その間、社会経済情勢や行政需要等に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うということといたしております。ですから、次回の見直し時におきましては、「島本町総合計画」と「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即したうえで、あと加えまして、今後、町内各所で行われます開発等を見据えた土地利用の方針等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　私自身は、こういった記述を、「いたずらに」と言うと審議会軽視と言われる

かも知れませんが、明記して残したり繰り返すということについて、非常に懸念をしております。一方では、そういったことを要望する方からすれば、期待をさせるということになりますし、先ほど執行部のほうの答弁でもありましたように、この「都市計画マスタープラン」の目標年次はあくまで 10 年間ということですから、概ね５年後の平成33 年ということで言いますと、実現不可能であるし、町としてもやりたいという姿勢がない。また、先ほどの関議員の質問でもありましたように、財政状況を鑑みたときに、島本町役場の耐震化もこれから、小学校も１ヵ所耐震工事が残っている。様々な公共施設を総合管理計画のもとで圧縮をしていくということを考えたときに、もう緑地公園もできています。その緑地公園整備が終わった後に、また、あの地域にスポーツ・レクリエーション施設を想定するということ自体が現実的でないと思います。取り下げすべきだというふうに思いますし、行政として、その意思を持つべきだと思っておりますが、いかがですか。

都市創造部長　先ほどからもご答弁させていただいておりますとおり、現行のプランは年次目標を平成 33 年といたしておりますことから、次回、更新時におきましては、一定、この地域の表記のみに限らず、種々、現在の本町における開発等も含めたうえで、見直し等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　この点、ちょっと予定外だったかも知れませんが、町長にお尋ねしたいと思います。３期 12 年務めておられて、この都市計画マスタープランの変更なり策定に、十分に、その任期中、関わってこられたと思います。こういったことを置いておくということが中途半端な開発指向を誘発するというふうに私は思いますし、やはり、これは見直すべきであるということを、しっかりと申し伝えるということを、現町長の段階で考えておく必要があるのではないか。未来を担う若者世代に、このような中途半端な、開発を誘発するような記述を残すということは、私はいかがなものかと思います。答弁をお願いいたします。

川口町長　それぞれの計画というのは年度がございますので、それと私の任期がうまい具合に噛み合っていくかどうか、それは計画によって様々でございます。

それと、「水の文化園構想」でございますけど、国土交通省、大阪府、島本町が結んでございます。これは今のところ具体的には進行しておりませんが、計画自体はまだ生きているという、そういう認識でございます。ただ、議員がおっしゃったように現実的にどうなんだというふうなことについては、次期「総合計画」「都市計画マスタープラン」を策定する際に、その点はもう具体的にご議論をいただいたらいいのではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

河野議員　わかりました。ある一定は共感できるところもありますが、この点については

引き続き、そういう場所を得ることができましたら、議論をしていきたいというふうに思います。

次の、⑤点目にまいります。高層マンションの建設ラッシュの現状を見ますと、市街化や開発優先、開発誘導が先行されていると言わざるを得ません。「総合計画」策定時の住民意向調査の結果を尊重した、住民の自発的な地区計画や景観形成の取り組みを支援する施策、また開発業者には誠意ある言動を求める毅然とした開発指導のあり方が、強く求められていると考えます。見解を伺います。

都市創造部長　次に、⑤点目の「開発指導のあり方」等について、ご答弁申し上げます。

「第四次島本町総合計画」策定時の住民意向調査におきましては、様々なご意見をいただいており、景観形成等にかかるご意見もいただいたものと認識いたしております。

議員ご指摘の、「住民の自発的な地区計画や景観形成等にかかる取り組み」等を支援する施策につきましては、まちづくり団体等からのご要望や地区の状況等を勘案したうえで、必要に応じて検討させていただきたいと考えております。

また、「開発業者への毅然とした開発指導が求められている」旨のご意見につきましては、本町におきまして、これまでも適切に対応しているところではございますが、今後も行政の中立性を担保するため、開発業者及び利害関係者の意向を踏まえたうえで、状況に応じた開発指導に努める必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

河野議員　この点については、ちょっとバクッとした質問になってしまいましたけれども、本当にこの１年間、特に企業の跡地の売却や、あるいは農空間、市街化農地の売却によって、島本町の市街地に高層マンションなどの建設ラッシュが続いております。

私自身は、議員としてはその地域に住んでいなければ持ち得る資料ではありませんが、今、手元に水無瀬一丁目 749 の地番の共同分譲住宅 58 戸を予定されている。このことに関して、地域住民の皆さんに昨年の 12 月 11 日、第一中学校で説明会が行われた前後の、その業者の示された資料及び要望書の一部を、住民の方から拝借する形で、本日、質問させていただきたいと思います。昨年の 12 月 11 日の説明会の前後に行われました、この共同住宅、分譲住宅の説明会のあり方について、お尋ねいたします。

今回は、施工者、業務代行者及び説明者という、そういった形で委託をされて、その委託をされた業者が住民への説明を行うということについて、私自身は初めての形だと思っておりますが、この点について、何らか行政は開発指導要綱上の取り扱いをされたのか、説明ください。

伊集院議長　通告されていますか。

河野議員　通告そのものの「開発指導のあり方」について、再質問させていただいております。通告書は、議長の手元にあるままです。

伊集院議長　その内容の中身、具体の部分の……。

河野議員　一般質問でしかできないですよ。

伊集院議長　したらあかんと言っているわけじゃなくて、「されてますか」と確認させていただいております。

河野議員　通告というのは、通告書に載っている範囲で、一定、行政との事前調整はしてますけど、どういう意味の通告ですか。答えにくくさせたらあかん……。

都市創造部長　先ほどのご質問につきましては、地域の方が、事業者が代行者を使って権限のない中、協議をしているんじゃないかという疑義をお持ちになられて、そのことにつきましては行政にも一定、見解を求められているところでございます。これにつきましては、本町におきましても顧問弁護士に確認をいたしましたところ、「弁護士法」第72条に即し、事実行為の説明であれば問題は生じず、協議・交渉等行う場合は、施主において書面を作成のうえ代行者において説明をしていただいていることから、法には抵触しないものと認識しております。

なお、本件については、住民の方々から、このような形で行政に対する要望が出されたことについても、私どものほうから事業者のほうにはお伝えをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

河野議員　私自身、昨年の12月11日の説明会については、その情報を知り得る立場にもありませんでしたし、先ほども申し上げましたように、行政には再三再四要望、あるいは行政からの回答書が出されているというふうに伝え聞いております。正式に議会に、このような要望書が示されたということは、今の段階では聞き及んでいませんし知りませんので、これ以上踏み込むことは差し控えますけれども、引き続き、この開発指導に基づいて行政のほうでは指導していただきたい。

また、その12月11日の説明会の折りに、住民とのやりとりを記録したＤＶＤも、住民の方から行政に、そのやりとりの中身を伝えるためのＤＶＤも提出をされているというふうに聞いていますが、その点は間違いございませんか。

都市創造部長　ご質問にございますとおり、確かに行政に対して、そのときのＤＶＤについては提出をされておられます。

以上でございます。

河野議員　そのＤＶＤを見る限り、島本町の開発指導要綱に基づいて指導すべき対象のやりとりはあったのか、この際、確認をさせていただきたい。

都市創造部長　地域の方からは、そのとき行われました説明会に対しては納得できないという旨の声があること自体は、認識いたしております。また、そのような声が行政のほうにもたらされましたことに対しましても、私どものほうから事業者のほうにもお伝えをさせていただいております。

以上でございます。

河野議員　再質問は、ちょっと時間の都合もありまして差し控えますが、今後、こういった要望書については、私たち議員としては情報公開請求、あるいは「要望のわかるもの」という資料要求で手元に届くものというふうに思いますので、これもまた別の場所を得て質疑は続けていかなければいけないと思っております。

そういった意味も含めて、「都市計画マスタープラン」はまだまだ開発優先の行政執行が続いているのではないかという点について、再度、求めまして、この質問については終わります。

次の質問に移ります。「広域連携――保健行政・難病者福祉」について、伺います。

難病特定疾患の申請手続き、更新事務などについて、現在実施されている茨木保健所、そして島本町での相談受付・窓口業務についての説明を求めます。

健康福祉部長　それでは、２点目の「広域連携――保健行政・難病者福祉」につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「難病特定疾患の申請手続き、更新事務など、現在実施されている茨木保健所、島本町での相談受付、窓口業務について」でございます。

難病をお持ちの方に対する医療費助成制度につきましては、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、現在、306 疾病の「指定難病」が医療費助成の対象疾患とされ、平成 28 年３月末現在、大阪府茨木保健所管内で 3,245 名、うち島本町にお住まいの約 300 名の方が、本医療助成の対象として、特定医療費（指定難病）医療受給証の交付を受けておられると聞き及んでおります。

「難病法」に基づく医療費助成では、対象となる方の所得の状況に基づいて自己負担上限月額が設定され、同月内の医療等にかかる費用については、当該上限額を超えた自己負担額が助成される制度となっております。大阪府においては、毎年 12 月に特定医療費（指定難病）医療受給証の交付を行っておられますことから、毎年７月～９月に大阪府内の各保健所にて申請受付を行っており、本町におきましても、茨木保健所を受付場所とする他、島本町のふれあいセンターを会場として、９月に申請受付がなされております。

以上でございます。

河野議員　高槻保健所、これは大阪府高槻保健所のことを指しますが、島本町を所管していた時代と比較をして、その施設との距離や公衆衛生、保健指導上の変化及び現在の保健師１人当たりが担当する住民の人数について、茨木保健所、高槻市保健所、島本町、それぞれの現状をお答えください。

健康福祉部長　続きまして、②の「高槻保健所が島本町を所管していた際と比較しての距離や公衆衛生、保健指導上の変化」でございます。

まず、距離は、保健所の位置が高槻市から茨木市へとなったことから、必然的に遠くなっております。しかしながら、特定医療費（指定難病）医療受給証の申請や家庭訪問

等の相談支援につきましては、ふれあいセンターや、ご自宅などの身近な地域に出向いて実施していただいております。

また、公衆衛生上及び保健指導上の変化でございますが、平成15年に本町の保健所業務が茨木保健所に移管されてから13年が経過しており、その間、感染症や精神保健、母子保健、難病者医療助成等については、様々な法整備や制度改正等がございましたことから、単純な比較は困難であると考えております。

なお、茨木保健所、高槻市保健所、島本町、それぞれの機関の保健師１人当たりが担当する人口につきましては、それぞれの機関において実施しております保健事業の内容や範囲等が大きく異なっておりますことから、単純に人口を保健師数で除して算出して、比較することは、困難であるものと考えております。

以上でございます。

河野議員　その辺の単純比較は難しいという答弁をいただきましたが、先ほど、１問目の答弁の中で、実際には茨木保健所まで出向いて難病など特定疾患の研究事業の更新事務や申請行為が行われているというよりは、島本町内のふれあいセンターの中で、そういった申請行為ができるようにされているということを改めて確認しておりますし、私自身は前から知っております。

また、そういう中で、例えば比較は難しいということを、今、部長のほうで答弁がありましたが、これはもうずいぶん古い資料ですが、平成の大合併の嵐が吹き荒れたときに、島本町自身も、行政として島本町市町村合併等研究会調査研究報告書というのを作られています。これは2002年の５月に発行されています。当時、現職だった議員はすべて持っているということですが、今、持っておられない議員の方も多いと思います。この点で言えば、中核市に移行する前の高槻市と島本町と、参考までに大山崎町との比較もされておられます。

当時は、島本町は保健師が５人、高槻市は17人、大山崎町６人ということで、私たち自身、そのときの平成の大合併のときに一番住民の関心事として、合併をしなければ保健所が遠くなるというようなことを街中のあちこちで言われましたので、いろいろ調べたり、この行政の出された資料を参考にして、島本町のほうが保健師さん１人当たりが対応する住民の数は圧倒的に少ない。翻して言えば、手厚く、また迅速にいろいろな相談事に対応していただけるというような一つの指標を住民にもお示し、全戸配布のチラシを行った、配付を行ったというふうに記憶しております。

こういったこともありますので、一部では、保健所が遠いということで、すべてが説明されているような風潮を、今、私自身、感じております。しかし、こういったことをしっかりと行政比較をする。あるいは中核市または大阪府からの権限委譲によって、業務の中身も相当変わっておりますので、その点も、やはり正確な情報提供に努めていただきたい。特に国会議員、府会議員に対しての説明責任は、正確な情報提供をしていた

だきたい。その点についていかがでしょうか。これは町長かと思われますので、答弁をお願いします。

川口町長　国会議員、府会議員の説明責任というのは、私どもにあるんでしょうか。私は、そういった説明責任はないと……（河野議員・質問者席から「これからして欲しいと。わかりました」と発言）……、そのように考えております。

伊集院議長　行政に対する質疑で、お願いいたします。

河野議員　そういったことは、今の段階ではないということですので、これは私自身の、１人の見解であるというふうに止めておきます。

それから、続きまして、質問を続けます。一方では、この難病の方、特定疾患研究事業の対象者の方々自身が、先ほど答弁もありました。９月と言えば、まだまだ残暑の厳しい時期であります。この期間、真夏の期間に、ふれあいセンターに出向いての申請行為は難病者にとっては大変苦行であるという声を、以前から聞いております。相談場所の改善を、過去の議会質問でも取り上げてまいりました。改善や検討の経過について、伺います。

健康福祉部長　③点目の「真夏の期間中のふれあいセンターでの申請受付について」でございます。

先ほど、ご答弁いたしましたとおり、特定医療費（指定難病）受給証の更新申請会場につきましては、茨木保健所を受付場所とするほか、大阪府茨木保健所職員が島本町のふれあいセンターに出向いて申請受付を行っていただいております。特定医療費（指定難病）受給証の有効期間は 12 月 31 日までであり、その更新申請受付が９月末までとなっていることから、本町に出向いていただく日程が、例年９月頃になっているものでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

河野議員　今も職員が少ない中、類似団体よりも 30 人も少ない中で、保健師さんを、以前では高槻市と比べても非常に多く配置をされる。また、高齢者の相談に乗る地域包括支援センターなども町立として持っている。そういう意味では、例えば朝に介護ベッドが欲しいと電話をしたら、その日のうちに介護ベッドが届くとか、このような迅速な対応を、今、島本町ではやっていただいています。

ただ、この私たちの任期満了を持って迎える町長・町会議員選挙では、いきなりということは私の実感でありますが、明らかに、島本町の今後の広域行政、そして合併も含めた大きな議論が争点になってきたなというふうに、私自身は全身で感じております。その点も含めまして、今回の質問に至りました。

今後、私たち議員はもちろんですが、町職員におかれても切実な取り組み、情報提供をお願いしまして、この質問は終わります。

以上です。

伊集院議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 02 分～午後１時 00 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　今任期最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

Ｉつ目．「ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業 ～徹底した住民利益の追求を～」。

1)業務代行予定者の選定結果について、審査選定委員会の答申内容を踏まえて報告を求めます。特に、株式会社フジタ・阪急不動産株式会社の共同企業体を選ばれた理由をお示しください。

2)「島本町都市計画マスタープランに沿って事業を行う」と、繰り返し述べてこられました。同プランには「駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康など公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化します。また、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進します。」とあります。同企業体が示された事業計画案には、どのような公共公益的機能が盛り込まれているのですか。

都市創造部長　それでは、Ｉ点目の「ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業」にかかるご質問に、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、1）点目の「業務代行予定者の選定結果」にかかるご質問でございます。

ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業業務代行予定者審査選定委員会設置要綱に基づき、昨年 12 月５日にＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合業務代行予定者審査選定委員会を開催され、委員会としての答申を 12 月 21 日付けで示されております。この答申を踏まえ、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合規約に基づき、1 月 27 日に開催されました準備組合の第７回総会におきまして、「ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業業務代行予定者の選定」についての議案をあげられ、賛成多数で議決されたものでございます。

なお、株式会社フジタ・阪急不動産株式会社が当地区の業務代行予定者に選定された理由といたしましては、地権者に対する支援の考え方が明確・明瞭であり、多様なニーズにも応えられるような土地活用方法を提案されている等があげられていたものと認識いたしております。

続きまして、2)点目の「事業計画案における公共公益的機能」にかかるご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、「島本町都市計画マスタープラン」におきましては、ＪＲ島本駅西地区周辺について、「土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、都市基盤の整備と合わせ、駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康など公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化します。また、

緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進します。」と記載しております。

当地区における業務代行予定者の募集に際しましては、応募事業者に渡された事業概要書に「島本町都市計画マスタープラン」の当該箇所を示され、改善提案を求めるものとされておりました。これを受け、選定されました業務代行予定者の提案内容におきましては、駅前に医療福祉ゾーンや駅前商業ゾーンが配置されており、第三小学校北側には集約換地ゾーンを設けられており、そのほか営農を希望される方のために農地保全ゾーン、保留地や個別換地ゾーンの配置を提案されております。

なお、これらの計画につきましては、今後、地権者の皆様のご意向等を踏まえ変更等が加えられる可能性がございますので、確定されたものではございません。ご理解のほど、よろしくお願い申しあげます。

以上でございます。

戸田議員　曖昧だなと思うんですが、３点、絞って再質問します。

地区計画を策定するにあたり、同プランを成立させるための高さ制限は、前回に計画されていた30mを越えるのか超えないのか。二つ目．「流用土の活用で１億円の事業費削減が見込める」と総会報告資料にありますが、どういう意味か。どこから持ってくるのか。汚染物質など、環境的な課題もあります。三つ目．調整池はどれぐらいの規模で、どのように配置されるプランですか。

以上、お願いします。

都市創造部長　まず初めに、地区計画における高さでございます。ご指摘のとおり、平成24年度に事業協力者を募集した際におきましては､地区計画における高さ制限を30m程度と検討いたしておりました。今回の提案におきましては、保留地部分にマンション等が計画されているものの、高さについては未定であることから、今後、地区計画における高さ制限につきましては、地権者等のご意向を踏まえ、詳細な協議をさせていただく必要があるものと考えております。

続きまして、流用土についてでございます。流用土の利用につきましては、公共事業等の際に発生する残土を譲り受けるものでございます。今回の提案においても、公共残土等を譲り受け、事業費を圧縮する提案をされているものでございます。

なお、公共工事等における譲り受けの流用土なんですけども、タイミングが非常に重要となりますので、事業の進捗にあわせて協議をしていくことが必要ではないかなと考えております。

続きまして、汚染の分でございます。当然、流用土に汚染物質が含まれている可能性もあるため、一般的には、搬出先と受け入れ側で協定等を締結いたし、搬出側において一定の項目に基づき検査を行ったうえで、受け入れられることになるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員　上手に答弁されるなと思うんですけど、公共残土ということは、当然、NEXCOのものかなと、私なんか思うわけです。また、民間の残土は入れないということなんですか。「公共残土等」とおっしゃいました。提案には、どのように書かれていますか。

都市創造部長　再度の流用土についてのお尋ねでございます。流用土の搬入元につきましては、一般的に公共事業に関わらず、近隣の民間開発における残土の流用も視野には入れておられるものと認識いたしております。

それと、先ほど１点、調整池にかかりますご答弁抜けておりましたので、ご答弁させていただきます。

ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、開発面積が１haを超える開発に該当するため、調整池の設置は必要であるものと考えております。今後、本事業にかかる実施設計を踏まえ、計画内容が判明した時点で、どの程度の調整池が必要かについて、大阪府が策定しておられます「調整池等流出抑制施設技術基準案」等に基づき、検討されることになるものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員　まず、高さ制限については、過去資料では25mだった。それが30mになった。今回、さらに増えていかないことを願うばかりなんですけれども、公共残土・民間残土の件です。

そういうことになると、「総合計画」等、これまでの経緯からすると、民間だったらば桐ヶ原の開発と思わざるを得ないところもございます。いずれにしても、まだ計画の内容は示されていない。準備組合での承認後に、地権者への事業内容の説明を行っておられますけど、順序が逆です。そして、説明会が終わった今でも、具体的なプランを明かそうとはされていない。前回は、総会での承認後速やかに公表されましたから、公開度はむしろ後退しています。信頼関係を持って同事業が行える環境とは、到底思えないのです。

事業内容についての議論が避けられない課題となりつつある今、選定された事業者が提案する事業内容を、いつ、どのように、議会に、住民に公表されますか。12月一般質問でも申し上げたように、意思決定のプロセスの透明性、住民意思の反映が重要です。ご答弁、お願いします。

都市創造部長　続きまして、3)点目の「事業提案の公表」にかかるご質問でございます。

業務代行予定者に選定された事業者の提案書の取り扱いにつきましては、「島本町ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業　業務代行予定者募集要項」に明記されており、「準備組合は、業務代行予定者に選定された者の提出した事業提案書を、応募者の了承を得て無償にて公表・展示することができるものとする。」と規定されております。この規定に基づき、公表・展示の可否について株式会社フジタ・阪急不動産株式会社の共同企業体に確認されたところ、事業提案書は確定されたものではなく、今後、地権者

の皆さんのご意向や、大阪府や島本町との協議等を経て変更がなされる可能性が高く、未成熟な情報が伝わりかねない」との見解から、現時点において本共同企業体は承諾をされておりません。

しかしながら、本町といたしましても、事業内容を踏まえた都市計画をはじめとするまちづくりの検討が必要となってくることから、今後は準備組合及び本町といたしましても、どの段階で公表が可能であるか、業務代行予定者と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　今のご答弁は、「未成熟な情報で地権者に判断を迫られた」と言っておられるのに等しいと思います。

京阪神で唯一残っている、駅に隣接して農地があり、後ろに山がある。「島本駅から見る風景は大阪の宝だ、橋下知事に補助金をもらって保存して欲しい」、これは 2009 年６月、駅西市街化調整区域内の農地所有者を対象にしたアンケートの自由意見に書かれていた地権者の声です。去年、平野議員と大阪府環境農林水産部農政室推進課を訪ねた折り、担当職員の方は、「島本町に農地・農空間を保全するという意思がおありならば対策はある、協力を惜しまない。そもそも乱開発を恐れて優良な農地を全面的に開発してしまうなど」との見解を示されました。

もちろん、同自由意見には、当然、駅前開発促進を望む声もあります。対象地区農地で「将来も農業を続けようと思うか」の問いに、「はい」と答えた人 17 人、47.2%。「いいえ」が 16 人、44%と拮抗していたように、自由意見も拮抗していた。

「自ら求めたことはないＪＲ新駅、便利になったことは事実だが、今まで不自由だと感じたことはなかった。新駅開業のあおりで慣れ親しんだ楠公さんの大木が何本も切り倒された。人の往来が増え、タバコの吸い殻やゴミが道ばたに増えた。今度は駅西側の開発準備だろうか。アンケートが送られてきた。わずか 10 行足らずの協力要請だが、我が人生設計の変更が要るのだろうか。生まれ育ち、60 有余年住み慣れた桜井の町、激変が予想される駅西側をそのままにして欲しいと願うのは少数意見だろうか。アンケートの中にある昨今の社会経済情勢や行政需要の変化に対応とは、まちづくりとどう関係があるのか。また、誰のためなのか。私は思う。マンションやコンビニが建ち並ぶどこにでもある駅前よりも、今の自然豊かな景観を守ることが、胸を張って子どもや孫達に残せる町ではないでしょうか。」。

寄せられた地権者のこの思いは、本質的には今も変わらないと私は思います。しかし、８年近くの歳月を経て、地権者はさらに高齢化。相続という切実な課題もあります。自分が反対すれば土地区画整理事業が前に進まないという思いもあって、土地所有者の意識は当初のアンケート結果とは変化しています。この間、都市農業に対する住民の評価は高まり、とりわけ東日本大震災を契機に、防災の観点から都市農地を保全すべきとの

声が拡がり、「都市農業振興基本法」も制定され、後継者がいなくても農地を農地として保全することが可能になっています。

本事業は組合施行の土地区画整理事業であるとして、庁舎や教育施設など公共施設が抱える深刻な課題と切り離して考え、町は事務局としての立場を貫いておられます。第三者を装っておられます。しかし、課長レベルの当該地区まちづくり推進会議における所管事務事業検討調査結果の一覧にもあるように、予算措置も含めて、極めて全庁的な課題ではありませんか。

都市創造部長　種々、ご意見等も含めてご紹介いただいたところではございますが、当該地区については、地権者がおられる中での準備組合による施行を進めておられるのとあわせまして、当然、私ども所管しておりますまちづくり、しかも全庁的に種々影響のあるまちづくりの事業であるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員　多くの住民の願いむなしく、良好な農地とシンボリックな景観を壊してまで開発するというのならば、せめて、町が責任を持って住民利益を徹底して追求していただきたいと私は思います。

例えば、耐震化工事・老朽化対策を必要としながら具体的な検討が進んでいない庁舎こそ、公共公益的機能の最たるもの。庁舎を当該地に配置することができれば、防災拠点としての機能充実、子育て支援の拠点など、時代の行政需要に応えることができるのではありませんか。高齢者、夫婦ともに働く世帯にとって駅に近い庁舎はありがたく、島本町の強みになります。より広域な地域から職員の採用ができる可能性さえある。そういう発想が、なぜ、できないのでしょうか。こういう議論は起こらなかったのですか。ご答弁をお願いします。

総務部長　続きまして、Ⅰ点目の 4)「当該地への庁舎の配置について」でございます。

まず、本庁舎の耐震にかかる対応でございますが、平成 22 年度に耐震診断を実施した結果、Ｉｓ値が 0.37 となっております。その後、耐震補強計画を考えるうえで診断内容の分析を行っており、躯体のコンクリート強度については建て替えレベルではないものの、多方向からの力には一定影響を受けること、また開口部が多いことなどの対応が必要となっております。これらの分析から、耐震補強計画を作成しておりますが、耐震補強のみでは耐用年数が延びない中で、耐震補強のための耐震壁を設置することによりまして事務所の空間がかなり狭くなるという問題点や、日常業務を行いながらの難工事になるという課題がございます。

これまで、町の公共施設の整備といたしましては、国庫補助の嵩上げ措置期間のある学校施設の耐震化を優先して実施することといたしておりましたので、現時点では、本庁舎の耐震化には至っていないのが現状でございます。

一方、熊本地震におきまして、熊本県益城町では２度の震度７クラスの地震に見舞わ

れ、平成 27 年度に耐震補強工事を行ったにも関わらず役場の一部が破損したという状況を鑑みますと、本庁舎の耐震化の対応といたしまして耐震補強工事が妥当なのか、それとも建て替えが妥当なのか、再度、検討する必要があるとの考えから、その方向性を見出すため、島本町公共施設適正化調整会議に本件にかかる専門部会を設置すべく協議を進めているところでございます。従いまして、今回、議員からいただきましたご提案につきましては、現時点で判断できる状況に至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

なお、本庁舎のあり方につきましては、本町の重要課題でありますことから、専門家の意見もお聞きしながら、その方向性を決定し、できるだけ早い時期に結論をお示しできるよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　再度、検討されるということ。「専門家の意見」というのは、具体的にどういったことになりますか。

総務部長　「専門家の意見」というのは、コンサルタントを予定しております。

以上でございます。

戸田議員　これからの庁舎に望まれることは、防災と災害の拠点、非常に重要。これに耐えられるか、ということです。

今、住民ホール跡地を含む役場庁舎の土地面積は約 6,200 平米。過去に示されている駅西の土地価格は平米当たり 15 万円でしたから、同じ面積の土地を駅前で確保するのに９億３千万円。私のこの試算では、耐震化費用を約７億円と見込んでいるとしたら、その差は２億円。建て替えれば、行政サービスも働く環境も劇的に向上します。また、新たな住宅開発を一定抑制することができ、大型開発が続く現状では、そのような視点も重要です。一方、耐震化しても工事完了までには数年かかるため、その時点で残された躯体の耐用年数はほとんど 10 年。耐震工事後、たった 10 年で建設費用の 20 億円が必要になります。庁舎新築・移設の投資は、そうそう無駄とは思えない。

財政面から１点、質問します。将来負担率を見ると、平成 25 年度からの推移は－44.8、－50.4、－47.0。特に平成 25 年度に大きな変化がありました。その要因について確認します。また、ふれあいセンター、緑地公園の土地取得にかかった費用を、今一度、お示しください。

もう一つ、ふれあいセンター、緑地公園、ＪＲ島本駅、これら大型公共事業の返済は順調に進められていると認識しますが、間違いありませんか。

総務部長　まず、将来負担比率でございますが、平成 25 年度にかなり下がっております。平成 24 年度も将来負担比率は－16.3、それから平成 25 年度の決算では－44.8 というふうに、いわゆるマイナス幅がふくれている。つまり、良くなっているということです。これはバランスシートを考えていただければわかると思うんですが、退職者が、もうす

でにかなり少なくなっているという影響、これはバランスシートで言えば退職手当の引当金が小さくなるということになるんですが、それに加えまして、バランスシートの資産の部で言いますと、小野薬品さんの横の旧町営住宅を７億円ほどで売っておりますので、いわゆるキャッシュができた。キャッシュができた部分を、バランスシートで言う投資、公共施設整備積立金に積んでいるということで、バランスシート上、良くなったということで、かなり良くなっております。

それと、ふれあいセンターの償還につきましては、ふれあいセンターはじめ過去に大きく実施いたしました事業の償還でございますが、ふれあいセンターにつきましては、平成 28 年度末で残額は約１千万まで減ります。つまり、29 年度ではいわゆる完済してしまうという状況で、これは順調に進んでいると言うよりも、約定によって、契約によって返しておりますので、当然、順調に進むという形です。それから、水無瀬川緑地公園の整備では、平成 28 年度末では約 14 億円ほど残ります。発行しているのが約 40 億円ですから、だいぶ少なくなってきてます。あと、ＪＲ島本駅の設置では、28 年度末では約３億４千万ほど残っておりまして、発行したのが約７億円でございますから半分近くになっているという現状で、約定に基づき、順調に減らしているという形でございます……（戸田議員・質問者席から「ふれセンと緑地の土地取得費用」と発言）……。

失礼しました。ふれあいセンターの土地の取得、購入費でございますが、平成４年と平成５年に分けて取得しておりまして、総額で 21 億円の用地購入を行っております。ただ、この 21 億円というそのものは、まず、名神の拡幅の関係で年長者福祉センターの補償がございます。そういう部分での財源とか、あと地域総合整備事業債という交付税措置が約４割ぐらいあるものを充当してますので、取得費は大きいですけど、財源も大きいということでございます。

以上でございます……（戸田議員・質問者席から「緑地公園は」と発言）……。

伊集院議長　質疑、一問一答ですので、よろしくお願いいたします。

（戸田議員・質問者席から「 答弁漏れ」と発言　「２人でやってたらあかんわ」と呼ぶ者あり）

総務部長　すいません。緑地公園でございます。緑地公園は９年と 10 年の２ヵ年に分けて取得しておりまして、総額で言うと約 70 億円。ただ、この 70 億円も大きな特財がございまして、町営住宅の用地には通常は国費はつかないんですが、平成 10 年度に国の景気対策がございまして、約 10 億円の国庫が入ってます。通常では考えられない、景気対策で入ったということがございます。それとあと緑地公園のほうは、交付税措置のある、40％ほどある起債でまかなわれております。

以上でございます。

戸田議員　丁寧にご答弁いただきました。１月 29 日、私は「長岡京市まちづくりシンポジウム」に参加しました。市庁舎建て替えと駅前開発立地的成果計画を総合的に考え、市

長自ら、庁舎建て替えの複数プランをパワーポイントで説明された。80 億規模の事業である、削減しなければならない事業も当然出てくる、だからこそ住民の皆さんと一緒に考え、ご理解をいただきながら進めていきたいと、およそ 300 人の参加者を前に広言されました。急速な都市化に対応して急ぎ整備しなければならなかった公共施設が一斉に老朽化している今、その再配置の機会をチャンスと捉え前向きに取り組みたいと、力強く述べられました。２月は、子ども・子育て支援施設を駅前ビルに集約された明石市の駅前再開発を視察してまいりました。市長との懇談会にも参加し、多くの知見を得ることができました。

私たちのまち島本が、今、このまま地権者のご意向優先で駅前開発を進めていくならば、住民に愛されている農地・農空間を失うという損失に止まらず、行政需要に即した公共施設再配置へのまたとないチャンスをも逃してしまうのではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

総務部長　次に、5）点目の「新たに土地を購入して新庁舎を建てる場合と、現庁舎を耐震補強工事で対応する場合の比較」でございます。

まず、新庁舎を建てる場合は……（戸田議員・質問者席から「ちょっと答弁がずれてる」と発言）……。5）点目のご質問だと思います。

まず、新庁舎を建てる概算でございますが、現在の本庁舎の延べ床面積は 4,728.43㎡ございますので、それに「島本町公共施設総合管理計画」で用いております行政系施設の更新単価である平米単価 40 万円をもとに試算いたしますと、単純計算で約 20 億円が見込まれます。一方、現庁舎を耐震補強工事で対応する耐震補強計画での概算費用は、約７億円となっております。

議員がご提案されておられます壮大なプランでは、新たに土地を購入して新庁舎を建てる場合には、建築費用約 20 億円＋用地購入費＋駐車場などの附帯工事などの合計額になるものと思われます。

いずれにいたしましても、先ほどのご質問でもお答えさせていただきましたとおり、本庁舎の耐震化の対応といたしまして、耐震補強工事が妥当なのか、それとも建て替えが妥当なのか、再度、検討する必要があることから、現時点で、議員ご提案の新たな土地の購入を含めたプランについての試算はしておりません。よろしくお願いいたします。

以上です。

戸田議員　ちょっと、質問とご答弁が若干ずれていましたけれどもね。過去の土地取得と比べれば、庁舎の土地を駅前で取得するというのは、あながち突拍子もない案ではないというふうにわかっていただけたと思います。時代の行政需要に即した公共施設再配置へのまたとないチャンスを逃していただかないように、再検討をよろしくお願いしたいと思います。

住民にも、議会にも、計画の中身が示されずに進められる駅前開発。このままで良い

はずがない。３期12年の任期をやがて終え、勇退される町長にとって、島本駅西側のまちづくりの理想とはどのようなものだったのでしょうか。町長にお答えいただきたいと思います。

川口町長　まず、庁舎の再配置ということは、新しい年度になりましたら、精力的にやっぱり多くの皆さんからご意見を聞いていく必要があるだろうと思っております。ただ、庁舎の再配置ということでタイミングというものがございまして、この４月１日から、し尿の中間処理施設、し尿の一部事務委託を高槻市さんのご理解をいただいて、それが可能になるわけでございまして、それまでは住民ホール壊した後の土地、あそこにし尿の中間処理施設を建設する予定にしておりました。そういうことがございましたので、新しい年度になりまして、庁舎の再配置については精力的に検討していく必要があるのではないかなと思っております。

それと、小学校・中学校の耐震化補強を優先的に進めておりましたので、庁舎の建て替え、あるいは再配置については、まだ進んでいないというふうな状況でございます。

それと、西側をというふうなことでございますけど、駅前の一等地でございますので、土地の高度利用は当然必要であろうかと思ってます。ただ、島本町という土地は山が迫っておりまして、自然が極めて近いところにございます。新しく駅前のあの土地が、人間と自然が共生するような、そんなモデル地区になって欲しいなと、私はそのように思っております。

以上でございます。

戸田議員　明石市は、ビルの窓がオープンで、全部、城跡が見えるようになっていて、憩いの椅子が全部ガラスの方を向いておりました。

時間もありませんので先に進みますが、先ほど総務部長からは誠実な、丁寧なご答弁いただきました。なぜ、駅前なのに公共施行としなかったのか。私は、この理由がわからない。なぜ組合施行とされたのか。ここのところが本当にわからない。職員の仕事の質、そして全体への奉仕、それによる達成感というものにとって非常にマイナスだったなと、無念でなりません。

二つ目の通告をしていますので、その質問に移りたいと思います。「東大寺・山崎地区にコンビニエンスストア開業 ～歩行者空間のバリアフリー対策を～」。

開発により見通しは良くなり、段差もほぼなくなり、周辺が明るくなりました。が、通学路としては様々に課題があり、学校・ＰＴＡと、事業者との協議が重ねられたと聞き及びます。

別途、私のほうでは開発行為の事前協議の内容を調査し、駐車場の配置図について一定問題点を指摘、セブンイレブン側と協議を重ねてまいりました。すでに重機が入っていた段階でしたが、ご理解いただき、安全対策を社内で検討するとお約束いただき、結果、一部駐車場を軽自動車専用のスペースとして車止めの位置を変更、歩行空間との距

離を取り、誤発進防止のポールを打っていただけることとなりました。

この間、茨木土木事務所との立ち会い、都市計画課へのヒアリング、周辺住民の声を拾うなど、私なりに努力をしましたが、開発に関わる指導に法的拘束力が必要であることを痛感いたしました。また用地買収、セットバックが実現していれば、交通難所である当該地の積年の課題はかなり改善されたと悔やまれます。

1）本件につき、町は歩行空間拡幅のための用地買収の打診・交渉をされましたか。されなかったとすれば、なぜ、されなかったのか。歩行空間の状況、蒸溜所に向かう大型車の通行、ＪＲの高架下など、交通難所であることをよく把握していれば、開発が改善のまたとないチャンスとわかるはずでした。

二つ目．高槻市では、土地使用貸借契約書を交わし、敷地の一部を道路として使用。市が「道路法」及び「特定公共物管理条例」など関連法令に基づいて維持管理を行うことを可能にしておられます。地代は無償、土地の所有は動かさない、固定資産税は非課税という仕組みです。こういった制度を整えておけば、敷地の一部を町が管理して整備するという交渉が、より有利に、可能になるのではありませんか。ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長 続きまして、Ⅱ点目の「東大寺地区に開業予定のコンビニエンスストア」にかかるご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、1）点目の「歩行者空間拡幅にかかる用地買収の打診・交渉」についてのご質問でございます。

議員ご指摘の府道柳谷・島本線と町道山崎１号幹線の交差点付近につきましては、かねてから府道や町道の幅員が歩道部分も含めて狭小にもかかわらず、大型車両が多く通行し、また児童が通学路として利用している状態であることから、町といたしましても、交通安全上多くの課題がある箇所であると認識しているところでございます。

そのため、今回のコンビニエンスストアの建設計画にあたり、可能な限り課題を解消できるよう、事業主側と協議を実施させていただいたところでございます。今回の計画では、既存の府道沿いの歩道が一部拡幅される予定であること、また事業主側との交渉の中で、府道沿いや交差点付近については駐車場の計画を検討されており、既存の歩道と駐車場の間に可能な限りフェンスや段差等を設けない計画としていただけることとなり、一定の交通安全対策・問題の解消ができると判断し、用地買収の打診・交渉等は特に行わず、協議を終了したものでございます。

次に、2)点目の「敷地の一部を町が管理し整備する制度の是非」について、ご答弁申し上げます。

本件にかかる事案につきましては、近隣自治体に確認しましたところ、主に敷地の一部が道路の用に供されており、境界確定により管理区分が明確になった道路や、公共事業により自治体として管理する必要が生じた道路で、土地の帰属が困難である場合にお

いてのみ、土地使用貸借契約書を交わして対応されていると聞き及んでおります。

本町におきましては、現在、町道として維持管理を行う道路は、恒久性・担保性・使用料等の観点から土地の帰属を原則としており、例外として、共同住宅等の開発におきまして自主的に敷地の一部を歩道上に整備していただき、一般の用に供していただいている歩道もございます。

今後、今回の事案のような幹線道路や通学路となった道路沿いでの開発行為を行う事業者に対し、歩道空間の拡幅について協議を行う際は、あくまで土地の帰属を原則としたうえで、土地使用貸借契約書を交わす方法につきましても例外として運用を行うか否かを、先進都市の事例におけるメリット・デメリット等を踏まえ、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　当該地は、まさに、その例外に当たるものだったと私は思っているわけです。

町道側に残った課題について、最後に問います。通路橋と思われるかつての民家の入り口部分が、そのままになっていることから、奇妙な凹凸ができてしまった。通学路、生活道路です。原因者と思われる地権者側、すなわち開発行為をこのたび行われたセブンイレブンにお願いをして、工事期間中に通路橋を撤去していただくということはできなかったのでしょうか。協議・交渉は行いましたか。行わなかったとしたら、なぜ行わなかったのか。できてしまった不自然な凹凸をどうするのか、説明を求めます。

都市創造部長　次に、3)点目の「通路橋」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の箇所につきましては、本町といたしましても把握しており、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づく事前協議の際に、開発事業者に対し当該箇所の改修を要望いたしましたが、「開発敷地外であることから実施ができない」との回答をいただいております。

今後、当該箇所については、通学路であり、児童を含む歩行者の方々が多く通行されることから、水路上の段差や老朽化した既設構造物につきましては、本町におきまして再度現地の調査を行い、補修等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　部長も現場に何度も行かれていると思います。現状はよくご存じのことと思いますので、できることならば新学期が始まるまで、それが無理でも一刻も早い安全対策をお願いしておきます。

開発を積年の課題解決の好機とするためにも、開発事業の手続きに関する条例化が必要と、私は考えます。開発事業の手続きに関する条例制定について、見解を再度問います。お願いします。

都市創造部長　ご指摘のとおり、開発指導要綱の内容をすべて条例化することは、開発業者に対してより強制力・実効力があるものと認識はいたしております。しかしながら、

条例に定められる基準については一定の制約があり、柔軟な対応ができないことから、本町の実情等を鑑み、現状といたしましては、開発業者との事前協議の際、粘り強く交渉・折衝を積み重ね、柔軟な対応ができており、一定、秩序ある良好なまちづくりが形成できていることから、条例制定の必要性は特段ないものと考えているところでございます。

しかしながら、今後、大阪府内の先進都市等の状況や、本町を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえたうえで、条例制定の必要性も一定検討する必要はあるのではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

戸田議員　私は、要綱をすべて条例化するようにとは言っていません。条例化するにふさわしいものと、そうではなくて要綱で残しておくもの、この二つをうまくリンクさせていけば済むことであって、すべてを条例化するというのは、当然、厳しいことだと思います。

今回のことで、せめて条例化されていればとか、拘束力がありません、お願いに過ぎない、その言葉を様々な関係機関から何度聞いたか。検討の必要性があると思います。良好なまちづくり、決して形成できているとは思えない部分が多々ある。マンションの問題、地域の紛争の問題もある。よろしくお願いしたいと思います。

さて、先週末、営業日で言うと議会の直前です。都市創造部長名で議会に業務代行予定者の決定について、ＪＲ島本駅西地区に関わるご報告がありました。1月27日の総会での選定より１ヵ月も経っている。2月20日、私の一般質問の通告が過ぎてからの報告です。

今回の私の二つの質問は、相互に関連しております。もうすでに重機が入っている段階でも、より良いということになれば協議の可能性がありました。ご理解いただけた、信頼関係が結べれば対話ができた。そういうことを考えると、過程が不透明なまま事業が進められること、大変問題だと思っています。

同じ都市創造部から、高槻青年会議所で行われますマスコットキャラクターの公募については経過を説明受けているわけです。なぜ、この駅前の開発に関わる業務代行予定者の決定が１ヵ月も、私が通告するまでお示しいただけないのか。それが私は理解できない。この差は何なのかと、本当に叫びたいと思います。

人口３万人の人びとが望む島本町の将来像、それを反映したうえでの自治体としての政策判断、地権者の皆さんの資産運用、この三つをうまく融合させることが、土地区画整理事業においては非常に重要です。開発に踏み込んだ一般質問を私はしております。関係機関との信頼関係なくして、この事業は進まない。市民レベルの議論、議会への説明責任、町長自らが語られる政策判断、ここからやり直すこと。唯一、ここに希望があると私は考えています。これで、私の今任期最後の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

伊集院議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員（質問者席へ）　それでは、一般質問をさせていただきます。私も任期最後の一般質問、私は 2009 年の初当選以来、毎定例会で一般質問してきましたので、今回が 32 回目となります。よろしくお願いします。

それでは通告に従いまして、「島本町の財政運営と今後の中長期財政収支見通し・行財政改革プラン」について、問う。

前の 12 月議会で、維新の関議員より「島本町の財政はいつまでもつのか」という一般質問がありました。その際、平成 27 年度には 42 億円あった基金が、平成 32 年には 16 億円まで減るという見込みで、そして、その先、「基金が枯渇したらどうなるのか」という質問をされていました。

確かに、本町の財政運営においては、ここ５年だけを見ても、毎年５億から７億円の基金取り崩しを行っており、この状態が続けば先行き憂慮すべき事態ではあります。しかし、その前提に示された「中長期財政収支見通し」では、平成 31 年の見込みは、基金残高は８億４千万円でした。これが１年後の見通しでは、同じ 31 年度で 23 億２千万円と、大きく改善の見込みとなっております。そこで、質問します。

①点目．毎年見直しをしている「中長期」の見直しですが、これほどまでに大きく変わったのは、どういう要因なのか。具体的にお示しください。

総務部長　それでは、外村議員の一般質問の「島本町の財政運営と今後の中長期財政収支見通し・行財政改革プラン」について、ご答弁申し上げます。

まず、前段の「一般会計の５年間の基金の取り崩し」でございます。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算におきまして、当初予算の歳出予算を賄えるよう対応しておるものでございますが、年度の予算執行段階で変動するものでございます。例えば歳出では、入札執行による減額や対象事業の金額確定などで歳出が減額となる一方で、歳入にあっては、自主財源の多くを占める町税収入や地方交付税の確定、また新たな特定財源の確保による増などがございます。

一般会計の財源不足に対応するための基金繰入の予算と決算の過去５年間の推移で見ますと、平成 23 年度当初予算は基金の繰入というのは約３億５千万円ありましたが、決算では約 400 万に減っております。同じく 24 年度の当初予算では約２億６千万円に対し決算では約６千万円、平成 25 年度の当初予算では約１億１千万円に対し決算では約 50 万円、26 年度当初予算では約６億７千万円に対し決算では約３億２千万円、27 年度当初予算では約 10 億４千万円に対し決算では約３億円と、年度内の、歳入の上振れと歳出の減額が相まって、大きく変動しております。

①のご質問の「普通会計中期財政収支見通しの変化について」でございます。

「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、前年度決算及び当該年度予算をもとに作成しているところでございます。従って、将来の試算額は、毎年度、国から示される地方財政計画、その他の制度改正や予定事業の金額の確定などにより大きく変動するものであり、「普通会計中期財政収支見通し」に毎回記載させていただいております注意書きのとおり、過去のものと比較いたしますと、大きく変動しております。

主な変動要因といたしましては、歳入決算額が予算よりも上振れし、歳出決算額が入札執行による落札減や不用額などにより予算を下回るなど、予算と決算に乖離があること、将来の町税、交付金、交付税等は国の制度改正や景気動向などに大きく影響を受け、正確に見込むことが困難なため、作成時点での数値を基本としていること、普通建設事業の実施年度が変わっていることなど、変更していることなどがあげられます。

従いまして、「普通会計中期財政収支見通し」の冒頭に記載しておりますとおり、試算は、推計値として大きく変動するものでございます。

以上でございます。

外村議員　よくわかりました。今のご説明でいくと、５年間、23 年から 27 年までおっしゃった数字を足しますと、約７億円が決算数値で減っているということで、わかりました。そこは、わかりました。

②点目へ行きます。それで現時点、もう２月末ですから、３月ですから、28 年度の決算見込みが大体、補正予算も組まれてますのでわかりますので、28 年度見込みの時点での――あと１ヵ月ありますけども、積立基金残高はどれぐらいになると見ておられるのでしょうか。

総務部長　次に、②の「一般会計の基金について」でございます。

平成 28 年度の一般会計の基金残高は、今回、ご審議いただきます補正予算（第４号）の後の予算ベースで申し上げますと、約 38 億円でございます。その内訳といたしまして、財政調整基金は約 11 億６千万円、公共施設整備積立基金は約 10 億２千万円でございます。

なお、これらの額につきましては、出納閉鎖により決算として確定いたしますので、その間までは変動するものでございます。

以上です。

外村議員　わかりました。先ほども言いましたように、財政調整基金、積立基金ですね、５年間で約７億円減ったということなんですけども、この財政調整基金やその他積立基金というのは、町有地の売却などが一番大きなあれになると思いますけど、ほかにどんな手立てが、増やすにはどんな手立てがあるんでしょうか。

総務部長　公共施設整備積立基金につきましては、これまでの土地、遊休地の売却のものを基本的には積んでおります。財政調整基金につきましては、前年度の剰余金、いわゆる決算数値の余剰金の２分の１を下回らない範囲で積み立てなければならないというふ

うな形で法的に決められておりますので、そういうものを積んでおります。

また、年度間の調整として財源が余れば、財政調整基金に積むなり、あとは予定しておる財政調整基金の繰入を減額するなりというふうな方法で対応をしております。

以上でございます。

外村議員　余剰金というのは、基本的には基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税でまかなわれるということですから、その余剰金というのは、交付税が決定した後に、我々の努力で余ったものが余剰金となるというふうに理解していいんでしょうか。その辺の考え方、教えてください。

総務部長　余剰金というのは、決算で出てきた歳入と歳出のいわゆる実質収支の額でございまして、議員おっしゃっている交付税につきましては、歳入の中の一部でございまして、そこが動いたからということではなくて、いわゆる歳入のトータル、それから歳出のトータルの決算額、つまり実質収支の２分の１を下回らない範囲で、翌年度、財政調整基金に積み立てなければならないという法的な措置を行っておるだけでございます。

以上です。

外村議員　その余剰金ですけども、毎年、基金取り崩ししなきゃならん。じゃ、過去５年間で、余剰金というのはどれぐらい貯まったというふうに考えたらいいんですか。

総務部長　事務事業成果報告書の財政のところで、まず、実質収支を過去５年間並べておりますので、それの２分の１は翌年度積んでいるというふうにご理解いただければ結構だと思います。大体、平均的に実質収支は５千万程度の実質収支を、過去５年間――25年度では１億 2,400 万ほどのときもありましたが、大体５千万ぐらいは出てますので、翌年度 2,500 万は少なくとも積んでいるという形になっております。

以上です。

外村議員　基金が枯渇したらどうなるんだというふうなことを、かなり心配している方もいらっしゃるんですね。そうすると、あまり、そんなに毎年大幅に減っていくということはないというふうに考えていいんでしょうか。

総務部長　今後、大幅に減っていくという部分での想定といたしましては、やはり、その年度の収入だけではまかなえない場合は基金を取り崩しますので、例えば大型の建設工事をやるときに、特定財源が 100％来るわけではございません。起債にいたしましても、75％充当というのが一般的でございますので、あとの 25％は何とか自分でしないといけないという形のときに基金を取り崩すことがございますので、今後の歳出におきましてどういう動きをするかが、基金の動きにも連動するというふうに考えていただければ結構かなと思います。

以上でございます。

外村議員　はい、わかりました。その辺にしておきます。

③点目に移ります。島本町の財政力指数は、平成 28 年度で 0.787、比較的高く、大阪

府下43市町村の中でも上位から14番目、10町村の中では田尻町に次いで２番目という高い水準です。この財政力指数が示す意味について、わかりやすいよう説明してください。

総務部長　次に、③の「財政力指数について」でございます。

財政力指数の算定につきましては普通交付税の算定において算出されるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３ヵ年間の平均値でございます。

なお、一般に普通交付税の不交付団体は、この数値、つまり財政力指数でございますが、それが1.0以上の団体でございます。

以上でございます。

外村議員　本町は、以前から財政力指数が高いにも関わらず、経常収支比率がいつも 100から100を超えており、いわゆる財政運営上の財政構造に弾力性がないと言われています。具体的に、どこに問題があるのでしょうかというのと、ちょっと卑近な例を申しますと、例えば27年度財政力指数で0.42と、かなり低い能勢町の経常収支比率は94.9、豊能町は財政力指数0.513に対して経常収支比率は90.9と。ともに財政力が弱いにも関わらず、うちよりも経常収支比率が低い。極めて弾力性に富んだ健全経営をされているというふうに見えますが、本町との違いや要因は、どこにあるとお考えでしょうか。

総務部長　財政力指数と経常収支比率の関係でございますが、財政力指数は先ほど申し上げましたように交付税を算定するときの基準財政収入額を基準財政需要額で割っただけの数字でございまして、まず基準財政収入額という部分は、いわゆる国で理論的に計算する一般財源、その中には都市計画税とかは入りません。それから、基準財政需要額につきましては、国が、いわゆる法的に市町村に義務化している需要額が主に入っておりまして、町単独でやる事業とか、そういった部分は基準財政需要額には入っておりません。そういったことから、いわゆる経常収支比率を計算するときに、計算するもとの基礎数字がもともと違うというところがございます。

それとあと、経常収支比率を計算するときにも、経常的な収入と経常的な支出の割算になりまして、交付税で言う部分との関係というのは、全く関係がないということではございませんが、町単独で行う事業が多ければ多いほど、経常収支比率と財政力指数は乖離をしていくのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員　財政力指数が高いというのは非常に結構なことで自慢できるものなんですけども、それと財政運営がゆとりがあるかないかには、あまり関係ないというような答弁でございますので、その辺が素人的にはなかなか理解できないんですけども。

じゃ、財政力が高ければ交付税が少ないということですから、確かに本町は非常にほかに比べて地方交付税が少ない。これは逆に国に頼らなくてやっている自前の力があるというわけなんですけども、その中で財政力が弱いところは結構うまく運営していると。

そうすると、やっぱり町のマネジメントにどこかに問題があるというふうに考えるわけですけど、その辺はいかがでしょうか。

川口町長　財政力指数と普通交付税の関係ですけど、一般的に、財政力指数が低い団体は、その分、普通交付税が多くなっておりますので、能勢、あるいは豊能の普通交付税は割合が大きいということでございます。うちのほうは自主財源が多いから、普通交付税が低くなる。それは日本全国の自治体がナショナルミニマムというんですか、同じようなサービスが基本的に受けられるような、そういう考えで普通交付税というのは手当てされているわけでございまして。

ですから、財政力指数が低いからと言って、そのまま放ったらかしにしといたら、どんどんどんどん疲弊していくだけですので、普通交付税でまかなっていって、概ね日本全国の自治体が同じような住民サービスを受けられるようにするというのが、ほんまの基本な部分でございます。

以上でございます。

外村議員　いや、そのことはわかってますよ、承知してます。だから、各々の自治体の運営において財政力指数が高いことは、どこがいいのか。低かってもユニバーサルサービスということで交付税がたくさんもらえる。そしたら島本町の財政は非常に厳しい厳しいと言いながら、毎年運営している。この辺、何か矛盾があると思うから、私は訊いてるわけです。その辺の、わかりやすい答えはないんですか。

総務部長　結論といたしまして、財政力指数が高いというのは自主財源が大きいということです。田尻町の例を取りますと、いわゆる関空の関係の固定資産税があるという形で、自主財源が多いというふうな形になります。経常収支比率というのは、いわゆる自主財源が多い、経常収支比率の部分で収入では町税は入ってきますが、同時に歳出、経常の歳出もありますので、それと財政力と同じ土俵で考えるのは若干難しい。

従いまして、先ほどから申し上げておりますように、財政力指数が高いほど、町税収入、自主財源が多いということだけで、大きな違いがよそとはある。先ほど町長が申し上げましたように、財政力指数が低いというところは、やはり、それだけ自主財源が少ないということですので、通常の国が示しているような歳出がまかなえなくなる可能性があるので、普通交付税がそれを補てんしているというふうな相関関係にあります。

ただ、交付税は町税の 75%しか捕捉しませんので、いわゆる財政力指数が低いところは、自力で独自の事業というのはしにくいという関係にはあります。

以上でございます。

外村議員　よくわからないところが、いっぱいあります。と言うのは、財政力指数が高くて、それだけ自治体として自主財源を得るのに力がある自治体でありながら、例えば基金が枯渇してピンチに陥るというようなことが起こり得ると。財政力指数が低くても、交付税でちゃんと救われて、ちゃんとやっている自治体があるとなれば、何かそこで納

得しにくい部分があるわけですけど、そのことについてどうですかって訊いているわけですけど。わかりました。もう、これは議論してもしようがないので。

一つ、私、先週ですか、検索サイトで「日本地域番付」というのがありまして、都道県・市町村ランキングサイトというのがあるんですけど、島本町、大卒初任給全国で１番、大阪府でもちろん１番。短大卒職員初任給、全国で１番。高卒職員初任給、全国で一番、当然、大阪府で一番。こういうランキングがありまして、私、びっくりしたんですけど。別に、このことをもって財政がどうのこうのと言うつもりはないんですけど、このことは、私はたぶん総務省なり各自治体の例規集などを引っ張ってデータ出ているんで、見ますと、2014 年、15 年あたりのデータを拾っておられるんで、すこし前かも知れませんけど、このことは事実としてご存じでしょうか。認識されているんでしょうか。

総合政策部長　それぞれの学卒の初任給が全国でトップであるという部分については、認識いたしておりません。

以上でございます。

外村議員　していないということですね、しているんですか。もっと、はっきり。

総合政策部長　承知しておりません。

以上でございます。

外村議員　わかりました。承知しておられないんなら、１回、自分で見ていただいたら。これは私も驚きまして、一つのデータですから、別にこのことをもってどうこう言うつもりは全くございませんが、認識されてないというならば残念ですけど、ぜひ認識していただきますようにお願いします。

次、④点目、行きます。この際、現時点で本町が抱える借金の現状について、お訊きします。平成 27 年度末の総額と本年度末の見込み残高総額。これは一般会計分と公共下水道及び水道分とあわせて、すべてについてお示しください。

総務部長　先ほど③点目のご質問だったと思うんですが、いわゆる財政力指数と経常収支のときに、基金の繰入との関係も若干言われてたんですが、基金の繰入は必ずしも経常収支比率が悪いから基金の繰入が多いというわけではございません。当然、そういう要素はあります。ただ、普通建設事業が多くありますと、同時に通常の資金不足以外の資金も手立てしないといけないので、基金の繰入か必要となるということでございます。

次に、④の「町債残高について」でございます。

平成 27 年度末における町全体の町債残高は、約 179 億９千万円でございます。なお、内訳といたしましては、一般会計が約 109 億４千万円、公共下水道事業特別会計が約 66 億２千万円、水道事業会計が約４億３千万円でございます。

平成 28 年度につきましては、今回、ご審議いただく補正予算後の予算ベースの数字で申し上げますと、町全体の町債残高見込み額は、約 179 億６千万円でございます。なお、内訳といたしましては、一般会計が約 112 億３千万円、公共下水道事業特別会計が約 63

億２千万円、水道事業会計が約４億１千万円の見込みでございます。

以上でございます。

外村議員　島本町の借金の中に、いろいろ分類があるんですけども、以前、私が臨時財政対策債というのを訊きましたところ、これは後年度交付税措置されるということになっているので、実質的な借金と考えなくてもいいというふうに説明聞いたんですけど、この認識は正しいんでしょうか。それと、臨時財政対策債が発行できる条件とか上限について、お聞かせください。何か決まりがあるのか。

総務部長　臨時財政対策債のお尋ねでございます。

臨時財政対策債につきましては、議員、先ほど申されたとおりでございます。後年度の償還は 100%、基準財政需要額に算入されるという形になります。これは元利でございます。

それと、臨時財政対策債の発行、これは上限額と言うんですが、まず、交付税を算定するときに基準財政収入額と需要額というのを計算をします。その需要額の一部を臨時財政対策債に振り替えるという作業を行います。財源不足方式という形で、一定、国が率を毎年示してきます。その率で計算をするという形で、毎年、その率は変わってくるという形で、最終的に島本町が財源不足額の率を決めるわけではなくて、総務省のほうから、その率が交付税の算定をする時期、いわゆる夏のあたりに指数を示してくる。それが上限額というふうな形で、最終的な計算がされると。当初予算にあがってきているのは、あくまでも地財計画の伸び率、前年度の決算に対する地財計画の伸び率を単純に掛けて予算化をしておるという形でございます。

以上です。

外村議員　ということは、例えば 29 年度予算では約５億、また基金を取り崩すわけですけども、これを４億円にして、臨時財政対策債をプラス１億して、というふうなことは可能なんでしょうか。

総務部長　臨時財政対策債は上限額が決められますので、ただ、予算が一定、前年度の臨時財政対策債の決算に、地財計画で示されている日本全国の平均的な臨時財政対策債の伸び率を単純に掛けておりますので、８月のあたりに島本町の臨時財政対策債の上限額が決まりますので、その隙間の部分が増なのか減なのかで新たな補正をお願いするわけでございまして、そこで最終的にはトータルの数字を動かしますので、そのときにならないと現実的にはわかりませんが、おっしゃっている１億という、そういう数字にはならないというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員　要するに、そういうふうな臨時財政対策債を増やして基金を減らすというふうな操作というか、そういうことはできないということですね。わかりました。

あと、臨時財政対策債というのは非常に、本町では 27 年度末で約 55 億 1,500 万ある

わけですけども、これは借金だと、一般会計 109 億の中に 55 億入っているということですから、これは借金と考えなくてもいいということですから、実質的には借金は 109 億から 55 億引いたものということで考えていいのかというのは、これは一つ、質問します。

それともう一つ、後年度交付税措置されるということですけども、この交付税の算定は、いわゆる基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税になるわけですけども、そのときの交付税に上乗せされるのか、それは包含されてしまっているのか。別途、臨時財政対策債の残金に対して別途交付金があるのか。その辺はどういうふうに理解したらいいんですか。

総務部長　臨時財政対策債は、あくまでも町債でございますので、部類としては借金、歳入でも「町債」というところに入っておりますので、借金となります。ただ、基準財政需要額のところに、その償還の部分、元利が算入されてまいります。

２問目の部分でお答えをさせていただきたいんですが、交付税が算定されてから、プラス要因として臨時財政対策債の償還をオンするわけではございません。あくまでも交付税の算定の中に基準財政需要額がございまして、基準財政需要額の中に公債費算入という、いわゆる借金返しの部類があります。その中に、いわゆる理論算入ですが、元利の償還額がその中に加算をされている。その加算された後の基準財政需要額と基準財政収入額、その差で普通交付税がやってくるという形の計算になります。

以上でございます。

外村議員　よくわかりました。毎年、前は「ことしの予算」「ことしの決算」という冊子を作っておられましたけども、28 年度から広報に載せておられます。その広報に去年の４月、借金についてもちゃんと触れられているわけですけども、そのときに、いつもでしたら借金はすべて、一般会計も水道会計も、公共下水道も入っているわけです。今回の４月号には一般会計しか表示されてなかったんですけど、何かこれ、意図があったんでしょうか。

総務部長　「ことしの予算」の後ろのほうに、決算とかの町債の数値というのは付けさせていただいてたんですが、上下水道部は上下水道部で別途年報というふうなものをお示しすることになっておりますので、省かせていただいたということでございます。

以上です。

外村議員　広報は町全体の姿を町民の方に知らせることですから、今まで、いわゆるこの冊子（資料を示す）で全貌を明らかにしてたのに、これに載せないというのはおかしいと思います。ぜひ、来年度から、29 年度から載せていただくようにお願いします。

あともう１点、基金について、27 年度決算でいくと、基金の残高は 42 億３千万円ということで、事務事業報告もそうなっているわけですけども、27 年度の「財産に関する調書」におきましては、一つだけ、土地開発基金２億７千万というのが入ってないです。これは、うちの基金の勘定に入れない理由は何なんでしょうか。

総務部長　事務事業報告書とかでお示しをさせていただいている基金は、あくまでも積立基金でございまして、土地開発基金の基金は積立基金ではございません。定額運用基金という形で、基金の種別が違うということで載せておりません。

以上でございます。

外村議員　しかし、本町が破綻するというようなときには、この基金は使えるというわけでしょう。それはどうなんですか、使えないんですか。

総務部長　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の部分では土地開発基金の基金は算入されますが、あくまでも土地開発基金というのは土地の先行取得を目的とする定額基金でございますので、安易に何かに流用するとか、そういうことは条例の目的から反しますので、そういうものは想定はしておりません。

以上でございます。

外村議員　はい、わかりました。

次、⑤点目、行きます。どこの自治体も財政運営が厳しい状況の中、自治体間の広域連携促進は重要課題です。この４月から始まるし尿処理事務の高槻市への事務委託に関して、本町の財政効果はどれくらいを見込んでおられるのか。昨年度までとどう変わるのか。端的に金額ベースでお答えください。

都市創造部長　次に、⑤点目の「し尿処理の事務の委託の財政効果」について、ご答弁申し上げます。

平成 28 年７月の高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキンググループ報告書でお示しいたしましたとおり、本町の衛生化学処理場にかかる運転管理費は、人件費を含めて年間約 8,800 万円でございます。高槻市に委託した場合の事務委託料は約 2,400 万円であり、経常的な経費削減効果額として約 6,400 万円を見込んでおります。しかしながら、処理施設の場所が高槻市東上牧から高槻市唐崎西へと変わるため、運搬距離が伸びることから、収集運搬費につきましては約 100 万円の増加を見込んでおり、このことから、現時点における経常的な経費削減効果額といたしましては、約 6,300 万円を見込んでおります。

なお、この効果額は、各年度における処理量実績及び両市町の処理量比等の状況に応じ、変動するものであることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

外村議員　6,400 万円ですか、これは確かに数値的に言えばそうかも知れませんけども、実質的に言えば、衛生化学処理場は少ない処理量にも関わらず非常に大きな装置を動かして、しかも化学処理するということで、極めて、下水に直接放流する希釈処理方式とは違いますので、私もこれはずっと、この議論のときには、本町が希釈方式にしたときのベースに直して効果額を出してくださいよと前から言っていたんですけど、なかなか、その話はされませんでした。

これは非常に、一気に、端的に金額表示はできないというのは私もわかってます。というのは、町内で建て替えたら幾らかかるだとか、住民ホールの跡地が使えるだとかというふうなことがありますので、その辺以上言いませんけども、いずれにしても 2,400 万円ということで、ぜひ、毎年減っていくわけですから、よくウオッチしていただいて、年々下がっていくような交渉をしていただきますようお願いします。

あと、前から言ってましたけども、どう変わるかというのでは、東上牧の 4,200 平米以上のものを、時価では６億円ぐらいするものを無償譲渡された。しかも、これは議会との議論もなしに無償譲渡されたことは、私は大変遺憾だということを申し上げておきます。

次に⑥点目．昨年 11 月、大阪府市町村課から「人口減少、超高齢化社会における行政サービスの維持・充実の観点から、市町村の自主性を尊重しつつ広域連携の促進に向けたきめ細かいコーディネートを積極的に実施する」との方針が出されたとお聞きしました。

本方針に示された「きめ細かいコーディネート」を行うというのは、具体的にどういうことをしてくれるのか、伺います。また、本町として、具体的には大阪府に対してどのようなサポートをしてもらおうとされているのか、お考えをお示しください。

総合政策部長　それでは、⑥の「広域行政にかかる大阪府のコーディネート」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

ご質問にありますとおり、昨年 11 月、大阪府総務部市町村課から「市町村間の広域連携等の促進に向けての基本的な考え方」といたしまして、人口減少、超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく、との方向性が示されたところでございます。

具体的には、大阪府におかれまして市町村からの相談や要請に応じ、初期の検討段階からの助言や情報提供、柔軟な協議の場づくり、協議の場へのオブザーバー等としての参画、国や府庁関係課との協議が必要となる場合の調整機能を担うことなどが想定されております。また市町村振興補助金に関しまして、市町村間の広域連携の取り組みに対する補助対象範囲の拡大及び配分強化が示されており、これまでの「地方自治法」に基づく連携に加え、個別施策の「自治法に基づかない連携」についても対象に追加されたところでございます。

本町ではこれまでも、大阪府職員の方に高槻市・島本町広域行政勉強会にオブザーバーとして参画いただくなど、ご支援をいただいてきておりますが、引き続き、様々な形で大阪府の支援を受けることができればと考えているところでございます。

以上でございます。

外村議員　今のご答弁ですと、従来と何ら変わらないと思うんですけども、何が変わるの

か。この方針を出された背景に、何か理由があるんでしょうか。

総合政策部長　大阪府におかれましては、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」というものを――平成21年度だったと記憶しますが、発表されております。その中で、様々な大都市形成の課題というものを出されております。その中の１点として広域行政というものもございますので、そういった部分で、今後、積極的にそれを進めていくという大阪府の意思の表れ、こういったことであるというふうに理解しております。

以上でございます。

外村議員　わかりました。ぜひ懸案であるごみ処理の広域化について、今まで以上に積極的なご支援いただくように働きかけていただくようお願いしまして、⑥番目は終わります。

最後に⑦番目．「第５次行財政改革プラン」が終わって、現在は、その効果検証を行っておられると聞いていますが、いつ頃までに検証結果をまとめるつもりなのか、また検証結果の報告はどのような形でされるのか、予定をお伺いします。

総合政策部長　それでは、　⑦の「行財政改革プラン」に関するご質問について、ご答弁を申し上げます。

他の議員からの一般質問でもご答弁申し上げたとおりでございますが、現在、次期行財政改革プランの策定に向け、「第５次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査・研究を行っております。

その進捗といたしましては、本年に入り、「島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱」に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーの選定を行い、本年２月２日に、第１回目のプロジェクトチーム会議を開催したところでございます。会議では、「第５次行財政改革プラン」の取り組み結果について改めて認識の共有を図るとともに、国の動向や他団体における改革事例に基づく意見交換、次期プランの策定に向けた今後の進め方について、協議・検討を行ったところでございます。

なお、「結果の報告はどのような形で行うか」とのお尋ねでございますが、「行財政改革プラン」につきましては、毎年度、前年度までの進捗状況を報告書の形式で公表させていただいております。現在の作業はあくまで次期計画の策定作業として行っているものであり、別途報告書のような形でお示しすることは考えておりませんが、会議資料の一部としての公表は想定をいたしております。

以上でございます。

外村議員　第５次行財政改革で大きな成果というのは、町有地の売却はよくわかってますけど、ほかに何か、幾つか、これとこれはやりました、というのがありますでしょうか。

総合政策部長　「第５次行財政改革プラン」の中では、個人給付などの見直し、あるいは使用料・手数料の見直し、補助金の見直し、広域行政の推進、議員もご指摘いただきました遊休地の売却、こういった見直しを項目に掲げまして、金額に現れる効果といたし

ましては、まず１点目が遊休地等の売却と貸付、これが８億 1,436 万円。それから、２点目には使用料・手数料等の見直しで３億 8,392 万円。３点目には個人給付などの見直しで１億 5,679 万円、こういったものがあげられます。

以上でございます

外村議員　この改革プランですけど、次は第６次になるんでしょうけども、従来は役場内にてプランを作成されていましたが、やっぱり次期プランの作成にあたりましてはね、検証結果の報告会を実施するなど、そして広く住民に対しての実証報告会をするなどとともに、住民の意見を聞いて素案づくりに着手されるのがいいと思いますが、そういう考えはおありではございませんか。

総合政策部長　住民の皆さんのご意見をという部分につきましては、従来から実施しておりますパブリックコメントを実施する予定でございます。

以上でございます。

外村議員　パブリックコメントではなくて、ぜひ、公開の場でやっていただくことを重ねてお願いします。

いずれにしましても、平均以上の高い財政力を持つ本町が、住民に先行き不安を抱かせるような行財政運営とならないよう、職員全員が歳入と歳出のバランスに厳しい目を持ってあたっていただきますよう、また、そういう安心を与える広報活動にも力を入れていただきますよう、お願いします。

最後に、最近、日本維新の会、大阪維新の会かわかりませんけど、松浪ケンタさんが『ケンタ通信』ということで、島本町の財政が今にも破綻しそうな状況にあるかのごとくのビラをまかれて、大変、皆さんの不安を煽っております。そして、それを救う道は高槻市との合併しかないかのようなビラです。それも１年前の古いデータ、すなわち本町の平成 31 年度の基金残高が８億円まで激減するという予想データを使って､内容が書かれています。

合併を主張するには、あまりにも短絡的な発想で、とんでもない話でございます。合併論議は、財政だけを考えて行うものではありません……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。多角的な、それも住民の福祉や子育て環境、行政との近さなど、多角的な見地から見て、双方の自治体にとって補完的なメリットがある、ウイン・ウインの関係が成り立つ、このような合併でなければ意味がありません。そうでなければ、お互いの住民にとって不幸極まりない話であります。仮に、万が一にも本町の財政が破綻するというような事態が起こるなら……（質問時間終了のベル音）……、それ以前に全国ほとんどの自治体が破綻することを意味します。

伊集院議長　すみません。ベルが鳴りました。時間の中で、お願いいたします。

（外村議員・質問者席から「第一、破綻するような財政状況にはなっていません。以上で、一般質問を終わります。」と発言　「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 37 分～午後２時 55 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員（質問者席へ）　では、一般質問を行います。大きく２点。

１点目は、「町村を消滅させ合併を進める大阪府地方分権改革ビジョン（改訂案）等」を問う。

大阪府は、２月 14 日開催された 2016 年度第５回大阪府戦略本部会議にて、「大阪府“地方分権改革”ビジョン」の改定案を示しました。現行のビジョンは 2009 年、前橋下知事当時に策定され、市町村に対する権限委譲、府補助金の交付金化、おそくとも 2018 年には府内市町村が合併して、すべて中核市になることを目指していたものです。しかし、市町村合併は府の年次計画どおりには進まなかったためか、後継の大阪維新の会・日本維新の会代表である松井知事のもとで、８年ぶりに改定されました。

改定案は、13 年後の 2030 年頃までに府内の広い範囲で市町村合併を進め、人口 20 万人以上の中核市に集約する、としています。そのうえで多くの権限や事務は府から中核市に移し、道州制を導入して、大阪府は発展的に解消することを目指しています。合併等の改革の実現に向け大阪府が積極的に関わり、コーディネート役を担うとしています。

市町村合併は、島本町の歴史、文化、住民サービスや、小さなまちの良さを活かしたコミュニティなどへの影響が非常に大きいです。合併すれば、財政、ごみ処理、保育所などの課題が解決できると、日本維新の会・大阪維新の会の議員は主張されています。しかし、市町村合併して住民サービスが低下した、役所などが遠くなって不便、公共施設が廃止されたなど、新たな深刻な課題が生じた結果については、平成の大合併で検証済みです。市町村の意向、住民の意向を無視して合併を進めることは、自治を衰退させるものです。そこで、お尋ねします。

①現行のビジョンが示した「遅くとも、2018 年には府内市町村が合併して、すべて中核市になる」ということについて、合併が進んでいない現状を、基礎自治体である島本町としてはどのように分析・評価しているのですか。

総合政策部長　それでは、平野議員の一般質問にご答弁申し上げます。

１点目の①「大阪発“地方分権改革”ビジョンについて」でございます。

「大阪発“地方分権改革”ビジョン」は、大阪府において平成 21 年３月に策定されたものであり、この中では、遅くとも平成 30 年には「府内市町村が中核市に」「新たな大都市制度の実現」「関西州の実現」との３点が掲げられております。

今般の改訂につきましては、策定から８年が経過する中で、社会情勢が変化してきたことや、副首都化に向けた議論が展開されていることなどを踏まえ、改めて、これまで

の取り組みの検証、課題の把握を行い、多方面での議論を喚起したいとのことで、改訂作業が進められているものと聞き及んでおります。

なお、「大阪府内で合併が進んでいない現状をどのように分析・評価しているか」とのお尋ねでございますが、本町といたしましては、そのことを直接的に分析・評価する立場にはないものと認識をいたしております。

以上でございます。

平野議員　大阪府としてのビジョンということで、町として直接、分析・評価することはない、ということでした。

私が 2001 年、議員になってすぐに、平成の大合併――先ほど嵐とおっしゃいましたけども、他の議員が、ほんとに嵐が吹き荒れ、島本町としては合併を選択しませんでした。その後、全国町村会が 2008 年 10 月に、この平成の大合併をまとめ、「平成の合併を巡る実態と評価」という報告をしております。

そこには、例えば「行政と住民との距離感の拡大、サービスの対象者の増加により住民と接する機会が減少し、住民との距離を感じるようになっている。また、きめ細やかな住民への対応が難しくなっていると感じる。」、これは幹部職員さんの意見です。また、「新市になってから、住民に行政の情報が流れてこなくなった。広報誌から得られる情報以外、市が何をやっているのか、実際の動きがわからない」、これは旧町議会の元議長さん。3点目は、「合併後は議員や職員の人件費の削減などで合理化は進んだが、その一方で住民にとっての精神的なサポート、行政に守られているという安心感という感覚が大きく後退した。これが合併の最大の問題点である。」、旧村元首長。

住民の意見としては、「合併前と現在とを比べると、行政との繋がりがだんだんと薄れていることを感じている」「合併前は役場で一括して対応できていたものが、本庁に行かないとできない事例や支所を介して対応する事例が出てきたため､行政が遠のいた」「不便になった」「合併した新市の中心部ばかりにお金が使われ、旧町村部には何もしてくれない」という、旧町の住民からは合併してサービスが低下したと。概ね、住民にとっては不評な結果です。

それで、お尋ねしますが、2009 年の 12 月にも、住民・議会にも知らせず、し尿処理の委託に伴い合併議論をすると、当時の議長も同席して、町長が高槻市長に申し入れた際も、町内では多くの住民が、し尿処理問題と合併をリンクさせるな、という意見でした。結果的には、合併という方向にはなりませんでしたが、現在、住民から、あるいは行政内部から、合併が必要という多数の意見があるのでしょうか。

（「誰が答えられるの」と呼ぶ者あり）

総合政策部長　ただいまのご質問でございますが、現時点で、住民の方、そして職員の中から、合併推進というような形のご意見というのは、直接、総合政策部では承っておりません。

以上でございます。

平野議員　住民から、行政内部から、そういった声は聞いていないということですね。

②点目に、お尋ねいたします。島本町の財政状況は、府内市町村と比較してどの水準にあるのでしょうか。財政力指数、個人住民税、法人住民税、基金、地方債など、住民１人当たりの額でお示しください。

総務部長　続きまして、１点目の②「本町の財政状況について」でございます。

まず、財政力指数についてでございます。財政力指数とは、普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３ヵ年間の平均でございます。平成 28 年 11 月に大阪府市町村振興協会が発行した「大阪府市町村ハンドブック」によりますと、政令市を除く府内 41 市町村の平成 28 年度財政力指数は 0.768 でございます。これに対し、本町の平成 28 年度財政力指数は 0.783 となっております。

次に、普通会計における住民１人当たりの個人住民税、法人住民税、積立金残高及び地方債残高の順につきましては、大阪府のホームページで、平成 26 年度決算に基づく金額と順位が公表されております。住民１人当たりの個人住民税の額につきましては、政令市を除く府内 41 市町村合計では、１人当たり５万 3,094 円でございます。これに対し、本町では１人当たり５万 7,987 円で、７位でございます。

次に、住民１人当たりの法人住民税の額につきましては、同じく政令市を除く府内 41 市町村合計では、１人当たり１万 1,046 円でございます。これに対し、本町では１人当たり１万 8,208 円で、３位でございます。

次に、住民１人当たりの積立金残高の額につきましては、同じく政令市を除く府内 41 市町村合計では、１人当たり６万 4,232 円でございます。これに対し、本町では１人当たり 14 万 6,332 円で、残高の多い順で７位でございます。

最後に、住民１人当たりの地方債残高の額につきましては、同じく政令市を除く府内 41 市町村合計では、１人当たり 29 万 2,435 円でございます。これに対し、本町では１人当たり 34 万 4,270 円で、残高の多い順で 16 位となっております。

以上でございます。

平野議員　今の財政状況に関して、特に府内市町村と比較しての水準をお示しいただきました。ご答弁を聞く限りでは、比較的に良いという位置にあるということが確認できたものです。基金に関しましても、確かに今、建設事業が学校の耐震化などで一時に集中しておりますので、取り崩しがなされているものだと思います。

財政力を活かして、計画的な財政運営をすることで、私は町単独で維持できるというふうに確信しておりますけど、それについては、どのようにお考えでしょうか。

総務部長　ただいまの財政状況のご質問でございますが、あくまでも、今、申し上げましたのは決算、特に１人当たりという部分では平成 26 年度決算数値を用いてお話をさせていただいたわけでございまして、今後、本町につきましては公共施設の整備、こちらの、

先ほどからも出ております庁舎の整備とか、あと第三小学校の整備とか、ほかの大型事業もございます。ですから、今後の見通しから言いますと、基金もさらに減っていく可能性があるのではないかというふうに考えております。従って、財政といたしましては、今が安定をしているというふうなことは確定的に感じておるわけではございません。

以上でございます。

平野議員　厳しい状況であるということについては、全国――1,700 ほどありますか――の自治体においてもそうだというふうにも思っております。だからといって破綻している状況ではないということは、「財政健全化法」に基づく健全化指標などで決算のとき、公表されておりますが、それを見てもわかることです。

次に、③点目の質問にまいります。「ごみ処理施設の現状及び広域化」について、問います。

ア）「焼却施設は、いつ止まってもおかしくない状況」「建て替えに 50 億円の費用が必要」とする情報が、維新の会通信で流布されていますが、町の公式な見解、発言なのですか。

イ）大阪府は、「大阪府ごみ処理広域化計画」を 1999 年３月に策定しました。ゴミ焼却施設から排出されるダイオキシン類の発生抑制を図るため、ごみ処理については複数の市町村が共同で一般廃棄物の処理を行う、ごみ処理の広域化を進めるためのガイドラインが出ています。これは 1997 年に、当時、廃棄物行政を所管していた厚生省――2001 年からは環境省です――厚生省が都道府県に通知しました。今後、新設するゴミ焼却施設は全連続運転による安定燃焼が確保される規模（１日 100ｔ以上）とする必要があり、そのため、人口規模の小さい市町村においては隣接する市町村と連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化・広域化をすること、各都道府県に広域化計画策定を求め、本計画に基づいて、広域化に向け府下市町村を指導するよう求めたものです。

島本町のごみ処理広域化について、計画に基づき関係市町村間の協議が円滑に進むよう、大阪府は、この役割を果たされてきたのでしょうか。お伺いします……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

都市創造部長　それでは、１点目の③「ごみ焼却施設の現状及び広域化」について、ご答弁申し上げます。

まず、ア）の「施設の状況及び建て替え費について」でございます。

ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に 20 年程度とされておりますが、本町の清掃工場は、現在、稼働後 25 年を経過しており、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう維持管理に努めているところでございます。

また、現在の施設の状態を把握するため、昨年度に実施した「精密機能検査」によりますと、設備状況は比較的良好でありますが、一部の設備については、処理機能に影響を与えないものの老朽化が認められております。このことから、これまで以上の経費を

かけてでも施設整備を行わなければ、今後の運転に支障をきたすこととなり、適切な維持管理をしなければならないと認識いたしております。

続いて、「清掃工場の建て替え費について」でございます。

現在の清掃工場は、平成３年３月に竣工しており、当時、約 23 億円の建設費用（本体工事のみ）となっておりますが、今後、新たに施設を建設する場合は、同規模の他事例では､建設コストが当時より上がっていることもあり､約 40～50 億で推移しております。

なお、建設する場所等により建設費は前後するため、詳細な費用については、正式に設計する必要がございます。

次に、イ）の「大阪府ごみ処理広域化計画に基づく大阪府の対応について」でございます。

議員ご指摘のとおり、大阪府は「大阪府ごみ処理広域化計画」を平成 11 年３月に策定し、ごみ処理の広域化にかかる基本的な考え方を示されております。これに基づき、府下を広域ブロックとして六つのブロックに分けており、本町は、北大阪ブロックに属しております。なお、広域化ブロックの設定にあたっては、ごみ処理が市町村の主体的に取り組むものであることから、市町村の意向を踏まえることを前提とされております。

その中で、大阪府の役割といたしましては、市町村の広域的なごみ処理施設の整備や、減量化・リサイクルの推進が適正かつ効率的に行われるよう、必要な指導・助言を行うこととされており、本町は、ごみ処理の広域化について将来的な課題と認識しておりますが、現時点での予定はないため、大阪府が本町に対して指導・助言をされるような状況ではございません。一方で、大阪府は、府内でのごみ処理の広域化を推進するため、平成 25 年度より､一部事務組合などの組織化やその運営に要する経費への助成や施設立地自治体への優遇措置など、財政支援の充実を図られるよう、国に対し要望されておられます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、引き続きごみ処理の広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員　清掃工場の状況ですけれど、経費をかければ維持できるというふうに、私は答弁をお聞きしまして認識したわけですけれど、数年前に、清掃工場の長期包括民営委託というのを検討されました。大規模改修をすれば、10 年間の長期包括民間委託ができるという見通しのもとに、その検討がされたものと思っております。つまり、大規模修繕改修をすれば、10 年間は維持できるということだったのではないですか。

都市創造部長　大規模修繕につきましては、包括民営化の導入如何に関わらず、清掃工場を、やっぱり一日でも長く安定的に運営する中で必要なものというふうに認識いたしております。

包括運営の導入につきましては、過去からもご答弁、いろんな場面でさせていただいておりますとおり、一定大規模改修等、目途が立った段階におきまして、改めて、その導入については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

平野議員　私がお伝えしたかったのは、「いつ止まってもおかしくない状況である」という表現については、非常に現状の施設の整備状況とは乖離があるということを、ここで明らかにしたかったということです。

ごみ処理の広域化について、私はやはり大阪府が責任を持って、この計画に基づいてコーディネートをすべきだというふうに思います。先ほど、大阪府のいろいろなコーディネート、今後もされるということを、外村議員の質問の中で、答弁の中でお聞きしましたので、ごみ処理の広域化こそ、大阪府は積極的にコーディネートをすべきではないかと思っているんですけど、いかがでしょうか。

都市創造部長　広域化につきましては、本町のごみ処理施設の現状を考えますと、将来的な課題として強く認識しているところではございますが、現時点におきまして、本町発案のもとの広域化というのは、一定、予定はございません。つきましては、担当といたしましては、現施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今、この現時点において、大阪府に何かを求めるというような部分については、現在のところ、予定はいたしておりません。

以上でございます。

平野議員　府に求めるというよりは、大阪府は国のガイドラインに基づいて、大阪府が主導的にやっていただかないといけないということなのです。

④点目の質問です。地方分権ビジョン改定案に対し、大阪府はパブリックコメントを経て策定するとのことですが、地方分権の理念から言えば、大阪府と市町村は対等であり、基礎自治体の島本町としても、このような上からの合併推進に対し意見を出すべきではないでしょうか。お考えをお聞きします。

総合政策部長　それでは④の、「大阪発“地方分権改革”ビジョンに対する意見について」でございます。

「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の改定版につきましては、現在、大阪府においてパブリックコメントが実施されており、この結果も踏まえ、本年度中の改定が予定されているところでございます。

本町のような小規模自治体が、基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、さらなる広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。一方で、市町村合併につきましては、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められている中で、そのための手

法の一つであるとは認識をいたしておりますが、地方公共団体としての存続に関わる問題でありますことから、当然のことながら、住民の皆さんを巻き込んでの十分な議論を踏まえる必要があるものと考えております。

以上でございます。

平野議員　大阪発の“地方分権改革ビジョン”ですね、このように上からの合併の推進に対しては、やはりしっかりと、島本町のことは島本町住民が決める、そのことを原則にしていただきたいと思います。小さなまちの良さを活かした町政運営をする、そのことを、運営をする町政のリーダーの誕生というのを私は期待して、この一問目の質問を終わります。

２点目です。「若狭の原発事故が起きた場合の災害対策は万全か」。

福島第一原発――以下、「福島原発」と言います――事故から６年になろうとしています。未だ事故は収束せず、多くの人びとが避難生活を余儀なくされ、183 名もの福島の子ども達に甲状腺がん及び疑いが見つかるなど、健康影響は深刻さを増しています。

このような中、関西電力は、今年はなんとしても再稼働したいと、高浜３・４号機を早期に再稼働させようとしております。さらに、40 年越えの老朽原発も次々と再稼働しようとしています。地震列島の日本で、原発を稼働することの危険性は言うまでもありません。熊本地震では、原発震災が起きた場合、避難手段やルートの確保は難しく、屋内退避も非現実的であることが証明されました。

ひとたび原発の大事故が起きれば、拡散した放射能が容赦なく、大地や、湖や、海に降り注ぎます。１年前も同様の質問を行いました。町長が代わろうとも、原子力災害対策は必要なことです。

改めて、問います。①福井県の原子力発電所の事故による災害を、どのように想定していますか。②住民を放射線被曝から守るための対策はありますか。お尋ねします。

総務部長　次に、２点目の①「福井県の原子力発電所の事故による災害をどのように想定しているか」についてでございます。

現在、本町の「地域防災計画」での原子力災害の想定につきましては、福井県嶺南地域に立地する美浜・高浜・大飯・敦賀発電所、もんじゅ・ふげんなどの原子力施設における過酷事故の際の被ばくの危険性について、記載しております。

次に、②の「住民を放射線被曝から守るための対策について」でございます。

国の「原子力災害対策指針」では、原子力施設から概ね５キロ圏を予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）とし、放射性物質の放出前の段階から予防的に措置を講じることを求めております。また、原子力施設から概ね 30 キロ圏を緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）とし、緊急時において防護措置を実施することを求めております。

本町は、直近の原子力発電所からおよそ 63 キロの距離にあるため、国の「原子力防災指針」及び関西広域連合、大阪府においても、ＵＰＺ外における災害対策について明確

な基準が示されておらず、対策について記載がなされていないことから、「島本町地域防災計画」においても具体的な対策についての記載はしておりません。万が一、原発事故が発生した場合には、「原子力災害対策指針」に基づき、国または大阪府からの指示により、屋内退避等の発令を実施することになるものと考えております。

以上でございます。

平野議員　「地域防災計画」の資料編にもあります、滋賀県が福井県の原発で事故が起こった場合は放射性物質、どのように拡散するかというシミュレーションをしていまして、島本町域にも放射性物質が降り注ぐと言いますか、そういった範囲内には含まれています。また、兵庫県もシミュレーションをしていて、２時間で、福井県の若狭湾の原発から神戸市まで到達すると、県議会で井戸知事が答弁されているところです。

でから、重大事故が起きたら、もう数時間で、この放射性プルームは島本町に及ぶということですのでね。先ほど、国の「原子力災害対策指針」には特に明確な基準がないとおっしゃっているので、基準がないので対策を立てられないということですが、それでは住民の命や財産は守れないというふうに思います。屋内退避指示で良いとするならばね、結果的には被曝を強いることになるのではないですか。お訊きします。

総務部長　屋内退避の発令だけでは不十分ではないか、というふうなご質問でございます。先ほどもご答弁させていただきましたとおり、「原子力災害対策指針」に基づき、国または大阪府からの指示により、屋内退避等の発令を実施することになるものと考えております。従いまして、基本的には大きな枠組みの中での対応をするものと、現時点では考えております。

以上でございます。

平野議員　先日、篠山市原子力災害対策検討委員会の委員の方からお話をお聞きしまして、その委員会が出している提言書に基づけば――篠山市は高浜原発から大体、約 50 キロだそうですけれど、原子力災害対策について検討しております。その提言書によれば、安全な地域へまず逃げること、避難することというのを提言されております。

私も、そのような措置が必要だというふうに思っているところです。屋内退避は現実的ではないと。例えば熊本地震のように、大きな本震が２回も来る。そんなときに、屋内に止まっていられないわけですね。やっぱり、安全なところに逃げなければならないということになりますので、屋内退避指示では、本当に命は守れないというふうに思っております。

また、重大事故には環境放射線の値は上がっていきます。消防本部が設備として持っている放射線測定装置を活用して測定し、住民に知らせるべきですが、いかがでしょうか。消防長に問います。

消 防 長　消防本部につきましては、空間線量率計というのがございまして、これはあくまで万が一のときに隊員が活動するうえで測定するという機器でございますけども、ご

質問がありました、そういう状況がございましたら、測定は可能でございます。

ただ、１台しかございませんので、その辺をどういうふうに、本来は２台あるんですけども、線量の流量の中身を詳細にできるのは１台しかございませんので、それをいかに有効に活用できるかという部分につきましては、その状況に応じて適切に対応する必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

平野議員　本来ならば、そのような放射線測定などをしなくていいような状況、つまり、そういった原子力災害が起こらない状況にしなければならないというふうに思っております。

③点目に、お尋ねします。「島本町地域防災計画」資料編に掲載している滋賀県のシミュレーションによれば、原発事故か起きたら、島本町域は 50mSv から 100mSv の被曝をするということになっております。国は、原発から 30 キロ圏を越える自治体の災害対策は示していません。

自治体の独自の取り組みとして、滋賀県は 43 キロ圏内（滋賀県版ＵＰＺ）の幼稚園・保育所等にすでに安定ヨウ素剤を備蓄、島根県は 30 キロ圏内住民で希望者に事前配布を開始、茨城県ひたちなか市は 30 キロ圏内全市民に事前配布を開始、兵庫県篠山市――高浜原発から 50 キロですが――希望する住民に事前配布を開始しております。

国際基準（ＩＡＥＡ）では、50mSV で放射性被曝による甲状腺がん等を防ぐための安定ヨウ素剤の服用が必要と定めています。篠山市のように事前配布が一番実効性があると考えていますが、本町でも、少なくとも幼稚園・保育所等に安定ヨウ素剤を備蓄することを求めます。

④点目も、質問します。篠山市のような、原子力災害対策検討委員会の設置を求めます。昨年、２月会議の一般質問でも求めたことです。同委員会では、消防団の方も入って、積極的に議論しておられます。原発の重大事故が起これば、第一線で災害対策にあたらなければならないという認識で取り組んでおられます。原子力災害を住民全体で共有することで対策を取ることができますので、設置のお考えはありませんでしょうか。

総務部長　次に、③の「安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布について」でございます。

安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布について、国の指針では、ＰＡＺ内においては事前に住民に配布がされ、速やかな服用が可能な措置が取られております。一方、ＵＰＺ内においては、住民と滞在者の見込み人数分の備蓄をすることとなっております。

なお、ＵＰＺ内においても、迅速な配布が困難な地域や対象者につきましては、事前配布が可能となっております。

安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布については、先に申しあげました基準により、現時点では具体的な検討しておりませんが、被ばく軽減対策として屋内退避の指示、周知方法などの検討とあわせて、特に影響を受けやすい幼児や園児への対応についても、大阪

府及び関西広域連合の対応に注視しつつ、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

なお、安定ヨウ素剤の配布にあたっては医師会・薬剤師会の協力が必要であり、本町は高槻市医師会・高槻市薬剤師会との災害時の協力体制にあることから、連携して進める必要があるのではないかと考えております。

次に、④の「原子力災害対策検討委員会の設置について」でございます。

篠山市の原子力災害対策検討委員会につきましては、同市の「地域防災計画」に、「原子力災害対策計画」を盛り込む事項の検討をするため、平成24年度に設置されたものでございます。同市の「地域防災計画」への原子力災害対策計画の記載については、国や県などの計画と整合が取れないことから、現在、記載はされていないと聞き及んでおりますが、同市に対しまして、同検討委員会より「原子力災害に向けての提言」があったとのことでございます。その他、検討委員会での検討内容としては、安定ヨウ素剤の事前配布や同市の原子力災害ガイドブックの作成などが議論されております。

原子力災害の対応につきましては、国・都道府県・近隣市町村に限らず広域的な対応が求められることから、本町におきましては、それら関係する機関の動向を注視し、対応していく必要があるものと考えております。

なお、現時点において、本町における原子力災害対策検討委員会の設置については予定しておりませんが、国や府において明確な基準が示された際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員　国の「原子力災害対策指針」も、全く不備ですね。５キロ圏内にも、30キロ圏内においての対策も不備であります。ですから、30キロ圏よりももっと遠い、以遠にある島本町への基準がないということは事実なのですから、これでは、もう国や府に頼っていられないと私は思っているんです。もう３月、もしかしたら高浜３・４号炉の再稼働ということになるかも知れません。そんなことを考えますと、本当にすぐにでも対応していただきたいというふうに思っているところです。

万全の体制がないということであれば、私は、町としては原発の運転をさせない、再稼働させないというふうな表明を、自治体として関西電力に対して表明すべきだというふうに思っているところです。いかがですか。

総務部長　再度のお尋ねでございます。再稼働についての反対の意思を表明すべきではないかというご質問でございます。

原子力災害につきましては、ひとたび発生すると、災害発生近隣地域では避難を余儀なくされ、人体への被曝等、災害発生による影響は甚大なものになると認識しております。東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故と、その被害の甚大さを勘案いたしますと、原子力発電所の再稼働については無条件で同意はいたしかねますが、当該

事故を教訓に、原子力規制委員会をはじめとする専門的な知識や技術を備えた機関が設けた新基準に沿って、電力会社がその基準に適合するよう安全対策を講じ、再稼働されるものと認識しております。

なお、平成27年12月には、関西広域連合が電力会社に対し、原子力発電所再稼働について要請しておるところでございます。従いまして、原子力政策へのあり方を含め、本町独自の判断で行うことは困難でございます。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

平野議員　今の答弁の中でね、新規制基準があるから、何か原発は大丈夫だ、みたいなふうな雰囲気のことをおっしゃいましたけど、新規制基準は重大事故の発生を前提としたものになっているもので、原子力規制庁は繰り返し、審査を通ったから安全だとは言っていないんです。この田中さんという委員長は、一切、そういうことは言っていないんですね。ですから、重大事故はあり得るということ、国の規制庁が言っているわけですから、島本町としても、本来ならば、そんなものはまず認めてはいけないものなんですね。重大事故を起こすようなものは認めてはいけないわけですから、まずは島本町住民の命と財産を守るためには、再稼働させない、再稼働には反対であるということを、しっかりと表明するということが、私は行政の責務だというふうなことを訴えまして、質問を終わります。

伊集院議長　以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時37分～午後４時05分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員（質問者席へ）　佐藤でございます。質問させていただきます。

まず最初に、「島本町内の移動の自由の実現について」ということで、「阪急バス」のことについての質問をさせていただきます。

阪急バスのノンステップ化が進みました。若山台線を走るバス２台のうち、１台がノンステップバスになっているそうです。これはバス協会の協力によって実現したそうですが、２年前に私の会派が阪急バスの本社に出向いて伺ったところでは、ノンステップバス１台について、ほかのバスよりも400万円ほど高くつき、自治体の要請によって、この費用の補助を受けてノンステップバス化すると、お話しでした。

２台のうち１台がノンステップバスになっているということですので、残る１台のノンステップバス化、これはぜひ、島本町が早期に実現をしてください。前回の一般質問でお訊きしたときには、バリアフリー基本構想継続協議会で議論をするとのことでした。その状況は、いかがでしょうか。

都市創造部長　それでは、佐藤議員の一般質問の１点目、「阪急バスのノンステップ化」について、ご答弁申し上げます。

若山台線への低床バスの導入につきましては、すでに平成 27 年４月から配置車両４台を全てワンステップバスとしており、平成 20 年３月策定の島本町バリアフリー基本構想の導入目標値 100％に到達いたしております。その後、さらなるバリアフリー化を進めるべく、バス事業者にて公益社団法人日本バス協会の協力のもと、ノンステップバス１台を購入され、運用車両２台のうち１台をワンステップバスからノンステップバスへ取り替えをされ、平成 28 年１月から運行を開始されております。

残る１台のノンステップ化につきましては、本年度、書面開催により実施予定のバリアフリー基本構想継続協議会において、本議題の是非にかかる意見を委員の皆様から幅広く聴取のうえ、次年度以降に会議を開催し、ノンステップバス及びワンステップバスのメリット・デメリット等を踏まえたうえで、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　バリアフリー基本構想継続協議会で議論するとのことです。前回のお答えから進んだところというのは、時期が明らかになったという点でしょうか。いずれにせよ、前回の質問から日も経っていることですし、私たち会派が阪急バス本社に出向いて要請したことに応えて、阪急バスのほうで１台、バスを、ノンステップバス導入してくれたということになっております。

「高齢者、障害者等の移動の円滑化促進に関する法律」、これに基づいて公共交通移動円滑化設備整備費補助制度、このノンステップバス等の導入のところ、これを見てますと、国の補助率４分の１、地方公共団体の補助率４分の１、ただし、「通常車両価格の差額に２分の１を乗じた額と、通常補助額のいずれか低い額とする。」となっています。ノンステップバスは通常バスより 400 万ほど高いとのことですから、島本町の負担は高くとも 100 万円ということになると思うのです。

ぜひ来年度、この協議会開くということですが、早いうちに協議会で協議していただいて、実現を図っていただくようにお願いをしたいと思います。この点は、いかがでしょうか。

都市創造部長　ノンステップバスの導入にかかります再度のご質問でございます。

阪急バス株式会社に確認をいたしましたところ、本町域内の運行に割り当てられた車両につきましては現時点で４車両あり、内訳といたしましては、ノンステップバスが２両、ワンステップバスが２両とお聞きしており、現在、積極的にノンステップバスを運用されておられます。しかしながら、阪急バス株式会社におかれましては、可能な限りノンステップバスを運用されておられますが、整備等の関係上、場合によってはワンステップバスが運用されることもございます。

これらを踏まえ、町といたしましても、バリアフリー基本構想継続協議会等におきまして、委員の皆様のご意見を踏まえ、できるだけ早期に 100％ノンステップ化に向け、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　できるだけ早期に、少なくとも 100 万円というお金でもございますので、進めていただきますように、お願いをいたします。

この「阪急バスの停留所」ですが、阪急バス停留所というのはどこも吹きさらしで、寒い冬には――阪急バスの便数が減ってしまっております。昼間で 20 分に１本という状態になっております。バスを待つのが長時間になり、ことにつらいとの声が利用者から聞かれております。バス停留所の改善について、阪急バスに申し入れる、あるいは町の補助での改善を図るなど、考えられませんでしょうか。

都市創造部長　続きまして、２点目の「バスの停留所」について、ご答弁申し上げます。

現在、町域内におきまして、阪急バス株式会社大山崎営業所が運行するバス停留所は７ヵ所あり、乗降口といたしましては 13 ヵ所となっております。

なお、停留所とは一般的に乗合バスのご利用の方々が乗降できる地点とされており、乗降口は上り線や下り線に設けられた乗降スペースとなっております。そのうち、７ヵ所の乗降口には上屋が設置されており、駅以外のバス停留所の上屋は、バス事業者におかれまして、運行状況や乗降客数、設置スペース等を総合的に勘案し、設置されております。

また、ご指摘のありましたご要望につきましては、現時点では本町に地域からのご要望もなく把握いたしておりませんが、バスを乗車される方々がより一層快適にご利用いただけるよう、今後、近隣自治体における先進的な取り組みの状況把握に努めるとともに、補助金制度についても調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　本町内を走っているバスというのは、比較的交通渋滞もなく、概ね時間どおりに走っております。乗車される方が自宅から出られる場合などは、バスの時刻表にあわせて停留所に行かれる、こういうこともできますので、比較的、待つ時間が短く済むこともありますけれども、阪急水無瀬駅、あるいはＪＲ島本駅など、駅から乗られる場合は、電車とバスの時刻によっては待ち時間が長くなることもあります。せめて、この二つの駅、ここの停留所だけでも何か考えていただくということはできませんでしょうか。

都市創造部長　阪急水無瀬駅やＪＲ島本駅前への、壁面の設置についての再度のお尋ねでございます。

現在、町域内における路線バスの運行につきましては、先ほど議員からもご紹介ございましたとおり、概ね時刻表どおり遅延なく運行されており、各停留所における待ち時間については、乗降者の意思により調整が可能となっているものと認識いたしておりま

す。

しかしながら、お尋ねの駅前停留所につきましては、電車とバスの発着時刻の差により、一定、待ち時間がかかる場合も想定されますが、駅前という、時間帯によっては多くの方が行き交う空間に壁面を設置することは通行の阻害要因となる可能性もあり、また、バスをお待ちになられる方々の列への動線にも支障が生じるなど、様々な課題があり、慎重に検証する必要があるものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、今後もバスに乗車される方々が、より一層快適にご利用いただけるよう、近隣自治体や民間バス会社における先進的な取り組みの状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　ぜひ、この点についても、「他の自治体、民間バス会社、先進的な取り組みの状況把握に努めてまいりたい」とおっしゃっていただきました。積極的に努めていただきますように、お願いをいたします。

次に、「ふれあいバス」についての質問をさせていただきます。

ふれあいバス、これの台数を増やすこと、これを以前から提案をしております。現在のふれあいバス、４ヵ月健診の子どもとその保護者が乗れるように改めていただきまして、この乗車状態というのはどうなっているでしょうか。

健康福祉部長　それでは、３点目の「４ヵ月児健診受診者の乗車対象者拡充」につきまして、ご答弁申し上げます。

福祉ふれあいバスの乗車対象者につきましては、平成 28 年６月から、従来からの乗車対象である年長者、障害者、妊婦とその就学前のお子さまに加え、４ヵ月児健診を受診する保護者とそのお子さまにもご利用いただけるよう、対象者を拡充しております。

４ヵ月児健診受診者の平成 28 年６月から本年１月までの利用状況といたしましては、平均すると、１回の健診当たり４組程度の利用があり、最大で 11 組の利用がございました。ご利用されている方の乗車方法を見てみますと、往復利用されている方もいれば、片道だけ利用されている方もおられること、また分散して乗車されていることから、現状では、４ヵ月児健診の受診者が乗車することにより、従来の対象の方が乗車できないような状況はございません。

これまでの利用実績から、４ヵ月児健診の受診者の福祉ふれあいバスご利用に一定のニーズがあること、また、対象者の拡充をしたことによる効果があるものと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　高齢者の移送サービス、これを要支援１から要介護１までの人を外した。このために、以前より、その費用が減っております。そのお金も、町内での元気高齢者の移動のために使うのが、もともとの趣旨、目的のためにもかなうものだというふうに考え

ます。

低床型で小型のバス、これをもう１台増やして、ふれあいバスを乗りやすくして欲しい、手押し車を持った高齢者の方、今のふれあいバスに乗るのは非常にしんどいというふうにもおっしゃっています。低床型のバス、もう１台増やす。で、便利なものにする。高齢者、また幼い子どもを連れたお母さん、障がい者、この方達、交通弱者の方々が使える。こういうものにふれあいバスを変えていっていただく。今よりも使用する範囲の方達を増やしていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長　続きまして、４点目の「福祉ふれあいバスをもう１台増やすこと」につきまして、ご答弁申し上げます。

現在の福祉ふれあいバスは、町内の公共施設への外出支援を目的とし、祝日や年末年始を除く平日に、１日６ルートを運行しております。年間にかかる経費といたしましては、運行管理業務とメンテナンス・リース料等を合わせ、年間約 620 万円を要しております。

高齢者の移送サービス助成事業につきましては、平成 23 年 10 月に「第５次島本町行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しにより、対象者を要介護認定で要介護２から要介護５と認定された 65 歳以上の方とし、利用額の上限は１日３千円まで、利用日数の上限は１ヵ月３日までとして、タクシー代を助成しております。平成 27 年度の実利用者数は 154 人、実績額は 258 万 3,970 円となっております。また、平成 28 年 12 月までの実利用者数は 148 人、実績額は 246 万 2,010 円となっており、今年度実績は昨年度実績を上回る見込みとなっております。高齢者人口が年々増加する中、要介護認定を受ける高齢者も増加しており、今後も高齢者の移送サービス助成事業にかかる費用は増加するものと考えております。

現行の福祉ふれあいバスでは、狭隘な道路を巡回できない状況もございますが、本町の財政状況、また、それらの費用対効果を慎重に検討していく必要があるものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、現行の福祉ふれあいバスにおいて、対象住民の皆さまにとって利用しやすいバスとして、今後も運行できるよう努力してまいりたいと考えておりますが、費用対効果等を勘案いたしますと、現行の１台での運行が望ましいものと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　４ヵ月児健診での利用が増えたとのことで、非常に、このこと自体は喜ばしいことだと思っています。今まで使えなかった層に、潜在的な利用希望者、これがおられる。そういうことだというふうに思います。

ふれあいバスには、今、使っておられる方からも、土日にも運行して欲しいなど、様々な期待が寄せられています。坂も多く、狭い道路も多い島本町です。このふれあいバ

スのシステムは良いものだというふうにも思います。だからこそ、島本町内を交通弱者の方達が移動する。そのときに便利に使えるように、利用者の範囲も拡げ、回れるところも増やし、土日も運行できる。お答えにあるように、「利用しやすいバス」として運行していただきたい。こういうふうに思います。

そのためにも、もう１台、小型の低床型バス、これを導入して、今まで回れなかったところも回れる、今まで利用できなかった人たちも利用できる、土日も運行できる、こういうバスにしていただきたい、そう思います。ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長　再度のお尋ねでございます。住民の皆様のご意向というのは、毎年、乗降調査を実施しております。また、自治会からいただいた要望などもございます。これまで、これらの要望等につきましては、私どももいただいた時点で十分検討して、停留箇所を増設したり、また、今回、28 年６月に拡大したように、乗車対象者の拡大なども、一定、取り組んでおるところでございまして、利用しやすい、そして、せっかくこのバスを運行している以上、多くの方に乗っていただけるような方策というのを、毎回、考えておるところでございます。

また、低床バスにつきましては、今回、新たなバスを導入するにあたりましても検討いたしました。しかしながら、今の現行のバスの大きさ、運転手を含めて 29 人乗りでございますが、低床バスが用意されるのは、それよりも小さいバスもしくは大型なバスになってしまうということで、それを考えた結果、今回は見送らせていただいたところでございます。

また、今年度はいただいてませんが、27 年度の時点で土日運行ということで、住民の方からも、お一人の方からご要望はいただいたところでございますが、先ほども申しました、１台を運行するためには相当な費用もかかりますので、その点、費用対効果も含めて検討した結果、現状では、今の１台が妥当であろうというふうに考えております。

しかしながら、今、現状のバスが必ずしも稼働率が高いかというと、そうでもございませんので、その点は今後も定期的な見直しを行って、多くの方に乗っていただけるように随時検討していきたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　ぜひ、利用者の範囲を拡げていただく、そして、その運行状況も土日運行ができる、そして手押し車も乗せられる、そういう状況、実現していただきたいというふうに思います。それらの点について、ぜひ検討を、今後も続けていただきますようにお願いをいたします。

５点目の、大沢の皆さんのお話に移らせていただきます。「大沢のタクシー配車」、これはどのような利用形態になっているでしょうか。

総合政策部長　それでは、５点目の「大沢のタクシー配車事業」に関するご質問に、ご答

弁申し上げます。

大沢地区タクシー配車サービス事業につきましては、公共交通機関がなく、公共施設等への外出が容易にできない大沢地区にお住まいの方の交通手段確保の一助とするため、タクシーをご利用できるようにすることにより、その福祉の増進に資することを目的としております。当該事業につきましては、平成24年４月から開始しているもので、１世帯当たり概ね月に１度ご乗車いただけるよう、予算措置を行っているものでございます。

４月及び９月の半期ごとに、タクシー配車チケットを予算の範囲内で自治会長にお渡しをし、自治会長から各世帯に配布をいただいております。また、配車サービス利用登録証も自治会長を通じてお渡しをしており、タクシーを利用する際には、利用者からタクシー会社に電話予約をいただき、タクシー乗務員に登録証を提示するとともに配車チケットを渡していただくことにより、ご利用いただいております。

なお、タクシー会社につきましては、町内を乗車エリアとする３社と協定書を締結しており、その３社のいずれかの車両にご乗車いただいているところでございます。

また、大沢地区タクシー配車サービス事業をより良いものとするため、必要に応じて大沢自治会の集会に出向きまして運用改善などを意見交換させていただいており、今後も引き続き、より良い事業となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　大沢の方に伺いますと、このタクシーの利用ができるようになって、とても助かっていると喜んでおられました。ただ、できるだけ、このタクシーを利用するときには乗りあわせができるようにしているけれど、どうしても１人になるときにはとても気を使うんだというようなお話でした。ふれあいバスがここにも回ってくれたらいいのにと、おっしゃっておりました。

今のふれあいバスが大沢に回るのは、バスの大きさの点からも、あるいは時間的な問題からも難しいものがあると思います。大沢の住民の方が高齢になられたら、ご自分での運転も難しくなることでしょうし、タクシー利用や、ほかの交通手段を考えざるを得なくなる方が多くなるものと思います。大沢の今後を考えれば、今の方式に加えて、ふれあいバスか何らかの方法、これが必要になるものと思いますが、いかがでしょうか。

総合政策部長　今の方法に加えて、プラスして何らかの方法が必要ではないかというご意見でございますが、先ほども申し上げましたように、この制度を運用していくにあたって大沢地区の皆さんと意見交換をさせていただいておりますので、ご指摘いただいているご意見も含めまして、今後、大沢地区の方と、この制度がより良いものとなるような話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　このタクシー利用というのは、大沢の方にはほんとに喜ばれているものですの

で、これを充実していっていただくというのは非常に良いことだというふうに思います。

ただ、気を使いながら乗られているというふうなお話も聞きますので、その点だけは、そういう肩身の狭い思いをされることがないように気を配っていただきたいというふうにも思うのですが、その点はいかがでしょうか。

総合政策部長　限られた予算の範囲内でのご利用ということになりますので、できるだけ多くの方に、多くの回数をご利用いただきたいということから、できることなら乗り合いでということをお願いしてきたものでございますけども、当然、１人でもご利用いただけますので、その点は気兼ねなくご利用いただけるように、先ほど申し上げましたような意見交換の中で伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　ぜひ、その点は自治会で、集会で意見交換しているとおっしゃってますので、大沢の皆さんに、気兼ねなくご利用いただけるようにとお伝えをいただければというふうにも思います。この内容、より充実していっていただけるように、よろしくお願いをいたします。

６点目に移ります。各種団体の研修利用に供している「町のマイクロバスの利用」、これをもっと住民の使いやすいものにすることを以前から求めてまいりましたが、その後の町のマイクロバスについての検討はどうなっておりますでしょうか。

総務部長　続きまして、６点目の「町のマイクロバスの利用について」でございます。

本町のマイクロバスにつきましては、平成 12 年から利用を開始し、これまで本町の事業に利用するとともに、各種団体が公用公益のための研修等に利用している状況でございます。平成 27 年度における当該バスの利用実績につきましては、年間 65 回となっており、例年、同数程度の稼働状況となっております。

しかしながら、車両の購入後 16 年を経過していることで、近年、エンジントラブルなどにより運行予定当日に利用ができない状況になるなど、経年劣化により運行に支障をきたす故障が随所に発生し、そのつど故障箇所を修繕し、安全面を確保しながら運行している状況でございます。

また、運行・管理業務につきましては、業務委託契約により平成 29 年度末までの３年契約となっておりますことから、平成 30 年度以降のマイクロバスの運行及び管理のあり方について、現在、安全面及び財政面の両面から検討を進めている状況でございます。

従いまして、このような状況下で当該マイクロバスの利用を拡充することは、現時点では困難であるものと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　各種団体の研修、「公共公益の用に供している」というお話しです。「各種団体」とは、具体的にはどういう団体が使われておりますでしょうか。

総務部長　各種団体ということでございますが、町内における公的な団体が、研修内容等

に応じてマイクロバスを使用しているという状況でございます。使用する事業内容につきましては、「公用公益」のため必要とする内容に、範囲を限定させていただいております。また電車等の公共交通機関が利用可能な場所へは、可能な限り電車等を利用していただけるよう、お願いをしておるものでございます。

以上でございます。

佐藤議員　町内の公的な団体ということですが、そうすると、具体的に言いますと、住民の皆さんがこれを使用しようと申し込むときには、どういう団体になるんでしょうか。例えば自治会だったら、一つひとつの単位の自治会が申し込めるとか、そういうことはありますでしょうか。

総務部長　「自治会はどうか」というご質問でございますが、今現在、研修等に利用していただいている団体につきましては、そういう末端のところではなく、自治会連絡協議会とか、その親部門に限っておりまして、末端まで拡げますと、１台しかございませんので運行に支障が出てくるという、基本的には町の事業で運行しているというのが前提でございまして、その空きの部分で、各種団体といいましても上部組織に限らせていただいているというところでございます。

また、使用にあたっても、あくまでも公用公益のための研修とか、そういった部分に限定して利用していただいているというところでございます。

以上です。

佐藤議員　ということは､単位の自治会や単位の年長者クラブやということではなくって、その親団体ということで理解をすれば良い、ということでしょうか。

総務部長　町のマイクロにつきましては１台しかございませんので、当然、稼働については限りがございますので、議員おっしゃっているように、一応限定をさせていただいているというところでございます。

以上です。

佐藤議員　わかりました。使用できる各種団体というのは、今の説明で理解をいたしました。

29 年度で現在の契約が切れるということで、30 年度以降、どのようにするのか、また検討を進めているというお話しですが、現在、研修利用というか、公用公益のために利用している、こういう今の形式というのは、そのまま引き継いでいただけるという理解でよろしいでしょうか。

総務部長　現在の形態をそのまま続けるか、というご質問でございます。先ほども申し上げましたように、30 年度以降のマイクロバスの運行及び管理のあり方につきましては、現在、検討しておるところでございますが、現時点では、各団体の利用に対しましては変更の予定はございません。

以上でございます。

佐藤議員　はい、わかりました。今までと同じように利用できるということですね。その点については、それぞれ今まで使っておられた団体の皆さんにも、そのように安心していただけるようにお伝えをいただければありがたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊集院議長　以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ）　それでは、自民無所属の会・村上毅、一般質問をさせていただきます。

１）点目の「学校の校庭開放」について、お尋ねをします。

子どもの成長段階で、体力作りや、団体生活の中において子ども間での問題解決など、人間関係を通して、いろいろなことを自然に憶える場所として、校庭開放の必要性を思い、再度質問をいたします。

1)点目ですが、本町の各小学校の校庭開放については、いろいろな方法を取っておられますが、理想とされる校庭開放について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

教育こども部長　それでは、村上議員の一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、１）点目の「学校の校庭開放について」の1)点目、「各小学校の校庭開放で理想とされる方法について」でございます。

昨年、９月定例会議の一般質問でもご答弁申し上げましたように、現在、第一小学校で実施しております形を、すべての小学校で実施することが理想であると考えております。具体には、校門にシルバー人材センターの見守り員１名を配置し、不審者の侵入を防ぐとともに、保護者から事前登録のある児童のみ、校庭で遊ぶことを許可するものでございます。

また、登録児童には、万一の怪我に備えて傷害保険にも加入しており、安全・安心の観点からソフト面での支援を行いつつ、毎日の子どもの放課後の居場所を確保し、大人が必要以上に干渉せずに、自主的に遊びを創造できるよう取り組んでおります。

校庭開放とあわせて、地域のボランティアの方々のご協力を得て、遊びやイベントなどを開催することにより、子どもたちの体力向上やコミュニケーション能力の向上にも繋がる取り組みにもなっているものと考えております。

以上でございます。

村上議員　教育委員会としては、第一小学校で実施されている放課後の校庭開放を理想とされ、進めていくという考えであることは理解いたしましたが、他の小学校では、現在、独自の校庭開放が行われています。第一小学校の校庭開放のように、他の小学校においても、どのようにまとめて行かれますか。時間が経つほど、各小学校では、今、行われている校庭開放に慣れて、整合性を取るのが難しくなってくるのではと危惧いたします

ので、できることなら、平成29年度から放課後の校庭開放についての指針を出すべきかと思いますが、いかがですか。

教育こども部長　第一小学校と同様の方法での校庭開放の導入につきましては、校長会などでも今後の方針として示しており、各学校の意向聴取など調整を進めている状況でございます。その結果、平成29年度におきましては、第三小学校において、従来の月２回実施の地域ボランティアによる「もりもりクラブ」とは別に、一小型校庭開放を試験的に導入し、保護者のニーズ把握や安全性の確認等を行うべく、事務を進める予定でございます。

なお、平成29年度は、第二小学校では学童保育棟の建設、第三小学校では耐震補強等工事、第四小学校では校舎増築工事など、校庭の使用制限もございますことから、平成29年度は第三小学校における試験的導入を行い、その後、第三小学校の本格導入と、第二・第四小学校への導入についても、順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　2)点目ですが、また、それを「実現するためには、どのような課題」があるのかないのか、お尋ねします。

教育こども部長　「実現するにはどのような課題があるのか」、ということでございます。

校庭開放につきましては、見守り員を確保することにより実施は可能でありますが、イベント等につきましては、各地域でボランティア等の活動事情が異なることから、各地域のボランティアの確保が課題としてございます。また、放課後子ども教室は大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金を活用して実施しておりますが、小学校区ごとに補助金の上限が設けられており、予算が少額であることに加え、イベントや遊びの企画に対する物品の手配やチラシ配布、名簿作成等の準備作業など、ボランティアにおまかせできない部分もあり、事務局体制にも課題がございます。

以上でございます。

村上議員　ただいま答弁にありました、ボランティアにおまかせできない部分や、事務局等の体制にも課題があるとのことですが、どういった課題があるのか、参考まで、お聞かせください。

教育こども部長　先ほどご答弁申し上げましたように、事務局としてイベントや遊びの企画に対する物品の手配やチラシ配布、名簿作成の準備作業かございますが、このほかにも児童の怪我や、児童間のトラブル解決について保護者対応などもございます。

このように、事業全体のコーディネート役として多くの準備や調整にかかる事務がありますことから、他の業務と兼務しながらの対応は、職員体制としても課題があると認識をしております。

以上でございます。

村上議員　3)点目ですが、「課題がある」とのことですが、その課題を解決するためには

何をしなければならないか、お尋ねします。

教育こども部長　校庭開放の拡充につきましては、耐震工事や校舎の増築、学童保育棟の建設などに伴い、校庭利用にも一定の制約がございますが、まずは順次、第一小学校をモデルとした校庭開放ができるよう、地域のボランティア、学校、ＰＴＡと協議しながら、事業内容を精査し、関係機関が、これまで以上に連携と役割分担をして取り組めるように調整をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議員　小学校の校庭開放は、毎日、授業が終わってから、校庭内で各児童が思い思いの時間を過ごすことであると私は思っております。その他の行事については、別途ボランティア、学校、ＰＴＡの三者で協議するということであります。

まずは、校庭開放についてでありますが、29 年度から試験的に、第一小学校のように第三小学校をはじめ順次実施するという答弁を先ほどいただいておりますので、今後の進み具合を期待をいたしまして、本件については終わります。

それでは、２）点目ですが、「日立金属」について、お尋ねします。

昨年の 10 月に、日立金属株式会社山崎製造部が平成 30 年 10 月頃に撤退をして、熊谷市に移転することが表明されてから数ヵ月が経とうとしております。そこで、これまでも質問をしてきましたが、その後の動向について、お尋ねをしたいと思います。

まず、1)点目として、これまで質問してきた中で、本件については、これまで山崎製造部との面談の中で本町の考え方は示したとのことでありますが、これまでの話の中で、本件についての権限は本社であるとのことでした。どのセクションに伝わっているのか、また現時点では伝わっていないのか、お尋ねをします。

都市創造部長　次に、大きな２）点目の「日立金属株式会社」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1）点目の、本町の考え方につきましては、「本社のどのセクションに伝えたか」とのお尋ねでございます。

当該地の跡地に関する企業誘致につきましては、前の議会でもご答弁申し上げましたとおり、現在、大阪府の企業立地担当課とも連携を行いながら、対応が可能な範囲において積極的に取り組んでいるところでございます。

昨年 11 月の日立金属株式会社山崎製造部と島本町、大阪府による三者協議の際に、町が抱える重要な課題等をお伝えし、その後、当社の山崎製造部から本社の人事総務本部及び経営企画本部に対して、その内容が報告されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

村上議員　ただいまの答弁で、山崎製造部から本社には、本町の意思が一応伝わっているものと理解いたしました。

2)点目ですが、これまでの答弁の中で、「本町では平成 23 年４月に企業の立地を促進

し、経済の活性化を図るため、『島本町企業立地促進条例』を制定いたしました。今後におきましても、企業立地の促進、ＪＲと阪急電鉄の２ウェイアクセスを有する交通の利便性を活かした秩序ある人口増加施策など、本町の水と緑などの地域特性や、歴史・文化に恵まれた地域資源を活かしながら、自主財源である税収の一層の確保に努めてまいりたいと考えます。」とのことでありましたけども、「地域資源を活かしながら、税収の一層の確保に努める」とのことですが、もう少し具体的にお示しください。

都市創造部長　次に、2)点目の「地域資源を生かしながら、税収を確保する方策」について、ご答弁申し上げます。

本町は、大阪と京都の都心部の中間に位置しており、ＪＲと阪急電鉄の２ウェイアクセスを有しております。また高速道路のインターチェンジも近くに、国道１７１号が縦断していることからも、交通の利便性は比較的高い条件となっております。また、山間部が市街地近くに迫っていることからも、豊かな自然を身近に感じられる住環境の良さが特徴であるものと認識しており、企業にとっても、これらの環境は創業するうえでの一定のメリットであるものと考えております。

これらの本町の地域特性を望まれる方々の定住促進や、創業を望まれる企業の立地の促進により、自主財源である税収の増加を目指すため、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にお示ししておりますよう、子育て支援策やまちのプロモーション活動をはじめ企業立地推進の取り組みなど、各種施策を推進しているところでございます。

以上でございます。

村上議員　企業立地推進の取り組みなど、いろいろな施策を進めておられるとのことですが、これまでの成果として具体的にどのようなものがあったか、お尋ねしたいと思います。

総合政策部長　本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策についてでございます。

取り組みの一例をご紹介いたしますと、定住・観光プロモーション事業として「島本町定住促進、観光振興計画」の策定や、町内の観光資源にかかる施設環境の整備、賑わい創造事業補助金の創設、国の地方創生加速化交付金を活用してのプロジェクト事業などがございます。また、子育て支援のための取り組みといたしましては、小規模保育施設などの保育環境の整備、産前・産後ヘルパー派遣事業、住宅開発にかかる子育て支援協力金制度の創設などがございます。

以上でございます。

伊集院議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

村上議員　3)点目の質問ですが、「島本町企業立地促進条例」の活用実績については、これまでの答弁では、現時点ではないとの回答をいただきましたが、行政としては、今後もこの条例に基づく誘致制度の活用を、「制度導入後から現時点に至るまでホームペー

ジをはじめ様々な媒体において制度の周知を行っており、引き続き本町の交通利便性とあわせて、大阪府の企業誘致担当等とも随時情報交換等を行いながら、ＰＲを行ってまいりたいと考えています。」とのことでありましたが、その後の成果について、あったのかなかったのか、お尋ねします。

都市創造部長　次に、3)点目の「企業立地促進制度の実績」につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年 12 月以降も、町ホームページなどでの周知をはじめ、大阪府と連携しながら制度の運用に取り組んできております。

なお、企業からの遊休地に関する問い合わせなどはこれまでもあったものの、現時点におきましては企業立地促進制度の活用等はございませんが、引き続き、制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　これまでの制度の活用がなかったということから、「制度の周知等に努めてまいりたい」とのことですが、具体的に、この制度を周知させるために、どのような方法が良いと思われておられますか。

都市創造部長　制度の周知につきましては、これまでもホームページなどにより広く実施しておりますが、引き続き、様々な媒体においてＰＲするとともに、大阪府や関係団体等を通じて、広域的な対応が必要であると考えております。他市町村の事例等も踏まえ、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　4)点目の質問ですが、「また、企業立地促進制度をより効果的な制度とするため、制度の見直しについても調査・研究をしてまいりたいと考えております。」とのことでしたが、その後の実績について、お尋ねします。

都市創造部長　次に、4)点目の「企業立地促進制度の見直し」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町における現在の企業立地促進制度における補助金の交付の要件の一つとして、「事業所が新設または移設すること」としております。他市町村におきましては、加えて増設・建て替えについても要件としている自治体も見受けられ、他市町村への移転を阻止する目的として、制度の拡充を調査・研究しているところでございます。

しかしながら、大阪府との意見交換においても、補助金制度の充実が現在の状況から見て効果的か否かという議論もしているところであり、引き続き、制度の見直しについては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　5)点目の質問ですが、「また、先日も山崎製造部と島本町、大阪府の三者において協議をさせていただき、町が抱える重要な課題もお伝えしたところであり、またそ

の際には、今後、町長をはじめ大阪府も含め東京本社と協議を行いたい旨の打診をさせていただいたところでございます。」とのことでしたが、その後、東京本社とコンタクトを取られ、何らかの協議をされたのかどうか。また、されたのであれば、その内容について、お尋ねします。

都市創造部長　次に、5)点目の「日立金属株式会社の本社との協議内容」につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年 11 月に、本社の方との面会を希望させていただいたところ、年始に本町へ来られる機会があり、それに合わせて面会させていただけるということになり、本年１月に、本町と大阪府商工労働部の職員と、日立金属株式会社の人事総務本部及び経営企画本部の方とで、協議を行っております。

内容については、昨年 11 月にお伝えさせていただいた本町の現状と課題を改めてご説明申し上げ、また本町及び大阪府の企業立地促進制度についても、ご案内申し上げたところでございます。

以上でございます。

村上議員　本町の現状と課題について、いろいろと説明されたとのことですが、そのときの先方の反応はいかがだったでしょうか。

都市創造部長　その時点におきましては、相手側から具体的な方針等をお示しされておりませんが、本町の現在の課題等については、十分ご理解いただいているものと考えております。

以上でございます。

村上議員　6)点目の質問ですが、また、「今後の具体的な協議内容をお示しできる状況ではございませんが、課題の解決に向け、当該企業との協議を引き続き行ってまいるとともに、大阪府と連携し、積極的な対応策を検討してまいりたいと考えております。」とのことでしたが、その後の大阪府との連携は、具体的な方向で進んでいますか。また、今後の方針について、お尋ねします。

都市創造部長　次に、6)点目の「大阪府との連携の状況と、今後の町の方針」について、ご答弁申し上げます。

昨年からこれまでの間におきましても、本件に関しまして大阪府の担当者と密に連絡を取っておりますが、特段の進展はなく、現時点におきましては、相手方がどのような方針をお示しになるか、お待ちしている状況でございます。引き続き大阪府と連携しながら、状況に応じて迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　最後に、川口町長にお尋ねをしたいと思います。

今期で退任されるとのことでありますが、本件について、川口町長の足跡が本件については見えない状況であります。ぜひ、企業立地について町長の足跡を残していただき

たいと思います。そのためには、残任期間も少ない中ではありますが、「待ちの営業」ではなく「攻めの営業」で対応していただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがなものでしょうか。

川口町長　企業さんには企業さんの論理がありまして、企業さんの都合がございます。私どもが切に願っておっても、その願いがかなうかどうかは、これはまた全く別の問題でございます。

ただ、あそこの当該地の跡地に大型マンションなんかができると、それこそ第四小学校の教室が足りなくなる状況も十分に予想できますので、そして、あそこは準工業地域でもございますので、企業に引き続き、あそこに来ていただきたいと、そのようには強く願っているところでございます。

私どもの気持ちは、しっかりと日立金属の方にお伝えをしたと思っておりますが、今後、その思いをどのように受け止めていただけるか。これからも、私の任期は４月 20 日まででございますが、機会を捉えて訴えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

村上議員　ただいま町長のほうから、前向き的な、決意的なご発言をいただきましたが、ただ町長だけの意気込みではなかなか難しい面があるかと思います。ぜひ、各部長一致団結していただきまして、この問題について取り組んでいっていただきたいと思いますが、そこで、各部長の決意を聞かせていただければありがたいと思います。

都市創造部長　種々、答弁を申し上げたところではございますが、企業立地担当部長といたしまして、職責、十二分に全うできるよう、引き続きまして努力してまいりたいと考えております。

なお、各部長も同じ思いであろうかと思っております。

以上でございます。

村上議員　代表しての答弁のようですが、できることなら、各部長、町長の後押しをするという意味合いを含めて、一言、答弁していただけたらありがたいと思います。

川口町長　日立金属の方が、本社の方が来られたときも、関係する担当部長は全員揃ってお話しをさせていただいておりますので、それぞれの部長がそれぞれの立場で、熱い思いをお伝えさせていただいたところでございます。

ただ、私、日立金属の経営環境がどういうふうな状態にあるかというのは、残念ながら存じ上げませんので、経営環境が良ければ、こちらの願いも聞いていただけるのかなと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

村上議員　なかなか、各部長の決意は出てこないようですので、これをもちまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊集院議長　以上で、村上議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後５時 06 分～午後５時 15 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、ただいま日程に供されました第１号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明を申し上げます。

議案書の１の１ページを、お開き願います。

本件につきましては、平成 28 年 11 月 13 日に、島本町高浜一丁目 21 番 21 号地先路上、町道高浜 15 号線で発生した事故につきまして、「地方自治法」第 180 条第１項及び「町長の専決事項の指定について」第１号の規定により、平成 28 年 12 月 21 日付けで「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分を行い、同年 12 月 22 日付けで、相手方と「民法」第 695 条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第 180 条第２項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の１の３ページの次に添付いたしております第１号報告資料の「３参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

参考資料の１ページ目を、お開き願います。示談書の写しでございます。第一当事者（甲）は、島本町長名でございます。相手方であります第二当事者（乙）は、大阪府池田市木部町在住の方でございます。

事故発生日時は、平成 28 年 11 月 13 日（日曜日）午後５時頃でございます。事故発生場所は、大阪府三島郡島本町高浜一丁目 21 番 21 号地先路上、町道高浜 15 号線でございます。

事故の原因状況結果でございますが、相手方が所有する自動車の走行中に、80 センチのだ円形で深さ 10 センチの穴ぼこを走行車両が通過した際に、車両・タイヤなどが損傷したものでございます。

次に、示談内容でございます。過失割合は本町が 10 割でございますことから、本町が相手方に損害賠償金として、レッカー移動費用、車両の修理費用、代車費用の合計 32 万 3,222 円を支払うものとし、本件示談の他、本町及び相手方の間に一切の債権・債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、すでに予備費を充当し支払い済みであり、本町が加入する保険により、その全額を歳入いたしております。

次に、１枚お開き下さい。事故発生場所の位置図でございます。

次に、１枚お開き下さい。事故状況図でございます。

次に、１枚お開き下さい。相手方車両の損傷状況写真でございます。

次に、１枚お開き下さい。道路舗装状況写真で、改修前と改修後を添付させていただいております。

事故発生場所の現場確認を行いましたところ、経年劣化により、舗装の一部が穴ぼこになっており、車両が通行した際に損傷したことが判明しました。よって、応急対策といたしまして、事故翌日である 11 月 14 日に舗装の応急復旧工事を実施し、11 月 15 日に舗装の本復旧工事を実施いたしました。

本町では道路パトロールを定期的に実施し、維持管理に努めてきたところではございますが、このような事故が発生いたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後も引き続き、住民の皆さまが安心して生活できるように、努めてまいる所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてのご説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

佐藤議員　この町道での事故というのが続いております。今もおっしゃったように、本町では町道の定期的なパトロールを行っているという話なんですけれども、残念ながら、こう事故が続いているというのは、パトロールの間隔が広すぎる、そういうことではないのでしょうか。つまり、結局は職員が少な過ぎて手が回らなくて、パトロールの間隔が広くなっている、そういう事態ということではないのでしょうか。その点を、お訊きしたいと思います。

都市創造部長　当該事故が起こってしまいました場所につきましては、毎年、年２回実施しております道路パトロールの地区にも入っておりまして、当該場所は８月に点検をしたところでございます。その際、経年劣化により老朽化はしていたものの、大きな損傷が見受けられなかったため、応急的な措置は講じておりませんでした。しかしながら、舗装の劣化が見られた時点におきまして、詳細にチェックを行うべきであったと認識しているところでございます。そういう状況でございますので、今後の点検時におきましては、今回の事故、教訓を活かすような形で、さらなる綿密な点検を心がけて実施してまいりたいと考えております。

なお、人員のこともご質問で頂戴はいたしておりますが、やはり限られた人員の中で、効果的・効率的に課の業務等全うできるように、マネジメントについてもしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員　同規模の自治体から比べて 30 人職員が少ないと、今朝から何度もそういう話が出ております。そういう中でのこういう事故だというふうにも思います。

大変な、職員さん少ない中で頑張ってくださっているのだというふうに思いますけれ

ども、これから職員の皆さんにそういうご苦労をおかけするという今の状態、何とか改善ができるように、町全体としても、担当部局だけの問題ではないというふうに認識をしていただいて、考えていっていただけたらありがたいというふうに思います。

都市創造部長　先ほども申しましたが、限られた人員の中で適切に業務等執行できるように、頑張って努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

田中議員　私どもの若山台では、第一住宅・第二住宅・第三住宅の各自治会の会長さん、副会長さんで構成する若山台自治会連合会という組織を作っているんですね。全部合わすと１千世帯になるんですけれども、その中で毎年９月に、若山台の生活空間一斉点検というのをやっていまして、その折りにカーブミラーの曇りとか汚損とか、それからガードレールの曲がり、それから歩道の浮き石、当然、先ほどありました舗装のはがれ、そういうことを一斉に点検をして、80 項目ぐらいですかね、それを全部写真撮って、都市創造部に提出している。８年間にわたってやっていますから、部長もご存じのことだと思います。

そういう点検、自治会の点検、そういうところにも呼びかけて、職員が少ないから全部できない、確かにそういう苦しさはあると思いますので、自治会のほうにも呼びかける必要があるかと思います。

それともう一つは、町の一斉清掃が夏と冬にございますね。そういうときにも各自治会に呼びかけて、周辺の道路の点検もお願いしますということを言えば、完璧ではないにしても、道路の点検、こういうところに穴ぼこがあるというような情報は入ってくるかと思いますので、そういうことをやっぱりやっていただきたい。どこまで今、やっていただいているかわかりませんけど、自治会の方にもお願いをする。そういう発想はいかがでしょうかね。

都市創造部長　すでに取り組んでおられる実績からのご提案と、あと、そのような地域での点検に対する呼びかけでありますとか、一斉清掃での呼びかけ等については、どのような形ができるのかというのも含めまして、一定、検証させていただければと存じます。

以上でございます。

清水議員　１点だけ。年２回パトロールということなんですが、道路は轍と、こういう気候上のクラックがあると思うんですが、気候上のクラックについては、雨の多い時期に、１ヵ月ぐらいしたらすぐ穴開くと思うんで、年２回パトロールするときの注意点として、こういうクラックのあるところ、特に雨が降ったりする時期については進行が早いんで。それは私、道路屋にいたんで、そういうことがあると思うんで、その辺だけ注意、今後してもらえたらいいかなと思います。

都市創造部長　私どもも今回の事故の事象を受けまして、緊急的に町道の点検を行ったところでございます。その中で、すでに簡易的ではございますが、補修済みの箇所が 54

ヵ所ございますが、今後、そういう経年劣化等による何らかの支障が生じるおそれがある箇所というのも41ヵ所、洗い出しのほうを行ったところでございます。

議員からご指摘いただいた部分も含めて、道路パトロールの際は、そのような部分、重点的に確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第１号報告については、報告を承ったものといたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこれをもって延会とし、明日２月28日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日２月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

（午後５時２８分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

行 政 報 告

一 般 質 問

関　 議 員　これまでに一般質問で取り上げた諸課題のその後の状況について

田 中 議 員　１．地方創生の流れに沿った島本の活性化対策について

２．誰もが心身ともに健康で働ける職場環境の整備を

河 野 議 員　１．開発優先に陥りかねない、都市計画マスタープランの見直しを

２．広域連携――保健行政・難病者福祉を問う

戸 田 議 員　１．ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業～徹底した住民利益の追求を～

２．東大寺・山崎地区にコンビニエンスストア開業～歩行者空間のバリアフリー対策を！～

外 村 議 員　島本町の財政運営と今後の中長期財政収支見通し・行財政改革プランについて問う

平 野 議 員　１．町村を消滅させ合併を進める大阪府地方分権改革ビジョン（改定案）等を問う

２．若狭の原発事故が起きた場合の災害対策は万全か

佐 藤 議 員　島本町内の移動の自由の実現について

村 上 議 員　１．学校の校庭開放について

２．その後の日立金属株式会社山崎製造部について

第 １ 号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

平成２９年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ２　 号

平 成２９年　 ２月２８日（火）

島本町議会２月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　平成２９年２月２８日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	平井　均	２番	関　重勝	３番	外村　敏一
４番	田中　修	５番	村上　毅	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	平野　かおる	11番	伊集院　春美	12番	野村　行良
13番	河野　恵子	14番	佐藤　和子		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	川口　裕	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	総合政策部次長	吉川　展彦	上下水道部次長	新　貴博
教育こども部次長	川畑　幸也	総務部総務・債権管理課長	三代　剛	総務部財政課長	中嶋　友典
総務部税務課長	森　泰昭	都市創造部都市計画課長	今井　康仁	教育こども部教育総務課長	三浦　了
総合政策部コミュニティ推進課係長	坂元　貴行				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　妹藤　博美　　書　　記　村田　健一　　書　　記　小東　義明

議事日程第２号

平成２９年２月２８日（火）午前１０時開議

日程第１　第　１　号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２　第　２　号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第３　第　３　号議案　工事請負契約の締結について

日程第４　第　４　号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第５　第　５　号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について

日程第６　第　６　号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第７　第　７　号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第８　第　８　号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

日程第９　第　９　号議案　島本町税条例の一部改正について

日程第10　第１０号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第11　第１１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第12　第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）

第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）

第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第13　第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算

第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算
日程第14　第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

（午前１０時００分　開議）

伊集院議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第１号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現委員の退職に伴い、新たに任命するものでございます。

今回、任命の同意をお願いいたします西山洋子氏につきましては、現委員の新井直子氏が本年３月 31 日付けで退職されることに伴い､その補欠委員として任命するものでございます。

任期につきましては､本年４月１日から本年９月 30 日までといたしており､新井委員の残任期間となっております。

西山氏におかれましては、平成６年３月に京都女子大学文学部を卒業の後、民間企業での勤務経験のあるほか、現在は本町の情報公開運営審議会及び個人情報保護運営審議会の委員を務めていただいております。これまで、町立第二小学校のＰＴＡ会長や、いきいきふれあい教育事業実行委員会委員長を歴任され、また現在も、「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会、学校支援「ゆめ本部」のスタッフを務められており、教育・文化等に関する豊富な知識と経験をもとに、本町の教育行政の一層の推進に貢献いただけるものと考えております。

なお、西山氏におかれましては、高校生と中学生の保護者でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第１号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第１号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第２、第２号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第２号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき、同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の２の１ページをお開きください。

提案理由につきましては、前委員の死亡に伴い、新たに選任をお願いするものでございます。

今回、森田達也氏に、新たに選任をお願いするものでございます。

選任をお願いする方の住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間、平成 32 年３月 31 日までございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第２号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第２号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第３、第３号議案　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第３号議案　工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、町立第三小学校耐震補強等工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程により、１億円以上５億円未満の工事でありますことから、Ｂ等級の業者のうち、過去にピタコラム工法での耐震補強工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成 29 年１月 13 日に、12 社に対しまして指名通知を行いましたが、５社から入札辞退の申し出があり、平成 29 年２月６日に、７社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案参考資料の１ページ、「入札調書」をお開きください。

入札に参加した７社のうち、３社は最低制限価格を下回りましたことから失格となり、残りの４社で最も入札額の低かった、株式会社掛谷工務店を落札候補者に決定いたしました。

次に、議案参考資料２ページをお開きください。工事請負契約書でございます。

工事請負金額につきましては、１億 8,699 万 6,600 円で、平成 29 年２月 13 日に仮契約を締結いたしました。

なお、株式会社掛谷工務店は、過去に本町の第一中学校及び第二中学校での耐震補強等工事の実績がございます。

それでは、工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

今回の工事の主な内容は、大きく四つございます。まず、一つはピタコラム工法による耐震補強工事でございます。二つ目は、校舎の老朽化した窓や建具などの非構造部材を取り替え、耐震対策を行うものでございます。三つ目は、屋上防水工事でございます。四つ目は、外壁改修工事でございます。

３ページの、議案参考資料（１）をご覧ください。赤色で着色している箇所が工事対象となる建物、Ｂ棟とＣ棟でございます。

次に、４ページの議案参考資料（２）－１をご覧ください。左は、現況の１階平面図で、右の赤色で着色している箇所がピタコラム工法による耐震補強をする箇所でございます。同じく５ページの議案参考資料（２）－２は２階、６ページの議案参考資料（２）－３は３階でございます。それぞれ、赤色で着色している箇所がピタコラム工法による工事箇所でございます。

次に、７ページの議案参考資料（２）－４をご覧ください。右の青色で着色している箇所がＣ棟３階の防水工事を行う箇所でございます。同じく８ページの議案参考資料（２）－５の青色で着色している箇所が、Ｂ棟及びＣ棟４階の屋上防水工事を行う箇所でございます。

次に、９ページの議案参考資料（３）－１をご覧ください。左が現況のＢ棟立面図で、上段が北側、中段が東側、下段が西側から見た立面図でございます。右側は改修後の立面図で、赤色の着色箇所がピタコラム工法による耐震補強をする箇所、黄色で囲っている校舎全体は外壁改修箇所、緑色の着色箇所が建具改修箇所でございます。

次に、10 ページの議案参考資料（３）－２をご覧ください。左が現況のＣ棟立面図で、上段が北側、中段が東側、下段が西側から見た立面図でございます。右側は改修後の立面図で、赤色の着色箇所がピタコラム工法による耐震補強をする箇所、黄色で囲っている校舎全体は外壁改修箇所、緑色の着色箇所が建具改修箇所でございます。

なお、窓や建具につきましては、Ｂ・Ｃ棟ともに非構造部材の耐震対策を講じるものでございます。

次に、11 ページの議案参考資料（４）をご覧ください。仮設計画参考図でございます。赤色が工事で使用するエリアで、緑色が職員及び児童の動線エリアでございます。また、青色の矢印は工事車両の動線、黄色の「交」と記載している箇所は交通誘導員を配置する計画でございます。

なお、工事実施にあたりましては、学校の授業や児童の活動に極力影響の出ないよう進めてまいりたいと考えておりますが、今後、学校、請負業者と詳細について協議・検討のうえ、工事を進めてまいる予定でございます。

最後に、12 ページの議案参考資料（５）をご覧ください。工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただけましたら直ちに本格的な工事の準備作業を進め、６月中旬から耐震補強工事、電気設備工事、機械工事を行うとともに、建具改修工事は夏休み期間中に完了予定でございます。また、屋上防水工事は来年１月から実施し、２月末には工事を終え、３月には検査や後片付けなどを行い、契約期間である３月 23 日には完了する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第３号議案　工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤議員　まず、工事の工事車両ですが、子ども達、生徒達の動線と、あるいは先生達との動線と、工事車両の動線、これが重なる部分がございます。交通誘導員というのは、１日、いてくださるのでしょうか。朝夕と休み時間だけとか、時間か限られるのでしょうか。

それから、授業・行事などにはできるだけ影響が出ないようにという話でしたけれど、工期を見ますと、ほぼ１年、何らかの工事が行われているという状況になります。これの状況の中で、学校の授業・行事への影響というのはどういうものが考えられるのか、あるいはどうやって避けられるのか、その点の説明、お願いしたいと思います。

それと、この耐震工事、ようやく三小ができるということなんですけれど、Ａ棟がまだですし、前会、12 月の議会のときに私の質問に対して部長が、「一定、耐震補強に関しましては保護者の皆さんに、どういった形で進めていくかということについてお示しをしていきたいというふうに思っております。」と、お答えをいただいております。学校の保護者の皆さん、職員の皆さん、また学童の保護者の皆さん、職員の皆さん、それぞれ私が懸念するような内容については、当然、懸念されていると思います。説明が聞きたいというふうに思われていると思います。どういう形で説明をしてくださるのか、その点もお示しをくださいますようにお願いをします。

教育こども部長　まず、交通誘導員の件でございますが、業者とまだ、契約同意をいただきましたら、詳細な打ち合わせを今後していくということになります。その際には、当然、学校の校長先生なり教頭先生も入っていただいた形で調整をしてまいりますので、授業や行事のこともございますので、交通誘導員の立ち位置についても、今、案でお示しをしておりますけども、それについては詳細に調整をしていきたいというふうに考えております。

特に、この重なる部分で言いますと、子ども達がグラウンドに出るとき、それと体育館を使用するときということが考えられると思いますので、その時間帯、車両の通行というのはできるだけ避けたいというふうに思ってますし、どうしても必要な場合には、その辺の安全対策を十分取る必要があると思いますので、その辺については、今後、詳細に打ち合わせをして決めていきたいというふうに思っております。

あと授業、それから行事等への対応ということでございます。これまでも他の小学校での耐震補強工事、中学校でもやっています。そういった教訓を踏まえまして、調整は十分にしながら、極力、影響が出ないように対応していきたいと思っております。この件についても、今後、学校のほうの行事・授業との関係もありますので、十分、調整をしながら進めていきたいと思っております。

それから、保護者への説明ということでございます。本来ですと、第三小学校の整備基本構想に基づいた全体的なことが決定しておれば説明もしやすいんですが、なかなか現状で言いますと、保育所の移転のこと、これについてはまだ詳細が詰め切れてない部分がございますので、耐震補強を先行して進めていくということで予算をあげさせていただいたときにも、ご説明をさせていただいています。そういった関係から、これまで各小・中学校でやってきた耐震補強の際に、保護者の方々に、今後詰めていきます行程であったり、工事内容については、ペーパーで配付をして周知を図っていきたいと思っ

ております。

現在、第三小学校の『学校だより』のほうでも、この議会が終わりましたらですけども、次の『学校だより』ぐらいで、保護者の方にこういう耐震工事か進んでいくという記事も掲載をしていただくというような調整も、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員　保護者への説明なんですけれども、ほかの学校は耐震工事のときに、どういう形で保護者に周知をしていらっしゃいましたでしょうか。

教育こども部長　保護者への周知という意味では、ペーパーで、工程表であったり工事概要がわかるような資料を配付をさせていただいておりました。

以上でございます。

佐藤議員　耐震工事の際には、そうすると説明会というような形で、直接、説明をなさったことはないと。今回、ほかの事案になりますけれども、第四小学校の増築工事の際には説明会をなさったと。そういう関係になっているということですね。

もう一つ、学校の誘導員ですけれども、職員と業者との、今後、相談をして配置を決めていくというお話ですけれども、できるだけ、この誘導員の、子ども達が休みの時間、あるいは授業中にでも、何らかの形があって移動しなくてはいけないような、全体で移動する時間だけではなくって、個人的に移動する時間もあると思うんですね、不測の事態など起こって。そういうときの安全も図っていただくためにも、できることならば１日置いていただきたいと思いますけれども、今のお答えでは、どういう形になるのか、ちょっと心許ないところがありますので、その点も少し補強していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長　保護者説明会につきましては、第四小学校を例に今、おっしゃいました。大規模な改修というか、新たに建てる建物が、第四小学校できます。学童保育にも影響してくるというふうなことから、ＰＴＡのほうと協議をさせていただいて、説明会をさせていただいております。

今後、第三小学校も保育所の件であったり、Ａ棟の建て替えというのがございますので、この辺については、今後、ＰＴＡのほうともまた協議をさせていただいて、どういった形で説明していくかということについては詰めていきたいというふうに思っております。

それから、交通誘導員につきましては、先ほど申し上げましたように、当然、子ども達、休み時間もあるわけですので、そういった時間帯の安全対策というのも必要になりますので、丸々１日必要かどうかということと、人数的に３人でということがいいのか、それとも子ども達が活動している時間帯に、もう少し人を増やしたほうがいいのかということについて、詳細について、今後、学校のほうと協議をさせていただいて決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

河野議員　すいません、今の質問の再質問みたいな形になります。ちょっと漠然として、わかりませんし、もうこれ、工事請負契約の締結事案ですし、仮契約書も出されております。金額も明示されてますので、一応、今、町が予算を組んでいる中での見通しをお訊きしているわけで、それが、例えば工事の誘導員さんの時間がどうなるのかとか、配置場所がどうなるのかということは、今後、教職員、あるいは学童保育の指導員さんとは、当然、詰めていかれると思うんですね。それをＰＴＡ、保護者会にするかしないかということ、先ほど質問しているわけですけども、それについてはペーパーでお示しするということですが、と、もともと、この金額を示された中での、町としての予定されている交通誘導員としての配置時間はどのように見積もっておられるのか、ということです。それをお訊きしております。それが、今後、話し合いによって変更するということは十分にわかっておりますので、町の見積もりとしてはどうですかと。終日、立たせるということになっていますかと、この３人が。そのことを訊いておりますので、ちょっと丁寧にご答弁をお願いいたします。

あともう１点は、保護者への説明会というのは、何も取り立てて、今後の方向性も含めて説明会を求めているわけではありません。この工事請負契約の締結の議案ということに関わっての説明会ということを言っておりますので、これは通常の業務だと、私たちからすると通常の業務である。特別に何か、第四保育所のことを訊けとか、そういうことではなく、この工事に関しての説明会ですね、それは必要ではないですか、ということを求めておりますし、あとでまた予定されている第四学童、第四小学校の校舎増築については非常に丁寧に説明をされて、今回、資料も出していただいてます。保護者の都合にあわせた、夜間の、場所もふれあいセンターで、車でも行けるような場所を設定してやっておられるということを考えると、この工事請負契約の締結議案についても、第三小学校の保護者や学童の保護者にも丁寧に説明をすることは、当然の仕事だと思っておりまして、そのことを確認しておりますので、それを否定する議員はいないと思いますので、その点の予定はどうなっておられますか。答弁を求めます。

教育こども部長　交通誘導員につきましては３名ということで、積算の中では３名を常駐ということで、仕様書の中には入れております。ただ、その立つ時間とか場所については、業者、それから学校と協議をして進めていくということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、保護者への説明については、先ほども申し上げました。他の学校でこれまで進めてきた形での周知のやり方ということで､今回は耐震補強等工事になりますので、ペーパーでの周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　こちらも資料請求しておりましたので、それを改めて、この議場で確認するということで失礼いたしております。

交通誘導員はフルタイムで３人配置ということで、今、見積もっておられるということですし、議決を経て、それが予算として執行されるということですので、今、佐藤議員の懸念していたものについては、フルタイムで３人ということであれば、あらゆる場面に対応できるというふうに認識いたしました。

それから説明については、今、教育委員会のスタンスがよくわかった答弁でしたけども、耐震化工事においては説明会はしない、そういう基本というのは、いつ、どこで決まったのか。議会の求めで、そんなことになったんでしょうか。議員が今まで、そんなこと求めたということ、私は記憶しておりませんし、やはり工事ということに関しては一緒ですから、屋内運動場の耐震化のときには説明会されたりしてますので、校舎の耐震化なら必要なしと、その辺の基準はどういう判断をされているのか。過去の議場においては、そういった説明をするな、などと言う議員はいなかったと思いますし、そういうことを言った議員がいるとすれば大変なことですから、その点は、保護者も求めておられると思いますし、ルーティンワークというか、一般的にやるべき仕事だと思って確認をしているわけです。答弁を求めます。

教育こども部長　保護者説明会について、基準というのは特にないというふうに理解をしております。当然、より詳細に説明するということであれば、保護者説明会というのが最もいいんだろうと思いますけども、非常に教育委員会、今、業務が立て込んでいる中にもございます。これまでの学校の耐震工事をやっている中でも、ペーパーでの周知ということで、特にトラブル、問題も起きてないという状況でございますので、今回もそういう形でやらせていただくということです。

第四小学校の件を、先ほど佐藤議員、言われましたけども、第四小学校については学童保育室であったり、新たに大規模な建物を建てますので、そういったことでの説明、それから給食が変更になるというようなとこら辺もございますので、説明会をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

岡田議員　今の質問なんですけどね。私は今までペーパーで保護者にしっかりと説明されてきた、これはこれで私はいいと思うんですよ。説明会をするなとか、そういうことはもちろん、どの議員かって発言はしてないと思いますが、それで今までやってきたんで、私はいいと思っているんですよ。

ただ、この第四小学校の工事に関しましてもね、丁寧な説明会を取っているにも関わらず、実際は保護者の方７名という、言えば、ほんとに少ない数だと思うんですよね。ですから、やっぱりそういうことを考えると、やはりペーパーでしっかりと周知されるという形でいいんじゃないかなというふうに、私は思っております。

それとあわせましてね、私が１点、質問したいことは、少しだけ運動場に通行がかかると思うんですね、工事車両ですか。第一中学のことを考えると、あそこも通行車両に

よって、運動場が相当いたんでしまったという例がありまして、ご存じかと思いますが、テニスコートも今、使えてない状況になっていると思いますが、使えているんだったら、テニスコートが今、運動場のそういう関係で使われないような状況になっておりますので、その点、しっかりと工事請負業者の方に、あとあと、きちんとそのようにできるかどうかということを、しっかりと約束していただいているんでしょうか。その点が、一番、心配をしている部分ですが、お答えいただけますか。

教育こども部長　保護者説明会については、先ほど来ご答弁申し上げているとおり、進めさせていただきたいというふうに思ってます。

それから、運動場に工事車両が入るようなこともございますので、その点については原状回復という形で、業者のほうとはきっちり詰めていきたいと思っております。

ただ、第一中学校でのテニスコートの部分については、当初、思っていた以上に非常に水はけが悪い校舎であったということ。もともと水はけが悪かったんですけども、そのうえに逆に新たな土を入れていただきましたので、最終的に。見栄えは非常に良くなったんですけども、水はけが悪かったという結果になりまして、今、いろいろな対応をしておりますけども、その辺につきまして、この第三小学校については、特にここの運動場の部分を利用するところにテニスコートがあったりとかいう部分ではありませんけれども、原状回復ということで、きっちりと最終的にきれいに、運動場として利用できるように、業者のほうとは調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

岡田議員　ちょっと確認しますけどね、業者のほうでの原状回復ということで約束、そういうものというのは文書で、きちんとやりとりをされているということの理解でよろしいんですか。現実に、この第三小学校におきましても、そういう文書のやりとりは、きちんとされるというような理解でよろしいんでしょうか。

教育こども部長　原状回復という部分については、設計の段階で入っております。その設計書に基づいて工事をやっていただきますので、最終的に原状回復していただくという部分は、きっちりと明記されてますので、その辺は大丈夫でございます。

川嶋議員　ようやく第三小学校の耐震補強工事が着手ということで、この中に非構造部材の部分のところがございました。「建具改修箇所」とございました。第三小学校においては、これを同時にされるということで認識をいたしましたが、今後、他の小学校においての建具改修箇所、非構造部材の部分に関してましては、どのような計画で進められるのか。それをあわせて説明ができれば、よろしくお願いします。

教育こども部長　今回、他の学校とは違って建具改修まで含めております。といいますのは、建具が非常に、以前にも建具が落ちるというようなこともございまして、全体的に改修の必要性があるということで、今回、含めさせていただきました。

他の学校についても、そういう建具についての補強というのはやってないんですけど

も、今後、順次、それはやっていく必要があるというふうに思ってますので、取り急ぎ第三小学校の建具については特に改修が必要であったということがありましたので、今回、あわせてやらせていただくということでございます。

以上でございます。

川嶋議員　それでは、第三小学校の耐震補強工事、そしてまた次の建て替えとか、今後、計画がございますが、それがすべて終了した後に他の小学校において、中学校においての、そういう非構造部材に関しては計画に入れられていくということでよろしいでしょうか。

教育こども部長　校舎の耐震補強と非構造部材の耐震補強というのは、当然、両方やらなければならない工事でございますので、今後、すべての耐震が終わりましたら、順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　１点だけ確認したいんですけど、基本的な作業時間というのは何時から何時まで考えられているのかと、場内の交通のあれはあるんですが、外側のどこから進入して、どこへ出ていくというのは、今、考えられているんですか。三小まで行く道ですよね。

教育こども部長　工事の時間でございますけども、当然、子ども達が通学、それから下校する時間帯というのは、一時的に車両の進入という部分については止めないといけないというふうに思ってます。基本的には、作業が始まるというのは、まだ時間的な部分で何時からというのは決めたわけではありませんけども、通常でいきますと、大体８時ぐらいから始まりまして、４時半ぐらいに終わるようなイメージになろうかと思います。その辺については、まだ業者のほうと詰めておりませんので、先ほど言いましたように、子ども達の通学、それから下校の安全対策というのを十分考えながら、作業時間というのはきっちり設定していきたいというふうに思っております。

それから、車両につきましては、青色の矢印で書かせていただいているんですが、当然、ここを戻っていくという形になりますので、１ヵ所での出入りになりますので、第三小学校の正門ということになります。

以上でございます。

清水議員　作業の出入り口は正門だけなんですけど、工事車両というのは旧の桜井の村から入ってくるというのか、名神沿いにトッパンから下りてくるという手段もあると思うんで、そこまでの進入路を今、どう考えているかというのが一つと、作業の時間帯については、もちろん通学・下校の時間は外されると思うんですが、29 年度から校庭開放を始められるという話なんで、その時間帯というのは、下校してから、たぶん５時ぐらいになると思うんですが、100 人以上の子どもがグラウンドで遊んで、帰る時間帯も出てくると思いますし、学童さんが帰る時間、その辺も含めて、今、どう考えられてますか。

（午前 10 時 40 分　佐藤議員退席）

教育こども部長　車両が常に通っているというわけではございませんので、特に車両が通るのは資材の搬入とか、そういうことになると思いますので、その辺は十分、校庭開放も含めて調整をして、子ども達に怪我がないように対応していきたいというふうに考えております。

それから、車両の通行については、現在では桜井の村のほうから来るような、議案参考資料の４に書かせていただいている形での進入になろうかと思いますけども、場合によっては、上のほうからということも考えられます。ただ、今の時点で、どこから車両が進入してくるかというとこら辺の調整までは、業者とはできていないのが現状でございます。

以上でございます。

清水議員　わかりました。校庭開放って新しい事業が、たぶん 29 年度、どこから始められるのかわからないんですが、今までない事業なんで、その辺、特に子どもの安全、それから外の車両については、トッパンさんも今期、工事が始められるはずなんで、あそこの通行も、たぶん厳しくなると思いますので、業者さんとその辺、きっちり詰めていただきたいと思います。

教育こども部長　子ども達の安全については、誰もがご心配をいただいているというふうに思っておりますので、その辺については十分留意して、事故のないように工事を進めさせていただきたいと思っております。

それと、工事車両については、他のそういうトッパン・フォームズの工事も含めて調整ができるんであれば、また業者のほうと、他のこういった工事があるという情報も提供しながら、調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

外村議員　入札調書について、お伺いします。今回、１億 7,300 万ですか、最低制限価格というのは、今回、事後公表ですから、わからなかったと。非常に、最低制限価格をわずか３千円上回った、言ってみれば見事な応札と。入札参加業者の中では誉れと思われるような金額で落札されたと。私なんかは、よく世の中にある、ほんとに情報漏洩とかいうのを、うがった見方をしてしまうものでございますが、町は、そんなことはございません。

それで質問は、予定価格は一定のあれで決められると思うんですけども、最低制限価格はいつ頃、どの時点で、どういうメンバーで、どういう価格にしようかというのを決定されるのか。そのメカニズムを教えてください。

総務部長　最低制限価格につきましては、原課のほうが、まず設計をいたしまして、その設計の数値を財政課のほうでいただきます。その財政課のほうで最低制限価格を計算をいたします。計算をするのは、財政課の職員の特定の人間だけでございます。その後、町長に決裁をお伺いをして、最終的に決まるという形で、原課は最低制限価格はわかり

ません、全くわかりません。その行為は、入札の数日前という形で計算をいたします。計算方法につきましては、非公開でございます。

以上でございます。

（午前10時44分　佐藤議員出席）

外村議員　そうすると、これは２月６日が入札日ですから、決められた日は何日なんでしょうかというのと、財政課の特定の人間と町長がわかるということなんでしょうか。その辺、もう一度、明確に教えてください。

総務部長　決めた日と言いますか、計算した日というのは、ちょっと今、手元にデータがないので、後ほどお答えさせていただきますが、基本的に財政課の課長が計算をいたします。その後、町長のほうに決裁、予定価格、最低制限価格の決裁を受けるときがございます。ですから、基本的には財政課の課長、それから町長という形で、最終的には数字を把握しているという形でございます。

時期につきましては、正直言いまして、入札直前にしないと、いわゆる漏れるケースも想定しておりますので、入札執行の２～３日前というふうな日付でございます。原課には入札の当日、または前日に、その最低制限価格を封印をしたものを渡して、入札当日に、応札が終わった後に、その封印を解除するという形で公表するという形でございます。

日付につきましては、後ほど答弁をさせていただきます。

外村議員　わかりました。そうすると、この最低制限価格がわかるのは財政課長と、総務部長はご存じないわけですか。で、町長ということになるんですね。もう一度、総務部長はそれを知り得るのか、タッチしてないのか。財政課長と町長だけなのか、これを教えてください。

それと、今回、最低制限価格を見ますと、予定価格に対して84.999％になるわけですけども、これは工事によって、最低制限価格が予定価格に対して何％になるかというのはそれぞれ変わるんでしょうけど、今ほど、計算メカニズムは教えられないと言われましたけども、工事の性格によって、この率が変わったりするんでしょうか。

総務部長　最低制限価格が、誰が最終的に知っているかという部分でございますが、町長と財政課長、財政課長が基本的に計算をいたします。ただ、財政課長が不在な場合がございますので、契約検査室の再任用の職員が計算をするという形です。私は計算の中には加わっておりませんので、基本的にはわからないという形でございます。

それから、最低制限価格の計算方法につきましては、いわゆる直接工事とか、そういった設計書に出てくる内容によって、一定、変動いたします。

以上でございます。

財政課長　最低制限価格を決定した日付ということでございますが、ちょっと具体的な資料、私、手元に持っておりませんが、入札伺いの決裁の日に最低制限価格の決定もさせ

ていただいております。

以上でございます……（外村議員・自席から「だから何日」と発言）……。

伊集院議長　この際、暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 48 分～午前 11 時 00 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

財政課長　失礼いたしました。先ほどの答弁で、若干、補足をさせていただきます。

最低制限価格の決裁をいただくのは入札執行伺いの決裁の日でして、今回の案件で言いますと、29 年１月の 11 日でございます。決裁をいただきましたら、即座に封筒に入れて封印をいたしまして、財政課のほうで鍵のかかるところに保管をしております。

入札執行の開札日の直前に担当課のほうで取りに来まして、担当課のほうは、開札まで、その中身を知ることはないというふうな手続きを取っております。

以上でございます。

関　議員　１件だけ、確認させていただきます。今回の工事は掛谷工務店が落札候補者として決定されておりますけども、耐震化工事としまして第一中学校、前回されました第一中学校は、１回目が入札、２回目が随契ということで、要らぬそしりを受けたいきさつがありますけども、今回は、この入札１回で工事完了ということでよろしいんでしょうか。

教育こども部長　今回の契約については、A棟の建て替えというのが今後ありますけども、それについては、また別契約ということですので、第一中学校のような形は取らないということで考えております。

以上でございます。

平野議員　第３号議案について、質疑をいたします。先ほど他の議員から、この第三小学校のＢ・Ｃ棟耐震補強等工事について、小学校の保護者、学童保育の保護者に対して説明会をなぜ実施しないのかという質問がありました。私も同様に思っております。

第三小学校に関しましては、基本構想というのをもとにして、この工事が行われているところです。Ｂ・Ｃ棟の耐震補強工事、それからＡ棟の建て替え、また第四保育所の移設ということは、セットで基本構想が提案されていました。その段階で、たくさんの意見が出されたと思うんですね。そういうことを踏まえますと、やはりＢ・Ｃ棟の耐震補強等工事においても、しっかりと保護者に直接的に説明する必要があるというふうに思います。いかがでしょうか。第四小学校の説明会に参加人数が少なかったということですけど、そのことをもって開かないという理由はないというふうに思っております。

それから、１年間に及ぶ行程ですので、周辺の住民の皆さんにも、きっちりと、この工事のことを理解していただく、騒音、もしかしたら振動もあるかも知れません。そういうこともありますので、周辺住民の方にも説明をする必要があるというふうに思います。

それから、契約に関してお尋ねします。入札調書をもとに質問させていただきます。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のところに、建設業者は公共工事の入札に関わる申し込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない、ということです。１億8,699万6,600円の工事、これは種別ごと、耐震補強工事、窓改修工事、外壁改修工事、屋上防水改修工事、また上記に伴う電気設備工事、機械設備工事ごとの内訳金額をお示しください。

教育こども部長　保護者説明会の件については、先ほど来、ご説明をさせていただいているとおりでございまして、第四小学校で７人の参加者だったからしない、ということではございません。その辺は、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、周辺住民の方に対しましての説明ということについても、これまでの他の学校での耐震工事も含めまして周辺の方への説明ということで、工程であったり、工事の内容というのがわかるような形で、ご説明に回らせていただいております。それは同様にさせていただく予定でございます。

それから、工事の入札に関してでございますが、当然、入札の際に業者内訳書ということでお持ちになるわけですけども、今の工事内訳の概要で申し上げますと、耐震工事で4,762万円、それから建具で3,885万円、防水工事で840万円、外壁工事で1,068万円、それと電気工事で171万円、機械設備で346万円というような内訳、大きく分けた工事の内訳ですので、共通仮設費でありましたり、そういうものが入ってきますけども、工事としての費用については、今、申し上げたような内訳になっております。

以上でございます。

平野議員　結局、保護者への説明会は実施しないということですので、そこはちょっと納得できないところです。

それから、近隣への説明を同様に行いますという、つまり「同様に行う」というのはどういうことですか。直接、学校とか教育委員会が近隣の住民の方に説明会を開くということなんですか。それとも、何か文書で近隣には、周辺にはお知らせする、周知させるということでしょうか。

それと、いわゆる内訳ですね、工事内訳の金額ですけど、工事種別ごとにお示しいただきました。つまりは１億8,699万6,600円の中で大きく占めるのが耐震補強工事と、この窓改修工事ということが理解できたところです。いつもならば資料請求をするんですけどね、ちょっと失念しておりましたので、確認させていただきました。

先ほども、最低制限価格にほぼニアリーな形で応札されているということで、詳細に、どういう形でこの価格設定をするのかということなどについてご答弁があったところですけども、これは一方、業者のいわゆる積算能力があるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。当然、町は、担当課は、一定の積算基準をもとに、この設計金額を算出されると思います。それをもとに、財政課のほうで最低制限価格を出すということでし

たので、その設計図書などを見て、業者のほうがご自分のところが幾らで応札するかというのをはじき出されるわけですから、そういう意味では業者に積算能力があったというふうに考えていいのですか。つまり、最低制限価格が先ほどの議員の質問じゃありませんけれど、漏れるようなことがあってはならないと私も思いますので、そうではなくって、業者の積算能力があるからというふうに考えたらよろしいですか。

教育こども部長　周辺住民の方への説明ということですが、これまでのやり方といたしましては、まず、自治会長さんのほうにご相談をさせていただいて、どういう形でやるかということをご相談させていただきます。その際に、大体、書面で関連するところに配布して欲しいということが大半でございます。その辺、自治会長さんと今後調整をさせていただいて、周辺の方々への周知については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

総務部長　入札調書のことでございますが、議員、お見込みのとおり、積算能力が上がっているというふうに我々も感じております。見ていただきますと、失格者もおられます。一定、同じような数字で出てくる場合というのもありますけども、やはり、きちっとした積算をもとにしないと、こういうふうな現象は出てこないので、そこから言いますと、積算能力が上がっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　もう説明会のことを繰り返すと、何か不毛な議論ということになりますけど、私、ちょっと信じられないのは、説明する必要がないというようなことを、議員がそこまで言ったことはないのでないかというふうに申し上げたと思いますが、説明したらあかんと言うてる議員は１人もいないということだと思うんですね。当然ですし、島本町は「説明責任に関する条例」というのをわざわざ作っているんです。これ、川口町長がたぶん１期目のときにお作りになった、提案されて、議会が議決をした。そのときに、実は日本共産党は反対をしております。

なぜかというと、決まったことを説明するのが説明責任だと、あるいは情報提供というんですかね、意見を聞くのはパブリックコメントで聞くんだと。意思形成過程のことを説明するのは「責任」ということにはあたらないというような議論が、たしか、この議場であったということがありまして、私たちは不十分だということで、当時、反対をしたというふうに記憶しております。

ですが、せめて、この賛成された議員の皆さんは、この「説明責任に関する条例」は守らせると、私たちももちろんそうです。そういう意味では、この議会で議決を経て工事請負契約の締結がされたということであれば、決まったことですから、そのことについてなんだかんだ、何か内容を変えるとか、そういうことにはならない、説明会に関しては。ちょっと、そのあたりは第四保育所の移転・建て替えのことも含めて過剰に反応

しているんじゃないかと、執行部のほうがね、そう思うわけですよ。

そうじゃなくて、私たちが求めているのは、この決まったこと、議決した、議会がお決めになったことについて、こうしますからという説明をしたうえで、例えば交通誘導員などについて、より詳細な安全対策を取るために、保護者や住民や、教職員の方の意見を聞くということです。そのことは必要ですし、否定されるものではありませんし、わざわざ条例にして、島本町が上位法がない中で「説明責任に関する条例」、決まったことは説明しますと言ってるわけですから、そのぐらいのことはやれるように。職員が少ない中で大変だから、それは無理やからせんとき、なんてことを議員が言ってしまえば、もう終わりますよ。

それならそれなりの必要な職員をしっかり補充し、採用し、確かに財政が厳しくてもやるというのが町長の決断だと思いますので、このまま行くと、こういうことを繰り返すと、正直申し上げて職員の能力にも関わると……（「議案に関係ない」と呼ぶ者あり）……。私はそう思ってますよ。

伊集院議長　他の議員の代弁をされるのはやめてください。よろしくお願いいたします。

河野議員　でも、この議場でもそのような、ちょっと関わった発言が出てきましたので、ちょっと思ってます。

伊集院議長　他の議員のことはやめてください。ご自身の質疑で。

河野議員　議事録をまた見てもらったらわかることですけどね。そういう意味では、やっぱり説明会をするべきですし、では、仮に保護者が求められた場合は、説明会なり、直接の説明をするということは否定されないですね。それはちょっと答弁を求めておきます……（「でたらめなこと言うたらあかん」と呼ぶ者あり）……。でたらめなんて言ってないよ。今、岡田議員が前で、でたらめを言うなと言いましたけど……。

伊集院議長　申しわけありません。皆様の、ご自身の質疑をしてください。他の議員の発言を代弁されるのはやめていただきますように、よろしくお願いいたします。

河野議員　質問に答えてもらえない、私は質問しております、説明会に関して。２問目まで、その質問してましたので、その延長線上で質問させてもらってます。

伊集院議長　他の議員のことは控えていただきますように、よろしくお願いいたします。

河野議員　耐震化だから説明をしないというね、町がそういう基準を持っておられるということは、よくわかりました。校舎の増築や学童の増築の場合は説明会が必要であって、耐震化工事は、従来の耐震化においては説明をしてこなかったのでしないんだ、という基準で仕事を進めてはるという事実はわかりました。ただ、今回に関しては、先ほど平野議員も言われましたけど、方針を立て、パブリックコメントをやったうえでの結果ですから、こういう結果になり、今回の工事に関しては第四保育所の移転・建て替えについては関わっていないと。単に耐震化工事そのものについての説明会をせよと言ってるだけですから、その点は、やはり「説明責任に関する条例」に従って、再検討なさる必要

があるのではないかと思います。その点が１点です、見解を求めます。

また、保護者なり関係者が求めてこられたときには丁寧に説明をする、説明会をするということは、否定はされないですね。その点について、確認をしておきます。

あともう１点、図面の上での質問です。第三小学校では懸案として、学童保育室の辺りが一番著しいと言われてました漏水、雨漏り、ものすごいものがあったと。過去にも直接、教育こども部に私たちのほうから連絡したこともありますし、多分、保護者や職員からは聞いておられると思いますが、今回の工事は、この屋上防水及び建具改修などで、この田んぼ側、西側、農地側の校舎のほうの雨漏り、非常に著しいものがあったので、その点も改善されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。必要であると思っております。いかがでしょうか。

教育こども部長　保護者説明会につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。書面での説明という部分についても、全く説明責任を果たしていない、ということにはならないというふうに思っております。

それと、各保護者の方から、もしお問い合わせがあれば、それは丁寧にお答えをさせていただきますし、それは説明をさせていただきます。

それと学童保育室の件ですが、雨漏りの件ですけども、今回、外壁、そしてサッシの取り替え、そして屋上防水工事ということでやりますので、その辺については、今回の工事で改善されるというふうにご理解いただきたいと思います。

戸田議員　本件につきましては、基本構想の策定段階から繰り返し意見交換をし、一般質問でも、この問題を私は問いました。学校運営に負担をかけない新築という手立てを取るのが最良の選択と、英断を求めたものですが、Ａ棟の建て替え、Ｂ・Ｃ棟耐震化、目の前にある課題に対し迅速に対応していくことが最も重要である、とのご判断でした。

実際、これ以上先送りはできません。学童保育室の劣悪な環境も今回の工事で改善されるとのこと、確認を、ご答弁でできました。第三小学校を新しく建てずに耐震化対策すると判断した時点では、ＪＲ島本駅西地区の開発については具体的な内容が決定していませんでした。一定、現在、プランが示されている中、将来的にどのように第三小学校の児童数がどうなるか、そのようなことも含めて、今回、本件は工事請負契約ですけれども、現時点でどのような見解を持っていらっしゃるか、それだけを確認しておきたいと思います。

教育こども部長　第三小学校につきましては、西側の開発との関連で児童数の増というのは当然見込まれるんですが、現時点で、どれだけの住宅ができて、どれぐらいの児童が増えるかというとこら辺の試算まではしておりません。現時点での町内での開発という部分を反映させて、去年の６月でしたか、大型開発に伴う児童数の推移ということで、お示しをさせていただいたところです。

この辺、今後、具体的に西側の開発が具体化してきましたら、当然、児童数も見込ん

で教室数がどうなるかということも考えていく必要があるというふうに思ってますので、その辺はまたその時点で試算をしましたら、お示しをしていきたいというふうに思ってますので、現時点では、今の現状の学校の耐震化と、現状の教室数を確保するということでのＡ棟の建て替えということを考えております。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　議員の皆様にお願いがございます。

一議員に与えられた質疑はすべて等しく皆様にありますので、質疑はご自身の質疑でしていただきますように、議事進行のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第３号議案　第三小学校Ｂ・Ｃ棟耐震補強等工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

指名競争入札により、１億 8,699 万 6,600 円で茨木市の株式会社掛谷工務店と契約を締結、耐震補強工事のほか外壁改修工事、屋上防水改修工事、窓の改修工事などを行うものです。議案参考資料として複数の図面が添付され、教育こども部より丁寧な説明を受け、また株式会社掛谷工務店さんは本町第二中学校、第一中学校の耐震化工事（１期・２期）での実績がある事業所であり、事業者の決定に疑義があるものではありません。

工期は 2018 年３月 23 日までの約１年、生徒の安全対策に工事中は最善を尽くしてください。

残るＡ棟の建設と解体撤去が終われば、積年の課題である小・中学校の耐震化対策が終了することになります。公共施設については、依然多くの課題を抱えていますが、財政の厳しい中ではありますが、右肩上がりの時代の考え方から脱却し過ぎて、まちづくりを論ずることを見失うことがないよう、職員の意識が「負のスパイラル」に陥っていくことがないよう求めて、賛成の討論といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員　第３号議案　工事請負契約の締結について、これについて賛成の討論を、日本共産党を代表していたします。

三小の耐震化、これが進むこと、これは非常に喜ばしいことだと思います。本町のすべての学校が、これで耐震化ができる、こういうことになります。ぜひとも早く進めて

欲しいと。A棟についても早急に建て替え、取り組んでいただきたいというふうにも思います。

それから、この工事、非常に長い期間にわたります。子ども達、生徒達の安全、また授業・行事に対する影響、こういうことに特段の配慮をよろしくお願いをいたしたいと思います。

そしてまた周辺の方々にも、一応、お知らせをしていただいているという話ですけれども、説明会、これについては学校､あるいは学童の保護者の人、あるいは周辺の方から求めがあれば、誠実に応えていただきたい。ぜひ、説明会を開くということに取り組んでいただきたいというふうに、再度求めておきます。

以上をもって、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第３号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第３号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４、第４号議案　町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第４号議案　町道路線の廃止及び認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の４の１ページをご覧ください。

道路を新設するにあたり、「道路法」第８条第２項及び第 10 条第３項の規定により、町道路線の廃止及び認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

路線の廃止・認定手続きにつきましては、廃止する旧路線と認定する新路線で、起点もしくは終点またはそのいずれもが変更する場合、路線の変更の手続きによることができず、旧路線の廃止と新路線の認定の手続きを別々に行う必要がございます。また、路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るため行うものでございます。

それでは、議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書４の５ページに、今回廃止する路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、議案書４の９ページに、今回認定する路線の路線番号・路線名・起終点地

番及び重要な経過地を記載いたしており、今回廃止する路線は２路線、新規に認定する路線は７路線となっております。また、議案参考資料２ページの路線廃止図にその位置を、議案参考資料３ページの路線認定図に、その位置を記載しております。

それでは、各路線の概要につきまして、議案参考資料４ページからの詳細図に基づき、順次ご説明申し上げます。黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示してございます。

まず、議案参考資料４ページ、５ページをご覧ください。

路線番号 2018、路線名・東大寺 22 号線でございます。本道路につきましては既設道路の一部に民有地があり、町道への移管を見送っていたものでございますが、このたび町へ寄附されたことから、町道として編入するものでございます。

なお、新設道路の認定に伴い新路線の終点に変更が生じることから、一旦、旧路線の廃止手続きを行い、新たに認定するものでございます。路線延長 173.67m、幅員が最大 6.17m・最小 4.2m確保されており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路でございます。

次に、議案参考資料６ページ、７ページをご覧ください。

路線番号 2059、路線名・山崎 31 号線でございます。住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回新設するものでございます。

なお、新設道路の認定に伴い、新路線の終点に変更が生じることから、いったん旧路線の廃止手続きを行い、新たに認定するものでございます。路線延長 62.6m、幅員が最大 5.08m・最小 4.75mでございます。

次に、議案参考資料８ページをご覧ください。

路線番号 2066、路線名・山崎 38 号線及び路線番号 2067、路線名・山崎 39 号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回新設するものでございます。路線延長は、２路線を合わせて 142.7mで、幅員が最大・最小とも 4.7m確保されており、また、山崎 38 号線は府道西京高槻線に、山崎 39 号線は里道に接続しており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路でございます。

次に、議案参考資料９ページをご覧ください。

路線番号 4103、路線名・広瀬 91 号線でございます。本道路につきましては、既設の道路用地として残存していたものではございますが、隣接地の建替えに伴い官民境界を確定したところ道路幅員 4.0m以上を確保できることから、このたび町道として編入するものでございます。路線延長 12.4m、幅員が最大 4.78m・最小 4.25mでございます。

最後に、議案参考資料 10 ページをご覧ください。

路線番号 7035、路線名・高浜 26 号線及び路線番号 7036、路線名・高浜 27 号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回新設するものでございます。路線延長は２路線を合わせて 72.6ｍで、幅員が最大・最小とも 4.7m確保されており、また、高浜 26 号線は高浜７号線に、高浜 27 号線は私道に接続しており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路でございます。

なお、廃止及び認定予定日は、平成 29 年３月 31 日でございます。

以上、簡単ではございますが、第４号議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員　第４号議案　町道路線の廃止及び認定について、お尋ねします。

東大寺 22 号線の廃止及び認定について、先ほどご説明もあったところですけれども、民有地があって町道への移管を見送っていたということですね。だから、ほかの道路は開発に伴う新設道路ということですけど、ここに関しては従来から一般交通に供していた道路だと思うんですね。私の住むところの近くですので、通る場合もある道路ですから、今まで町道ではなかったということについてね、全く認識がありませんでしたので、今回の議案で初めてそのことがわかったんですけど、そもそも廃止された町道東大寺 22 号線が道路として認定されたときに、今度の認定された東大寺 10 号線まで繋がる道路として本来はそのときに認定すべきであったということですよね、わかります？　廃止された東大寺 22 号線、起点から終点までの道路を認定したときに、当然、この道路は前々からある道路なんですから、それ以前からある道路なんですからね、そこも含めて東大寺 10 号線に繋がって認定すべきところであったと、だけれども民地があるから認定できなかったという理由ですよね。

そこがちょっと私はわからなくて、今回の資料請求で寄附採納の資料をいただきましたところ、そんなたくさんの民地ではありませんでしたね、合わせて 35.24 平米の民有地でしたから、そういう意味では幅員が４ｍはなかったから、民有地を除いた場合、幅員が４ｍなかったから認定できなかったということですか。

都市創造部長　議員のほうからご紹介いただきましたとおり、本道路につきましては寄附を受けることによって、やっと４ｍ以上の幅員が確保できたことから、今回、認定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

平野議員　確かに「道路構造令」や、一般的な――島本町にはないですけどね、道路認定基準というのがないですけれど、「構造令」などに従えば有効幅員は４ｍ以上というふうになっておりますが、他の市町村によりますと、それなりに道路としての目的達成がかなう場合には、４ｍ未満の道路でも認定するというような事例もありますので、私は民有地、そんなに多く占めてるわけじゃないですのでね、実際、この民有地を除いたら、一体幅員は何ｍだったのかということを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

都市創造部長　ちょっと、全く細かい数値までは今、手元に資料がございませんので、お示しできないんですけども、約で申しますと、3.6メーター程度でございます。

以上でございます。

平野議員　ほんとに、その 3.6ｍしか幅員が取れない部分というのは、わずかだと思います。ほんとに数ｍだと思います、延長としたらね。そういうことから考えますと、私は、この10号線までに繋がる道路､今回認定された東大寺22号線として新たに認定された部分については、やはり、しっかりと町が維持管理する町道として早く認定すべきものであったと思いますので､3.6ｍしか幅員取れなかったとしても町道認定すべきところではなかったのかなというふうに改めて思いましたので、どうだったのでしょうか、ということです。

都市創造部長　今回は町道として新たに認定をさせていただいたところではございますが、それ以前におきましても、これは私道ではございませんで、未判定道路という位置づけで、「道路法」上の道路ではございませんが、一定、維持管理については町が行っていたということで、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

外村議員　基本的なことを、ちょっとお伺いします。

今回、廃止と認定で総延長が何メーター増えたのか、ということが１点。それに伴う今後の道路維持費がどれぐらいコストアップになろうと考えていらっしゃるのかお伺いしたいのと、もう１点は、先ほど民地というのが出てましたけども、民地を譲り受けて町道にするということであれば、従来、固定資産税なり都市計画税が取れていたものが、その面積が減るということになるというふうに理解するわけですけども、どれくらい税収として減るというふうに考えておられるのか。今回の、この認定・廃止だけに関して質問します。

都市創造部長　まず、道路の長さといいますか、延長についてのお問い合わせでございます。今回、廃止を行う道路のトータルの部分が 138.77ｍでございます。あと新設の部分で申しますと、463.97ｍ。差引、増加分といたしまして 325.20ｍでございます。

なお、今回、新たに認定することによって増加が見込まれる維持費についてのお問い合わせでございますが、道路については、一般的には約 10 年程度もつと言われておりますが、ただ、各々の道路の通行状況等によっても維持費というものは、早く手を入れなければならない場合もございますし、非常に通りの少ない道路でございましたら、それ以上、維持費のかかることもございません。ですから、現段階におきまして、具体にどれぐらい維持費が増加するのかという部分については把握できておりません。しかしながら、当然、道路パトロール等行う中で、必要に応じて当該箇所、修繕等必要になれば、しっかりと維持補修のほうには努めてまいりたいと考えております。

あともう１点、固定資産の分のお問い合わせでございますが、ちょっと詳細な部分に

ついて試算のほう、私どものほうで行ってはございません。

以上でございます。

総務部長　固定資産税・都市計画税のお話でございますが、個人の資産の関係になりますので、「地方税法」の 22 条によりまして、お答えはできかねます。

以上でございます。

外村議員　いや、詳細に幾ら減るとか、そんなことは訊くあれはないですけど、減るということは事実なんですね。

総務部長　ちょっと、この部分を非課税にしてたかどうかというのはわからないんですけども、一般的には減ります。ただ、道路については地方交付税のほうで道路台帳の道路延長とか、そういうので、いわゆる基準財政需要額のほうに含まれますので、減るだけではございません。道路の部分が増えるという形でプラス要因もありますので、そういった形の見方もできます。

以上でございます。

戸田議員　固定資産税に関わる質問まで出ておりますので、私のほうからは、昨日の一般質問で問いました、高槻市等、様々な自治体がしておられる土地使用賃貸契約書に関わってお尋ねいたします。

伊集院議長　町道路線の廃止・認定で、議案にかけてください。

戸田議員　はい、もちろんです。今回、民地が入っていたということで、もう一度確認しますが、東大寺 22 号線の認定前・認定後で違うところ、つまり、認定前には町道と認定されていなかったところは、私道ではなく、町道でもない、そういう位置づけだと先ほどおっしゃいました。専門の用語を使われましたが、ちょっと聞き逃しました。こういうふうなところはたくさんあるのですか、島本町内にも。非常に違和感があるのでお尋ねするわけなんですが、今回はたまたま、機を見て寄附をいただくということができました。しかしながら、民地が一部あるがために道路として使用できない、あるいは道路として使用して町が管理しているにも関わらず町道として認定することができていない、こういうことは一般的によく起こり得るのですか。

都市創造部長　先ほど、他の議員からのご質問でご答弁させていただきました道路の名称が「未認定道路」ということで、未だ認定していない道路という位置づけでございます。

あと、町に各種、ほかにこういう道路がいっぱいあるのかというお問い合わせでございますが、ちょっと手元に詳細な資料を持っておりませんで、明確な答弁ができかねるところ、まことに申しわけございませんが、町内、ほかにも、こういう箇所というのはございます。

以上でございます。

戸田議員　道路の、この東大寺 22 号線に関わってですので、把握しておられないというのは全然、ご答弁いただけなくても大丈夫なんですけれどもね。地代は無償、土地の所有

は動かさず、これは寄附がしていただけなかった場合、固定資産税は非課税とする、むしろ非課税とする。そうしておけば、敷地の一部を町が管理して道路として認定していくということが可能になるのではありませんか。

都市創造部長　先ほどご提案いただきました、そういう考えもあろうかと思いますが、しかしながら、未認定道路であったといたしましても、町としては一定、管理のほうはさせていただいてきたところでございます。

なお、現在、島本町といたしましては、やはりこういう用地等、貸借契約を結んでお借りするよりかは、一定、帰属のほうでお願いをさせていただいて、寄附いただく方向でお願いをさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

戸田議員　おっしゃっるとおり、まず寄附をしていただくということが前提条件で、他市でも、それがかなわない場合はということで、こういう制度を設けたり、あるいは契約を交わしたりしていらっしゃるということなので、今後、検討いただきたいと思います。質問ではございません。

以上です。

伊集院議長　会議規則に則って、どうか議事進行、よろしくお願いいたします。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第４号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第４号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第５、第５号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第５号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が平成 27 年９月に改正され、改正法のうち本条例改正案に関係する箇所が本年５月 30 日に施行されることに伴い､所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきまして、参考資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

まず、第４条第 11 号「（情報提供等記録）」でございます。本号でいう「情報提供等記録」とは、番号法別表第二に定められた事務――これは社会保障分野や税関係、災害対策などでございます――において、国の情報提供ネットワークシステムを使用して情報の連携を行う場合、情報照会者と情報提供者の名称や日時、特定個人情報の項目などが自動で記録されるものでございます。

平成 27 年９月の「番号法」改正によりまして、「番号法」第 19 条第８号が追加され、本年７月から、地方公共団体において条例によって独自にマイナンバーを利用する事務においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能となります。この場合の情報提供等記録をはじめとした運用ルールにつきましては、「番号法」第 26 条が追加をされ、「番号法」に定められた事務において、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行う場合の取り扱いを準用することとなっております。このことから、本条例におきましても、情報提供等記録の定義に「番号法第 26 条の規定によって準用される場合を含む」との文言を追加するものでございます。

次に、第 21 条の２「（情報提供等記録の提供先への通知）」についてでございます。

情報提供等記録を訂正した場合に、総務大臣及び「番号法」第 19 条第７号に規定する情報照会者または情報提供者へ通知することが規定されておりますが、今回の法改正によりまして、「番号法」第 19 条第８号の規定による条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者に対しても通知を行うことが必要となりましたので、その旨を追加するものでございます。

次に、第 22 条の２「（特定個人情報の利用停止の請求）」についてでございます。

本条におきましては、「番号法」第 28 条を引用しておりますが、今回の法改正により第 26 条が追加され、以降の条が１条ずつ繰り上がることとなったため、引用先を第 29 条に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、改正法のうち、本条例改正案に関係する箇所の施行日と同様、本年５月 30 日といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

平野議員　第５号議案　個人情報保護条例の一部改正について、質疑します。

この一部改正の理由については、「番号法」の改正が行われたということで、それに伴う「個人情報保護条例」の改正ということですけど、大きくは、法律に第19条８号が追加されたということですね。

そもそも、この第19条８号が新設された、「独自利用事務の情報連携について」ということで追加されたということですけど、なぜ、「番号法」が制定されたときの国会での審議に、独自利用はできるというものの情報連携については法律に定められてなかったのか。定められなかったゆえに審議がされなかったわけですから、その辺が、なぜわざわざ新設が必要なのかということについて、お訊きしたいと思います。ご説明は、当然、町行政としても運用していくわけですから、していただかなくちゃいけません。

それから、この独自利用については、この次の６号議案に関わることなんですけれど、例えば島本町で独自利用事務をする場合、具体的には他の自治体や機関に特定個人情報を照会したい場合は、具体的にはどういう流れになるのか、事務の流れになるのかということをお訊きしたいということと、それから、情報提供等記録については総務省――内閣府というんですか――がマイナポータル制度という制度を作って、マイナポータルで自分の情報がどんなふうに提供されたりしているのかというのを知ることができますよということで、自己情報コントロール権もそこで行使できるというようなことを宣伝もされているわけですけど、実際、そのマイナポータルを利用した情報提供記録というのが、市民はというか、国民は知ることはできるのですか。どんな流れになっているのですか。お訊きします。

条例改正の中身については、例えば、自分の情報提供記録を訂正する場合には、独自条例に基づく事務についても訂正ができるという内容になっているというふうに思いますけれども、その訂正の仕方というのは、例えば私たちが自分の個人情報を訂正する場合は、情報コーナーに行って、「個人情報保護条例」に基づく自分の個人情報の訂正をするという手続きをしますけど、そういった手続きが可能になるということですね、可能だと思うんですけどね。これからも、そういうことができるということですね、確認します。

総合政策部長　それでは、まず１点目のご質問でございますが、今回の条例改正につきましては、議員もご指摘いただきましたように「番号法」の改正によるものでございまして、なぜ、当初の法制定の部分で、この７月から始まる独自条例事務が加わってなかったのかというお尋ねでございますが、それについては把握はいたしておりません。

今回の「番号法」の改正により、本年７月から条例による独自事務での情報連携が開始されることに伴いまして、「個人情報保護条例」に影響する部分について、今回、改正させていただくということでございますので、ご理解いただきたい。改正しないと、全

国一斉にスタートするその運用と、本条例の規定に齟齬を来すということになってまいりますので、改正させていただいているものでございます。

それから、町で独自利用事務をする場合の流れということでございますが、後ほど出てきます「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」、この中で、どのような事務を情報連携していくのかということを規定する条例改正をしていくことで、本町にとっての独自利用事務が開始されるということになります。

以上でございます。

総合政策部次長　３点目のご質問でマイナポータル、いわゆる情報提供等記録開示システムを利用することができるのか、どのようにするのかというご質問だと思いますが、これにつきましては、個人番号カードの取得時に、その利用申請ができることになっておりますので、その申請を行われた場合につきましては、現在、準備が進められておりまして、本年１月以降、アカウントの開設機能については、このマイナポータルのサイトで始まっておりますけれども、本格稼働は本年７月以降というふうにされております。

自己の情報を閲覧したい、確認したいという場合につきましては、自宅のパソコンでありますとか、今後、各市町村の役場等に配置される予定であるマイナポータルの専用端末というのがございますので、そういったものを利用して、ご自身の情報を確認していただくという流れになってこようかと思います。

それから、４点目の情報の訂正についてでございますが、本町の「個人情報保護条例」には、情報訂正請求権に関する規定がございますので、町が保有するマイナンバーに関係する情報につきましても、この条例の対象となってまいります。

以上でございます。

平野議員　６号議案に関わることが、ちょっと質疑の中には含まれていたかと思いますけど、関連しているのでね、お尋ねしたところですけれど、結局、なぜ、この 19 号の８が加えられたのかということについて、加えられたのかというよりは、もともとの「番号法」が制定されたときに、そこがなかったことそのものが、本当は不備があったと私は思っているんです。独自利用で情報連携もするということがわかっていながら、それを法整備としては不備があったのではないかということ。これは、そういう指摘がされているということに止めます。

マイナポータルに関してですけれど、このマイナポータルに関して 2017 年１月 20 日、内閣官房はマイナポータル環境設定プログラムに、複数の特殊な条件下で、ご利用のＰＣにおいて不具合を起こす可能性のある脆弱性が発見されたと公表しております。すでにマイナンバーカードの交付のトラブルがありまして、交付できないというシステムトラブルがありましたね。また今度はマイナポータルについても、こういった不具合を起こす可能性のある脆弱性が発見されたとなると、結局、そういうマイナンバーに関わるシステムが何か信用できないものになっているのではありませんか。これがきちんと働

かなければ､自分の情報がどのように提供されているかというのを確認できませんので、その点の担保はきちんとされるのでしょうか。お尋ねします。

伊集院議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 59 分～午後１時 00 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

総務・債権管理課長　先ほど、マイナポータルの安全性、担保性に関するご質問でございます。

まず、マイナポータルの安全性につきましては、マイナンバーカードには利用者証明書、電子署名が用いられておりまして、ＩＤパスワードを入力するだけではなくて、マイナポータルを利用するにあたりましては、より高い認証レベルでの本人確認を行うことで、いわゆるなりすましを防ぎまして、高いセキュリティを担保されているものと考えております。

また担保性につきましては､マイナポータルに関しましては､平成 29 年度当初予算におきまして、テストに関する予算を計上させていただいておりまして、29 年度以降、テストを行うことで担保してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

平野議員　先ほど２問目の質問で申しましたのは､内閣官房が１月 20 日､そのマイナポータルのプログラムに不具合がある可能性があるということを言っているわけですけど、そのことをちゃんと認識していますかということと、島本町の場合は７月から自治体連携をするわけですから、７月以降の運用になるかも知れませんけど、国の機関に関しましては、もう１月から運用できるというふうになっていると思うんですけれど、そもそも内閣官房が、このプログラムに問題があると言っているわけですから、信頼できないなと思っているんですよ。その辺で、内閣官房の言っていることについて、ちゃんと認識しておられて、そうしたら、それについて、マイナポータルがきちんと動くのかどうかということを確認しているのですか、ということをお訊きしたかったんです。

それと、独自利用については、島本町は今現在はやっていないと、将来的にはどのようになるかわかりませんけれど。将来的に独自利用する場合には、こういった６号議案の条例改正も行い、それに伴って保護条例も一定保護できるように、このような規定を設ける必要性があるということだと思うんですけれどね。そもそも独自条例を利用するような事務というのは、一体、どういうものがあるかということについて、２～３、事例をあげていただきたいというふうに思っております。１問目で申したように、そういった場合、独自利用事務で他機関に特定個人情報を照会した場合は、どういう流れになるのかということを、ちょっと最初の質問にお答えをいただいてないのでね、そこを説明していただきたいというふうに思っています。

マイナポータル上で情報を確認した場合､マイナポータル上で訂正できるのかどうか。

結局、そこには提供したもの、照会されたものだけが見ることができて、訂正する場合は、やはり情報コーナーの窓口に行かないといけないのか、ということですね。それもお尋ねしたいというふうに思います。

以上、私は今、３問目ですかね。３問目でしたら、きちんとお答えください。

総務・債権管理課長　１点目の、国のほうで、トラブルによりまして運用開始が延期されたことについての認識に関するご質問でございます。

国等の情報連携が 29 年の１月から後ろに、半年遅れたというふうなことは認識いたしております。本町、地方公共団体にとりましては、情報連携というのは 29 年７月から開始になります。マイナポータルにつきましても、29 年７月から本格運用開始ということで、先ほどご答弁させていただきましたとおり、29 年の４月以降にテストを通じまして、安全に住民の方が利用していただけるような環境整備を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長　それでは、２点目の独自利用の場合の事務の照会をした場合、どんな流れになるかということでございます。

独自利用に限らず、いわゆる照会・提供という部分では、まず、町のほうが照会する場合であれば、住基ネットを通じて国の情報提供ネットワークシステムに符号というのを請求いたします。その符号での他機関とのやりとりという形で、マイナンバーそのものを使うわけではなく、符号を使って情報を提供、また照会する形になります。その符号はまた暗号化をされておるという形で、よりセキュリティの高い形で照会・提供業務ができるようになっております。

以上でございます。

総合政策部次長　２点目のご質問のうち、独自利用事務にはどのようなものが考えられるのかということでございますが、近隣市の実施状況を見ておりますと、主に医療費助成、各市の独自の制度等で行われているもので、独自利用事務として設定されている例がございます。

それから、３点目のマイナポータル上で訂正ができるのかどうか、というお尋ねでございますが、マイナポータルは情報提供等記録の開示の機能、あるいは自己情報の表示機能等が、その役割でございまして、マイナポータルでもって訂正ということはできません。先ほどご答弁させていただいた中で、本町の「個人情報保護条例」でも、自己情報の訂正請求権についての定めがあると申し上げましたけれども、町が保有している情報については、この条例に基づいた手続きで、また他団体、他の機関が保有している情報については、それぞれの機関の保有しているルールに則って訂正手続きを取っていただく必要があろうかと思います。

ただ、情報提供等記録の訂正に関しては、町が提供した記録につきましては、町と提

供先機関、それから総務省と、三者で同じ情報を管理することになりますので、町のほうに、その訂正の申し出をいただきました場合には、その関係機関にも、こちらのほうから調整を行うということは想定できるかと思います。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員　第５号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

これは「番号法」改正に伴って、情報提供ネットワークシステムについて、条例により独自にマイナンバーを利用する事務について連携を可能にするという、法の 19 条８号が追加されました。それに基づく個人情報保護の適用した改正になっています。

もちろん、そういうふうな事務が追加されたということであれば、独自条例に基づく情報連携についても保護すべきという考え方は、十分理解できます。しかし、マイナンバー制度そのもの、また、できるだけマイナンバーの利用拡大をすべきでないという考え方のもとに、独自条例による事務を増やさない、独自にマイナンバーを利用する事務について新たにすべきではないという認識のもとに、この条例改正には反対いたします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、反対の方の討論を行います。

河野議員　第５号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表し反対の討論を行います。

種々、質疑がありまして、こちらとして質問はしておりませんが、最終的には、究極にはやっぱりマイナンバー、個人情報の今回の制度に基づくマイナンバーの使途を拡大するものであるというふうに考えております。従って、前提となる、この「番号法」そのものにも、いろいろと態度表明はさせていただいております。これからも、こういったことは続いていくだろうと思いますし、島本町単独で判断ができない、国の法によって拘束されているというような前提があるということは十分に承知しておりますが、このままでは、本当に住民の皆さんの情報が守られないということが、さらに拡大されていくということの懸念の態度表明でもあります。

従って、反対の討論といたします。

伊集院議長　賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第５号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

伊集院議長　起立多数であります。

よって、第５号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第６、第６号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第６号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど「島本町個人情報保護条例」の一部改正と同様、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が平成 27 年９月に改正され、改正法のうち、本条例改正案に関係する箇所が本年５月 30 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、参考資料「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

本条例中、第１条の「趣旨」及び第５条の「特定個人情報の提供」におきまして、「番号法」第 19 条第９号を引用いたしておりますが、法改正により第 19 条第８号が追加され、以降の条が１条ずつ繰り上がることとなったため、引用先を第 19 条第 10 号に改めるものでございます。

なお、今回の改正につきましては、条ずれによる改正のみであり、本条例の運用に変更はございません。

施行期日につきましては、改正法のうち、本条例改正案に関係する箇所の施行日と同様、本年５月 30 日といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員　前の第５号議案に関わることですけどね、そもそもの、この情報連携ということに、私は危険性があるというふうに思っているわけです。ここが、マイナンバー制度の本丸になっているわけですから、いろいろな個人情報が本人の意思と関係なく、同意なく、提供したり照会されるということについて、非常に疑義を持つものです。一般の個人情報については、本人の同意なり法令に基づくものというのがあると思うんですけ

どね、そういう情報提供する場合は。

ところが、このマイナンバー制度は、オンラインでそのことが本人の同意なく提供されるということで、根本的な問題があると思います。ここで一番、情報提供で危惧されるというのは、提供により不利益を受けることだと思うんです。特にＤＶやストーカーの被害者などは、住所などがわかると命の危険にさらされるということが考えられます。市町村では、申請によって住民票の写しの交付を制限するなどの支援措置を講じていますが、情報連携によって、他の自治体や機関から漏洩する危険性が高まるのではないかと思いますけど、いかがですか。

これは、今回の改定に対応してというよりは、本来の番号利用というところに関わると思いますけど、その点、お聞かせいただきたいと思います。そういったことを防ぐためにはどうすればいいのかということ、手立てをお示しいただきたいと思います。

それから、これまでもマイナンバー制度、このシステムに関しては情報を分散管理しますと、一元管理していませんよということをおっしゃっていますけども、実際は、情報連携のために情報提供ネットワークシステムから付番される符号と、市町村内で個人を特定識別するために新たに付番される団体内統合宛名番号というのがあって、それによって中間サーバーを通して情報提供されたり照会されたりすると。その対象となる住民情報は、中間サーバーの中にデータとして蓄積されるんだと思うんですけどね。

こういうふうに中間サーバーに記録された住民情報については、大きな不正アクセスとか漏えいとかいうことがあった場合は、大量に流出するという危険性があると思うんですけど、そのようなことを防ぐことができますか、ということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、情報連携するための総合テストは、すでに１月、２月で行われているということでしたね。番号連携サーバー総合運用テスト、人びとの２ということで資料請求しております。その概要と目的、それから内容について示しておられます。テストペア、高槻市、茨木と、29 年１月から２月にわたってテストを実施したということですけど、このテストの結果はどのようなものだったのかということをお示しください。

総合政策部次長　１点目の個人情報の収集・提供等について本人の同意なくというようなことと、それからドメスティックバイオレンス等の被害者の方についての対応ということです。

既存の個人情報保護制度におきましても、収集・提供は本人から直接というのが原則ではありますが、法令の定めがあるとき等につきましては、現在でも本人の同意なく、その情報の収集・提供をすることは、制度上、ございます。

先ほど、ご質問の中でご紹介ありましたドメスティックバイオレンスやストーカー行為、また児童虐待等もありますが、既存の住民基本台帳上の被害者保護のための支援措置ですね。今後、情報連携が始まります際にも、今、聞いておりますのはシステム上に

一定の制御がかけられるような設計であると伺っておりますので、こういった支援措置を受けておられる方についての情報が機械的に他機関に提供されることがないように、これは制度上、運用上も留意してまいる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長　それでは、中間サーバーの関係と、あと大量に流出されるおそれがあるのではないかという危惧について、ご答弁させていただきます。

まず、中間サーバーは個人番号基本４情報、氏名、住所、生年月日、性別、そういうものは持っておりません。それと団体内の統合宛名番号、連携サーバーですけども、それはいわゆる各自治体のほうにございます。それと中間サーバーとの間というのは、ＬＧＷＡＮを使うわけですが、過去にもご質問あったと思うんですが、ＶＰＮ――バーチャル・プライベート・ネットワーク装置を用いた暗号化通信で接続することになっておりますので、他からの侵入というのは特にないというふうに考えております。

以上でございます。

総務・債権管理課長　それでは、３点目の総合運用テストに関するご質問でございますが、資料を提供させていただきましたとおり、１月、２月で総合運用テストを実施しております。相手方が高槻市、茨木市ということで、具体的には、より実務的な各システムで使用する情報でのやりとりということで、ただ単なる疎通確認といったレベルではなくて、各担当が日々、これから連携として使う情報等を、より実務的なレベルでのテストということになっております。

テスト結果につきましては、本町のほうは情報の照会、そして提供を受ける。一方、照会を受けての情報の提供をする。両方とも良い結果で、円滑なテストだったと考えております。

以上でございます。

平野議員　総合運用テストの結果については、円滑なテストであったということです。全国一斉に７月から全自治体、また国の機関、それ以外の機関もあるかも知れませんけれども、運用されるわけですからね。集中するということから考えますと、単に島本と高槻、茨木だけじゃなくて、全市町村、自治体が運用していくわけですから、また想定外のトラブルというのがある可能性が、私はあると思っているんですけど、そういった心配はありませんでしょうかね。

というのは、マイナンバーカード交付システムでさえもうまくいきませんでしたね。先ほどのマイナポータルのプログラムも不具合があったということになりますと、非常に複雑なシステムにこれはなっております。こんな複雑なシステムを使っているところは世界でないというふうに私は聞いているんですけどね。複雑であるがゆえに、やはりトラブルが起こりやすい。何かあれば情報漏えいに繋がったりしかねないというふうに思っておりますので、その点については、７月からの情報連携については、全くそうい

った個人情報の漏えいとかいう問題は起こらないというふうに断言して、おっしゃることができますか。

中間サーバーについてですけれど、ＶＰＮという何かを利用して暗号化することによって、そういう漏えいとかに繋がらないというようなことをおっしゃったんですかね。しかし、中間サーバーに住民情報が大量に記録されるということについては、私はそのとおりだと思っているんですけど、そこの認識はおありですか、ここが何か認識が違うと、噛み合わないというふうに思っていますので、中間サーバーに住民情報のコピーが記録されるということについては、どのように考えておられますでしょうか。

それと、先ほどドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待の被害者に関する危険性ですけど、国も、このことについては危険性を認識しているということですので、自治体に対して、センシティブな情報では中間サーバーに自動応答不可フラグを設定して、自動的に提供せずに、職員が確認することを特定個人情報保護評価書に記載するよう求めている、ということだそうです。提供を保留することもできるというふうに言われてますので、提供依頼を受けると、必ずしも情報提供しなければならないということではないと思うんです。その辺については、やはり、こういった不利益を受けるようなことがあるということであれば、提供しないという自治体判断ができると思いますけど、そうではありませんか。

総務部長　まず、１点目の信頼性の問題だと思うんですが、システムを構築するとき、本町のシステムもそうですけど、当然、テストをいたします。テストをいたして不具合があれば、それを是正して、本番のシステム稼働に間に合わすというふうなプロセスを踏みます。

このシステムでございますが、本町でも、団体内のシステムのテストというのは 28 年の１月から 28 年の７月まで、団体内のシステム連携のテストを実施をしております。その後、先ほど総務・債権管理課長のほうから申し上げましたように総合運用テストというふうな形で、テストを繰り返すということで信頼性を確保するという形になっております。

それから、中間サーバーのほうに情報が蓄積されるのではないかと。確かに、情報というのはありますが、先ほども申し上げましたように個人番号、それから基本４情報、氏名、住所、生年月日、性別というものは、ここでは持たないということですので、情報が中間サーバーにあったとしても、それが特定ができる情報ではございません。そういったことでセキュリティ、いわゆる分散化でセキュリティを保っているということがございますので、我々の認識は、そういう分散化によってセキュリティが保たれているというふうに理解しております。

以上でございます。

総合政策部次長　ＤＶ被害者等の方に関わる対応について、再度のお尋ねでございますが、

ご質問にもありましたとおりでして、機械的な提供がなされないような制御、実際に支援措置を受けておられる方についての対応としては、職員がそのことを直接確認をしたうえで、不開示情報にあたる場合にはその提供を行わない、という取り扱いになるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員　もう、かなり本質的な質問をすでにされていると思いますので、ですが、やはりこの条例、先ほど可決・成立した条例とあわせて、来年度以降、予算措置なり委託料の増大ということについては、どのような見通しを持っておられるのか。先ほどおっしゃった、そういった保護の観点から、町として独自に、例えばマニュアル、あるいは再発防止策、国でもうすでに起こっていると言われているマイナポータルの問題などについて、島本町民が被害を受けないためにもということではどのようなことを検討され、必要な予算としてはどのように見通しておられるのか、お訊きしたいと思っております。

今、手元に事務事業成果報告書があるんですが、やはり、この導入に向かって動き出して以来の委託料というものの跳ね上がり方が普通ではないなと私は思っておりますし、島本町は、このシステム改修においては 100％外部委託ですので、職員の手によるものではないということですから、その点についても憂慮しております。それを 100％、国が措置するわけではありませんから、小規模町村ほど、このマイナンバー制度の導入、あるいは様々な改正によって要する財政的な負担を考えたときに、やはり議会としても、ただ単に国から下りてくるものを通すというものでは済まないなというふうに思っております。

その点について、今現時点でおわかりの点、この第５号・第６号に関わって、わかっている数字がおありでしたら、お答えください。

総務部長　今回のマイナンバー制度に伴う自治体の負担というのは、やはり一般財源でございます。ただ、そういうことも踏まえまして、各自治体、苦慮することのないよう、本町であれば町村会を通じて国に申し上げているところでございます。従いまして、今後もそういうことがあるようであれば、町村会を通じて国に申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　ちょっと、こちらの質問がバクッとしているからかも知れませんけど、はたして、これは導入の準備段階から含めて、様々な予算措置も含めて町村長会が求めたものに対して、国の措置というのは具体的にどれだけあったのか。答弁を求めます。

総務部長　数字的には、今、ちょっと手元にはございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います……（河野議員・自席から「要望したものが出されたか」と発言）……。

伊集院議長　個別でのやりとりは、再質問でお願いします。

（河野議員・自席から「議長、議員の質問に簡潔に答えるよう言って」と発言）

総務部長　申しわけございません。今、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後１時33分～午後１時33分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長　町村会に要望した分がどれだけ実現されたかというのは、正直言いまして、よくわかりません。ただ、全体として町村会のほうで要望した部分で、これまでも他のシステムでも、ある程度増額された。過去にも、国の補正予算で一定措置されたというのはありますが、その中で、うちがどれだけ増えたかという部分については把握はしておりません。

以上でございます。

伊集院議長　予算の部分は、補正予算にかけてお訊きください。

今回の条例改正の部分、ほかの方は質問なかったですね。

河野議員　これを導入する際に、今年度、条例改正の議論の際に、私たちの会派やほかの会派も含めて、島本町のどれだけの独自財源を必要としたのかという、過去に資料をいただいたときにも議論をしていたと思います。これは単に条例改正ということでありますが、条例改正に関わっての財政支出がどう伴うのかということを訊くことについてはね、予算議会を待たずにやるべきだと私は思っておりますので続けさせていただきますし、そういう質問ができないということになれば、条例審議ができなくなります。予算を全く伴わない、条例だけしか質問ができないということになりかねませんので、ちょっと、今のご指導には従うべきかどうか、地方議員として非常に苦慮するところです。

そういう意味では、２億、３億というお金が島本町の、実際には自主的な努力が強いられているということは、過去の議会でも資料によって明らかになっておりますので、そういったことを強制というか、事務としてやらされているわけですから、それに伴う財源措置を町民税から出さなければいけない。このことについて、私は問うております。

総務部長　マイナンバー関係の事業の支出と、歳入という部分では集計をしておりますので、それでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、26年度の決算になりますが、事業費としては約３千万の支出をしております。それに対して国からの歳入は約1,500万ほど、半分ぐらい入ってきていると。それから、27年度の決算で言いますと、歳出で約１億の支出がございます。歳入につきましては、約4,100万円でございます。28年度の予算で申し上げますと、今回、補正予算を出させていただく分も含めまして、歳出のトータルでは4,900万、それから歳入のトータルで

は1,600万。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員　第６号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

2015 年９月の「番号法」改正で、独自利用事務の情報連携について、情報提供ネットワークシステムを使用するということが新設されました。このことによって、法定事務を超えて利用連携が拡大すると。例えば、就学援助事務や子どもの医療費助成など、法律では提供が認められない事務でも提供が拡がっていくということです。

私どもは、このマイナンバー制度そのものが、個人の国家による監視社会を強化し、また情報漏えいや不正アクセスなどで個人情報保護に危険性があるということ、また自己情報コントロール権が侵害されるということで反対してまいりました。できるだけ、このマイナンバーの利用拡大をさせないということが、私は今、求められている自治体議員としての役割だと思っておりますので、今回の条例改正によって、独自利用までも情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携していくということについては認められるものではないということを申し上げまして、反対の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第６号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、日本共産党を代表し反対の討論を行います。

質疑を通じて、問題点は明らかになっております。ただ、島本町議会独自、あるいは島本町という行政で、独自にこれに参加する、しないということが判断できるということには、この制度はなっておりませんので、事務として強いられているということですが、最終的に総務部長からの答弁にもありましたように、こういったことを続けていく中で、著しく住民の情報の漏えいのおそれがある、また、それを取り扱う職員の日々の様々な守秘義務というんですかね、そういったものについても、例えば先般の議会においても、本来、流出することがないはずの情報が議員の手元に寄せられるということも起こっておりますし、それで一事が万事ということではありません。職員を疑うという

ものではありませんが、やはり人間のすることであるということを含めて、この島本町議会としておびただしい財政支出、それに対しての歳入に足る国の支出は半分にも満たっていないということが、先ほどの答弁で明らかになっております。

こういうことを続けていくと、幾ら地方議会として、地方行政として努力をし、職員も少ない人数で努力をしたとしても、湯水のごとく出ていく。その延長線上には、個人情報の漏えいのおそれということがあると。それは国によって､国のしていることの中に、すでにそういった不具合が発生しているわけですから、地方議会、地方行政において如何ともし難いという中で、態度表明としての反対を申し上げる次第です。

行政においては、こういった事務を進めなくてはいけないという立場におられるということは存じ上げておりますし、一方で、これが導入されるときにも、様々、意見書案なども議会で論議をしており、それがまだ全会一致を見ていないという中でありますので、これ以上申し上げても、この議案は通っていくのであろうと想定しますが、そういう意味で、反対の討論といたします。できる限り、賛成であれば賛成という理由をやはり示す必要が地方議会としてあると思いますので、もう賛成討論はできませんが、その点について反対であれば反対というふうに転じていただきたい。地方行政と地方議会の立場に立って､国に対しての意思表示も、そろそろ必要ではないかと思っております。

以上です。

伊集院議長　続いて、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第６号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

伊集院議長　起立多数であります。

よって、第６号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第７号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第７号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、平成 29 年４月１日に施行される「児童福祉法の一部を改

正する法律」において養子縁組里親が法定化されたことから、育児休業等の対象となる子についての規定における用語及び用語の根拠規定にかかる引用条項を改めるものでございます。

施行日につきましては、本年４月１日でございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料の「新旧対照表」により、ご説明申し上げます。

「里親」を規定する「児童福祉法」第６条の４の改正に伴いまして、里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者、これを「養子縁組里親」と規定することとなったことから、本条例の第２条の２につきまして、引用箇所及び表記を改正するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第７号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第７号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第８、第８号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第８号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、国家公務員の「職員の配偶者同行休業の一部を改正する人事院規則」が公布及び施行され、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに伴い、本町の条例におきましても、同様の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の「新旧対照表」により、ご説明申し上げます。

第６条の２「配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」でございます。

配偶者同行休業につきましては、職員の配偶者が外国での勤務などを行う際に３年間を限度として休業を可能とするもので、その延長については、３年を超えない範囲で、原則１回に限られております。今回、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、延長する期間が満了する日において、その後も外国での勤務が引き続くこととなり、かつ、そのことが延長の請求時には確定していなかった場合には、再度延長ができることとすることに伴い、新設するものでございます。

そのほか、今回の改正に伴う「地方公務員法」の引用条項の追加など、文言整理を行うものでございます。

施行日につきましては、平成 29 年４月１日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　この制度ができるとき、島本町庁内には家族の海外赴任に帯同して、この制度を利用される方がいらっしゃいました、該当者が。今現在、その方はどのようになっておられますか。再度の延長をするというようなことになっているのでしょうか。確認しておきます。

総合政策部長　本条例制定後、議員ご指摘のとおり１名が、この制度を利用されておられますが、現在は帰国されておられます。

以上でございます。

戸田議員　帰国して職務に就いておられますか、確認します。

総合政策部長　すみません、ややこしい表現しまして、申しわけございません。今現在、育児休業を取得されております。

以上でございます。

戸田議員　女性が働くということは、すなわち、そういうことが起こり得ます。少ない人数で職員さん、限られた人数で職務にあたっておられ、非常に大変だとは思いますけれども、ここを乗り越えないと男女共同参画が進みません。このことに関しては、職員の皆さん、十分理解していただいておりますでしょうか。

つまり、家族の海外赴任に帯同して海外赴任に同行される。そこで様々な経験を積ん

で帰国された、しかしながら、ちょうど妊娠・出産・育児期と重なる。長い間、職務に就かれない。そういうことが十分に起こり得るわけで、どのように、このことの理解、周りの職員の方の理解を得るように努力をされていますか。お訊きします。

総合政策部長　議員もご指摘いただきましたように、１名の職員がこの制度を取得をしているという事実がございますので、そのことについては職員は理解をしているというふうに考えておりますし、その育児休業については、本町は男性職員の取得というものも、この間、ございますので、職員の理解は深まっているものというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第８号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第８号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第９号議案　島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第９号議案　島本町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の９の１ページでございます。

提案理由でございますが、第 192 回臨時国会におきまして、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」案が昨年 11 月 18 日に可決・成立し、同月 28 日に公布されたことなどに伴いまして、「島本町税条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第９号議案参考資料として添付させていただいております「島本町税条例の一部を改正する条例　新旧対照表」に基づきまして、順次ご

説明申し上げます。

まず、１ページの附則第 13 条の３の２「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」でございます。

第１項につきましては､消費税率の引上げ時期が平成 29 年４月から平成 31 年 10 月に延期されたことに伴いまして、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、平成 41 年度から平成 43 年度まで延長するものでございます。

第２項及び第３項につきましては、参照先の規定変更によるものでございます。なお、内容については、変更はございません。

次に、１ページ下段から３ページまでにかけての附則第 22 条　「軽自動車税の税率の特例」でございます。これにつきましては、字句の整理によるものでございます。なお、内容については、変更はございません。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第９号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第９号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10、第 10 号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、引き続きまして、第 10 号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

でございます。

議案の概要につきましては、第７号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正と同様、根拠法となる「児童福祉法」の改正に伴い、条例中の引用条項を改めるほか、あわせてその他の文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第 10 号議案参考資料の「島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表」に基づきまして、ご説明申し上げます。

第１条の２第３項において、「児童福祉法」の改正に伴い、「第６条の４第１項」と規定していた引用条項を「第６条の４」に改めるものでございます。なお、医療費助成制度における取り扱い内容には、一切変更はございません。

そのほかにつきましては、同項におきまして、２ヵ所で文言の整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成 29 年４月１日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 10 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

伊集院議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 58 分～午後２時 10 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、第 11 号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第 11 号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「地方税法」及び「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

平成 25 年３月 30 日公布の「地方税法」の一部改正において、平成 28 年１月１日施行とされた内容に関する事項及び平成 28 年 12 月 26 日付で「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、平成 29 年１月１日から施行されたことに伴い、「国民健康保険法」第 81 条に基づき、政令基準に従うため改正するものでございます。今回の改正条例につきましては、経過措置の関係から二つの条を設け、保険料の所得割額の算定及び保険料の減額基準算定を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第 11 号議案参考資料として添付させていただいております「島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例　新旧対照表」に基づきまして、順次ご説明申し上げます。

１ページから３ページまでの第１条でございます。

これにつきましては、国内法で源泉徴収される利子所得が、日本と台湾との間での租税取り決めにおきまして、免税とされる台湾の中央銀行等を通じて日本の居住者が利子等を得た場合、源泉徴収されていないことから、新たな申告分離課税の区分が設けられたため規定を整備するものでございます。

次に、４ページから６ページまでの第２条でございます。

これにつきましては、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について、上場株式等にかかる配当所得とあわせて申告することとされたこと、株式等の譲渡所得等の分離課税制度について「上場株式等に係る譲渡所得等」及び「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税とされることとなったことなどから、規定を整備するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日といたしておりますが、第２条については、経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

伊集院議長　これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、第12号議案　平成28年度島本町一般会計補正予算（第４号）から第16号議案　平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）までの５件を、一括議題といたします。

なお、本案５件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第12号議案　平成28年度島本町一般会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の12の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、小規模保育設置促進事業補助にかかる特定財源の組み替え、国の補正予算に基づく国庫補助金の増額、その他事業費確定に伴う特定財源の増減などについて、補正させていただくものでございます。また歳出では、小規模保育事業の２ヵ所目設置のための補助金の増額、学童保育の対象学年拡大への対応、その他事業費の決算見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１億635万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を108億9,954万８千円とするもので、款項別の内容は、12の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の繰越明許費の追加は、12の７ページの「第２表　繰越明許費補正」にお示ししておりますとおりでございます。

なお、12の48ページの次のページで添付させていただいております議案参考資料の１ページに、「繰越明許費に関する資料」を添付させていただいておりますので、ご覧

ください。

まず、１点目の「通知カード・個人番号カード関連事務事業」につきましては、個人番号カード発行事務にあたりまして、地方公共団体が国の補助を受け、地方公共団体情報システム機構に対し委託のための交付金を支払うこととなっておるところでございますが、総務省通知により、国の平成 28 年度交付決定分の補助金を繰り越すこととなったため、今回、設定させていただくものでございます。

次に、２点目の「第四小学校校舎増築等設計業務」につきましては、一般会計補正予算（第３号）でご可決いただきました第四小学校校舎増築等にかかる設計業務及び第四小学校校舎等改修・エレベーター棟増築にかかる設計業務について、建築確認申請等の手続きに時間を要し、年度内に完了しないため、今回設定させていただくものでございます。

次に、第３条の債務負担行為の補正につきましては、12 の８ページの「第３表　債務負担行為補正」にお示しさせていただいておりますとおりでございます。

なお、12 の 48 ページの次に添付させていただいております議案参考資料の２ページに、債務負担行為に関する資料を添付させていただいておりますので、ご覧ください。いずれも、平成 29 年度に予定している臨時福祉給付金（経済対策分）の支給に必要な事務にかかる契約について、本年度中に契約を締結し、事業を円滑に進めるため、追加設定させていただくものでございます。

第４条の地方債の補正につきましては、12 の９ページの「第４表　地方債補正」にお示ししておりますとおりでございます。いずれも事業費の確定見込みなどに伴い、起債を補正させていただくものでございます。

まず、１点目の「一般単独事業債」につきましては、ふれあいセンター整備事業の財源でございます。２点目の「公共事業等債」につきましては、町立保育所耐震化事業、道路ストック維持管理事業及び橋りょう補修・補強事業の財源でございます。３点目の「消防施設整備事業債」につきましては、消防団小型動力ポンプ及び消防団に配備する車両の整備にかかる事業の財源でございます。４点目の「学校教育施設等整備事業債」につきましては、第三小学校Ｂ棟Ｃ棟耐震化等事業の財源でございます。５点目の「社会福祉施設整備事業債」につきましては、第四学童保育棟新築の財源でございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

12 の 13 ページからの「歳入」でございます。

第 12 款　分担金及び負担金、第１項　負担金、第２目　衛生費負担金３万４千円の増額につきましては、高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担について、覚書を締結している他市の住民が町内の委託医療機関で予防接種を受けた場合において、10 月から他市との間で精算払い方式に変更となったことによるものでございます。

第 13 款　使用料及び手数料、第１項　使用料、第２目　民生使用料 1,706 万５千円の

減額及び第４目　教育使用料830万７千円の減額につきましては、それぞれ決算見込みを勘案し、減額するものでございます。

第14款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第１目　民生費国庫負担金2,015万５千円の減額のうち、低所得者保険料軽減負担金６千円の増額につきましては、介護保険事業特別会計における低所得者に対する介護保険料軽減の事業費の確定によるものでございます。施設型給付費負担金2,016万１千円の減額につきましては、民間保育園及び認定こども園における入所児童数が、当初見込みより減となったことによるものでございます。

第２項　国庫補助金、第１目　総務費国庫補助金190万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度にかかる補助金の確定によるものでございます。

12の14ページでございます。第２目　民生費国庫補助金1,142万４千円の減額のうち、小規模保育改修費等支援事業にかかる保育対策総合支援事業費補助金1,100万円の減額につきましては、当初、府営住宅における小規模保育設置促進事業補助の特定財源として計上しておりましたが、国庫補助金から府補助金に財源を組み替えたことから、全額を減額するものでございます。その他につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

第３目　衛生費国庫補助金40万４千円の減額につきましては、金額確定によるものございます。第４目　土木費国庫補助金3,652万４千円の減額についてでございますが、それぞれ事業費の確定見込みによるものございます。防災・安全交付金は、道路・橋りょうの補修工事、それから町立体育館耐震診断、第二保育所耐震工事の財源となっております。また道路更新防災等対策事業費補助金は、桜井跨線橋補修工事の財源となっております。

第５目　教育費国庫補助金4,522万４千円の増額のうち、子ども・子育て支援整備交付金2,493万円の増額につきましては、本年度に実施しております第四学童保育棟新築について、国庫補助の嵩上げの内示があったこと及び事業費の確定見込みによるものでございます。また、学校施設環境改善交付金2,029万４千円の増額につきましては、本年度の一般会計補正予算（第３号）でご可決いただきました第三小学校耐震補強等事業について、防災機能強化のための窓改修工事に対し、国の第２次補正予算に伴いまして、国庫補助金が追加されることとなったものによるものでございます。

第３項、第１目　総務費国庫委託金314万７千円の減額につきましては、金額確定によるものでございます。

第15款　府支出金、第１項　府負担金、第１目　民生費府負担金1,007万９千円の減額のうち、低所得者保険料軽減負担金２千円の増額につきましても、国費と同様に、介護保険事業特別会計における低所得者に対する介護保険料軽減の事業費の確定によるものでございます。施設型給付費負担金1,008万１千円の減額につきましても、国費と同

様に、民間保育園及び認定こども園における入所児童数が当初見込みより減となったことによるものでございます。

12 の 15 ページでございます。第２項　府補助金、第２目　民生費府補助金 1,602 万６千円の増額のうち、地域福祉・子育て支援交付金 23 万３千円の増額につきましては、本年度実施しております第二学童保育棟設計業務について、府補助金の再配分があったことによるものでございます。社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金 10 万１千円の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。安心こども基金事業費補助金 1,589 万４千円の増額につきましては、小規模保育設置促進事業補助の特定財源として、国庫補助金から財源を振り替えるものでございます。第３目　衛生費府補助金 40 万４千円の減額につきましては、金額確定によるものございます。第８目 教育費府補助金 625 万円の減額につきましては、国庫補助金の嵩上げに伴う府補助分の減額及び事業費の確定見込みによるものでございます。

第 16 款　財産収入、第２項　財産売払収入、第１目　不動産売払収入 2,295 万１千円の増額につきましては、町有地売払い２件分の収入でございます。

第 18 款　繰入金、第１項　特別会計繰入金、第１目　水道事業会計繰入金 266 万２千円の増額につきましては、水道事業会計での勤務歴のある職員の退職手当に対し、水道事業会計から勤務歴に応じた負担分を繰り入れるものでございます。

12 の 16 ページでございます。第 19 款　諸収入、第５項　雑入、第２目　消防団員退職報償金９万２千円の増額につきましては、歳出の特定財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金が増額となるものでございます。第３目　居宅介護予防サービス計画費収入 65 万円の増額につきましては、地域包括支援センターにおける介護予防計画の作成件数が当初見込みよりも多かったことによるものでございます。第４目　雑入 503 万４千円の減額のうち、夜間休日応急診療所管理運営費返還金 90 万３千円の増額につきましては、平成 27 年度分の高槻島本夜間休日応急診療所管理運営費負担金の精算金でございます。その他の雑入につきましては、決算見込みに基づき減額するものでございます。

12 の 16 ページから 17 ページでございます。第 20 款　町債、第１項　町債 7,710 万円の減額につきましては、先ほど、「第４表　地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、12 の 18 ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

第１款　議会費、第１項　議会費、第１目　議会費 62 万８千円の減額につきましては、旅費の確定見込みによるものでございます。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 155 万７千円の減額につ

いてでございます。いずれも事業の完了または事業費の確定見込みによるものでございます。12 の 19 ページの下段でございます。第２目　財産管理費 390 万円の増額でございます。町では、これまでも借地解消を進めてきたところでございます。今般、広瀬三丁目地内におきまして、民有地の所有者と協議の結果、所定の手続きを経て等価交換を行う予定となりましたので、土地の交換にあたりまして、鑑定により算出された価値の差額分を計上させていただくものでございます。12 の 19 ページから 20 ページでございます。第３目　防災計画費 13 万５千円の減額のうち、委託料７万７千円の減額につきましては、ハザードマップの改訂作業において、大阪府からの関連資料の提供が遅れたことから、配布を新年度の出水期までに延期するものでございます。負担金、補助及び交付金３万１千円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。第５目　財務会計費 348 万円の減額から 12 の 21 ページの第 11 目　人権文化センター費 101 万９千円の減額までにつきましても、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。12 の 22 ページでございます。第 13 目　財政調整基金等積立金１億 906 万３千円の増額のうち、財政調整基金積立て 8,611 万２千円の増額につきましては、年度間の収支の調整を行うものでございます。公共施設整備積立基金積立て 2,295 万１千円の増額につきましては、町有地売払い収入の全額を積み立てるものでございます。第 14 目 ふれあいセンター管理費 1,697 万９千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 23 ページでございます。第２項　徴税費、第３目　固定資産評価審査委員会費４万３千円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

第４項　選挙費、第１目　選挙管理委員会費６万１千円の減額から、12 の 24 ページから26ページの第４目　参議院議員選挙費選挙常時啓発事業費314万７千円の減額にまでにつきましても、それぞれ事業の完了または事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 26 ページでございます。第６項　監査委員費、第１目　監査委員費８万円の減額につきましても、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 27 ページでございます。第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第４目　年長者福祉費 95 万１千円の減額につきましても、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。12 の 27 ページから 28 ページにかけてでございます。第７目　介護保険費 51 万９千円の増額のうち、第 13 節　委託料 65 万円の増額につきましては、地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス計画作成を委託する件数が当初見込みよりも増加したことによるものでございます。第 28 節　繰出金９千円の増額につきましては、介護保険料の軽減対象者が当初見込みより増加したことから、介護保険事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。その他につきましては、それぞれ事業費確定見込みにより減額するものでございます。

12 の 29 ページでございます。第２項　児童福祉費、第２目、児童措置費 9,658 万９千円の減額のうち、第 19 節　負担金、補助及び交付金の小規模保育設置促進事業補助 138 万円の増額につきましては、府補助金の安心こども基金事業費補助金を活用し、当初予定しておりました府営住宅を利用した小規模保育設置に加え、新たにもう１ヵ所の追加設置も含め、事業者に対し開設費用の補助を行うものでございます。その他の費目につきましては、私立保育園等への入所児童数が当初見込みより減となったことなど、事業費の確定見込みによるものでございます。12 の 29 ページから 30 ページでございます。第３目　児童福祉施設費 1,332 万１千円の減額につきましても、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 30 ページから 31 ページにかけてでございます。第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第１目　保健衛生総務費 313 万９千円の減額のうち、第 19 節　負担金、補助及び交付金１万５千円の減額につきましては、金額確定によるものでございます。第２目保健ヘルス事業費 273 万１千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。第３目　予防費 574 万９千円の減額のうち、第 19 節　負担金、補助及び交付金 15 万９千円の増額につきましては、高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担について、本町と覚書を締結している他市におきまして、本町の住民が予防接種を受けた場合における精算金を支払うものでございます。その他につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。第４目　特設水道費７万円の増額につきましては、大沢地区特設水道施設事業特別会計におきまして実施する検針・水質検査等業務の委託にあたり、大阪府立公衆衛生研修所及び保健所の検査手数料が当初見込みより増額となったことから、同特別会計への繰出金を補正するものでございます。

12 の 32 ページでございます。第２項　環境衛生費、第１目　生活環境総務費 142 万４千円の減額のうち、第 19 節　負担金、補助及び交付金 121 万２千円の減額並びに第２目　環境保全費 391 万８千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 33 ページでございます。第３項　清掃費、第２目　塵芥処理費 507 万２千円の減額及び第３目　し尿処理費 1,816 万６千円の減額につきましては、燃焼用重油の購入、各種委託業務及び衛生化学処理場施設補修工事の事業費確定見込みによるものでございます。

第５款　農林水産業費、第１項　農業費、第２目　農業総務費４万７千円の減額につきましては、農業委員会委員の選出にあたり、法改正によりまして市町村長の任命制に変更となり、農家台帳を整備する必要がなくなったことによるものでございます。12 の 33 ページから 34 ページでございます。第３目　農業振興費 18 万４千円の減額及び第２項　林業費、第１目　林業振興費 75 万円の減額につきましては、金額の確定見込みによるものでございます。

第６款　商工費、第１項　商工費、第１目　商工振興費 10 万円の減額及び第２目　消費対策費 14 万４千円の減額につきましても、それぞれ金額の確定見込みによるものでございます。

12 の 35 ページでございます。第８款　消防費、第１項　消防費、第１目　非常備消防費 12 万２千円の減額のうち、第８節　報償費９万２千円の増額につきましては、当初見込みよりも消防団員の退職報償金が不足するため増額するものでございます。第 13 節　委託料 21 万４千円の減額につきましては、消防団幹部研修の中止によるものでございます。12 の 36 ページでございます。第２目　常備消防費 11 万３千円の減額のうち第 13 節　委託料 12 万８千円の減額及び第３目　消防施設費 211 万４千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 36 ページから 37 ページにかけてでございます。第９款　教育費、第１項　教育総務費、第１目　教育委員会費３万４千円の減額及び第２目　事務局費 204 万４千円の減額のうち、第 14 節　使用料及び賃借料 51 万２千円の減額につきましては、金額の確定見込みによるものでございます。第４目 放課後子ども支援費 2,071 万円の減額のうち、第 18 節　備品購入費 62 万円の増額につきましては、平成 29 年度より学童保育を小学校４年生まで拡大することに伴いまして第二学童保育室が増室となるため、必要な備品を整備するものでございます。その他につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

12 の 38 ページでございます。第２項　小学校費、第１目　学校管理費 73 万円の減額及び第２目　教育振興費 83 万７千円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。なお、支援学級児童就学奨励の扶助費につきましては、当初予算における認定見込み数を実績が上回ったことから、増額させていただくものでございます。

12 の 38 ページから 39 ページでございます。第３項　中学校費、第１目　学校管理費 74 万６千円の減額及び第２目　教育振興費 143 万４千円の減額につきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費 257 万７千円の減額のうち、第７節　賃金 155 万１千円の減額につきましても、金額の確定見込みによるものでございます。

12 の 40 ページから 42 ページでございます。第５項　社会教育費、第１目　社会教育総務費１万円の減額から、第８目　スポーツ推進費 200 万９千円の減額までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、12 の 43 ページからの人件費の補正について、ご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、事業の確定見込みによる非常勤職員等の報酬の減額のほか参議院議員選挙事業の確定、退職者の確定、その他人事異動などによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第４号）の説明

を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　第13号議案　平成28年度　島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、介護保険料軽減対象者数確定に伴う低所得者保険料軽減繰入金の増額によるものでございます。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,648万円とするものでございます。

13の７ページの「歳入」でございます。

第４目　低所得者保険料軽減繰入金９千円の増額につきましては、軽減対象者数確定に伴い増額するものでございます。

次に、13の８ページの「歳出」でございます。

第７目　給付準備費９千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきました低所得者軽減繰入金の増額分を、介護保険給付準備基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第13号議案　平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第14号議案　平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の14の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、年度間の収支の調整を行うために一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。また歳出では、水道事業に委託をしております水質検査について、大阪府立公衆衛生研究所及び保健所の検査手数料の単価の値上げを受け、水道事業から委託料の増額の申し出があり、現計予算に不足が生じることから、補正をさせていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、484万円とするもので、款・項別の内容は、14の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

14の７ページからの「歳入」でございます。

第２款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金７万円の増額につきましては、年度間の収支の調整を行うため、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

続きまして、14の８ページからの「歳出」でございます。

第１款　運営費、第１項　維持管理費、第１目　一般管理費７万円の増額につきましては、冒頭でご説明させていただいたとおり、水質検査項目であるクリプトスポリジウムほか検査手数料の単価の値上げにより、委託料に不足が生じたものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第15号議案　平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、流域下水道維持管理負担金過年度精算金の確定、その他事業費確定に伴う下水道債の増減などについて、補正させていただくものでございます。また歳出では、事業費の確定見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,909万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億7,786万２千円とするもので、款・項別の内容は、15の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の繰越明許費は、15の５ページの「第２表　繰越明許費」にお示しをしております。なお、15の12ページの次に添付しております議案参考資料に、「繰越明許費に関する資料」を添付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

五反田雨水幹線整備工事（第１期）につきましては、現在事務を進めておりますが、関係機関との協議に時間を要し、年度内の出来高分の支払いが翌年度になることから、国からの交付金の関係上、繰り越すこととなったため、今回、設定させていただくものでございます。

次に、第３条の地方債の補正につきましては、15の６ページの「第３表　地方債補正」にお示ししております。

まず、今回の追加分として、「公営企業会計適用債」につきましては、現在、公営企業会計への移行に向けまして固定資産台帳を整備しておりますが、当該整備費用について、当初は起債をせずに実施することとしておりましたが、起債することにより、交付税措置があることから、財政課との協議の中で、今回、発行をすることとしたものでございます。

変更分として、１点目の「公共下水道事業債」につきましては、事業費の確定見込みに伴い、補正させていただくものでございます。２点目の「流域下水道事業債」につきましては、大阪府における負担金の算定誤りによる建設負担金の追加により、補正させ

ていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

15の９ページからの「歳入」でございます。

第５款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　財政調整基金繰入金3,249万３千円の減額につきましては、年度間の収支の調整を行うものでございます。

第６款　諸収入、第１項　雑入、第１目　雑入1,254万７千円の増額につきましては、平成27年度に支払いました流域下水道維持管理負担金について、決算を受けての精算金でございます。

第７款　町債、第１項　町債870万円の減額につきましては、「第３表　地方債補正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、15の10ページからの「歳出」でございます。

第１款　下水道費、第１項　下水道総務費、第１目　一般管理費1,386万８千円の減額につきましては確定見込みによるものでございますが、このうち、第13節　委託料91万円の減額につきましては、公営企業会計への移行に向けて専門家によるアドバイス等を予定しておりましたが、今年度は固定資産台帳整備に特化することとしたため、不要となったものでございます。

第２項　下水道整備費、第１目　下水道建設費2,300万７千円の減額につきましては、いずれも事業の完了または事業費の確定見込みによるものでございますが、第19節　負担金、補助及び交付金の負担金346万６千円の増額につきましては、「第３表　地方債補正」でご説明させていただいたとおり、大阪府における負担金の算定誤りによる建設負担金の追加により、補正させていただくものでございます。

15の11ページでございます。

第２款　公債費、第１項　公債費、第１目　元金1,488万４千円の増額及び第２目　利子710万５千円の減額につきましては、支払い元金および支払い利息の確定によるものです。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第16号議案　平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、他会計からの繰入金の確定見込みにより補正させていただくものでございます。また歳出では、事業費の確定見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第２条　収益的収入及び支出のうち、「収入」では、第１款 水道事業収益、第２項営業外収益７万円を追加し、「支出」では、第１款　水道事業費用、第１項 営業費用で1,399 万３千円を減額するものでございます。

16 の２ページをお開き願います。第３条　資本的収入及び支出のうち、「収入」では、第１款　資本的収入、第２項　工事負担金 697 万４千円を減額し、「支出」では、第１款　資本的支出、第１項　建設改良費 6,071 万８千円を減額するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億 7,853 万７千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,636 万２千円、減債積立金 1,474 万３千円及び過年度損益勘定留保資金３億 3,743 万円で補てんするものといたしております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

16 の６ページからの「収益的収入及び収益的支出」でございます。

第１款　水道事業収益、第２項　営業外収益、第６目　雑収益７万円の増額につきましては、大沢特設水道施設事業より受託しております水質検査について、大阪府立公衆衛生研究所及び保健所の検査手数料の単価の値上げを受け、委託料を増額するものでございます。

第１款　水道事業費用､第１項　営業費用　第１目　原水及び浄水費 55 万９千円の減額のうち、手数料８万円の増額につきましては、大阪府立公衆衛生研究所及び保健所の検査手数料の単価、水質検査項目であるクリプトスポリジウムほか検査手数料の単価が値上げとなり、委託料に不足が生じたもので、工事請負費 63 万９千円の減額につきましては、深井戸改修工事の確定見込みによるものでございます。第２目　配水及び給水費 147 万４千円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。第３目　受託工事費７万円の増額につきましては、原水及び浄水費でもご説明させていただきましたが、検査手数料の単価が値上げとなり不足が生じたものでございます。第４目　総係費 1,203 万円の減額につきましては落札差金によるものでございますが､当初、上下水道部別館の除却工事に伴いまして、埋設している導水管の切り替え工事を予定しておりましたが、今後の土地利用のあり方等を検討し、再度事業内容を精査した結果、今回、導水管の切り替え工事を見送り、上下水道部別館の除却工事を実施したものでございます。

続きまして、16 の７ページからの「資本的収入及び資本的支出」でございます。

第１款　資本的収入、第２項　工事負担金 697 万円の減額につきましては、公共下水道関連配水管移設工事に伴う工事負担金の確定見込みによるものございます。

第１款　資本的支出､第１項　建設改良費､第２目　拡張事業費 295 万８千円の減額、第３目　施設整備事業5,417万９千円､第４目　固定資産取得費249万円及び第５目　改良費 109 万１千円の減額につきましては、いずれも落札差金及び事業費の確定見込みによる減額でございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより、本案５件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

戸田議員　たくさんございます。まず、教育こども部から、お尋ねいたします。

補正予算の12の29ページ、私立保育園等施設型給付費、マイナス6,497万１千円ですか、大変金額が多いので確認いたします。このマイナス補正について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。園ごとの内訳をお示しください。そして、過去に委員会で問うております高浜学園については、初年度に限り云々というような文言を書き換えて補助金要綱を新たに作られました。平成28年度はどういう状況になっていますか。平成28年７月からは保育士の配置が町基準を満たしているというふうに認識していますが、その後、現在に至るまで、町基準を満たすことができていますか。ここまでで３点。４点目、４月以降の見通しについて､お示しください。

次に、小規模保育所設置促進事業補助金138万円について、お尋ねします。これ、金額は138万円となっておりますが、ＲＩＣホープさんへの補助金と、ぬくもりのおうち保育島本園――島本センターに新たに開業される､この小規模保育所との補助金両方で、補正の差が138万円と認識しています。ＲＩＣさんの補助金に関しては積算根拠が950万ほど、これは防音措置をされましたので、非常にお金がかかったと認識しています。では、ぬくもりのおうち保育島本園さんのほうが防音装置はされないけれども1,433万７千円ほどかけて改修されるわけです。いい保育園にするためというふうには認識していますけど、この内容をお示しください。なぜ、こんなに高い金額がかかっているのか。そこのところをお示しください。

小規模保育所に関しましては、過去に日本スポーツ振興センター保険についてお尋ねしたことがあります。民間の保険では、何かあったときに瑕疵がないということを証明するために、保険のことがあるから、なかなか自らの瑕疵を認めなかったり、あるいは意図的ではないにしても隠蔽したりということが起こるので、瑕疵のどこにあるかに関わらず保険が出される、そういったものへの加入が必要であると。これについては、この二つの小規模保育所を担ってくださる事業者は、きっちりとそのことを理解して保険をかけてくださるのでしょうか。ここで、今一度確認しておきます。

少し気になることがありました。お示しいただいた資料の中で、株式会社Ｓ・Ｓ・Ｍさんですか、センター街で開業してくださる方の労働環境、この中に従業員の保育料は70％補助するというような記述がありました。これに関しては、補助金、大きく税金を使うわけですから、その中で保育士を確保して、その方のお子さんを預かれば保育料が70％補助されるという、そういうことが、この補助金との関係で許されていいのか。疑義がありますので、確認して問うておきます。ここまでに止めておきます。

次は、土地の等価交換です、広瀬三丁目。このことについて、内容は詳しくお聞きしていますので理解はしています。しかしながら、そもそも、この水無瀬神宮さんの前にある町営プール跡地、そして水道部が持っている水道部別館の跡地、これを等価交換するということなんですが、非常に、この数字がわからないところがたくさんある。島本町財産に関する調書、これと、資料請求させていただいた土地の不動産鑑定の資料を活用してお訊きするわけなんですが、財産調書には「平和塔」というような記述が過去にございました。その平和塔というところが広瀬三丁目の546.47平米、これは平成26年です、その後、ふれあいセンターに移されている。この広瀬三丁目にあったときは546.47平米という数字が、財産に関する調書には掲載されている。しかし、今回の不動産鑑定では、その数字が違っていまして、物件２、町が保有している分に関しては、おそらくこれは平和塔を本来建てるべきだった、建ってはいないが平和塔のために昭和の時代に購入した土地の面積だと思うんですけど、地積が566.99平米になっているんですね。今回の等価交換に関して特段の疑義があるわけではないのですが、この数字の差とか、そういったことは整理できているのかということが１点。

もう一つは、町立プールは水無瀬神宮から土地をお借りして運営していました。そのときの土地は、この町の土地を除いた部分で、しっかりと計算できていたのか。そこのところを、根拠をお示しになって、ご説明いただきたいと思います。町営プール管理室として、過去、平成26年の財産調書に載っていた金額が賃借料の根拠になっていますので、そこのところをご説明いただきたいと思います。

それに関わって、水道事業会計におかれまして、別館の導水管移設の工事を見送られた。そのようなことがあってマイナス補正が1,230万されている、工事請負費の。このことについても、この等価交換と密接に関わるわけですので、このたび水無瀬神宮に土地を返す、お借りしないという判断をするのではなくて、このまま水道事業部が別館の土地を島本町側に残しておかなければならなかった、その理由を述べていただきたいと思います。

１問目の質問は、以上にいたします。

教育こども部長　それでは、まず、私立保育園等の施設型給付費の減額の部分についてでございます。

この給付費につきましては、内閣総理大臣が定める基準によって算定した費用の額、いわゆる公定価格から、政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除した額ということで、それぞれの利用人数に応じて算定をすることになっております。保育料というのがございますので、保育料を差し引いた残りの２分の１を国庫、それから４分の１を府負担、４分の１が町負担という負担割合になっているということです。

実際に私立の保育所でございまして、山崎保育園につきましては、当初見込みでは延べ人数で2,539人の利用を見込んでおりましたが、決算見込みといたしまして2,248人、

マイナス291人という見込みをしております。一方、高浜学園のほうですが、当初予算では1,555人に対しまして、決算見込みは1,415人、マイナス140人という見込みのもとに算出いたしまして、今回、減額をさせていただく金額になってございます。

それから、町の補助金交付要綱の件でございます。当然、高浜学園が町基準を満たしていない配置になっている部分については減額をしております。その分、補助金は当然出てないという状況です。一時期、年末ぐらいまでは町基準を満たすような体制になっておったんですが、今年に入りましてから、町基準を割ったような状況で運営をしておるのが今の現状でございます。４月以降については、町基準に戻していただくように調整を進めているところです。ただ、なかなか保育士が見つからないというか、確保できないというのが現状でございますが、町基準に戻していただくように努力をお願いしているところでございます。

それから、小規模保育に関しまして２園目を設置するということで、今回、138万円の増額をさせていただいてます。２ヵ所目をするところの改修費用が、府営住宅でやったＲＩＣホープよりも相当高くなってます。工事内容としては、当然、防音工事もやるんですが、水無瀬駅前の管理組合の事務所を活用してということで、あそこは２階建てになってございます。２階を保育室として、１階を事務所として使用する予定にしております。従いまして、１階と２階を改修するということと、それと万が一に備えての階段設置を外付けでする。２階からの避難がしやすくなるような、そういう改修工事も入っているということで、高くなっております。

それからあと、日本スポーツセンターの保険の件ですが、ＲＩＣホープについては以前にもご質問いただきまして、事業者のほうにもお伝えをして、加入をしております。ですから、今回、２園目となります株式会社Ｓ・Ｓ・Ｍに対しましても、同じような形で加入していただくようにお話をさせていただいております。

それからあと、町立プールの関係のご質問があったかと思います。これについては、資料請求でもお示しをしておりますように、賃貸借契約書をお示ししていると思うんですが、町立プール用地ということで1,703.95平米の土地を水無瀬神宮からお借りをしていたということで、この分については、当然、町有地は含まれてないということでございます。

それともう１点、先ほどの件で抜けてました。２園目をする小規模保育事業所の労働環境ということで、保育料の70％補助すると言われてた件ですけども、これはＳ・Ｓ・Ｍ、この事業者の福利厚生の一環でやられる部分でございますので、本町の補助金がそこにどうのこうのという関係はございません。事業者として、労働される方に、働かれる方に対して、そういう助成をされるということをお聞きしております。

以上でございます。

総務部長　２点、お尋ねだったと思うんですけど、まず、財産に関する調書の面積、平和塔

用地という形で面積546.47㎡、それと鑑定を今回した566.99の違いということのご質問だったと思うんですけども、まず、財産に関する調書の平和塔の部分で土地として546.47の後に、あの一体を底地整理をしたときに、その同じ場所の地籍更正の登記がございます。更生後が566.99平米という形で、位置は変わっておりませんが、面積が変わっておるということでございます。

それから、今回の交換をする部分の直接の理由にはなるんですが、水道のほうの別館の用地には、水道のほうの導水管が走っておりました。このままの状態であれば、その導水管の借地料を水無瀬神宮さんのほうにお払いをすることが続いてしまいますので、借地解消ということを前提に交換の協議をさせていただいて、今回、鑑定をし、その差額分も含めて等価交換をする運びで事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後３時21分～午後３時50分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員　１点、福利厚生として従業員の保育料 70％を補助するということが可能である、というように受け取れるご答弁でしたが、それでしたらば、民間の山崎保育園、高浜学園に関しても、こういったことで同じような福利厚生制度を作って保育士を確保するということが可能になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。確認だけしておきます。

それから、広瀬三丁目地内の土地購入費の390万円です。この390万円という数字だけが予算に載ると。しかしながら、実際に等価交換する土地の価格というか価値は、7,800万円、7,400 万円という、そういう大きな数字になっております。このことが、これでいいのかなという素朴な疑問以外に何物でもなくて、特に疑義があるわけではありません。条例に基づいて財産の交換をされると思いますが、今後、この等価交換をしたということ、それがきっちりとわかるようなこと、それをこの財産調書にどのように載せていかれるのか。先ほど、底地整理をしましたとおっしゃってくださったのは、よくわかりました。平和塔を移動されるときにされたのだと思いますけれども、それについて私がたまたま見逃しただけで、調書にはちゃんと記載されていると。普通財産に替えられたということだと思いますので疑義はないわけですが、何が言いたいかというと、今回、交換したことの歴史が、誰が見てもわかるようにどのように記載されますか、という問いです。

なぜ、私がこのことを問うかというと、平和塔があったのは公園の上でした。しかし、実際には平和塔の用地として別のところが、そのような名前になっている。推測に過ぎませんが、おそらくプールの跡地にある、現在の場所に本来は平和塔を造るつもりだったのであろうと、建てるつもりであったのだろうと。その後、プールができることによ

って、別のところに平和塔が建ち、そして平和塔という土地の記述だけが残っているのではないかと推測しております。このことによって私は何度も混乱しましたので、今後はこの財産調書をきっちり、すっきりする形にする必要があると思います。整理して、ご答弁いただきたいと思います。

教育こども部長　福利厚生に関する部分については、当然、山崎保育園であったり高浜学園でも、法人の中での努力のなかで、そういう福利厚生制度を作られるというのは可能だというふうに理解してます。

今、府営住宅で実施されてますパワフルケアで言いますと、企業主導型の保育所を独自で高槻のほうでも開設されていて、従業員の子どもをそこで預かるというような、自前でそういう企業主導型の保育所も開設されているというのもお聞きしてますので、やり方としては、そういった保育所を自前で確保して従業員の子どもさんを預かって、それぞれの保育所で働いていただける環境を整えているというようなこともございますし、保育料を補助するというような形での人材確保ということもやられているということで、それはそれぞれのやり方と努力になると思うんですけども、どこがやっても、そういったことは可能であるということで、ご理解いただきたいと思います。

総務・債権管理課長　広瀬三丁目の件でございます。当該土地につきましては、議員のご質問の中でございましたとおり、プールを設置する予定ということで、26年度まであった公園の用地の中に建っていたかと考えられます。議員ご指摘のとおり、26年度までの財産調書上では多少わかりにくい記載ではあったかと思います。また、質問でございましたとおり、27年度の財産調書内では地籍更正を行った点、また行政財産から普通財産へ移動させた点、このあたり、きっちり記載させていただいております。

また、今後、策定を予定しております財産調書におきましては、今回、ご可決いただきまして交換が達成すれば、その交換した契約の締結日、また差金でありますとか、そういったことは可能な限り詳細を財産調書に記載することで、今後、どなたが見ても可能な限りわかりやすい財産調書として掲載していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

佐藤議員　私、この一般会計補正予算の中の小規模保育所の点について、少しお訊きをしたいというふうに思っております。

二つ目の小規模保育所、これが町としてできるということなんですけれども、これのできる経過というんですか、もう一つ、腑に落ちないので、その点を教えていただきたいというふうに思っているのです。一つ目の小規模保育所を造るときのＲＩＣホープを選ばれるときの社会福祉施設整備審査委員会の、この委員会が開かれているときに、二つの事業者がいらっしゃって、一つ目、まずは点数の高いＲＩＣホープ、パワフルケアでしたっけ、ＲＩＣホープのほうが島本町の小規模保育事業として江川の府営住宅で開所をする、そういうことになった。この委員会で選定をされて、そういうことになった

というふうに理解をしております。

「二つ目の小規模保育所が選定をされるについての経過のわかるもの」ということで、今回、資料をいただきました。その資料を見ますと、この委員会が終わって、選ばれてすぐに、８月ですね、島本センターのほうと、それから、この株式会社Ｓ・Ｓ・Ｍさん、両方にそれぞれ、この場所が空いているということと、それから保育所をしたがっていらっしゃるということ、それぞれの事業所にお伝えになっている。それぞれの事業所が、お互いに民民の間での賃貸借契約を結ばれたら、それはそれで事業ができるんじゃないですか、というふうな意味だと思うんですけれども、そういうことが運ばれたと。お互いに民民の間で同意ができたら、島本町に対して、その同意ができましたという話が来て、島本町が補助金を出すということを決定されたみたいに書いてあるんですけれど、ここから先が、よくわからないんです。

民民の間でされたことだったら、どこまでも民民の間で話が進んでいくのかと思ったら、ここで島本町が補助金を出すということ、これを決められたと。そのときに議員に話があったのかと言えば、それは私たちの会派は、少なくともこの議会が開かれるまで、そういう話は一切聞いていないと。そういうことというのは一体何なのだろうなと、もう一つ腑に落ちない。何を根拠にして、その補助金が島本町から出されるということが決められるのか、それがよくわからないというのが１点です。

それとあと、小規模保育所が増えるということ自体について異存はないのです。ただ、３歳の壁ということがあります。ＲＩＣホープさんについては３歳になったら町立保育所に入れるというふうな話で、協定がされたんだったか何か、そういう話がついているというふうに確か聞いたと思います。こちらについてはどうなのでしょうか、という点。

それから、すでにもう待機児、50 人を超す待機児がいる中で、こういう小規模保育所が開かれるという点について話がされているのかどうか、その点。それから近隣との関係で、ここに保育所ができますということでもっての話は、当事者からされているのかどうか。

こういう点を確認したいと思います。

教育こども部長　２ヵ所目の小規模保育事業所につきましては、資料請求もございまして、資料を提出をさせていただいておりますけども、島本センターの管理事務所の活用ということで、昨年度から待機児童が多いということが町内でもいろんな方が知っておられて、活用したらどうかというようなお声かけはいただいてましたけども、なかなか町で直営で実施していくというのは難しい状況の中で、どこか事業者さんがあればということもお話をしておったんですけども、なかなか、その事業者さんというのも、町が公募しているわけでもないので集まらないという状況がありました。

府営住宅での実施にあたりまして社会福祉施設整備審査委員会、町が公募をして、２社あがってきたわけです、手をあげられたわけです。その際に、当然、１ヵ所しか場所

はありませんので、１社ということで決定をさせていただきましたけども、その際に社会福祉施設整備審査委員会のほうで、もう１社についても、特段、その運営、小規模保育所を運営するには問題のある事業者ではないというようなこともいただいてます、回答として。そういったことで、事業者としては特段問題のない事業者であるということが、一定、確認をされていましたので、この事業者さんが、もし町内でやる気があって、それから島本センターのほうと家賃を含めて交渉ができて、可能であれば、もう１ヵ所町内で開設をするということも、待機児童が多い中で必要ではないかなというふうに考えておりました。

ただ、開設にあたっては施設の整備が必要ですので、大阪府を通じての改修費用、それを取らないと、なかなか単独で何千万もかけて改修というのは難しい状況にありましたので、その辺の補助金がもらえるかどうか、取れるかどうかということについても、一定、大阪府のほうとも協議をする中で、昨年、年度末には補助金が一定いただけるというようなことになりましたので、それまでに予算的な確保というのは 12 月議会に機会があったわけですけども、まだ、その時点では全く補助金がもらえるかどうかということも不確定でしたので、今回の予算計上になったということでございます。

ただ、事前にもう少し経過をご説明しておく機会は、今議会までにはあったというふうに理解してますので、その辺は、そういう機会を設けるべきだったなということで、反省をしているところでございます。

それと、補助金の決定については、町の補助金をすべて出すわけではなくて、先ほど申し上げましたように国の補助金のほうを取りにいってますので、その辺も含めての補助金の交付ということでございます。

それと３歳児への対応ということで、パワフルケアのほうは協定書を当然巻いて、３歳になったときの受け入れ先ということで町立保育所が責任を持つという形を取っております。当然、今回、開設されるところについても同じような形で協定を巻いて、３歳児の受け入れというのは、町が責任を持ってやっていこうというふうに考えております。

以上でございます……。もう１点、抜けてました。

今の待機児童がある中で、新たな２ヵ所目の小規模保育事業所も含めての来年度の入所の調整ということなんですが、それは現在させていただいてます。12 人の定員ですけども、そこも含めた形での 29 年度の入所調整というのはさせていただいております。

以上でございます。

佐藤議員　本来、どうあるべきかについてというと、やっぱり、もともとＲＩＣホープさんをしたときに１ヵ所ということで考えていたということでしたけれど、島本センターからそういう話があるということであれば、そのことも頭に入れて、公の場に乗せていくべきだったのではないのかというふうにも思うんですけれども、今のお話を聞いても、何かすごく税金を使う、国の補助、府の補助を取りに行くのは当然だと思うんですけれ

どもね、そういう税金を使うというときに、やり方が安易と言ったら、えらいきつい言い方かも知れませんけども、もうちょっと違ったやり方があったんじゃないかなというふうに思うのです。本来、どういう形でするべきだったのか。それはどうだったんでしょうか。

教育こども部長　確かに、28年度当初予算では１ヵ所の小規模保育事業所の設置ということで進めさせていただいております。ただ、新たな物件――水無瀬駅前でのそういう物件があるという、利用したらどうかというご提案もいただいた中で、待機児童も多い中で、もう１ヵ所造るということについては待機児童の減少にも繋がるということで、設置したいなという思いはございましたけども、なかなか補助金の関係もございますし、本当に家賃交渉などで開設が可能なのかどうかというとこら辺も不透明な状況でしたので、こういう形にはなったんですけども、本来ですと、もう１ヵ所設置するというふうに当初、あるいは年度途中でも、事業者が決まってなくても、もう１ヵ所分を追加するという方法が正規のルートであったというふうに思っております。

ただ、今回、こういった形でうまく話が進んで、なかなか駅前なんで家賃も高いようなお話も聞いてたんで、まとまるかまとまらないかというのは、ちょっと微妙なところもございました。一定、待機児童の解消に繋がるということで、何とか国の補助金も取って、29年の４月に開設できるようにということで事務を進めさせていただいたという経過がございますので、手続き的には、もう少し違うやり方というのはあったと思いますけども、こういう結果になったということで、ご理解いただきたいと思います。

佐藤議員　やっぱり、本来のやり方というのが少し違ったという点があるというふうに思います。税金を使うということですので、やっぱり、これは厳密なやり方が必要なんじゃないかというふうに思うのですけれども、教育長、いかがお考えでしょうか。

岡本教育長　今、部長のほうからご答弁申し上げましたけども、この件につきましては、卑俗な言い方をすれば民民の話ということで進んでましたので、ほんとに先行きどう造っていくかという課題が一つありましたので、手続きの案としては、議員ご指摘のような疑念といいますか、正規の手続きでいえば欠けていたかなということも思っておりますので、これは一つの参考事例として、次からはきちっと対応していきたい、かように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

河野議員　今、私、手元に2016年度の当初予算書があります。前会、12月議会にも姉妹都市提携の支出支払いの関係で、補正予算の関係もあったと思いますが、当初予算での積算、一定、議会への説明の内容と齟齬があるというような質問があったように記憶しておりますし、予算は使い切らなくてはいけないのかというような議論があったと思います。確かに確保した予算は有意義に、不用額という形で不本意に終わることもなく執行するということが求められると思いますけれども、はたして、では「子ども・子育て支援事業計画」との整合性で言いますと、これはやはり公定価格とも私は連動している

というふうに認識しております。島本という町が、幾つ小規模を造り、認可保育所を幾つ持って、何人の定員で保育所を持とうとしているのかと。

これは「介護保険事業計画」とも似ているところがあると思いますが、今はそういう形で公定価格という形でやっていますから、そういう事業計画の中では小規模保育所は何園・何人というふうに示されていて、今回の予算執行、年度途中で方向を変えられた、そことの整合について、改めて、この議会できちっとした説明をしていただきたい。事業計画に変更があったのでしょうか。答弁を求めます。

それと、当然、その「子ども・子育て支援事業計画」の進捗を確認する会議、開催されて、この保育園２ヵ所目を手がけるということについては十分な承認、議論と確認があったのか。子ども・子育て会議の開催日程と合わせて、経過をお示しください。どこで承認を取られたのかということですね。

これからも、こういう形が出てきた場合、やりたいという事業所と物件を貸せますという民民が出会ったときに、これからもこういう受け付け方をするのかということについては、きっちりと、この議場で確認を取っておきたいと思います。

待機児解消､ほんとに深刻です。でも、本来、島本町がやるべきことは、認可保育園の保育士さんを確保することです。このまま０～２歳の小規模保育園を株式会社立、企業さんに乱立させて、実質的には０～２は認可保育園１ヵ所、今、高浜学園が現実の問題を抱えてますけど、その点について、そこに本来は力を入れるということでやってこられたと思うんですけどね。結局、それも今、功を奏してないということで、かなり苦肉の策としてやってきいる。そこに民間、民民という形で話が次々と入ってくるということですが、今後、小規模保育園の設置についてはどのように規定され、対応されるのか。

こういうことは前例として残ってしまいますので、こういう話で小規模保育園が造れたということは皆さんの知るところになりますので、今後、同じ話が来たときに、予算の範囲内でまた受けるのか。その点については、やはりきっちりとした説明のつく基準なり対応が求められると思いますし、これをもう二度と前例としないということを、はっきりとこの議場でおっしゃっていくなどしないと、ちょっと私たち､安心できません。計画あって、計画と予算が全く整合していないということと、子育て会議の委員さんにはいつ確認を取られたのか、いつ承認を取られたのか、計画の修正をされるのかということですね。答弁を求めます。

教育こども部長　小規模保育事業所の「子ども・子育て支援事業計画」との関係でございますが、計画の中には何ヵ所というのは特に明記はしておりません……（河野議員・自席から「それは違うじゃないか」と発言）……。明記してたら明記してると言いますよ。明記をしてません。ただ、保育の需要量というのは、総枠でございますので、その中でどういった形態の施設で受け入れを行って、待機児童を減らしていくかということになります。その点については、今回、小規模保育所２ヵ所ということになりますけども、

私も、この小規模保育所をどんどん増やしていくというのはよろしくないというふうに考えております。

今回、社会福祉施設整備審査委員会で一定のお墨付きをいただいている業者さんということで、２ヵ所目の設置に至ったわけですけども、今後、そういうお話が出てきた際には、社会福祉施設整備審査委員会のほうにも諮っていくのは当然だというふうに思ってますし、現状で、あと小規模保育所を何ヵ所ということについては明言はできませんし、小規模保育所がいいのかどうかという点については、あまり増やすのは良くないというふうに私も思ってますので、まずは現行の高浜学園の定員を埋めるということが最大限必要であるというふうに思ってますし、あと大型の開発も出てまいりますので、その辺で、就学前の子どもさんがどれだけ増えるかということについては、新たな保育所が必要なのかどうかも含めて、状況を見ながら施設整備というのは考えていく必要があると思ってますので、その際には、今回のことのようなことがないように、きっちりと予算措置をして正規のルールで整備を進めていきたいというふうに考えております。

なお、子ども・子育て会議で２ヵ所目の小規模保育事業所の認可にかかる審議については、３月に開催をする予定にしております。

以上でございます。

河野議員　もう二度としないということで、今、この議場で、あってはならないということだったということは確認したと思っております。間違いがなければ、答弁は結構です。

そのことを本日の議会でということですし、今の段階で、こういった話がありますとね、次々と参入の希望とか相談とかがまた続いてくる可能性があると思われます。そういうことでは、今の段階でそういった相談や問い合わせは来ているのでしょうか。答弁を求めます。

それから、子ども・子育て会議には、まさに事後報告でいいと、３月議会で初めてこの件については報告をされるということなのでしょうか。それでいいのでしょうか。答弁を求めます。子ども・子育て会議が非常に形骸化されているように思いますし、ほんとに、そういった面での計画性、あとは予算編成過程の透明性、公金の支出についてということでは非常に暗い部分を残してしまったと思いますので、子ども・子育て会議については、もう事前にやっておられるということなんですか。確認をされてますか、ということを訊いておりません。３月に開かれるとは答えられましたけど、委員さんはご承知なのでしょうか。３月と言えば、もう工事もほとんど終わり、入所の話も進み、町の中で、あそこは保育所ができるということが、もう皆さんの中の認識になりますが、委員さんはすでにご承知なのか、答弁を再度求めます。

それから、先ほど別の議員から、この二つ目の法人、団体の保育料 70%、労働基準において保育料 70%の支援ということがあったと、この選定経過の中で、一覧表の中で示されています。これはどういうことなのか、もう一度確認いたしますが、小規模保育所

の中で、保育士さんの子どもも同じ小規模保育所で預かり、保育する。そういったときに、島本町の基準による保育料に準ずる保育料が徴収されますので、その部分を７割まけるということなのでしょうか。あるいは島本町の他の、あるいは保育士さんが他市に住んでおられる場合に、自分の子どもを保育所に預けて今回の島本センターの保育所で働かれる場合に、預けているどの保育所であっても、公立であっても民間であっても、その保育料の７割に相当するものを支給・支弁されるのかということですね。その点については、やっぱりきっちりと島本町として把握しておく必要があると思いますし、どの団体でもできるということであれば、では、島本町立の保育所でも可能なのだということになります。その点について、きっちりとした見解をお示しください。

そういう意味で、そこをやれば、逆に言えば保育士確保策にもなるんだなというふうに、つくづく今、お聞きしてましたので、それはそれで民間の知恵であるなというふうに思いましたので、その点についてはきっちりとした見解をお示しください。答弁を求めます。

教育こども部長　まず、子ども・子育て会議についてでございます。子ども・子育て会議の役割としては、認可するにあたっての審査をしていただくということで、府営住宅でやりましたＲＩＣホープについても、すべての改修が終わって、施設として問題ないかどうかということも含めての認可になりますので、その時点でのご意見を聞く場ということで、３月に、改修が終わり次第、認可に向けて会議を開くということでございますので、事前に、もう１ヵ所小規模保育事業所を開設するというようなお話については、この会議では特に過去にもお話をしておりません。

それと、他の保育所、あるいは小規模保育所の建設についての相談でございますが、何件か、そういうご相談はいただいております。やはり待機児童があるということで、事業者さんも必要性というか需要というのがあるということで問い合わせはあるんですけども、まだ具体的に進んでいるようなものはございませんし、今後につきましては、そういう形でほんとに整備をしていくということであれば、先ほどご答弁申し上げましたように、きっちり予算措置、あるいは議員の皆さんへの説明というのは、手続きをきっちり踏んでやっていきたいというふうに思っております。

それから、働いておられる方への保育料の補助の件でございますが、これについては町内の、自分の働いている小規模保育事業所で子どもさんを預かるということではなくて、そこで働かれる保育士の方が例えば高槻市にお住まいだとしたら、高槻市の保育所に入られて保育料を払われますが、その一部について事業者が助成をして保育士を確保しているというやり方でございますので、新たにできる施設で、その保育士の子どもさんを別途預かるという別枠を設けているというわけではございません。ですから、こういうのがすべての保育所でできれば、それは保育士確保策の一つにはなるというふうに私も思っております。

以上でございます。

外村議員　第12号議案について、幾つか、お訊きします。

まず、土地の購入費390万ですけども、いろいろ事前に説明を受けておきながら、また訊くというのは、ちょっと申しわけございませんが、この水無瀬神宮さんの持ち物のほうですね。これは導水管が前から走っていたと、本町の。これは導水管が敷設されたいきさつというんですか、他人の土地のところに導水管を承諾を得て布設したのか、どういういきさつで、ここの他人の土地のところに布設されているのかということのいきさつがちょっとわからないんで、このいきさつをちょっと教えていただきたいというのと、私、当初から違和感があったのは、どう見ても水無瀬神宮と町の土地との値打ちというんですか、うちのほうが高いと思ってたものですから、不動産鑑定を見せてくれと言うて、ちょっと単価が、700円ですけども違うと。これについて、町としては､そんなはずない、うちのほうか高いんじゃないかというふうな疑問を持たれたことはなかったのかというのが聞きたい。というのは､特に水無瀬さんの土地は､町の土地に囲まれた死に体みたいな土地で、道路に面してない。そういう意味では非常に値打ちがない土地だと私は素人目に思いますので、その辺のいきさつを教えていただきたい。

それと、導水管というか、この土地を借りていたときは年間140万ほど払ってたというふうに聞いたんですけども、この140万という賃借料というのが、この辺の土地の賃借料の相場として妥当だったのかというのは確認をさせてください。以上が１点目。

２点目は、12の20、特別旅費、例のフランクフォート市への旅費ですけど、これは支出額58万8,980円ということで聞いたんですけども､ちょっと私､ひょっとしたら行くかわからんので教えて欲しいんですけども、航空料金、これはどこからどこまでかというのが一つ。鉄道料金は、これはどこからどこまでか。そして現地宿泊料はドルでどれだけだったのか。この経路を教えていただきたい。

３点目の質問は、12の21、ＡＥＤを設置している自治会の一覧表をいただきました、資料請求で。この中で自治会が所有・管理しているものとは限りません、となっているということは、「自治会が所有・管理しているものとは限らない」ということはどこが管理しているのか。管理しているなら、そちらがメンテ料金も、最後、買い換えのときも払うということになるんでしょうけども、この補助金をもらって当該自治会の所有物になっていないということなんですね。この辺が、ちょっとわからないので、どことどこが所有になってて、どこがということが明らかになっているのかなっていないのか、その辺のいきさつを教えていただきたい。

４点目、ふれあいセンターの使用料還付金、これは間違いで還付金するんでしょうけども６万３千円、これはなんでこういうことが起こったのか、理由を教えてください。

それと積立金、人びとさんの資料請求していただいたおかげで、９・10で28年度末現在見込みの基金ということで、28年度中に財政調整基金と公共施設整備基金で３億

6,900 万を取り崩すと、トータル。積立と取り崩し､差し引きして。それで合計、財政調整基金と公共施設整備基金の 28 年度残高は 21 億 8,300 万ぐらいになると。ほかの積立金もいっぱいありますから、私が知りたいのは、ほかの積立基金でそんなに大きく変動するものはあまりないと私は思うんですけども、27 年度末現在の積立基金残高は 42 億 2,951 万４千円でした。これに対して、この二つが変動することによってトータルはどれぐらいになろうと､ほかにまだ基金の別の取り崩しがあるのかないのかわかりませんので、どれぐらいの取り崩しになると思っておられるのか、説明をお訊きします。

最後、12 の 38～39、要・準要保護児童就学援助、これは小学校と中学校とあるんですけども､小学校においては 97 万５千円のマイナスで､中学校については 124 万４千円マイナス。これは児童が転校したわけではないと思うので、対象と考えていた人が、世帯が、所得が上がって支給しなくても良くなったから減ったのか、どういう理由で減ったのか。人数ではないと私は思いますので、この理由を教えていただきたい。それと、支援学級の児童につきましては､小学校のときは認定見込み数が増したということでした。何人分なのでしょうか。中学校では逆に 19 万円減っています。これも人数が今度は減ったのか、人数を教えてください。

以上、12 号議案については、それですね。

15 号議案、公共下水道につきまして 15 の 10 ページ、淀川右岸流域下水の負担金 346 万６千円の追加で払わないかんと。これは何か算定誤りだったということなんですけど、どういう誤りだったのか。ひょっとしたら、返してもらえるような誤りだって起こってたんではないかというふうに私は疑念を抱きますので、今回、こういうことがたびたびあっては困りますし、算定誤り、ああそうですかって払うんじゃなくて、具体的にどういう理由で算定誤りしたのか、我々、納得行くような説明をいただきたい。

以上です。

総務部長　多岐にわたるご質問でございます。順番が若干異なりますが、ご答弁させていただきます。

まず、水無瀬神宮との交換の土地の件でございます。鑑定を取っておりますので、それをもとにということになるわけでございます。鑑定士は国家試験に合格した鑑定士でございますので、基本的には、その鑑定価格は正しいというふうに考えております。

今回、鑑定書の資料請求ございましたが、鑑定書の２ページの下のほうに若干記載があるんですが、水道別館のところは確かにいわゆる無道路地に見えますが、町有地が道に面したところにございまして、町が買うことによって経済効果が生まれるという、いわゆる限定価格というふうな鑑定の考え方を取ります。鑑定書の２ページのところで、「当該土地は島本町水道部別館の敷地として一体利用されていた経緯がある。また、社会的、経済的観点から見ても一団の土地であり」云々かんかんという形で書いておりまして、あくまでも限定価格、無道路地としての評価ではございません。それはインター

ネットとかを調べましても、私も、いわゆる「限定価格」の考え方というのを確認しておりますので、鑑定士の価格というのは正しいというふうに考えております。

それから、一般会計の基金、全部の積立基金……（外村議員・自席から「導水管は」と発言）……、導水管は水道のほうでお答えをさせていただきます。積立基金の額につきましては、昨日の一般質問で外村議員にお答えをさせていただきました。平成 28 年度の一般会計の基金残高は、今回、ご審議いただく補正予算（第４号）の後の予算ベースで約 38 億円という形でございますので、38 億円が、今現在の予算ベースでございます。

ただし、出納整理期間までに総額の数字、収支の数字が動きますので、最終は決算数値でしか、なかなかわからないという形でございます。

以上でございます。

総合政策部長　それでは、まず、旅費のほうからご答弁させていただきます。資料で提出させていただきました（１）の航空券の料金ですけれども、これは伊丹空港から成田空港まで、それから成田空港からシカゴ、そしてルイビル、これまでの往復の航空券料金でございます。それから、（２）の鉄道料金でございますけれども、これは今回、出張いたしました３名の職員の自宅から伊丹空港までの往復の旅費でございます。

それから、現地の宿泊料でございますけれども、１万１千円というのは、町の「旅費条例」に基づいて支給をさせていただいているものでございます。現地６泊させていただいておりますが、各ホテルによって宿泊料は異なりますので、町の規定に基づいて支出をさせていただいております。

それから、ＡＥＤの関係でございますが、ＡＥＤそのものにつきましては、当然のことながら自治会所有ということになってまいりますが、設置している集会所につきましては、すべて自治会が所有・管理しているものではないということでの注意書きで、まず上から東大寺自治会、桜井台自治会につきましては町所有の集会所となっております。それから江川集会所につきましては大阪府所有、それから桜井公会堂につきましては財産区所有、ユニハイムの山崎集会所につきましては管理組合所有ということでございますので、こういう注意書きをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

総務・債権管理課長　ふれあいセンターの使用料還付金６万３千円の減額に関するご質問でございます。こちらは、具体的には 27 年度末に予約をされ、28 年度に取り消し、いわゆるキャンセルをされた場合、28 年度の歳出予算の中から支出をしております。毎年、10 万円、当該還付金で予算計上させていただいておりまして、28 年度に予約をされキャンセルされた場合には、28 年の中で動かしますけども、前年度、予約された分については、このような形で支出しております。今回、23 件で３万 6,630 円の支出がありましたので、６万３千円の減額をお願いするものでございます。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　それでは、上下水道部別館用地の絡みで、ご答弁申し上げます。

水無瀬神宮との借地の中で、別館用地の中には導水管ということで、水無瀬取水井からの導水管と国木原取水井からの導水管が、現状は埋設されてございます。借地する当時につきましては水無瀬の井戸があったということで、大藪浄水場までの間、井戸からの導水管が必要になるということで、この用地を借地した経過になっているというふうに理解してございます。

それと、借地にあたっての単価につきましては、町立プール用地を借りるときの単価と合わせた形で借地をしていたというところでございます。

それと、公共下水道の関係でございますけども、建設負担金の増額につきましては、大阪府による積算誤りということでございますけども、当初予算の段階では、高槻処理場の雨水経費ということで積算をされてございました。高槻処理場の雨水経費につきましては、本町は負担がゼロという状況でございます。それが積算誤りということで、本来は汚水処理経費ということで負担をしなければいけなかったということで、大阪府からお話がありまして、再度、負担金の精査をされたということで、今回、増額になったということでございます。

以上でございます。

教育こども部長　町立プール用地の賃貸借に関しましては、土地の評価額、あるいは経済情勢等を踏まえて、毎年度、協議をして単価を決めてきたという経過がございます。ですから、他の土地との評価というか賃借料との比較というのは特にしておりませんでして、毎年、協議のうえで決めてきたという経過がございます。

それから、小学校・中学校の要・準要保護児童の就学援助、それから支援学級の就学援助ですが、まず小学校のほうでございますが、当初予算では 265 人を見込んでおりまして、決算見込みではほぼ同じの 264 人、１人減るような形でマイナスにはなっておるんですが、要・準要保護児童の就学援助のマイナスの 97 万５千円ですが、これについては、就学援助というのは世帯構成であったり、世帯の所得によってそれぞれ違いますので、そういった意味では、所得の高い方が人数的には多かったということで、ご理解いただきたいと思います。

それからあと、支援学級のほうでございますが、小学校については、当初 35 人で見込んでおりましたけども、結果的に小学校のほうでは 41 人の対象者があったということで、こちらは６人多いということで 13 万８千円の増額をさせていただいてます。

それから中学校のほうですが、中学校のほうにつきましては、当初、要・準要保護生徒の就学援助については 139 人を見込んでおりましたが、結果的に 126 人、マイナス 13 人あったということです。こちらも当然、世帯構成とか所得によっては異なってきますけども、そういったことでマイナスが出ているということです。

それから、支援学級のほうについては当初６人で見込んでおりましたが、結果的に対

象者が４人であったということで、２名減になっているということで、このような補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

外村議員　大体、よくわかりました。一つだけ、先ほどの水無瀬神宮の別館の話ですね。借地、導水管を通さなきゃならんから借りたというふうに私は理解したので、人の土地のところに埋めたりするということは、将来的に返すときとか売るときにとか、いろんなときに足かせになるということで、一つの教訓になったと思うんですけども、こういうような形のものというのは、古い町ですから、ほかに借地にこういう何かあるとかいうのは、例えば平和塔があったというようなことがあるんですけども、ほかにこういうのがあるんでしょうか、町内で。誰に訊いたらいいか、わからん。

上下水道部長　上下水道部所管分についても、他にも借地をして、借地料を払っている物件はございます。

以上でございます……（外村議員・自席から「どんなことで」と発言）……。

伊集院議長　個別のやりとりは、おやめください。

上下水道部長　上下水道部で、特に水道管でございますけども、やはり私有地を占有して占用料を払っているというところはございます……（外村議員・自席から「何件ぐらい」と発言）……。申しわけございません、詳細までは現在資料を持ち合わせておりませんが、そういうことで賃借料を払っているところはあるということでございます。

平野議員　ちょっと一般会計補正予算と水道事業会計補正予算について、質問いたします。

12 の 29 の小規模保育施設促進事業補助金 138 万円に関わって、お尋ねします。ぬくもりのおうち保育園を島本センター内に開設されるということで、いろいろとこういった補助金とかが予算化されているということです。歳入としては、安心子ども基金というのが入っていると。

先ほど、正規のルートとか正規の手続きが欠けていたというふうな答弁があったわけですけれど、私もこの話をお聞きしたときにね、この２月定例議会の議案説明でお聞きしたときに、初めて、このことを知ったわけなんです、正式には知ったわけなんですけれど、やっぱり非常に違和感がありました。府営江川住宅は公募をしましたね。だけど、今回のところは公募をしなかった。なぜだろうというのが大きな疑問でした。府営住宅に関しては、府営住宅という公的なところを利用するからだというふうな説明があったところですけども、やっぱり府の補助金、町の補助金、実際には扶助費として運営のお金が税金として使われるわけですから、公的お金が使われるわけですから、公募をすべきではなかったのでしょうか。１点、お訊きします。正規の手続きというのは、一体どういうことをおっしゃっているのかということも、お訊きしたいと思います。

それから、このぬくもりのおうち保育園については、まだ図面というんですか、２階建てになって、１階が事務室で、２階が保育室ということなので、どんな構造になって

いるのかというのが、ちょっと、よくわからないんですけれど、当然いろいろな、例えば「島本町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」等に従った施設または設備になるというふうに思います。確認するものがないので、わからないので、口頭で確認します。ここには、小規模保育事業Ａ型として、２階に保育室を設ける場合は非常用として屋内階段・屋外階段、それから待避上有効なバルコニー、準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるものまたはこれに準ずる設備などが書かれているわけですけど、そういったものは、施設・設備については、きちんと構造上、備えておられるのでしょうか。

それと、審査会の資料の中に、施設長のことが書かれておりました。勤続年数の長い、平成 11 年から資格を持っておられる経験年数の長い方が施設長ということに、あくまでも江川の小規模保育を運営する法人として審査されたわけですけど、そのようなことが書かれているんですけど、今回のぬくもりのおうちの施設長さんはどのような方でしょうか。正社員なのか、経験年数はどのくらいかということを、お訊きしたいと思います。

それと、同じく、その審査会の要点録、それから応募採点表の中で、ＲＩＣさんとの比較表でね、財政状況のところが、少し点数が低かったというふうに思います。大きく低いわけではありませんけれど少し低かったと思います、４点ですかね。そうなりますと、この財政状況は安定しているのかどうかということを、お尋ねしたいと思います。また、職員配置についてもどのようになっていますか。それぞれ、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

以上、よろしくお願いします。

それから、体育館のことで耐震診断がなされました。減額補正という形で行われておりますけど、これは入札差金というふうに認識しているところです。体育館に関しては、まだ報告書が出ていないということですが、ここには概要が示されていて、中間報告概要というのが示されていて、管理棟、第２体育室、第３体育室、事務室、研修室、トレーニングルームの建物については、Ｘ方向のＩｓ値は最少 0.81 でクリアしている。２のＹ方向では最小値 1.104 で目標値をクリアしているということで、管理棟のほうについてはそれなりに耐震が確保されているというふうに思っておりますが、体育館棟のほうが、Ｘ方向が 0.663、またＹ方向では 0.197 ということになるということですけれど、そうなりますと体育館棟だけがＩｓ値の 0.75、目標値の 0.75 を満たしてないということになりますが、中間報告でありますけど、こういった数値が出ているわけでありますから、これをもって教育委員会内部では、どのように検討されているのでしょうか。

それから、水道に関してお訊きします。水道部に関しましては資料請求いたしました、ツタヤさんの工事について入札調書をいただいているというふうに思います。入札調書、人 13 というところで、昨年度というか 28 年度の工事については 1,043 万 2,800 円、高浜地区公共下水道関連配水管移設工事。それから、もう１件は 480 万６千円の桜井地区

老朽配水管布設替え工事で、ツタヤ兄弟商会が受注されているところです。その後、全協でもご報告がありましたように、この業者については建設業許可証を偽造して公共工事を受注したということが明らかになって、容疑者が逮捕されたということでしたね。

工事そのものが適正だったのかどうかということも、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。適正に、この工事はなされたというふうに、だろうとは思いますけど、ここで､議会できちんと答弁していただきたいというふうに思っております。

それから、この書類審査というのはどのようになっていたのかどうかということについても、担当課のほうでお答えいただきたいと思います。

以上です。

伊集院議長　お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこれをもって延会とし、明日３月１日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、明日３月１日を休会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、次会は３月２日午前 10 時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時５４分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第　２　号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
第　３　号議案　工事請負契約の締結について
第　４　号議案　町道路線の廃止及び認定について
第　５　号議案　島本町個人情報保護条例の一部改正について
第　６　号議案　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第　７　号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第　８　号議案　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
第　９　号議案　島本町税条例の一部改正について
第１０号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第１１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）
第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）

平成２９年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ３　 号

平 成２９年　 ３月　 ２日（木）

島本町議会２月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　平成２９年３月２日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１３人である。

１番	平井　均	２番	関　重勝	３番	外村　敏一
５番	村上　毅	６番	清水　貞治	８番	川嶋　玲子
９番	戸田　靖子	10番	平野　かおる	11番	伊集院　春美
12番	野村　行良	13番	河野　恵子	14番	佐藤　和子

欠席議員　　次のとおり１人である。

４番　田中　修

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	川口　裕	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	都市創造部次長	佐藤　成一	教育こども部次長	川畑　幸也
総務部総務・債権管理課長	三代　剛	都市創造部都市整備課長	橋本　祐一		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第３号

平成２９年３月２日（木）午前１０時開議

日程第１　第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）

第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）

第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第２　第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算

第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算

第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算

日程第３　第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

（午前１０時００分　開議）

伊集院議長　おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は、13 名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長　４番　田中議員から、病気のため欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

伊集院議長　日程第１、第 12 号議案　平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第４号）から第 16 号議案　平成 28 年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）までの５件を一括議題とし、前会の議事を継続いたします。

それでは、前会に引き続き、答弁を続行いたします。

教育こども部長　それでは、一昨日の平野議員の補正予算に関する質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、Ｓ・Ｓ・Ｍによる小規模保育所の設置手続きについてでございます。

まず、公募につきましては、当初、予定がなかった案件でありまして、島本センターからの待機児童対策として活用してはどうかというような申し出があり、府営島本江川住宅での事業者を公募した際に選定されなかった事業者について、社会福祉施設整備審査委員会から特に問題のない事業者であると報告もいただいておりましたことから、公募という形は取らずに、当該事業者の意向を確認のうえ、島本センターとの家賃交渉などが進められることになり、交渉の結果、合意され、昨年 11 月８日付けでＡ型の小規模保育所を開設したい旨の申し出があったものでございます。担当といたしましては、待機児童対策を少しでも前進させたいという思いから、今回、このような手続きを進めさせていただいたものでございます。

それと２点目の、今回の手続きについてでございますが、本来、予算措置のあり方といたしまして、平成 28 年度当初予算では、１ヵ所の小規模保育所の設置予算を計上させていただいておりました。２ヵ所目を設置する際には、予算計上したうえで進めるのが正規の手続きであったというふうに反省をしているところです。しかしながら、本事業は国の国庫補助金が獲得できるかどうかという点も不透明でございました。また、事業者の家賃交渉などの話し合いも合意に至るかどうか、そういったことも不透明な中、進めさせていただいたということで、この時期の予算計上になったものでございます。この経緯については、事前に議員の皆さんに正式のご相談、またご説明をさせていただく機会を設けるべきであったと、この点について反省をしているところでございます。

それと、３点目の建物の構造についてでございます。本案件は、２階建ての建物でご

ざいます。１階を事務所、２階を保育室として、新たに外階段を設置するとともに、２階部分には調理スペースやトイレなども設置する計画となっております。

なお、「建築基準法」などの関連する法令とともに、本町の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に沿った改修がなされる計画となっております。

次に、施設長や職員の配置についてでございます。施設長については正社員が１名、配置されることとなっております。また保育士につきましても、正社員の常勤３人、そして非常勤３人、計６名が配置予定となっております。

次に、事業者の財政状況についてでございますが、社会福祉施設整備審査委員会では、開業３期目にして直近２期において黒字決算となっており、決して悪くないとのご意見もいただいております。また、ほかの事業所も円滑に運営をされているということで、特段、問題はないというふうに考えております。

最後に、体育館についてでございます。現在、第三者判定機関による判定を待っている状況でございますけども、体育館棟のＩｓ値が 0.75 を下回っておりますので、何らかの対策が必要な状況でございますが、現時点での対策というのは未定でございます。今後、町長選挙も控えておりますので、選挙後、できるだけ早い時期に方向性がお示しできるように、耐震費用や、立て替えた場合の費用等の資料を整備いたしまして、今後の方向性を決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

上下水道部長　それでは、人 13 で資料請求のありました、２件の工事が適正に行われていたのかどうか、とのお尋ねでございます。

本工事、２件の工事におきまして提出された工事関係書類につきましては、工務課監督員において書類の内容等を確認し、特に不備もなく受理をしており、また工事中の施工監理につきましても、工務課監督員において、現場代理人立ち会いのもと現場確認を行うなど、品質等の問題もなく完了をしております。

高浜地区公共下水道関連配水管移設工事（第１工区）につきましては、課内検査を平成 28 年８月 18 日に実施し、平成 28 年８月 30 日に財政課検査員による書類及び現場の竣工検査に合格し、引き渡しを受けております。また、桜井地区老朽管布設替え工事につきましては、課内検査を平成 28 年８月 31 日に実施し、平成 28 年９月９日に財政課検査員による書類及び現場の竣工検査に合格し、引き渡しを受けております。

なお、現在、双方の施設については供用しておりますが、特に問題等は生じてございません。２件の工事につきましては、適正に行われたものと考えております。

以上でございます。

総務部長　引き続きまして、ご質問いただいております業者登録から検査までの流れということでございます。

まず、業者登録につきましては、１月末の議員全員協議会のほうでもご説明させてい

ただきましたとおり、平成26年・27年・28年の島本町入札参加資格申請について、平成25年11月１日から同月30日まで、申請の受付をいたしております。その後、契約検査担当課――当時は総務部総務課でございますが、そこで書類の審査を行っております。その後、平成26年３月に島本町競争入札参加資格審査会に諮り、有資格者名簿に登載をして、いわゆる指名とか、そういう入札に参加できるという資格を与えております。

今回、資料請求をいただいております高浜地区公共下水道関連配水管移設工事（第１工区）につきましては、平成28年４月28日に平成28年度第２回島本町指名業者審査会を開催をいたしまして、当該人を含め５社の指名を決定いたしました。その後、入札執行の町長までの伺いの決裁を受けております。入札日、契約日、工期につきましては、資料請求にありましたとおりでございます。竣工いたしましたのが28年８月18日、その後、担当課の課内検査がございまして、財政の契約検査の担当は28年８月30日に検査をいたしまして、合格をしております。その後、９月の２日に相手方に検査結果通知を送付いたしております。

次に、桜井地区老朽配水管布設替え工事についてでございます。本件につきましては、予定価格が１千万円未満であるため、島本町競争入札参加者選定規程の第９条にございますが、予定価格が１千万円未満の場合は指名業者審査委員会は不要でございますので、開いておりません。その後、当該人を含めて原課のほうで５者を指名し、その後、入札執行伺いの決裁を受け、資料請求にありますように入札、それから契約、工期という形で工事を行っております。竣工いたしましたのが28年８月31日でございまして、その後、担当課の課内検査を経て、財政の契約検査でございますが、それは28年９月９日に実施いたしまして、合格をしております。その後、検査結果通知を９月の12日に本人宛てに送付をさせていただいた、というふうな流れでございます。

以上でございます。

平野議員　上下水道部の、このツタヤ兄弟商会の受注工事について、２問目の質問をいたします。

2016年度の、この２件の工事については竣工検査なども行われて合格してると。また、契約までの手続きにおいては、第２回指名業者審査委員会、特に１千万を超えるほうの工事については、そういった審査会も経て適正に行われているということで、こういったことについては、工事に問題があるというふうには、もちろん思わなかったということです。

しかしね、実害はないとは言え、島本町だけが、なぜ、このような違法行為の言わば被害者なのかということが、やっぱり私は納得いっていないんですね。この業者については、2011年、平成23年２月に京都府の建設業許可を失効、以降、偽造書類の提出によって島本町から計 10 件、契約総額約１億５千万円の工事を受注したということなんです。ですから、工事検査は問題なかったとしても、詐欺のようなことでね、１億５千万

円の工事を発注したという発注責任もありますし、そもそも、入札参加資格審査に不備があった、もしくは検査が甘かったということにはなりませんか。お尋ねします。

３月１日、昨日ですけど、大山崎町の契約担当課に問い合わせしました。当然、大山崎町に在住の、事務所がある建設業者ですので、大山崎町の仕事と言うんですかね、工事を受注していても不思議はないわけですけれど、その担当課がおっしゃいますには、ご自分が、担当職員が記憶しているまでですけれど、10 数年以上、契約の登録はまずない、申請もされていなかったということなんですね。ですから、もちろん受注された工事もないということです。となると幾つかの新聞記事、この事件の新聞記事等を総合的に見ましても、結局、島本町だけが、こういった被害にあっているということはね、一体、どこに問題があるのかということです。その点は、どうでしょうか。

それから、教育委員会です。小規模保育に関しまして、今、正当な手続きとしては、まず予算計上すべきであった、議会への事前の説明が必要であったというふうにおっしゃいました。今後、小規模保育事業を認可するにあたって、それだけで良いのでしょうか、と思っています。それだけが、その手続きでいいのかということになります。

今回の事業者さん、株式会社Ｓ・Ｓ・Ｍさんは、江川府営住宅の事業者として社会福祉施設整備審査委員会の審査の対象になっていたので、良心的な業者である、保育の質も比較的高いであろうということが理解できたというか、把握できたから、それで良かったものの、これがもしかしたら全くわからない場合があるわけですからね。どんな事業者かわからない場合があるわけですから、どこかの場所を借りて、どこかの事業所が運営されるというときにね、そういったこと、内々に決められたものを島本町が認可していくということは、やっぱり良くないというふうに思いますので、もっと透明性とか公平性、ある意味で競争性も図る形で、いろんな参入があって、いろんなところから適正な事業所を選ぶという方法が要るかと思いますので、今後の小規模保育事業の選定の仕方というのは、きちんと決めておく必要があるのではないか。私は公募が妥当だと思いますけど、そうではないでしょうか。

それから、施設長さん、正社員１名ということでした。経験年数というんですか、そういう実績はどの程度、おありですか。改めてお訊きします。

それから、体育館に関しましては、今後の、改選後の対応ということで了解します。

それから、一般会計補正予算、繰越明許費補正のところで第四小学校校舎増築等設計業務 3,104 万８千円という形で補正されております。昨日ですけれど、島本町第一小学校にて「第一小学校の給食調理方式の変更について」ということで、教育委員会がＰＴＡ総会で説明をされたということを聞き及びました。また、当日、配付された資料についてもいただいております。

12 月議会で、この設計業務の予算が計上されたときにね、相当な時間を費やして、私はこの第一小学校の給食の廃止問題について質疑もしたりしました。ほんとに妥当なの

かどうかということも含めてね、質問をしました。その際は、とにかくグラウンドに給食室を建てなければならないのでグラウンドが狭くなる。私は、この１点において、非常にそのことは避けなければならないのかなというふうに思いまして、この第四小学校の校舎増築等設計業務、これについては給食室の新設も入る、その新設するにあたっては、第一小学校の給食も作れるような形で造られるということが前提になっていたから、そのこともやむなくというか、今の行政の考え方というか、あらゆることを検討したうえで出てきた方向だと思いまして賛成したところなんですけれど、実は、この説明会、初めて開かれたということで驚きました。

あの 12 月議会の答弁では、ずいぶん、私もそうですし、戸田議員もそうですし、やっぱり保護者への説明が不足しているということをすごく指摘しましたね。本来は、この設計業務の議案提案、予算提案前に、きっちり説明すべきであるということを申し上げましたけど、それはできてなかったわけですから、そうだとしたら、速やかに、そのことはなされているものだと思ったんですね。

それで、お尋ねしますが、この第一小学校の給食室を廃止し親子方式にするということについて、３月１日に至るまで速やかに説明会がなされなかった。それはどういった理由からですか。お尋ねします。また、説明会における教育委員会の説明、それから保護者からの意見、現場の教員や校長先生や、栄養士さん、また養護の先生もおられるかも知れませんけれど、そういった現場の意見はどのようなものであったかということをお訊きしたいと思います。概ね、この給食廃止については、賛成という意見よりは、一小で継続して欲しいという声が多かったのではないかと思いますけど、それはいかがですか。

総務部長　今回の入札に絡めてのご質問でございます。偽造について、京都府知事の建設業許可証の偽造、それがありましたんですが、なぜ、うちだけがそういうふうな被害といいますか、そういうものがあったのかということでございますけども、なぜかというのは、ちょっと私にもよくわかりません。他団体がどうなのかというのは、現在、捜査段階にございますので、捜査にも支障がございますので、お答えはできません。

それから、資格審査を行う折りの書類審査に不備があったのではないかということでございますが、これも１月末の全員協議会のところでも、若干お話をさせていただきました。できるだけ原本、取れるものは原本を取りたいということと、あと平成 26 年・27 年・28 年の――今現在、28 年の中におるわけですけども、建設で業者登録されている業者さんの、許可証をお持ちかどうかというのは全件調査をいたしました。結果、当該人だけが持ってなかったということでございます。また、次のスキームとして 29 年・30 年・31 年という審査を今、行っているんですが、その申請段階の審査におきましても、当該人は許可証を持ってないというのがわかっておりますので、最終的には不受理という形で対応をさせていただきます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ原本、もらえるものは原本をもらうと。それとあと、さらに許可証をお持ちかどうかというのは再確認をするというふうな防止策で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長　小規模保育所の今後の認可手続きについての、再度のご質問でございます。

今回は、すでに社会福祉施設整備審査委員会での一定の書類審査というのもやっていただいたということもございまして、手続き的にはこういった形で進めましたけども、今後については、当然、社会福祉施設整備審査委員会の中で審査をしていただくという手続きが必要であると思ってます。

ただ、公募するかしないかについては、今後ございますけども、そもそも小規模保育事業所をあと何ヵ所造るとか、そういったことについて定まったものもございませんし、この小規模保育所に関わらず、あと通常の保育所の整備なんかについても同様だと思うんですけども、なかなか大規模開発がこれからされていく中で、どういう年代の人が入居されるか、就学前の子どもさんがどれぐらいになるかということによって様々変わってくると思いますが、いずれにしても社会福祉施設整備審査委員会で、新たに実施をされる事業者については審査をしていくということは徹底をしたいというふうに考えております。

それから、施設長の経験年数でございますが、経験的には８年半の経験があるということで聞いております。

そしてあと、給食の件です。第一小学校の給食に関して、急遽、昨年末に方向転換といいますか、第一小学校と第四小学校の親子方式、一番効率的であり、経費的にも安くつくんではないかということで、そういう方向性を示させていただきました。説明会については、ＰＴＡのほうともご相談をさせていただきながら進めてきたんですが、２月上旬に役員の方に対しまして説明をさせていただきました。その折りに、全体に対してということのお話もする中で、昨日、ＰＴＡ総会が開催されるということで、その場で説明をしてもらいたいということがございましたので、昨日になったということでございます。

その中で、質問としては、これまでの経過といいますか、第一小学校の給食業務の課題について、ご説明をさせていただきました。今の給食室を拡げるというのは非常に困難な部分があるということと、校庭に建てる場合、運動場が狭くなるという課題があるということ。それと、今の給食室が狭いということでスチームコンベクション・オーブンが未導入であったり、食器についても他の学校とは違う、アルマイトを使用しているというようなことを解消していきたいというような内容を、説明をさせていただいてます。

保護者としては、当然、親子になった場合、給食が冷たいものが提供されるようにな

るんではないかというような不安の声もあったとお聞きしてます。この点については、今後、全員を対象というのはなかなか難しいかもわかりませんけども、第一中学校での親子方式での給食が始まってますので、その試食会というようなものも今後考えていきたいと思います。

それとあと、メリット・デメリットという点で、先ほど課題があって、こういう課題が解消できるというようなお話もしたんですが、もう少し詳しく、その辺を示して欲しいということであったり、あと経費的にどういうふうになるのか。第一小学校に新たな給食室を建てた場合、どの程度の費用がかかるのか、親子方式にしたらどうなのかというような、そういったことの資料も欲しいということで、昨日、ご質問がありました。それとあと、保護者会としてアンケートを考えておられますので、そういったことへの協力も今後させていただきたいと思っております。

いずれにしても、我々も昨年方向転換をする中で、短い期間でそういう方針を出させていただいたので、なかなかご理解いただくにはまだ時間かかるかと思いますけども、その点については今後、またＰＴＡのほうにご説明をさせていただいて、ご理解をいただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

平野議員　第一小学校の給食調理方式の変更について、特に親子方式になるということについて、やっぱり根本的には、それは昨日の説明会に私がその場にいたわけじゃありませんので、あくまでも、その参加されていた保護者からお聞きしたところですけれど、そこに配布された現場の職員の方の作成されたものであろうという資料の中にね、「親子給食について」ということで、いろいろデメリットが書かれています。

今より１時間以上前に仕上げた給食を食べる、それは揚げ物がシナッとなるとか、炒め物がグチャッとなるとか、麺が伸びる可能性があるとか、給食の良い匂いがしなくなる、陶器の食器は低学年の子には重い、担任は１人で見ているので負担が増える、作ってくれた人の顔が見えない、栄養士による給食指導がなくなる、食育指導が後退する、給食を落とした・数が足りないなどのトラブルなどに対応が遅れる、栄養士に代わって事務処理（給食対応）する給食担当者が必要になるという現場の、こういった問題点を指摘されています。それ以外にも、一小の給食室を残すことで今の問題が改善できる方法を検討していただけたのか疑問が残ると。また、小学校の給食室をなくすという問題は、コスト面とともに教育的な視点からもっと慎重に考えるべきだと思われる、という意見ですね。

やっぱり、こういう意見は、本来ならば 12 月の、この設計業務の提案前に、すべて意見を聞いて、教育委員会としても説明しておくべきだったのではないんですか。当然、こういう問題は出てくるし、あがってくるということは想定されることですので、これからやりますということなんですけども、本当にそのことが教育委員会としては欠けて

いた、説明不足であったというふうにほんとに思います。

今後、保護者のアンケートを取られるということなので、保護者のアンケート結果を踏まえて、また保護者と教育委員会はいろいろ協議をする場を何回も持たれると思います。また、現場との協議も持たれると思いますけれども、ほんとに提案前の説明の仕方というのは、それはほかの事業に関してもそうですけれど、非常に不十分。だから、うまく進まないというのが、今の行政ではないかというふうに思います。その点、お聞かせください。

それから、説明の中で教育委員会は、本年11月までに方針を決めればいいんだと、それまでに四小での親子方式にするのか、それとも一小での給食室堅持ということにするのかということだと思いますけど、決めればいいんだというお答えをされているようですけどね。だとしたら、今回の設計業務の3,104万８千円、それから新年度予算にあがっている工事費は８億4,500万円、これの根拠は一体何なのかと私は思ってしまうのですね。一小の給食を作る、四小の給食室で作るということで提案されている、積算されて出てきた金額ではなかったのかと、そこは確認しておきたいと思います。

上下水道部に関する問題です。いろいろ、この契約、入札参加資格の審査においては、今後は厳しく取り扱われるというように思いますけれども、再度確認したいんですけどね、建設業の許可証は、通常は原本を提示して、コピーを提出していただくというのが通常ではないのですか。私、それが当たり前の事務だと思うんですね。だから、不備があったと言っているんです。そこだけ、お答えください。

小規模保育に関しましては、公募はするかどうかわからないけど、社会福祉施設整備審査委員会には諮るということでしたので、私はそれで了解します。そういうことであればオープンに審議されるわけですから、私たちも後で要点録なども見ることができますので、公平・公正な形で審査されたかということが十分把握できますので、それで結構です。もう、質問はありません。

総務部長　建設業許可証の件でございますが、原本は一部しかありません、業者さんが持っていると。現在、コピーを提出していただいているということでございます。

今回、登録されているかどうかというのは国の機関を通じて調査をしてますので、どういう形で確認するかというのは、２～３あるかとは思いますので、その辺は確実に登録されているということが確認できるよう、方法は引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長　第一小学校の給食についての再度のお尋ねでございます。

今、設計を進めておりますのは、校舎増築にあわせて１階部分に給食室を造るという設計でございます。当然、設計の中には第一小学校も見込んだ形で、第一小学校でいいますと、約400食分あるわけですけども、それを見込んだ形での設計を今、進めている

ところでございます。

方針を 11 月までに決定、というような説明があったということでございますが、第一小学校に今後配送するにあたって、トラックで配送することになるんですけども、そのトラックに積み込む場所、そういった改修の部分については校舎の裏側から配送するような計画を持っておりまして、それについては、まだ今の時点で予算計上もしておりませんし、まだ決定をしたものではございませんので、それを来年度予算に、一小との親子でいくということでまとまれば、そういう予算を計上させていただくことになりますので、その予算要求の時期までに方針を固めたいという趣旨での説明でございます。

設計予算については、今、ご指摘があったように一小との親子がなくなれば 400 食分小さくなるというようなことにもなりかねません。その際には、工事の変更についても変更契約という手続きもございますし、その折りには、また議員の皆様にご相談をさせていただきたいと思いますけども、昨年度、急遽、この方向転換をしたということで、校舎の増築をどうしても 29 年度中に終えないといけないという中で進めさせていただいてますので、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

戸田議員　３点、１点は予防接種の負担金について確認のための質問、あと小規模保育所と学校給食室の問題です。

まず、予防接種の負担金について、制度変更の経緯と、今後の事務事業のあり方を、もう少し詳しくご説明ください。改正については妥当、理にかなっていると考えていますが､事務負担が大幅に増えるのではないか､それにどう対応するのか､懸念しています。お答えいただきたいです。

小規模保育所についてです。示された資料とご答弁により、社会福祉施設整備審査委員会での審議の際、すでにセンター街での開業も視野に入れておられたということが推測できます。議会への経過説明が不足していたことは問題でした。これについては、そのように何度もご答弁していただいているので、そこをもう責めるものではありませんけれども、民間の保育所の開設については、その保育の質が島本町の保育事情を大きく変えること、何より子ども達の安全な生活環境と日々の成長に大きく関わることです。議会軽視は良い結果をもたらしません。審査委員会において事業者に問題はないか、事業内容を評価いただくことと、島本町の保護者の皆さんが望む保育内容とは必ずしも一致しないのではありませんか。住民を代表する議員の意見や調査にもっと信頼を置いていただかないと、島本町が培ってきた保育の質を保つことはできない、このようになぜ思われないのでしょうか。

まず１点、園庭がありません。園外でお日様を浴びるときは、どういうルートで、どこに行くことになるのか。周辺の交通事情は、０～２歳児を伴って異動するには危険に思えます。これについて、どのような安全対策をこの事業者は考えておられますか。

私の認識が間違っていなければ、ご答弁で３月開業とおっしゃったように思います。入所希望者は平成 28 年度の待機児童を優先することになるのか。園内を見学したうえで入園を決められるのか。あるいは平成 29 年度からの申し込み申請の際、同保育所についても希望を募るか。その場合は、どのようにこの保育所の中身を紹介されるのか。内容もわからずに選択することはできないというお声を、保護者の方からいただいています。ここを確認しておきたい。どのように進められるのか、ご答弁をお願いします。

第一小学校の学校給食のあり方に大きく関わる、第四小学校の校舎増築改修に関わる設計業務です。繰越明許としてあげられていますが、給食棟を１階に配置、繰り返しになりますが、第一小学校の給食を調理して親子方式にすると。第四小学校に給食棟を造り来たるべき児童数増に対応する、積年の第一小学校の課題をここで解決すると。このように説明を受けて実施設計が進められていると認識していたんです。しかし、未就学児の保護者の方から、第一小学校区なので大変ショックですと、お声をいただきました。

私は賛成しておりますから、やむを得ない苦渋の選択として考えたことでありますと説明をしました。しかし、昨日の保護者への説明会では、先ほどもあったように 11 月までは検討の余地があるというように説明をされている。何よりも、昨日、初めて第一小学校に説明をされた。12 月の議案審査の準備のとき、私は平野議員と第一小学校に行きました。教育総務課長、栄養士の方に調整いただいて現場を見たわけですけど、そのとき私が口を酸っぱくして言ったのは、保護者の理解を得られず、まして一番古い歴史のある第一小学校の給食をなくすということは、島本町にとって非常に重要なこと。ここを見間違ったら、この問題は絶対うまくいかないと言いました。しかしながら、説明は昨日、初めてされたと。

昨日の説明会での説明内容はわかりました。保護者の皆さんの反応はどうでしたか。効率的・経済的には理にかなっていても、子どもの顔が見えていますか、とおっしゃった先生がいらっしゃったと聞いています。先に説明責任を果たし、納得していただきながら事務を進める必要があったのではありませんか。

また、食器を陶器にしなければ――私たちは、できれば陶器をと思っていたわけですけれども、保護者の声は必ずしもそうではありません。アルマイトの食器を改善する必要はあると思いますが、陶器にこだわる必要はないのではないかと。もしペン食器ならば、今の一小の給食室を残すことが可能ではないか、検討していただいてますかとお尋ねされているそうです。これについて、ご答弁をお願いします。検討が可能なのか。

長い間、一小だけアルマイトを使っている、一小だけオーブンがない、一小だけランチルームがないと、不利益がありました。しかし、これを解決するために給食室がなくなるというのは、保護者にとっては、ちっとも解決になってないわけです。そこのところを、私も含めて見誤っていた部分があるかも知れない。もう一度検討が可能なのか。給食室をなくすという問題は、教育的な視点から、もっと慎重になっていただけませんか

という保護者の声に、どのようにお答えいただけますか。

健康福祉部長　それでは、インフルエンザ予防接種の負担金の支払い方法の、制度の変更についてのお尋ねでございます。

今回、インフルエンザの予防接種の負担金の支払い方法でございますが、府内の一部の自治体から――多くの自治体が取っていた方法ですが、例えば島本町の住民の方が茨木市や摂津市の医療機関で予防接種を打った場合は、島本町の住民の接種であっても、その打った医療機関のある自治体で支払うという方法を取っておったんですが、やはり自治体にお住まいの方の住民のインフルエンザの予防接種であれば、その自治体で負担すべきという声が出まして、それを受けて本町、高槻市、茨木市、摂津市の間で覚書を締結し、今年度からその方式に改めると。要するに、島本町の住民の方が摂津市とか茨木市で予防接種を受けられた場合は、摂津市や茨木市から請求を受けて、島本町が島本町民分を支払うという制度の改正に改めたものでございます。

事務負担でございますが、これは年度終了後に負担した接種費用の総額を住所地の市町にそれぞれ請求し、請求に基づき、年度の出納期間までに支払うということでございますので、事務負担が増えるということはございません。

以上でございます。

教育こども部長　小規模保育所についてでございます。

まず、園庭がないということでございます。駅前でございますし、センターの管理事務所ということで、議員もご承知だと思います。府営住宅に設置をしましたＲＩＣホープの小規模保育園についても園庭がないということで、近隣の公園を活用するということでございます。水無瀬駅前ですので、一番近い公園が藤ノ木公園ということになります。歩けば、小さい子どもさんですので時間はかかるという部分はございます。安全面でも交通量が多いという、それは懸念される部分は当然あろうかと思いますけども、一方、保護者にとっては利便性のいい、駅近くに設置があるということで、一つ、メリットはあるかなと思います。ただ、懸念されております安全面については、十分留意する必要があるというふうに思ってますので、その辺も含めて、事業者とは安全対策を協議をしていきたいというふうに思ってます。

それから、入園手続きにつきましては、府営島本江川住宅のほうでもやりましたように、施設の整備とあわせて入所者を決定していくというような、本来でしたら、できあがって、それを見ていただいてというのが筋だとは思うんですけども、待機児童がこれだけ多い中で、どういうふうに待機児童対策をしていくかということで、今回の設置場所についても、ＲＩＣホープのときと同じような形での入所手続きを進めております。

というのは、28 年度の待機者を優先するということではなくて、29 年度の入所申込者全体の中で入所手続きを進めているということです。だから、一つの保育園としてのカウントをして、調整をしているということです。現に調整をして、もう決定通知という

のは送らせていただいておりますけども、できあがりましたら、当然、また見学もしていただきたいというふうに思ってますので、そういう機会も設けたいと思います。

それから、一小の給食の件につきましては、ペン食器というようなこともございましたけども、以前から、議員からもご質問いただいておりますようにスチームコンベクション・オーブン、この設置には相当場所を取られるということがございます。そういったことで、食器をペン食器にするということだけでは、なかなかスペース的には今の場所では厳しいものがございます。どうしても、やっぱり増設をする必要がございます。校舎内には図工室が隣接してあるんですが、段差もあるということで、給食室としてはなかなか使用できないということもございます。

そういったことからすれば、校庭に新築するしかないという選択肢になってしまいますので、その辺、今の現状の給食室で改善を図るというのは、もう難しいということでございます。今後、先ほどもご答弁申し上げましたように、保護者の方には情報提供をしながら、ご理解をいただけるように進めていきたいというふうに思っております。

それからＳ・Ｓ・Ｍ、小規模保育の件ですが、３月開設ということで、当初、申し出があったわけですけども、あくまでそれは希望であって、補助金の獲得とか、いろんな手続きがあります。改修が主になるわけですけども、その辺の関係で、４月の開設ということになったわけです。

以上でございます。

河野議員　今、小規模保育のことで、３問目ですので、きちっとお答えいただきたいんですが、第四小学校の給食の設計業務しかり、最終的には決めるのは議会ということになりますので、議会は何をしていたのかということを問われるというふうに私も思っております。

第四小学校の給食の繰越明許については、昨日、説明会があったということと、それを受けて保護者がアンケートを予定されているというふうに、今、議員の質問の中でも示されましたが、そのことは執行部としては承知しておられることなのかということと、アンケートを集約された後に、再度、やっぱり説明会をするべきだと思います。それを十分に理解して、アンケートを把握したうえで、正式な、この事務執行に移るという順番が要るのではないかと思っております。いかがでしょうか。答弁を求めます。

あとは、そのアンケートについては急ぎ、それは保護者のされることでありますので、いついつまでにというふうに規定はできないと思いますが、議会にも、この今の議員に示すべきだと思っております。少なくとも学校の教職員、現場で、子どものことを一番よく知っている教職員には、やっぱり合意形成があるということですね。そこのところが、今までの学校関係の議論を聞いてましても、校長先生止まりかなと。本来、校長先生はそれだけの権限を有しておられるわけですけども、説明会の中で、そういった声が出てしまうということ自体が、やっぱり十分な説明や意見聴取ができていなかったことの

表れであると見なさざるを得ません。その点については、保護者のアンケートの取り扱い、そして、この繰越明許についての事務の流れについて、再度、どのように考えておられるのか、説明を求めます、答弁を求めます。

小規模保育所のことですけれども、一昨日の議会でも再三申し上げましたし、今も様々質疑がありまして、すでに保護者には入所決定通知も出されていたということも今、知りました。事務手続き上、そういう時期に送られるということは十分知っておりますが、まだ補正予算も決定していない中で、もう案内もしたと。私たちが議案をいただいた２月の議運の後日、それまでにもう決定通知なり、保護者には、こういった保育所ができるという周知をされていたのでしょうか。その点があれば、非常に由々しき事態だと思っております。いつ、保護者の皆さんに情報提供なさったのか、答弁を求めます。

また、今回の資料要求の中で、私たちも以前からいただいておりますが、パワフルケアについての手続きは一定、今までの議会での議論、あるいは選定経過の透明性などを踏まえてなされたと思っております。その点の補正については疑義のあるところではありませんし、必要な補正であると思っておりますが、では、このパワフルケアに求められたような、条例に規定された、このぬくもりのおうちに対しても、同様の、同等の資料は求められて、確認のうえで、安心子ども基金の特別対策事業補助金の申請に至られたのか。当然のことだと思いますが、確認をさせてください。答弁を求めます。

また、今回の共産党、日３の資料要求で「２ヵ所目の小規模保育所の補助金支出提案に至るまでの経過のわかるもの及び担当課の予算要求書」を請求しております。こういったことを全く知らなかったわけですから、請求して当然だと思いますが、ここの経過を見ますと、一番肝心な「島本町商業共同組合役員から本町に対して、同事務所棟を保育事業などへ利用できないかとの相談があった」、ここのところに日付けがありません。答弁、説明をさらにお願いします。日付けをお答えください。

その次ね、パワフルケアの審査会の日とか、応募があったとか、選定委員会開かれたとか、すべて日付けがあるんですが、その後、「平成 28 年７月頃」と書いてあります、やはり島本町商業共同組合さんに対して、島本町から「府営住宅運営事業者選定後、選定事業者以外の事業者に情報提供行う旨回答した」、ここが明らかに町の意思として２ヵ所目の小規模保育を認め、今回、選定から漏れた事業者の情報を商業組合さんに情報提供するというふうに答えておられます。ここが、島本町として２ヵ所目の小規模保育を造ってもいいなと、民民の話に対して補助金支出してもいいなというふうに意思決定をされたと私は思いますが、ここも日付けがないんですね。

この２ヵ所だけ日付けがないというのは非常に、この説明資料としては不備なんですよ。一番、求めている説明のところに日付けがない。今時、島本町の職員の皆さんは、議員から様々な問いかけをされたり住民が来たことについて、非常に克明に記録をされ、上司に報告・連絡・相談されているということを私たちはよく知っています。ですが、

この商業協同組合さんに対しての応答についてだけ、日付けが全くないというのは、やはりよくない。せめて、この「７月頃」というときに何日だったのか、誰が回答したのか。そこのところを失念しているということはまずあり得ませんので、言った・言わないということになってもいけませんし、商業協同組合さんに対しての説明責任の問題もありますので、何日で、どの職員が、どの役職がされたのか。そこはやっぱり説明してください。この資料は議会に出せる資料じゃありません。それは多分、議員でしたら当たり前のことやと思います。「７月頃」では、ちょっといけません。

ここはしっかり、今回のポイントはここですので、お答えください。誰がやったかもわからん、いつかもわからん、そんなことは答弁になりませんので、最後の質問ですから、よろしくお願いいたします。でなければ、架空のやりとりの中で補助金申請だけが実在したということになっては、とても住民には説明がつきませんので、よろしくお願いいたします。

それから、教育長、あるいは町長、最終決定権者、決裁権者としては、この一連の経過をいつ、書面や口頭で報告を受け、この民民の協議に対して、選定事業者から漏れた事業者の情報提供をするという回答を出すという確認をされたのか。その点について、教育長、お答えください。

これ、二つ訊いております。あとは、この一連の経過すべてと、今回の補助金の支出に至る事務にあたり、条例・規則に照らして全く瑕疵はなかったのかということを、再度確認いたします。

それから、本来であれば、平成 28 年７月頃とされている選定事業者以外の事業者、今回のパワフルケアに、選定されなかった事業者の情報提供を行いますと、商業協同組合さんに公式にお答えになった。この直前にでも議会に説明し、報告すべきだったと思われますが、そうなのですかね。そうなのかと、それが最低限度の説明責任であり、意思形成過程における議会への説明だと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

また、あと当初予算の編成のときに、これは２ヵ所目も３ヵ所目もあり得るんだというふうに積算されていたのか。積算根拠は１ヵ所であったと私たちは思っております、当初予算の段階で。２ヵ所も３ヵ所もあり得るというふうな積算をされたのか。そういうことになれば、予算編成過程、当初予算の組み方にも大きな問題を残しますので、改めていただかなければなりません。答弁を求めます。

あと１点は、やはりこういったこと、昨日の段階で教育長のほうからは、本来の形ではなかったと、手続き、また議会への説明については答弁をいただいております。ですが、ここの議会での正式な答弁ということも、非常に今後、事実として残りますし、職員にも引き継がれることだと思いますが、やはり繰り返すことがないようにという意味では、条例・規則上の何らかの規定が要るのではないですかと。その点について、何か考えがおありでしたら、答弁を求めます。これ、最後ですので、よろしくお願いします。

あと、島本町の町有地の等価交換の議案について、昨日も種々、土地鑑定書などに基づいた質問がありました。拝見させていただきましたが、これも島本町の土地の条例ありますね、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に照らして、これも全く瑕疵がないのか、誤りはないですかと、適正に行われていますかということを、再度確認させていただきます。

あと１点は、以前から私たちは、この町有地などを拙速に売却すべきでないところはあるということは申し上げてきました。特に使い道が決まっていなくても、非常に町有地として機能性の高い土地を持っている場合は、今後、いろいろな形で等価交換ができるというような役割も果たすわけですから、拙速に売却するべきではないというふうに思っております。そういう面では、この事例は一つの有効な事例であったというふうに思っております。その点について、町の考え方がおありでしたら見解をお示しください。

以上です。

教育こども部長　まず、第四小学校と第一小学校の親子の給食の件についてでございます。

第一小学校の保護者がアンケートを実施されるということでございますが、日程的にいつ実施されるかということは、まだはっきりわかってませんので、そのアンケートの結果も踏まえて、十分、保護者の方には説明をさせていただきたいと思いますし、また議会のほうにも、その結果についてはご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、事務の流れということでございますが、先ほども申し上げましたように設計については、もう現在進行中で進めておりますが、校舎を 29 年度中に建設しなければなりませんので、それにあわせた形での工事を進めさせていただきたいというふうに思っております。ただ、第一小学校への搬送するトラックに積み込む場所の整備でありますとか、そういった部分については平成 30 年度の予算に計上させていただきたいというふうに思ってます。そういった事務の流れで今後進めていきたいと思いますが、できるだけ丁寧にご説明をさせていただいて、ご理解いただけるように努力をしてまいりたいと思います。

それから、小規模保育所に関してですが、保護者への周知ということで、来年度の入所決定にあたって、いろんな調整がございます。第１希望から第２希望、第３希望と出されておりますので、その希望どおりに添えない場合には調整をさせていただいております。これが２月に入りましてから、そういった調整をやりまして、２月 24 日に決定通知を発送するというような事務手続きを進めております。その調整の中で、４月に１ヵ所、小規模保育所の開設を予定をしているというようなことで調整をさせていただいております。

それからあと、Ｓ・Ｓ・Ｍに対する資料でございますが、これはパワフルケアが開設されたときと同様の資料を求めて、確認も事務局のほうでいたしております。

それとあと、町長、教育長のほうに対する意思決定という部分でございますが、この経過といいますか、こういうお話があって、それから事業者が島本センターのほうと協議をされているということについては、口頭では、その都度報告はしておったわけですが、文書で言いますと、平成28年の11月８日にＳ・Ｓ・Ｍのほうから、センターのほうと協議ができて、家賃交渉もできて、開設をしたいという文書が届いております。それを正式な形で決裁を受けて、ここで進めていくという意思決定をしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、議会への情報提供のあり方として、28年７月に、業者の情報提供行う旨回答する際に説明すべきではなかったかということでございます。この「28年７月頃」というふうに書いておりますが、正式に何日という記録を取ったものがございませんので、何日とは申し上げられませんけども、この際、対応したのが次長と課長のほうが対応をしております。回答というか、情報提供を行う旨回答はしておるんですが、それ以降、平成28年の７月27日に第２回の島本町社会福祉施設整備審査委員会が開催されてます。この中でどういうご意見があるかによって、実際、この業者は駄目だということであれば、当然、紹介はできない前提がありますので、それも含めた回答であったということで、ご理解をいただきたいと思います。

議会への説明については、こういった形で水面下で進めておりましたので、議員ご指摘のように、予算もさることながら、事前のこういった事務の進め方については、早い時期にご報告をすべきだったというふうに反省をしております。

それとあと、当初予算の関係でございますが、これについては、先ほど平野議員のご質問にもご答弁したように、当初、１ヵ所ということで、国の補助金の限度額等もございますので、それに沿った形で１ヵ所分を当初予算に計上をいたしておりました。

以上でございます。

総務部長　水無瀬神宮さんとの土地の交換に関するお尋ねで、２点、いただいております。

まず、土地の今回の交換というのは条例上、問題ないのかということでございますが、島本町の『例規集』にあります「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」の第３条で、金額は、予定価格は700万以上の場合は議決事項になるんですが、土地に関しては、１件５千㎡以上のものに限るというふうな規定がございます。本件につきましては５千㎡未満でございますので、該当はいたしません。

それと、今回の不動産といいますか、今後、遊休地の関係で売却をしていくというのはいかがなものか、ということのご指摘でございますが、今回の交換にあたりましても不動産運営委員会を開きまして、開いたのは昨年の12月21日でございます。今後、遊休地の売却とか処分、取得もそうですけども、そういった場合には不動産運営委員会を開いて、今後の利用があるのかないのか、そういった部分を種々検討して対応していくというふうな、そういう考えでございます。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

順次討論を、休憩後に取っていきます。

質疑を終結させていただいたところで、暫時休憩させていただきます。

（午前 11 時 11 分～午前 11 時 25 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第 12 号議案　平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 12 号議案　平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第４号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

事業確定による補正を主に、歳出歳入それぞれ１億 635 万４千円を減額補正するものであり、第４号全体としては賛成いたします。

広瀬三丁目地内の土地購入費につき、水無瀬神宮、町営プール跡地内の町有地と、上下水道部別館跡地の等価交換をすることにより、その差額 390 万円が計上されています。鑑定価格に基づくものであり、双方にとって一定のメリットがある合理的な判断と評価いたします。

小規模保育設置促進事業補助を活用して、当初より計画していた江川府営住宅内での開設に加えて、島本センター内でもう１ヵ所の小規模保育所を開設するものです。駅前という立地での開業で、保護者にとっては利便性が良く、待機児童対策にも効果が期待できます。が、課題も残りました。この立地環境が保育所としてふさわしいものなのか、正直、悩ましい点もございます。認可保育所で子どもの育ちを見守っていける環境整備に、機を逃すことなく最善を尽くしていればと、今さらに悔やまれます。過去の誤った判断が、住民、保護者、そして町職員にも多大な負担を強いていると言わざるを得ません。

高浜学園が、再び町の保育基準を満たしていないことも質疑により明らかになりました。全国的な課題とは言え、町域内の他の保育所は過密状態にも対応して保育士を確保してきたのです。島本町の歴史を、このことで覆されることがないよう、町の配置基準を維持していかなければなりません。

小規模保育所の保育は、密室の保育を避けなければならない、緊急時に対応できる配置として島本町の基準を制定していますが、ここは必ず守っていかなければなりません。

保育の質については､町が管理･監督責任を継続的に果たしていくよう､強く求めておきます。

第四小学校の校舎増築・改修にかかる設計業務について、第一小学校の給食のあり方抜きには考えられません。進め方に問題・課題かあったと言わざるを得ません。中学校の親子方式が順調に進められていることはありがたいことですが、歴史が長い小学校の給食に、同じように親子方式を導入するには相当の覚悟が要る、そのことを理解できていないことが問題であったと思います。

質疑では述べませんでしたが、債務負担行為の補正、臨時福祉給付金（経済対策分）のシステム改修と事務支援業務委託については、昨年、参議院選挙を前にして､高齢者､年金生活者等支援をする臨時福祉給付金が３万円で､急ぎ､夏の選挙に対応して支給されるということになっていたのとは、金額も内容も大きく変わっています。システム改修費を費やし、基礎自治体職員に多大な事務負担を強いて選挙前の成果にする。こういう政治は改めていただきたい、改めていかなければならないと切に思っております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 12 号議案　2016 年度島本町一般会計補正予算（第４号）に対しまして、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

全体として、私たち会派が当初予算で賛成した、款・項区分にかかる補正予算の確定による減額については必要なものと認め、賛成するものです。

ただし、児童措置費にある扶助費、私立保育園等施設型給付費などに見られる一部民間保育園による保育士が確保できないための減額補正などについては、引き続き指導とともに､保育士の島本町独自の配置基準を厳守するように､質も求めた担保を求めて町としての指導性が問われるというふうに思っております。

また、小規模保育所事業者、株式会社パワフルケアによるＲＩＣホープ島本の補正予算については必要なものと認めております。事業者選定について、これにかかる透明性については、ここ数年来、民間保育園の誘致について公募に付されなかった経過や、地域密着型特別養護老人ホームの選定内容の黒塗り問題など、保育・介護施設の選定経過が不透明であるとの問題が、過去の議会で数々指摘されてきたところであり、行政もその点を認めて、今回のＲＩＣホープ島本については公募を基本とし、選定経過の透明化も図られ、事業者が選定されてきたこと。さらに他市町村よりも安全・安心の基準を規定した町の独自の条例によって、府営住宅で、紆余曲折はあったものの最終的に現在地において、近隣との円満な関係のもとで開設がされた、第１号の小規模保育所であると認識しております。

私たち議員にもＲＩＣホープ島本の視察の機会をいただきまして、現地において、他

の市町村の基準と比較しても、保育士が本来３人のところを島本町は５人配置することができているということを改めて聞いております。また、３歳に至ったときに認可保育所への保育の継続性についても、島本町との協定締結により、島本町自身が保育の実施義務を負うことも担保されていることなど評価をするところでありますし、そういったことも含めて、島本町は他市にあるような小規模保育の株式会社参入、事業者まかせにしないで、小規模保育所にも市町村の保育の実施義務と、その質の高さを担保する好例となり得ると、私たちは会派として視察を通じ、安堵したところでした。

しかし、この小規模保育所事業者選定に入る時期と同じくして、島本町の資料によりますと、日付けは未だ不明ですが、商業団体から要望書が出され、島本町として２ヵ所目の小規模保育所設置の意思を持った段階での説明責任、行政の明確な意思として選定委員に、選定から外れた事業者でもお墨付きを付けさせるような指示を出していたということについては、議会への説明、予算編成、積算根拠を大きく変更することについて何ら議会へ説明することなく、2016 年「７月頃」という曖昧な日程の説明資料でありましたが、民民の協議に応答をされていること。手続き上、施政方針でも、議会の論議にも付さず、12 月 12 日の安心こども基金事業費補助金申請に至っていること。２月の議案提案まで、島本町議会に何ら説明がなかったもの。これは条例違反や違法行為とは言えないものの、12 月議会の他の議員の一般質問でもありました。当初予算編成の甘さや事務事業の執行、公金支出、支払い命令のあり方が、議会を介さず、至極安易なものだと思わせる。また、私たちから執行部への信頼を傷つけるものにもなったと、手続き上に多大な問題を残したことは、本議場での教育長及び教育こども部長の答弁でも明らかになっております。

今後は、行政手続きの透明性を図るためにも、条例・規則等に小規模保育開設にあたっても公募を基本とする旨を明記することや、今でも他の事業所から相談や問い合わせが続いていることに鑑み、同じことが繰り返されないような措置を講じていただきたい。これは厳に、厳しく申し上げます。

また、質疑を通して求めました２ヵ所の小規模保育所に対し、条例・保育基準上の履行がされているのか、これは私たちの議会の調査の及ぶ範囲であります。議会の今後の調査の機会はもちろん、執行部におかれては、例えば、１ヵ所目の小規模保育所は実務経験５年程度、５年未満と思われる方が施設長を務めておられるなど、保育についても様々な質や基準の点において巡回相談など、見守りや様々な支援もさらに必要ではないかと思われます。

その他、民有地と町有地の等価交換についても予算上示されていますが、双方に一体的な土地利用ができることは必要な措置だと認めてはおりますが、この点も、協議経過をもう少し早い時期に議会に示す必要があったと思われます。一方で、このような等価交換などの可能性もあることから、今後、水無瀬駅前のタクシー事業所跡地の売却など

は、やはり拙速にすべきではないという感想も強く持っております。

最後に、繰越明許費で議論のありました第一小学校の給食にも関わります第四小学校校舎増築等設計業務については、すでに保護者からも厳しい意見が寄せられているという現実が、この議場で明らかになりました。明確に、この給食業務に関わる点については、第一小学校、第四小学校について、現状非悪化ということについては行政が最善を尽くす。結果として、現状非悪化というところに至るということを強く求めまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員　第12号議案について、賛成の討論をいたします。

今回の補正予算で、ほぼ28年度予算も終わるというふうに考えますが、特に私が一般質問でもお訊きしましたように、平成23年度から27年度までの５年間で、財政調整基金、積立基金が約７億円を取り崩しているという答弁がございました。その７億円につきましても、特に26年・３億２千万、27年・３億で、今年度、先ほどまでのご答弁で約４億円を取り崩すという結果になりそうだと。28年度末では38億円になる。

要するに、厳しい情勢が特にここ３年続いているということでございますので、来年度、今回は骨格予算の後、町長が代わってからまた予算が組まれると思いますけども、ぜひ、その辺を精査して、29年度予算については、過去の、今までの指摘やとか、特に賛成討論でもいろんな指摘がございましたし、補正予算の審議の中でも種々の指摘がございました。ぜひ、その辺は反省を活かしていただいて、予算編成にあたっていただきたい。

島本町はほんとに、どんどん今、住宅が増えたり、ほかの過疎地では見られない、そういう意味では非常に恵まれた土地であるから、こういうことが起こっているわけですけども、そういう土地柄であって、これは非常にいいことでありますので、ぜひ、このことを利点と考えて、特に財産管理につきましても、非常に価値の高い財産を持っているということを念頭に置きまして、売り払いするにしても、ベストプライスで売れるような考え方をもっとシビアに考えていただきたい。

そのようなことをお願いしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第13号議案　平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第14号議案　平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第14号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第15号議案　平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 15 号議案　2016 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

質疑はいたしませんでしたが、様々な他の会派の資料要求において、この補正予算の金額の中に、今回の京都府知事建設業許可証偽造の事件に関わる当該業者の受注内容が含まれていたということでは、竣工検査なども含めて、工事そのものは適正に行われていたというふうな報告を受けております。同時にまた財務規則などに照らして、島本町としてほかになすべきことはないのかということも、私自身もちょっと再検討したところですが、今のところ見当たりませんし、事前説明においても、これ以上の措置は取る必要はないということも聞いております。

そういった点での賛成といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員　第 15 号議案　公共下水道事業特別会計補正予算に対して、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成をいたします。

今回の補正予算は事業確定によるものと、それから繰越明許に関して五反田雨水幹線整備工事（第１期）の繰越ということで、理由については理解できるものでありますので、補正予算そのものについては問題があるとは思いません。

しかし、質疑を通しまして、島本町の下水道関連公共工事において無許可の業者が工事を施工していたということが発覚して、京都府警にその業者は有印公文書偽造・同行使容疑ということで逮捕されると。あくまでも容疑者ですので、まだ容疑という段階ではありますけれども、そういう事件がありました。

これは 2016 年度の工事だけではなく、過去に遡って６年前からというか、2011 年から、つまり６年間にわたって、この建設業許可証を偽造して提出し、島本町の工事 10 件、契約総額とすれば約１億 4,800 万円の工事を受注したということになりますと、やはり島本町の入札参加資格の審査が適正であったのかということが問われます。チェック体制がちゃんとできていたのか、ということですね。新聞の記事によりますと、総務部長は巧妙に偽造されており、書面で真贋をチェックするのは限界があったということをコメントされておりますが、やはり島本町だけが、こういった被害にあっている、１億を超える工事の被害にあっていることを考えますと、やはり契約審査のあり方そのもの、また職員の姿勢に厳しさが少し欠如していたのではないか、ということも問わざるを得ません。

そのことを是正していただくということを強く求めまして、この補正予算には賛成いたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第16号議案　平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第２、第17号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、第30号議案　平成29年度島本町水道事業会計予算までの14件を一括議題といたします。

なお、各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものと取り扱いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

そのように、取り扱いさせていただきます。

それでは、これより第17号議案から第30号議案までの14件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、自由民主党クラブ、人びとの新しい歩み、日本共産党、外村議員の順で行います。

なお、本案14件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは最初に、自由民主党クラブの発言を許します。

野村議員（登壇）　自由民主党クラブを代表し、大綱質疑を行います。

島本町議会・申し合わせ事項に則り、我々の会派は、本来、町長の施政方針に対する大綱質疑であり辞退しておりますが、今回、骨格予算と言えども、長年かかって我々会派も推進してきた広域行政・広域連携にし尿処理の事務委託や、学校の増築等、環境整備に関わる計上などの一部施策が入っておりますので、予算計上への川口町長の思いをお伺いいたします。

以上です。

川口町長　それでは、自由民主党クラブを代表されましての野村議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

平成29年度当初予算につきましては、本年４月に選挙を控えておりますことから、経常的な経費を主とする骨格予算となっております。従いまして、新規事業等につきましては、選挙後の補正予算で計上させていただくのが通例でございます。しかしながら、今回、平成28年度中に方針決定がなされた事業や、喫緊の施設整備等にかかる経費につきましては、一部、当初予算に盛り込ませていただいたところでございます。

衛生化学処理場の問題は、私が議員になる以前から、長きにわたり本町が抱え続けてきた積年の課題でございました。今回、高槻市にし尿処理事務を委託することに伴う諸経費を計上いたしております。任期の最後に、この予算を計上させていただくに至ったことにつきましては、まことに感慨深い思いを持っており、高槻市長をはじめご尽力をいただきました関係者の皆様には、改めて、心から感謝を申し上げます。

また、私が町長に就任した平成17年４月当初、本町の人口は３万人を割り込み、減少が続いている状況でございました。その後、ＪＲ島本駅の開業や、町内における住宅開発の影響もあり、一時は３万１千人に迫る勢いで人口は回復し、その後も堅調に推移をいたしております。

当初予算には、児童数の急増に対応するための第四小学校の校舎増築事業のほか、かねてよりご要望をいただいておりました学童保育室の４年生受け入れにかかる経費等を盛り込んでおります。本町の居住環境に魅力を感じ、転入された子育て世代の皆様や、本町に愛着を感じ「住み続けたい」と考えていただいている方々に、安全・安心な子育て・教育環境を提供したいとの思いから、骨格予算ではありますが、必要最少限の施設整備費用等を計上させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度当初予算のうち、ご質問にあります施策的な事業につきまして、私の思いを述べさせていただきました。

以上でございます。

野村議員　細部につきましては、また各常任委員会のほうで質疑させていただきます。また、川口町長はじめ我々も、任期も４月の終わりのほうまで２ヵ月足らずとなっております。これまで職務のほうには遂行いただき、ほんとにお疲れ様でございました。どうぞ、最後まで職務を遂行いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、質疑のほう終わらさせていただきます。

以上です。

伊集院議長　以上で、自由民主党クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 53 分～午後１時 00 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

平野議員（登壇）　2017 年度予算に関する大綱質疑を行います。

Ⅰ点目．「憲法にもとづき、小さくても輝く自治体に！」

１．「まちづくり基本条例」の理念を活かして町政運営を！

16 年の議員活動の中で、自治は住民主権が活かされてこそ築くことができることだと確信しました。都市近郊としては３万人の小さな町だからこそ、「まちづくり基本条例」の理念に沿って町政運営を進めれば、「小さくても輝く自治体」になります。公共を住民が担う、そういう意識も高まります。

そのためにも、新たな施策や事業、制度変更等への市民意見の反映、様々な計画づくり、例えば「介護保険事業計画」等へのさらなる住民参加の仕組みを検討していただきたい。答弁を求めます。

２．地方自治の基盤となる地方財政対策なのか。

政府の「地方創生」のかけ声に、本町も地方版総合戦略を策定し、プランを進めていますが、真に基礎的自治体の自主的な取り組みを基本に進めるのであれば、地方の一般財源総額の拡充を図ることが最重要ではないでしょうか。住民に身近な自治体という特性を活かし、地方自治のもとで、地域の魅力を高めていく取り組みは、競争ではなく、他の自治体とも連携し合い、共生と連帯を基本とし、住民が幸せになる地域をつくることが基本となります。

2017 年度予算における国の地方財政対策は、この基本が活かされているのでしょうか。町長の改選期とあって骨格予算ですが、113 億８千万円という、例年にない多額の当初予算規模となっています。歳入確保に見通しはあるのですか。

３．自治体の職員の任務は、住民の福祉の向上と基本的人権を守ること。

2015 年度 10 月から始まったマイナンバー制度は、一人の個人に一生涯一つの番号（12 桁）をつけ、その人の個人情報を管理することは、明らかに住民の自己情報コントロール権を侵害する憲法 13 条違反です。法定受託事務とは言え、多くの事務と財政負担、情

報漏洩などのリスクを抱えながら、自治体はこの制度と向き合っています。

今年７月からは、本人同意なき番号の提供利用となる情報提供ネットワークシステムも稼働し、自治体間の情報連携が始まります。私も原告のマイナンバー訴訟では、このシステムが制度の本質的問題であり、国家による一元管理であると指摘しています。

静岡県湖西市では、1,992 人分のマイナンバーが流出するという制度開始以来最大規模の漏洩事件が起きています。マイナンバー制度は、住民にとっても、自治体にとっても、メリットよりデメリットのほうが大きい。廃止を求めていくべきではありませんか。

Ⅱ点目．「子ども達の未来をつくるために」

１．質の良い公的保育施設の拡充を！

子育て世代が増え、町に活気があふれています。しかし、保育所の定員を超える受け入れや、抜本的な保育施設の不足は恒常的となっており、小規模保育事業も開設されますが、この４月にも 50 人は超えるであろうという待機児童が生じています。

一方、公立幼稚園の充足率は低下しています。特に第二幼稚園は、園舎の老朽化、懸案の課題となっているトイレの悪臭など、施設の建て替えが必要なことは言うまでもありません。施設の課題に加え、預かり保育が第一幼稚園とは差があることも要因と考えられ、入園児は減り、新年度は１クラスとのことです。

保育定員の拡充も含め、公立幼稚園の活用の検討が必要ではないでしょうか。どのようにお考えですか。また、間違っても待機児童対策として、保育士不足に対応するために保育士配置基準を引き下げるようなことはあってはなりませんが、見解を問います。

「児童福祉法」に沿って、市町村の保育の実施義務を果たすとともに、「働き方改革」で仕事と育児を両立するような、積極的なソフト施策に取り組むことも重要だと考えています。

２．子どもの貧困について。

２月 12 日のＮＨＫスペシャル「見えない“貧困”～未来を奪われる子どもたち」という番組がありました。子どもの６人に１人が相対的貧困という実態がわかりました。昨年、自治体や国が初めて大規模調査を実施し、調査から「医療機関に受診させられなかった」「新しい服が買えない」「アルバイトで家計を支えている」など、具体的な状況が見え、衝撃的でした。

番組で紹介された調査は、昨年、大阪府で「子どもの生活に関する実態調査」としても行われています。府内全 43 市町村の小学校５年・中学２年の生徒４千人と、その保護者４千世帯に対して調査、クロス集計が本年１月 18 日、大阪府で発表され、「雇用・経済面での厳しい状況、健康面での厳しい状況、家庭での生活・学習面での厳しい状況、孤立（支援が届いていない）している状況」といった課題が見えてきました。そのようにまとめられています。

この調査結果をどのように受け止めますか。本町の子ども達にも、このように貧困の

状態にある子ども達がいるはずです。教育委員会と福祉担当課が連携し、実態を把握し、支援を行う必要があります。見解を求めます。

Ⅲ点目「福祉は権利」

１．私たちのことを抜きに私たちのことを決めないで！

障がいのある人が、その個別的なニーズが最大限尊重されながら、社会的に包容されるというインクルージョンの理念に基づき、障がいのある人たちの地域で暮らす権利を保障しなければなりません。

「私たちのこと抜きに私たちのことを決めないで！」は、障害者権利条約が国連で採択されたときのスローガンです。その心髄は、あらゆる障害者施策に活かされなければなりません。そして、相模原事件に現れたヘイトクライムが拡散しない対策を進めるためには、誰もが「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」を知り、その理念を共有する社会を力強く築いていくしかありません。

「障害者計画及び障害者福祉計画」の次期計画の策定が行われます。障がい当事者の声を聞くため、障害者施策推進協議会への知的・精神障がい当事者の参加を求めます。いかがですか。

２．福祉医療費助成の改悪にＮＯ！を。

大阪府が福祉医療費助成を見直ししています。案は、重度の精神障害者と難病患者を対象に加えることと引き替えに、患者負担の大幅引き上げや、高齢障害者などを対象から外すものです。障害者と難病患者を対象に加えると言っても、新たに対象になるのは障害者全体の１割、難病患者は 900 人に過ぎません。

難病の医療受給者証所持者は、府内に約７万人とされています。府は当初、2017 年 11 月からとしていた見直した制度の実施時期を、2018 年４月からに遅らせました。しかし、府の制度改正に向け、本町でもシステム改修が行われる予定です。福祉医療費助成制度の改悪は認められないと、府に申し入れするべきではありませんか。

３．介護の権利保障を！

本年４月から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まりますが、介護保険サービスを受ける権利を保障するため、総合事業に移行しても、現在のホームヘルプ・デイサービスを必要とするすべての要支援者が利用できるような仕組みとなっているのか、伺います。

４．国民健康保険料の府内統一は見直しを！

大阪府は、国民健康保険料を府内で統一する方針を固めました。現状では、市町村ごとにバラツキがある保険料を統一し、住民負担を公平化するのが狙いで、来年４月の導入を目指す予定です。府の現段階での試算では、統一により１人当たりの保険料は、43 市町村のうち 37 市町村で上がるということで、島本町も国民健康保険料の値上げとなります。

住民に対して制度説明を行い、意見聴取する機会を多く実施してください。本町の運営協議会や議会の意見が反映される仕組みはありますか。お伺いします。

Ⅳ点目．「島本町の環境を守るために」

１．企業の環境保全について。

町内の企業は、雇用や法人住民税等で、地域の活性化や町財政に貢献していただいています。一方、「島本町環境保全に関する基本条例」には事業者の責務も定められており、社会的責任としての、周辺地域の環境を守る取り組みも推進していただかなくてはなりません。行政として、どのような取り組みをしているのか、お伺いします。

２．し尿処理委託及びアスベストを含む衛生化学処理場の解体撤去について。

①点目．高槻市へのし尿処理の事務委託が４月より実施されることになりますが、高槻市と本町との協定書の内容は、どのようなものですか。

②．衛生化学処理場の解体撤去を予定されていますが、アスベストを含む解体なので、周辺住民への説明会を行い、アスベストの飛散・曝露防止を、法令に則って適正に行うための具体的方策を問います。

Ⅴ点目．「良く市民の声を聞いて、まちづくりを行うべき」

１．ＪＲ島本駅西側の開発について。

昨年、９月定例会議に島本駅西側田んぼの保全活用を望む声、開発事業に対する住民意見を聞いて欲しい、情報公開を求める声が、1,447 筆（９月 30 日付けで 2,715 筆）の署名を添えて、「ＪＲ島本駅西側地区を農地として維持し、活用することを求める請願」として、町議会に提出されました。議会は賛成少数で不採択としましたが、請願は、住民のまちづくりへの提案として、住民レベルの議論を生みました。

次期町長選挙において、ＪＲ島本駅西側の開発事業は争点になる可能性があります。事業計画の妥当性も含め、西側のまちづくりについては住民意見を聞くことが必要です。選挙前に、準備組合において業務代行予定者であるフジタ・阪急不動産共同事業体との業務締結を早々に行うことは、かえってリスクを生じることも危惧します。事業推進で走り、民意を聞くことなしに良いまちづくりはできません。どのように考えていますか。

Ⅵ点目．「子ども達が生き生きとすごせる共生の教育を！」

１．多文化共生社会の構築を。

本町の「総合計画」に、「国際化が進む中で、様々な国の人びとが、互いの文化や価値観を認め合い、地域で共に生きていく多文化共生社会の構築が求められています。様々な国の文化、価値観の理解を深めながら、多文化共生社会の構築を目指します。」と書かれています。米国フランクフォート市との姉妹都市提携をきっかけに、民俗や宗教などを理由に差別・排斥することを肯定しない、多文化共生、国際理解の視点の教育を望みます。いかがですか。

２点目．第四小学校校舎増築等事業については、総合評価型一般競争入札を。

児童増加に伴う教室・学童保育室増築が予定されています。第四小学校校舎増築等事業については８億 4,500 万円と多額の予算であり、工事請負契約にあたっては、より競争性・透明性・公正性を図り、質の担保もできる総合評価型一般競争入札を採用すべきと考えますが、いかがですか。

Ⅶ点目．「地下水を守るために」

島本町も構成団体である大阪広域水道企業団は、府域一水道を目指しています。私たち人びとの新しい歩みは、地下水を守るために、企業団への水道統合には反対の意見を持っています。

ところで、新年度予算には大藪浄水場中央管理センター更新等、地下水を将来的にも水道水とする施設整備が行われています。しかし、2012 年度に策定された「島本町地域水道ビジョン」に沿って、上下水道部は大藪浄水場の包括的民間委託を検討しているということです。島本町の職員から、この水道事業が手を離れるということは、統合に進み、結果的には、この島本町の水道事業に責任が持てなくなることに繋がります。見解をお訊きします。

以上、答弁、よろしくお願いします。

総合政策部長　それでは、人びとの新しい歩みを代表されての平野議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、Ⅰ点目の１「住民参加の仕組みについて」でございます。

本町の「まちづくり基本条例」の第７章には、本町の政策立案等の過程において、住民の参画機会を確保するための制度に関する規定がございます。具体的には、「意見公募の実施」「審議会等への参画」及び「住民投票」でございます。

本町では、これらの条例に規定されている制度に加え、「私の声」や町ホームページの意見フォーム、「町長席」の設置、政策立案等の内容に応じた住民意識調査の実施等、様々な広聴手法により､町政に対する住民意見の聴取に努めておるところでございます。

平成 29 年度におきましても、ご質問で例示いただいております「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」などの計画策定事業を予定いたしております。基礎調査としてのアンケートの実施、附属機関への公募委員の登用、パブリックコメントの実施など、それぞれの計画内容やスケジュール、予算及び人的制約等も十分に踏まえながら、効率的かつ効果的と思われる広聴手法を適切に選択し、可能な限り住民の皆様のご意見を町政に反映することができますよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、Ⅰ点目の３「マイナンバー制度について」でございます。

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」に基づき、行政事務の効率化をはじめ国民の行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上、脱税や不正受給などの防止による公平・公正な社会の実現を、その目的としております。

また、ご質問にもありますとおり、「番号法」に基づく個人番号の通知や個人番号カードの交付等の市町村事務につきましては、「地方自治法」に基づく法定受託事務でございます。従いまして、本町といたしましては、引き続き本制度の安全かつ円滑な運用に努めるものでございます。

現在、情報提供ネットワークシステムを利用した他の団体との連携テスト、いわゆる総合運用テストを実施しており、本年７月からの情報連携の開始に向け、国や他の地方公共団体とも協力し、準備を進めているところでございます。

本町といたしましては、システムの安定的な稼働等につきまして、町村長会を通じて国に対し要望を行うとともに、関係法令及び「島本町個人情報保護条例」はもとより、「島本町特定個人情報等の取扱いに関する基本方針及び指針」に基づき、特定個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理措置を適切に講じながら、引き続き住民の皆様の個人情報の保護に努めてまいります。

以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、Ⅰ点目の２「地方自治の基盤となる地方財政対策なのか」についてでございます。

「地方財政対策」とは、国の予算編成に先立ち、総務省と財務省の折衝を経て決定される地方財源の総額を確保するための措置であり、地方財政の円滑な運営を図るための仕組みでございます。平成 29 年度の地方財政対策におきましては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営に必要な財源を確保できるよう、地方の一般財源総額について、前年度地方財政計画の水準を実質的に確保することを基本として講じられたところでございます。その結果として、地方の一般財源総額は、前年度に比べ 0.7％増の 62 兆 803 億円となっております。

なお、後段の、「本町の平成 29 年度予算における歳入確保の見通しについて」でございますが、「地方財政法」第３条第２項により、地方公共団体は予算編成にあたり、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定しなければならない、とされています。また「地方自治法」第 208 条第２項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされております。従いまして、歳入確保が見込まれる範囲内で予算編成を行うものでございます。

続きまして、Ⅵ点目の２「第四小学校校舎増築等事業については総合評価型一般競争入札を」についてでございます。

「総合評価一般競争入札」とは、地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から、最低価格落札方式により契約の相手方を選定することが困難であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもっ

て申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができるとする制度で、平成11年２月の「地方自治法」施行令の改正で、同施行令第167条の10の２に定められたものでございます。

契約制度としては、原則として価格のみによって落札者を決定する最低価格落札方式のほうが、明確かつ合理的であり、競争性・透明性及び公正性を図ることができると考えられます。しかし、当該契約の性質または目的から、価格のみによって落札者を決定すると合理性を欠く結果となるような場合には、総合評価方式のほうが適切であるケースもあるものと考えております。従いまして、単に予定価格が高額であるというだけの理由で、総合評価方式を採用するわけではございません。

議員ご指摘の第四小学校校舎増築等事業につきましては、その契約の性質または目的に照らし、最低価格落札方式だと不合理な結果を招くような特別の事情があると言えないことから、原則どおり、最低価格落札方式による入札が妥当であると考えております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、Ⅱ点目の１の「質の良い公的保育施設の拡充を」について、ご答弁申し上げます。

全国的な保育需要の高まりや大型の住宅開発の影響を受け、年々、保育所需要が高まる中、本町では、平成27年３月に定員200名の高浜学園の開設、平成28年11月には、大阪府内で初めてとなる公営住宅を活用した定員 12 名のＲＩＣホープ島本保育園が府営島本江川住宅に開設され、供給量の増加に取り組んでまいりました。また、現在、定員12名の小規模保育事業所を阪急水無瀬駅前に設置すべく事務を進めておりますが、全国的な保育士不足の影響などから、平成29年度においても待機児童の解消ができないのが現状でございます。

一方、平成29年度の町立幼稚園につきましては、平成29年２月21日現在で、第一幼稚園が111名、第二幼稚園が58名と、両園ともに前年度の入園児数を下回っている現状でございます。

なお、平成28年３月に策定いたしました島本町公共施設総合管理計画では、町立保育所の保有量に関する方針として、今後の住宅開発に伴う一時的な保育需要の増加には、「現有施設での対応とあわせて、小規模保育事業の実施や第四保育所移転後の施設活用なども含めた検討を行い、必要な対策を講じること」と位置付けております。また町立幼稚園につきましては、今後の利用動向や第二幼稚園の施設の老朽化を踏まえ、幼稚園としての施設数や床面積などを需要に見合う数量に変更することも念頭に、今後のあり方を検討することとしておりますことから、本計画に基づき、町内における大型開発の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、「保育士配置基準」につきましては、保育士確保が依然として厳しい状況にあり、町内民間保育園新規採用保育士への臨時給付金制度や、町内民間保育園での派遣に

よる保育士確保に対する補助制度、さらには平成29年度から町立保育所の臨時職員の賃金単価の増額など、様々な手立てを行っておりますが、成果が表れていないのが現状でございます。

このような現状から、町の保育士配置基準につきましては、以前にもご答弁申し上げましたように、年齢の高い４歳・５歳児の配置を国基準として保育士を確保し、待機児の受け入れを優先することが必要であると考えております。

次に、「働き方改革による仕事と育児を両立する施策」につきましては、男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司、いわゆる「育ボス」の養成やワーク・ライフバランスの実現に取り組む企業等への支援と啓発活動など、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、Ⅵ点目の１の「多文化共生・国際理解の教育」について、ご答弁申し上げます。

多文化共生・国際理解の教育につきましては、本町の教育委員会の重点目標・施策であり、我が国及び国際社会を担うより良い形成者として、豊かな人間性を育むための基礎を培う教育として、学校・幼稚園・保育所において、英語活動や英語教育の推進をはじめ多様な取り組みを進めております。

各学校においては、在日外国人や留学生等と交流したり、インターネット回線を利用しリアルタイムで外国の学校と交流を行ったりと、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに理解を深める取り組みを行っております。また、英語活動及び英語教育の推進にあたりましては、英語力の育成だけではなく、就学前から英語に親しみ、積極的にコミュニケーションを図り、他の国の言語や文化に対する理解を深めようとする主体的な態度の育成を図ることを重点として取り組んでおります。

このようなことから、今後とも多文化共生・国際理解の教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　次に、Ⅱ点目の２の「子どもの貧困対策」について、ご答弁申し上げます。

今年度、大阪府では「子どもの生活に関する実態調査」が実施され、その集計結果の中間取りまとめが本年１月に発表されたところでございます。この調査結果につきましては、今後、明らかになる最終調査結果を精査してまいりたいと考えておりますが、雇用・経済面や健康面、家庭での生活・学習面、支援が届かず孤立しているご家庭の状況などについて、多方面にわたる分析がなされているものと聞き及んでおります。

本町といたしましては、今回の中間取りまとめにおいて、困窮度の高い層に多いと指摘されているひとり親家庭に対して、国や大阪府と連携しながら、支援方策について検討してまいりたいと考えております。

子どもの貧困を解消すべく、生活困窮者支援、生活保護等の各種支援について、対象

となるご家庭を早期に把握し支援に繋げていくため、チラシの全戸配布や、広報誌・ホームページにより窓口や制度の周知を図っているほか、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署などの連携を図るための連絡会議も立ち上げ、各窓口での対象者への声かけなどを協力して行っているところです。

今後も、引き続き教育委員会とも連携を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。

次に、Ⅲ点目の１の「障害当事者の参画」について、ご答弁申し上げます。

本町の障害者施策や「障害者計画」及び「障害福祉計画」についての審議を行う障害者施策推進協議会は、学識経験者、関係行政機関や障害者施設の職員、関係団体の代表者、公募委員から構成されていますが、定数 15 人のうち３人が、身体障害・知的障害・精神障害のそれぞれの障害分野の当事者団体の代表として参画されておられます。また、障害者や家族を含む地域住民から広く公募を行い、２名の公募委員にも参画いただいており、当事者や地域のニーズ、サービス利用の実態等をできるだけ踏まえて、これまでも審議を行ってきたところです。

平成 29 年度に実施を予定しております次期「障害者計画」及び「障害福祉計画」の策定業務におきましても、アンケートやパブリックコメント等も含め、当事者や家族のご意見を幅広くお聞きし、計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、２点目の「福祉医療費助成」について、ご答弁申し上げます。

本町では、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築の検討にあたり、平成 28 年７月に府内市町村に対して、福祉医療助成制度の再構築における府の考え方に対しての意見照会があり、本町といたしましても、難病患者等の対象要件の見直しや激変緩和、一部自己負担の維持・軽減等について意見を申し述べるとともに、各党派に対する平成 29 年度大阪府当初予算に対する要望においても、同内容の要望を行ってまいりました。

府の再構築案については、まだ確定しておりませんが、本町を含む各市町村からの要望、当事者団体からの要望、府議会での検討などを踏まえ、当初予定されていた案から比べ、自己負担額の緩和や、実施時期の延長などの措置が追加されてきたものと聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、今後も他市町村と連携しながら、必要に応じて要望や意見発信等を適切に行い、再構築後の制度が円滑に実施できるよう努めてまいります。

続きまして、３点目の「介護の権利保障について」でございます。

本年４月からこれまで全国一律のサービスとして提供していた予防給付が、島本町が実施する介護予防・生活支援サービス事業に段階的に移行いたします。本年４月１日時点で、すでに要支援認定を受けていた方については、要支援認定の更新時期までは、従来の予防給付としてサービスを利用することとなり、本年４月１日以降に新たに要支援認定を受けた方については、新たな介護予防・生活支援サービス事業をご利用していた

だくこととなります。

介護予防・生活支援サービス事業の類型でございますが、訪問型サービスとしては、従来の予防給付と同様の基準となる「現行相当サービス」と基準を緩和した「サービスＡ」の二種類、通所型サービスとしては、「現行相当サービス」と基準を緩和した「サービスＡ」、本町の特徴的な取り組みである「いきいき百歳体操」と連動した「通所型サービスＣ」の、３種類のサービスを設定しております。

なお、平成 29 年度は制度移行当初であるため、基準を緩和した「サービスＡ」につきましては、参入いただく事業者の皆様の準備が整い次第、サービス提供が開始されると聞き及んでおります。そのため、当面の間は、ケアマネジャーによるアセスメントを経て、基準を緩和した「サービスＡ」だけでなく、従来の予防給付と同様の基準となる「現行相当サービス」を利用していただくことを想定いたしております。

今後も、サービス提供を行っていただく事業所の皆様の協力のもと、介護予防・生活支援サービス事業に移行した後も、支援を必要とされる利用者の皆様の状況に応じたサービス提供がなされるよう努めてまいります。

続きまして、４点目の「国民健康保険料の府内統一の見直しについて」でございます。

国民健康保険制度は、平成 30 年度から、都道府県が中心となって市町村とともに効率的な事業運営を行っていくこととなっており、大阪府においては、同じ所得、同じ世帯構成であれば、府内のどの市町村にお住まいであっても、同じ保険料となる「統一保険料」の導入に向けた検討が進められております。

先般、示された大阪府の試算では、府内 43 団体のうち 37 団体で上昇傾向にありますが、これはあくまでも現時点での試算であり、平成 30 年度の制度開始時点でどのような料率が設定されるかについては、未定でございます。

統一保険料の実施にあたりましては、大阪府国民健康保険運営協議会においての議論を踏まえ大阪府から示された料率を用いることとなり、本町の議会や国民健康保険運営協議会に対しましては、これまで同様、決定内容について、ご報告をさせていただくこととなります。

いずれにいたしましても、現時点で説明会を開催する予定はございませんが、平成 30 年度からの国民健康保険制度の都道府県化につきましては、大きな制度変更となることからも、広報やホームページ、保険料決定通知書及び保険証送付時等、機会あるごとに被保険者の方々にご理解いただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　それでは、Ⅳ点目の１の「企業の環境保全」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、事業者の社会的責任として、公害の防止対策や自然環境の保全などの環境保全対策に取り組むとともに、町が実施する施策の協力や、地域の環境保全

活動に参加いただくことにより、地域に貢献いただくことは、非常に重要であると認識しております。

本町内での事業者の取り組みといたしましては、小学校での出前授業や工場見学、森林整備などがございます。また、本町が子ども達への環境学習イベントとして実施する「ワクワク！しまもと環境学校」を昨年７月に開催した際には、２社の事業者の協力を得て、環境分野に関連したブースを出展いただいております。

引き続き、本町といたしましても、町内の事業者との連携を深めながら、地域の環境づくりの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、２の①「高槻市へのし尿処理の事務の委託の協定書」について、ご答弁申し上げます。

高槻市と島本町との、し尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託につきましては、各々両議会において可決され、平成 29 年２月 14 日付けで本委託について高槻市と協議書を締結したところでございます。また、事務の委託の経費に関する協定書につきましても同日付けで締結し、平成 29 年２月 21 日付けで議員の皆様にはお知らせさせていただいたところでございます。

なお、協定書につきましては、規約第３条第２項の規定に基づき、経費の額、支払いの時期及び支払いの方法について定めたものとなっております。

次に、②の「衛生化学処理場の解体撤去について」でございます。

衛生化学処理場については、本年４月より高槻市へし尿処理の事務の委託を行うことから、今後、解体撤去することとなります。本年度におきましては、解体工事に伴う設計を予定しており、あわせて関係法令等に従った必要な調査や事務手続き等についても進めてまいります。

議員ご質問のアスベストにつきましては、設計段階で含有されている箇所や種類について調査する予定であり、関係法令等に従い適切に対応し、周辺住民の皆様への周知などにつきましても、丁寧に説明してまいる予定といたしております。

次に、Ⅴ点目の「ＪＲ島本駅西側の開発」にかかるご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりへの住民参加につきましては、平成 24 年度に「島本町都市計画マスタープラン」を策定させていただいた際や、昨年度、当該地区に保留区域を設定させていただいた際に、島本町都市計画審議会の答申における付帯意見としていただいており、本町としても認識いたしているところでございます。

今後につきましては、当該地区における土地区画整理事業の進捗状況を鑑み、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合のご協力のもと、必要に応じて住民の皆様のご意見等をお聞きする必要があるものと考えております。

また、当該地区の業務代行予定者に選定されました株式会社フジタ・阪急不動産株式会社の共同企業体との業務協定書の締結時期等につきましては、現時点では未定ではご

ざいますが、今後、当該共同企業体と準備組合との協議が整った段階で、適切に締結されるものと認識いたしております。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、Ⅶ点目の「水道事業」について、ご答弁申し上げます。

本町の水道事業の基幹施設である大薮浄水場の更新につきましては、平成29年度末で概ね完了する見込みとなっております。

一方で、大薮浄水場の包括的な民間委託につきましては、平成24年7月に策定いたしました「島本町地域水道ビジョン」におきまして、目標達成のための実現方策の『持続』に、民間活力の導入として位置づけているところでございます。平成28年度の取り組みといたしましては、本町の水道事業の運営状況等を踏まえ、近隣市町村の運営状況や、実際に民間委託を導入している自治体への訪問やヒアリングなどを実施したところでございます。

本町の水道事業の運営につきましては、「いつでも、どこでも、安全でおいしい水を低廉に供給」することを基本理念としており、大薮浄水場の包括的な民間委託の導入につきましても、本町の水道事業が抱える諸課題を解決する有効な手段の一つとして考えておりますことから、引き続き調査・研究に努めてまいります。

以上でございます。

平野議員　ご答弁、ありがとうございました。委員会もありますが、再質問を数点させていただきます。

教育こども部に、まず質問します。「多文化共生社会の構築を」ということで質疑いたしまして、ご答弁では、英語活動及び英語教育の推進にあたって、いろいろと、こういった他の国の言語や文化に対する理解を深めようとする主体的な態度の育成を図ることに取り組むというようなことで、「多文化共生・国際理解の教育のさらなる充実に努めてまいる」とおっしゃっておりますが、私は今、中国、北朝鮮、韓国籍の市民に対する、いわゆるヘイトスピーチなどが非常に問題化して、国においてもヘイトスピーチに対する規制の法律ができたところです。

今、通常国会などで問題にもなっております国有地の、破格の値段で土地を買ったという森友学園が運営する幼稚園で、ヘイトスピーチまがいの文書が保護者に配られていたということ。このことも明らかになっていますね。ですから、中国や北朝鮮や韓国、アジアや中東の市民に対する差別や偏見、そういったことがないように、町内にも中国にルーツのある児童生徒がおられると思います。そういった国々の方々を差別しない、そういった教育を、多文化共生・国際理解の教育をするということが、今、すごく求められていると思うんですね。英語圏だけじゃなくて、そういうことをしっかりとやっていただきたいという思いで、この質問をしましたので、その点はいかがでしょうか。

それから、ＪＲ島本駅西側の開発について、ご答弁いただきました。先日、２月 24

日付けで島本町都市創造部長・名越部長名で、町議会議長に対して文書が来ました。「ＪＲ島本駅西地区における業務代行予定者の決定及び当該まちづくりに伴う大阪府職員の本町への派遣について」ということで、「本土地区画整理事業の進捗に伴い、本町といたしましても都市計画手続き等多くの課題に対応するため、大阪府職員の派遣を要請いたしておりましたところ、平成29年４月から都市創造部に１名派遣いただくことが内定いたしましたので、併せてお知らせします。」ということでした。

となりますと、この職員さん、大阪府の職員さんに対しては、本町が給与をお支払いするということになると思いますけれど、特に、この当初予算には予算は計上されていないかと思うのですね。この職員の方の待遇とか年間給与はどのくらいになるのですか。お示しいただきたいというふうに思っています。

それから、「子どもたちの未来をつくるために」ということで、１点目にお訊きしました「質の良い公的保育施設の拡充を」というところで、保育士配置基準について問いました。ご答弁では、「年齢の高い４歳・５歳児の配置を国基準として保育士を確保し、待機児童の受け入れを優先することが必要であると考えております。」ということです。私は、町の独自基準は、非常に保育の質を担保する大事な基準だと思っております。ですから、基準を国基準に引き下げるということは問題だと思っていますので、こういったご答弁は納得いかないと私は思っております。

今年の予算に関しましてね、この年齢の高い４・５歳児の配置は、当然、町基準になっているものと私は思っているんですけど、そうかどうかということを確認させてください。

以上、よろしくお願いします。

教育こども部長　まず、多文化共生社会、国際理解の教育ということで、先ほどご答弁申し上げましたように、学校ではいろんな取り組みも進めております。いろんな見方、考え方があるということの理解を深める取り組みを進めていくということで、取り組んではおります。

また、教職員にありましては、研究組織として、人権教育に関わってのそういった組織もしておりまして、それに対する授業研究なども行っておりますので、先ほど議員からご指摘がありましたようなことにつきましても、そういう研究組織の中でもいろいろと、子どもたちへの指導方法について研究をし、子どもたちに対して理解を深められるように取り組みを、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

それと、保育士の配置基準についてでございます。４歳・５歳児というのは、本来、国であれば30対１というところを、島本町は25対１ということでやってます。これ以外にも、３歳児でしたら国が20対１に対して15対１、それと１歳児が６対１に対して４対１という、町基準を持っているわけです。その中でも、特に１歳児の部分については、多くの自治体で５対１であったり４対１というような取り組みもされてます。３歳

以上については、大体の自治体が――大阪府内の自治体ですけども、国基準ということで実施されている現状もございます。

このような中で、保育士が非常に確保が困難ということでございますので、ご答弁させていただきましたように、年齢の高いほうから国基準を採用して、１人でも子どもさんを受け入れるということを考えていかなければならないというふうに認識しているということでございます。

現在、町では、町基準を守った形で保育を実施をしております。

（平野議員・自席から「答弁がないので」と発言）

都市創造部長　西側のまちづくりにかかります大阪府からの派遣を受けることに対する人件費についてのお問い合わせでございます。

まだ、実際、形としましては、原則、今の大阪府でいただいておられる給与がそのままシフトされて――金額的に、本町から支出をさせていただくという状況になるわけでございますが、まだ具体的に、一定、派遣が可能という旨の内示をいただいた段階でございまして、個々具体にまだ人件費については、私どものほうでは計算ができておりません。あと役職的な部分につきましては、都市創造部理事で都市計画担当というような部分でイメージをいたしております。

また予算については、今回、内示を受けましたのが２月に入ってからということでございますことから、またしかるべき時期に、補正予算等で対応させていただきたく考えているところでございます。

以上でございます。

平野議員　ＪＲ島本駅西側の問題ですけれども、大阪府から派遣を受けるということで、今、理事待遇とおっしゃいましたね。確かＪＲ島本駅新駅設置のときにも、大阪府から来ていただきました。理事待遇というのは月額 60 万、お支払いしたと思います。となりますとね、期末手当なども含めたら１千万近いお金を、この事業のためにお支払いするわけですからね。多額の税金を、この西側開発に町が使うということになります。

今、フジタ・阪急不動産共同事業体業務代行予定者は、地権者に対しては意向調査を始めるということです。そうしましたらね、これだけの税金を払って、この事業を町としては支援していくわけですから、やっぱり住民の意見、意向を聞くということが、私は必要だというふうに――以前から言っておりますけど、改めましてアンケートを取るなり意向調査をするということが筋、手続きだと思います。

まちづくり活動支援業務は、すでに大阪府都市整備推進センターに約 100 万、委託料を新年度も委託するということは計上されていますけれど、今回の大阪府の派遣職員の予算計上は補正予算でということですけれど、１千万近いお金をお支払いするということになりますのでね。税金の使途としては、しっかりと住民に説明して、それから、ほんとに町のための計画と言うならばね、まずは、この事業の妥当性について問うべきだ

と思います。それは９月の請願がありまして、「西側地区を農地として維持・活用することを求める請願」が出て、多くの住民が、このような思い、希望、意向を持っているということがわかったわけですから、当然、改めて意向調査をするというのは、私は町のあるべき姿だと思っております。いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

都市創造部長　まちづくりに関しまして、住民等の方々のご意見等聞くことについては、一定、必要であるというふうには認識いたしております。しかしながら、まだ具体に、どの時点で、どのような方法をもってという部分については、今後、検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

伊集院議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 54 分～午後２時 10 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、日本共産党の発言を許します。

河野議員（登壇）　2017 年度骨格予算に対しまして、日本共産党町会議員団を代表して、会派代表大綱質疑を行います。

予算説明書によりますと、「雇用・所得環境が改善し、民需を中心とした景気回復」などとうたわれていますが、国においては現政権になってから、エンゲル係数が 2013 年から 16 年まで４年連続上昇し、歴史的に見ても、1980 年代以来、約 30 年ぶりに高水準になったことが明らかになっております。全体として消費が落ち込む中で、食費が増える一方、医療費などは落ち込んでおり、国民の暮らしがゆとりをなくしていこうということを浮き彫りにしています。間違ったアベノミクスが、国民に有害なことは明らかだと思われます。

大阪府におかれましても、依然として医療助成の改悪推進、子ども医療助成の入院療養給食助成や、特別養護老人ホーム施設建設補助、街かどデイハウスなどの補助削減など、身近な暮らし・福祉を削り続け、子どもの貧困率は全国２位を占めるなど、府民はさらに生活苦を強いられ、島本町の財政にも少なからず影響を与えてきました。

この点を明らかにし、私たち島本町、自治体のあるべき姿と、小規模自治体の生きる道を議論すること、さらに私たち会派・議員としては、１月末より町政アンケートを全戸に配布し、現時点で１ヵ月足らずの間に、200 通以上の返信をいただき、鋭意集計中であります。この中で示された声を余すことなく行政や予算論議、本議会に反映し、「島本町のことは島本町民で決める」、この決意のもと、今任期最後の予算大綱質疑を行わせていただきます。

１点目です。「地方自治の本旨とは」、住民福祉増進のための財政見通しをもとに問

います。

①点目です。基金の取り崩しについて、伺います。島本町独自で努力できる点について、伺います。

2016年9月議会で示されました島本町の財政収支見通しに照らし、第四小学校の児童数増加に伴う校舎・学童保育室増築の要因が新たに加わり、基金の取り崩し額が見通しよりも大幅増額となっていると聞いております。しかし、小・中学校の設置や保育の実施義務などは市町村の責務であり、安易にプレハブなどで対応するものではなく、児童生徒の教育環境を守るための仕事であり、また、このような事態のために日常的に基金を積み立ててきたものであると私たちは考えております。町長の見解を伺います。

②点目です。大阪府の過去の補助金カット、例えば子ども医療助成、中学校部活動指導者派遣事業、学校警備員配置、振興補助金など、府民の営業、暮らし、教育面の落ち込みによる町財政の減収について、伺います。

２点目です。「公共下水道会計――町債・公債費（借金返し）の問題での借り換え、繰り上げ償還など、国への要望行動」について、伺います。

公共下水道特別会計による資本費平準化債の増額について懸念をいたすものですが、同時に、公共下水道会計での繰り上げ償還・低利の起債への借り換えなどの国のさらなる支援や、島本町の努力について、ここ数年来の取り組みと効果額はどうだったのか、答弁を求めます。

３点目です。「住民の財産　公共施設総合管理計画などの取り組み・進捗」について伺います。特に道路・橋りょうの長寿命化について、大阪府都市計画道路の廃止及び企業・開発の大型車両通行による道路・橋りょうの維持管理への影響について、伺います。

４点目です。「人権文化センター　今年こそ憲法25条が輝く住民に開かれた施設に」を求めて、質問をいたします。

この施設内で起こった島本町職員の無断欠勤に対する懲戒免職処分を巡っての裁判は、島本町側の実質勝利判決となりました。しかし、職員の信用失墜行為の温床となった行政機構、施設のハード・ソフト面への十分な反省や総括は必要であり、執行部はもちろん、議会のチェック体制も問われるものです。

2005年度決算議会において、不公正な同和行政の問題が明るみになった時期、決算が町議会全会一致で不認定になったことを受け､私たち会派は翌12月議会に100条調査特別委員会設置を提案するなどをしてまいりましたが、結果として、議会のチェックは相当不十分だったことも、大いに反省すべきだったと考えております。

そこで質問です。障がい者トイレのバリアフリー化がいよいよ進められ、安堵しております。今後は、エレベーター設置も急がれます。障がい者や要介護の年長者を差別しない、開かれた施設としての検討経過を伺います。

５点目です。「広域連携　ごみ処理・し尿処理問題をはじめとして、この間、得た教

訓」を伺います。

ごみ処理広域化交渉の教訓について、①点目です。

川口町長として３期 12 年間、住民への説明責任、住民合意、ほかの自治体との協議の経験から導き出された教訓を伺います。

②点目です。ごみ焼却炉８時間運転の弊害と長寿命化について。

精密機能検査報告書により明らかになった８時間炉による焼却炉へのダメージは、ごみ処理の現場では常識となっております。少しでも長持ちさせるために、１炉を１週間に１回休ませるなど、まずは１日でも長く焼却炉を維持し、補修費を減らす努力から払うべきではありませんでしょうか。答弁を求めます。

③点目です。図書館の広域利用について。

図書館の広域利用が、いよいよ始まります。高槻などでは、公共施設の駐車場が有料となっております。島本町は、ふれあいセンターの駐車場は利用料が無料であること、また上牧地域にはまだ図書館がないことなどを考えますと、島本の図書館利用者は一気に増えると思われます。図書館職員の有給取得率が際だって少ないことが、2015 年度決算議会でも明らかになっております。広域利用においての利用者数の増加は、どの程度見込んでおられますか。答弁を求めます。

６点目です。「教育の場での貧困・格差、さらなる是正」を求めます。

島本の就学援助制度の所得基準は、府下でもトップクラスの、生活保護基準の 1.5 倍となっております。この基準はもちろん堅持させるとともに、支給を前年度所得で４月からとすること。また特に中学校の入学準備金は、小学校６年生のときから制服などの購入により要りようとなるため、６年生のときの所得を用いて小学校卒業前に支給をし、万一、所得に差が出た場合には後日精算をするなど、実効性のある支給法としていただきたいと思っております。答弁を求めます。

７点目です。「子どもたちに豊かな学校生活を提供するために、35 人学級の実現」を求めています。

少人数学級の効用は、子どもたちの学級生活が落ち着き、先生の目が一人ひとりに行き届く、校内での暴力事件、怪我が減ったなどという効果に、枚挙に暇がありません。我が会派の議員の６月議会の一般質問で、島本で 35 人学級を実現するには、教師１人当たり約 400 万円が必要と、答弁をいただいております。

大阪府は今、小学校２年生までしか 35 人学級を実施していません。島本町で言えば、３クラスから４クラス分、1,200 万円から 1,600 万円でできる施策であります。大阪府が夢洲に万博・カジノを誘致しようとしておりますが、その交通施設を整備するためだけに 4,400 億円が必要だと聞いております。国や大阪府によって 35 人学級の実現を迫るとともに、島本町独自でも、その実現に取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。答弁を求めます。

８点目です。「待機児・過密保育の解消を」

来年度も待機児が増える模様です。待機児問題は、昨年度に続いて今年も全国的に大問題となっており、これは安倍自公内閣の取ってきた、小手先の既存施設への積み込み策が破綻したものと考えます。子ども１人当たりの面積基準や保育士の配置基準の基準緩和では、保育の安全も守れない、待機児の解消にも繋がらないということが明らかになっています。

島本町もまた、国の保育所増設、保育士の待遇改善という抜本対策が取られない施策の中で、苦労を強いられていることは十分に承知しております。その中でも、小規模保育所を造り、独自の保育士確保策を講じてきたことなどは大変評価するものです。島本の高い保育士配置基準の堅持とともに、今後とも現第四保育所跡の保育所開設など、待機児解消に努めていただきたい。

それとともに、今なお町立２ヵ所の公立園と山崎保育園は過密状態にあります。子どもたちがのびのびと園で過ごすためにも、職員の労働環境の面からも、また精神的な負担の面からも、この過密状態は一日も早く解消されるべきだと考えております。国、大阪府に対して有効な待機児対策を求めるとともに、島本町としても待機児対策・過密解消対策を講じていただきたい。答弁を求めます。

９点目です。「国民健康保険の広域化　いきすぎた大阪府の統一保険料は撤回を」

①点目です。国民健康保険業務が、都道府県単位の業務となっていきます。国では、自治体単位の保険料を無理に統一化する必要はないと明言していますが、大阪府では、府下一律に統一化されます。それに伴う大阪府の試算では、６自治体だけが値下げ、島本町も含めたほとんどの自治体で国民健康保険料が値上げする（される）ことが明らかになっております。大阪府だけの統一保険料はやめるべきだと要望すべきです。見解を伺います。

②点目です。予算書では、保険料１人当たり 4,534 円の値上げ、率にして 4.2％の増だということですが、島本町独自で保険料を決められる最後の年であります。黒字で、基金も持って運営している島本町の国民健康保険料は値上げしないとの決断をすべきだと考えます。いかがでしょうか。答弁を求めます。

10 点目です。「後期高齢者医療での保険料軽減措置廃止の影響」を伺います。

後期高齢者医療の保険料の法定軽減が、今年度、廃止されることになっております。この措置の影響で、島本町では対象者は何人で、金額は幾らの影響を受けることになるのか、答弁を求めます。

11 点目です。「介護保険制度の島本町独自減免制度は予算内で可能です。即時実施」を求めます。

島本町には、未だ介護保険の保険料・利用料などの独自減免制度がありません。前の 2016 年、予算議会の民生教育消防常任委員会の中で、高槻市での決算額をもとに、同程

度の減免制度を設けた場合、第１号保険者保険料に影響する金額は１人当たり約１円で済むことが明らかになりました。第７期の計画を立てるときには必ず実現を、と求めます。答弁を求めます。

以上です。

川口町長　それでは、まず私から、日本共産党を代表されましての河野議員の大綱質疑のうち、５点目の①「広域連携」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町のような小規模自治体にとりまして､広域連携による効率的な行政運営の推進は、極めて重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、広域連携は相手のあることで、当然のことですが、こちら側の一方的な都合で実現するものではございません。連携する相手方の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係のもとに、誠実に粘り強く協議を重ね、双方の利益を生み出すものでなければ、その実現は困難であると認識をいたしております。

また、そのことにつきましては、行政の職員はもとより町議会の皆様とも十分に認識を共有させていただく必要があるとともに、住民の皆様に対しましても、適宜、適切な時期に、必要な情報提供をさせていただくことが肝要であると、このように考えております。

以上でございます。

総務部長　続きまして、１点目の①「基金の取り崩しについて」でございます。

平成 29 年度予算（案）資料でもご説明させていただいておりますとおり、歳入におきましては、第１款　町税から第 10 款　地方交付税までと、臨時財政対策債を合わせた主な一般財源の総額は、前年度よりやや増額を見込んでおります。

一方、普通建設事業費が、第四小学校校舎増築等事業や第二学童保育棟新築事業、第四学童保育室整備事業などにより、前年度と比べほぼ倍増していることや、社会保障関係経費の一般財源負担も増加していることなどから、約５億 4,300 万円の基金を繰り入れることとなったものでございます。

なお、過去の基金の積み立てにつきましては、町有地の売払い収入は公共施設整備の財源として活用するため、主に公共施設整備積立基金に積み立ててまいりました。一方、各会計年度において決算剰余金を生じたときは、「地方財政法」第７条の規定に従い、その２分の１を下回らない額を財政調整基金に積み立て、各会計年度間の調整を図ってきたところでございます。

今後の財政運営におきましても、各種事業の実施にあたり臨時的に基金の取り崩しを余儀なくされることもございますが、一方で、決算剰余金や臨時的収入については基本的に積み立てを行うなど、適切に対応してまいります。

次に、②の「大阪府の過去の補助金の見直しについて」でございます。

これまでの大阪府の補助金の見直しにつきましては、本町に直接関係するものといた

しまして、ご指摘のように福祉・教育部門などの補助金の見直しがございましたが、一部で補助金削減と同時に、地域福祉・子育て交付金、新子育て支援交付金、学校安全交付金など、新たな交付金制度が創設され、補助金から交付金化がなされたものでございます。

現時点で、その影響額を試算することは困難でありますが、本町の財政運営にあたりまして、各種事業を廃止するなどの大きな影響は無かったものと考えております。

以上でございます。

上下水道部長　次に、２点目の「公共下水道会計――町債の借り換え、繰り上げ償還など国への要望行動について」でございます。

本年度は、一般会計における厳しい財政状況の中、一般会計からの繰入金について５千万円を削減し、その削減分を元金償還費と減価償却費との差額について起債が認められている資本費平準化債の発行により、歳入確保に努めたところでございます。

また、公共下水道事業特別会計における「繰り上げ償還、低利の起債への借り換え」につきましては、平成 22 年度において国の公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき借り換えを実施し、年利７％以上のものにつきまして、民間資金に借り換えております。繰り上げ償還につきましては、国の公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき実施することになりますが、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、さらに３年間延長し平成 24 年度まで実施されたものであり、現在の残債につきましては、実施できる状況には至っておりません。

このことから、地方債制度の改善として、公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施や要件緩和など、大阪府町村長会を通じての国への要望のほか、公益社団法人日本下水道協会を通じ、地元選出の国会議員に対しましても要望活動を実施しておるところでございます。

現時点におきましては、国の公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施や要件の緩和に至っていないことから、その効果額はお示しすることができません。このことは本町だけの問題ではなく、公共下水道事業を抱える市町村全体の要望であると認識しておりますので、要望活動につきましては、引き続き各団体を通じて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　次に、３点目の「大型車両通行による道路・橋りょうの維持管理への影響」について、ご答弁申し上げます。

現在、町域内におきましては、戸建て住宅やマンション建設にかかる大型開発が予定されており、大型車両の通行が増加するものと推測しております。

なお、本町が管理する跨線橋などへの影響といたしましては、「道路構造令」や本町の「道路の構造の技術的基準を定める条例」に基づき、通常計画される１日当たりの計

画交通量から申しますと、計画範囲内での交通量であり、既設構造物への影響はないものと認識しております。

しかしながら、大型車両の通行路線における道路舗装面の損傷等については懸念しており、本町といたしましては、開発事業者に対して事前協議の段階で、開発行為に伴う工事車両の通行等を原因として施工区域周辺の道路舗装等に破損等が発生した場合は、補修を行うように協議指導してまいります。

次に、５点目の②「焼却炉８時間運転の弊害と長寿命化」について、ご答弁申し上げます。

本町の清掃工場は、１日８時間で 23ｔの処理能力を持った焼却炉が２炉あり、合計日量 46ｔの処理施設となっております。

議員のご指摘のとおり、連続炉などに比べると、バッチ炉については日々の立上げ・立下げによる炉内の温度変化により焼却炉への負担が大きくなることは認識しておりますが、ご提案いただいている週１回炉を休ませるという運転方法につきましては、本町の可燃ごみの発生量から鑑みて、実施は難しい状況にあり、現在の運転方法が一番効率のいい運転方法であると考えております。

また、ごみの減量や焼却炉の負担軽減等のため、昨年４月からごみ袋の透明・半透明化を実施しております。導入効果といたしましては、具体的な量の把握はしておりませんが、清掃工場で勤務している職員からは、焼却灰に含まれる不燃物の量が減ったと聞いており、住民の皆様のご協力により、一定焼却炉の負担軽減に繋がっているものと考えております。

本町といたしましては、引き続き施設の運転方法や補修費の削減につきまして、常にあらゆる方策を検討しながら、施設の長寿命化に繋がるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、４点目の「人権文化センターへのエレベーター設置」について、ご答弁申し上げます。

人権文化センターにおきましては、高齢者の利用が多く、また障害のある皆様が安全で安心して利用していただくためには、施設のバリアフリー化は喫緊の課題であると認識いたしております。ご指摘のエレベーターの設置につきましては、施設内部の部屋等の配置状況からエレベーター棟を設ける必要があり、その工事費につきましては、概算ではありますが、約 3,300 万円程度を見込んでおります。

町の財政状況等を勘案いたしますと、特定財源の確保が必要でありますが、エレベーターの設置工事につきましては、国の地方改善施設整備補助金の対象外であるため、他の補助金等の確保を含め検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高齢者や障害のある皆様に安全で安心して快適にご利用い

ただける施設とするためにも、定期的な危険個所の確認・改善はもとより、できる限り早いバリアフリー化に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、５点目の③「図書館の広域利用」について、ご答弁申し上げます。

図書館の広域利用につきましては、本年７月から開始予定で事務を進めておりますが、現時点で利用増加人数を具体的に見込むのは困難でございます。しかしながら、本町に隣接する高槻市の上牧、神内、淀の原地域の方々の利用が特に見込まれ、対象人口は約7,300人と把握しております。

今後、本年７月以降の利用者の動向を見ながら、必要な人員確保等につきまして、関係部局と協議のうえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、６点目の「教育の場での貧困格差、さらなる是正を」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度の決算大綱質疑の折りにもご答弁させていただきましたように、本町では例年６月を当初の申請受付期間とし、７月上旬に認定の決定を行った後、新入学児童生徒学用品費等と給食費などの実費負担分をあわせて、８月末に初回の就学援助費の支給を行っております。

この申請時期の設定につきまして、本町では対象世帯の直近の経済状況を算定対象とすべく前年１年間の世帯の収入状況を基礎としており、これを把握するための所得証明の発行が６月以降であることから、６月を当初の申請期間としているものでございます。

なお、給食費などの実費負担分につきましては、支払いが困難な場合、１学期分として８月末の支払いができるよう配慮しております。

また、中学校就学時の学用品費等にかかる就学援助費の事前支給につきましては、所得の算定を含めた認定事務に要する期間が必要であり、支給後に転出や私立中学校への就学が決定されることや、所得状況の変化により、一旦支給した就学援助費の返還を求める必要が生じることも考えられ、その返還に応じられない保護者があった場合には、新たな債権管理が必要となるなど、事務局、学校現場ともに多くの労力を要することが予想されるなど、課題もありますことから、事前支給は困難であると考えております。しかしながら、今後とも申請後、できるだけ速やかに支給できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、７点目の「子どもたちに豊かな学校生活を提供するために、35人学級の実現を」について、ご答弁申し上げます。

平成28年６月定例会議における河野議員からの一般質問の中で、平成27年度実績をもとにした35人学級を実施した場合の経費試算を、ご答弁させていただいたところでございます。

ご指摘のとおり、町独自で教員を任期付き職員として採用した場合には、人件費が事業主負担を含めて教員１名につき年間 400 万円程度が必要であると見込まれるほか、学級担任を任せられる任期付き職員の確保や選考などの雇用にかかる事務、必要な教室数の確保など、単独での実施には様々な課題があると認識しております。

このような現状の中においても、学校運営ができるだけ円滑に行うことができるよう、担任の補助や授業の支援を担う授業支援講師などの臨時職員を各小学校に配置し、児童数の多い学年の教員の負担軽減や、きめ細やかな指導につながるような措置を従前から講じており、また平成 29 年度におきましては、１クラス当たりの在籍児童数が 40 人に近い学年が多く発生する見込みである第二小学校に、さらに１名の授業支援講師を配置すべく当初予算に計上させていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでも大阪府町村長会を通じて、個に応じたきめ細やかな指導を徹底するため、小学校全学年での 35 人学級編制の実現や、学級編制に際し、支援学級在籍児童・生徒を含めた人数を基礎とした学級編制とすることを国に強く働きかけるよう大阪府に要望しているところであり、大阪府からも職員定数の改善や支援学級在籍児童・生徒の交流及び共同学習が一層推進されるよう、加配を含めた適切な人的措置等の条件整備を国に強く要望していく旨の回答もいただいておりますことから、今後とも大阪府や府内市町村と連携して、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、８点目の「待機児、過密保育の解消を」について、ご答弁申し上げます。

本町といたしましては、これまで平成 27 年 3 月に定員 200 名の高浜学園の開設、平成 28 年 11 月には、大阪府内で初めてとなる公営住宅を活用した定員 12 名のＲＩＣホープ島本保育園が府営島本江川住宅に開設されるなど、待機児童対策に取り組んでまいりましたほか、現在、定員 12 名の小規模保育事業所を阪急水無瀬駅前に設置すべく、事務を進めているところでございます。

また、保育士確保策として、町内民間保育園新規採用保育士への臨時給付金制度や町内民間保育園での派遣による保育士確保に対する補助制度、さらには平成 29 年度から町立保育所の臨時職員の賃金単価の増額など、様々な手立てを行っておりますが、成果が表れていないのが現状でございます。

このような現状から、町の保育士配置基準につきましては、以前にもご答弁申し上げましたように、年齢の高い４歳・５歳児の配置を国基準として保育士を確保し、待機児の受け入れを優先することが必要であると考えております。

さらに、町立第四保育所移転・新設に伴うその後の活用に関しましては、平成 28 年３月に策定いたしました島本町公共施設総合管理計画において、将来の世代に過大な負担を残すことのないよう、今後の人口動向を注視し、ライフサイクルコストなど長期的な視点を踏まえ、計画的に対応することとしております。また、国及び大阪府に対しまし

ては、特に保育士等の人材確保策について、引き続き有効な対策を講じるよう要望してまいります。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、９点目の「国保広域化に伴う大阪府の統一保険料の撤回」について、順次ご答弁申し上げます。

①の「統一保険料はやめるべきだと要望すべき」についてでございます。

国民健康保険制度は、平成 30 年度から都道府県が中心となって市町村とともに効率的な事業運営を行っていくこととなっており、大阪府においては、同じ所得、同じ世帯構成であれば、府内のどの市町村にお住まいであっても、同じ保険料となる「統一保険料」の導入に向けた検討が進められております。先般示された大阪府の試算では、府内 43 団体のうち 37 団体で上昇傾向にありますが、これはあくまでも現時点での試算であり、平成 30 年度の制度開始時点で、どのような料率が設定されるかについては未定でございます。

統一保険料に関しては、平成 22 年５月に、当時の大阪府知事と府内市町村長との意見交換会において「府内統一保険料」を目指していくということで一致し、その背景には「そもそも市町村ごとに保険料率が異なることは負担の公平性に問題がある。府内の統一保険料を目指していくべきである」との認識があったことから、統一保険料実現に向けた検討がなされたものと認識をいたしております。

また、統一保険料の導入につきましては、大阪府だけでははなく、奈良県等、複数の都道府県においても、検討されているものと聞き及んでおります。

本町の国民健康保険では、必要な医療が受診しやすい環境にあること及び加入者の高齢化により医療費が増加傾向であること、そのため保険料も上昇傾向が継続することが見込まれる中で、医療費水準を保険料に反映しない統一保険料による運営は、大阪府によるスケールメリットを生かした、より安定的な保険財政運営が図れるものと認識しております。

次に、②の「国民健康保険料の値上げについて」でございます。

まず、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、平成 27 年度及び平成 26 年度とも、実質収支としては黒字決算となっておりますが、前年度繰越金及び基金繰入金を除いた単年度収支といたしましては、赤字が続いております。平成 29 年度当初予算につきましては、国民健康保険加入者数の減少や被保険者における前期高齢者割合の上昇等により、今後も医療費は増加傾向であると予測され、これらの要因を勘案したものとなっております。

平成 30 年度以降、国民健康保険制度は都道府県化され、大阪府では保険料は統一されていくこととなりますが、現在の各市町村が積み立てている基金については、変わらず各市町村が保有することとなります。大阪府から示される保険料目標収納率に不足が生

じた場合、翌年度の保険料に上乗せして保険料を賦課しなければならない制度が検討されていることからも、不測の事態に備え、可能な限り一定額の基金を保有しておく必要があるものと認識いたしております。

また、保険料軽減を目的とする基金の取り崩しについては、国が一定のルールを示しており、本町は対象外となっていることからも、現時点で基金等の取り崩しによる保険料の抑制は考えておりません。

次に、10 点目の「後期高齢者医療での保険料軽減措置の廃止の影響について」でございます。

後期高齢者医療の保険料軽減特例につきましては、平成 20 年度の後期高齢者医療制度がスタートして以来、実施されてきた制度でございます。具体的な内容につきましては、均等割部分について、被保険者の世帯の所得に応じて７割・５割・２割を軽減する措置が設けられておりますが、特例として、７割軽減を受ける方につきましては、９割または 8.5 割軽減とするものでございます。また所得割について、一定の所得以下の方につきましては、５割を軽減する措置が設けられております。加えて、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方につきましては、それまで保険料を負担していなかった実態を考慮し、均等割り部分について、資格取得後２年間は５割を軽減する措置が設けられておりますが、特例として期間を定めず、９割軽減とするものでございます。

今回の主な改正内容は、所得割につきましては、平成 29 年度に２割軽減、平成 30 年度に軽減なしとすること及び元被扶養者の均等割を平成 29 年度に７割、平成 30 年度の５割、平成 31 年度に軽減なしとするものでございます。

平成 29 年度改正における本町の被保険者の皆様への影響でございますが、平成 29 年２月時点で試算いたしますと、所得割軽減が現行の５割から２割に変更されることにより、286 人の被保険者の方に影響があり、１人当たり年間保険料としては 9,035 円、総額で約 258 万円となります。また、元被扶養者の均等割軽減が現行の９割から７割に変更されることにより、171 人の被保険者の方に影響があり、１人当たりの年間保険料として１万 330 円、総額で約 177 万円となります。

次に、11 点目の「介護保険の独自減免の実施について」でございます。

本町の介護保険料につきましては、「第５期介護保険事業計画」まで、低所得者の保険料段階区分の設定を他の自治体と比較して低い保険料率を適用していたことから、これまで町独自の減免を実施せず、介護保険事業を運営してまいりました。

平成 27 年度から平成 29 年度までを期間とする「第６期介護保険事業計画」を策定する際には、独自減免につきましても検討を行ってまいりましたが、国におきまして、低所得者に対する介護保険料の軽減対策が講じられたことから、生活保護世帯や世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯で前年の課税

年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方を対象とする、いわゆる第１段階の方につきましては、通常の乗率 0.5 を 0.45 と設定し、年間保険料を 2,940 円減額いたしました。

また、本町独自の低所得者対策といたしまして、住民税非課税世帯の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万を超え120万円以下の方を対象とする第２段階につきまして、通常の乗率 0.75 を 0.7 と設定するとともに、保険料の段階設定を「第５期介護保険事業計画」期間中の特例段階を含む 10 段階から 12 段階に変更し、高所得者のご負担をこれまで以上にお願いすることにより、低所得者への保険料軽減に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、「第７期介護保険事業計画」の策定を進めていく中で、国や他自治体の動向を注視しつつ、保険料段階区分ごとの保険料率の考え方を含め調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　先ほど１問目の質問の際に、ちょっと申し遅れました。今回の骨格予算の審査資料の請求をしておりますので、取り扱いをよろしくお願いいたします。

時間が少しありますので、若干、再質問をさせていただきます。

大阪府の補助金カットの影響額については具体には示すことができない、ということでありました。ただ、そのことの影響によって、何らかの制度の廃止に至ることもなかったということについては、私たち会派も十分承知はしております。それは島本町として、例えば学校警備員を、大阪府の補助金が全額カットされた後も、島本町の単独として努力をされて、学童保育の延長時間も含めて門前の学校警備を守っているからということになります。すなわち、それは島本町の財政負担に大きく影響を与えているということになります。

２点目の部活動指導者派遣事業についても、大阪府は全額カットをしておりますが、島本町として、これも単独で存続をし、もともと十分とは言えない、たぶん１学期、毎日部活動の支援をされたら底をつくぐらいの１人当たりの補助金と聞いておりますので、それを超えた場合は、本当に無償のボランティアとして、今、成長著しい、一番大事な時期の中学生の部活動を、忙しい教職員に成り代わって支えていただいているということがありますので、過去に、この点について教育長のほうにお尋ねしたときに、５年間において約２千万を超える財政負担を島本町は強いられているということは、数字の上でも明らかになっております。

そういったお金が、仮に１年間 400 万あれば、少人数学級への支援講師をもう１名配置することも十分できるということが言えるわけで、本来、大阪府がやるべきことは少人数学級、これは全国でも 35 人以下を２年生までしかやっていないのは、熊本県、広島県、大阪府だけと聞いています。それ以外の都道府県は、何らの形で３年生以上の少人

数学級などの手当てをされて、一人ひとりの子どもたちに行き届く教育に、都道府県としても努力をしていると。先ほど部長の答弁では、大阪府から国にも要請をされているということですが、私たちは、国はもちろん、大阪府もやるべきことがあるというふうに考えております。

その点も含めて、すでに町村長会でも、これは要望されているというふうに記憶しております。間違いがなければ、答弁は結構です。

あと、また医療助成の問題については、これも数字の上で、決算議会で明らかにしてまいりました。2015 年度から大阪府の子ども医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度の所得制限を厳しくされています。大阪府の補助が、制限が厳しくなったことによって、大阪府の補助の収入は前年度に比べて約１千万、減額となっております。そういう意味で、島本町の財政負担が増えていると。

特に島本町は、現役世代も含めて、割り方所得水準の高い人たちが多い町だと聞いていますので、所得制限が厳しくなればなるほど、受ける影響も大きかったということになります。この点についても島本町議会として、その後、12 月議会であったと思いますが、大阪府知事宛てに所得制限をもとの基準に戻せということは、この島本町の議会の全会一致ということで、意見書を大阪府知事宛てにすでに送っておりますが、残念ながら、今の段階で大阪府によって、この医療費助成制度としての措置はされていないということですが、これも間違いがなければ、答弁は結構です。

引き続き、これは国や大阪府に対して、特に大阪府については身近な府民の暮らしや教育について手当をすべきだと、さらに要望を重ねていただきたい。見解を求めます。

３点目で言う、公共施設総合管理計画。この点については、ご答弁いただきました。道路・橋りょうの長寿命化という点で、ご答弁をいただいております。私たち、道路について特に専門家ではありません。そういう目から見ると、今、大型工事が始まった中で、コンクリートミキサー車、10ｔトラックが日々往来をしていると。それとあわせて大規模な、大企業が桜井、このふれあいセンター周辺に集積していることから、今まで以上に大型車両が通行することが増えていると。

一企業に関して、警察を通じてお聞きしたところ、１日 100 台のトラックが使われている、行き来をするということも聞いてますが、今、答弁のあった計画交通量というものは、この１日 100 台プラス様々な大型公共事業の建設事業などに供するトラックの台数を合わせましても、まだまだ十分と言えるのか。計画交通量というのは、一体、どの程度のものなのか。参考までにお示しください。

あとは、公共施設総合管理計画ということを申し上げました。これは骨格予算でありますので、これ以上の町長への質問は差し控えをいたしますが、しかしながら、新たな平成 29 年、2017 年度を迎える４年間というのは、「総合計画基本構想」の見直し、それに伴う「都市計画マスタープラン」の見直し、さらに第三小学校の耐震化工事、第四

小学校の校舎増築工事が、これはリーダーがいかに代わろうとも島本町としてやっていかなければならない仕事だというふうに認識しております。

そういった意味で大切な４年間となりますが、もちろん、その中には役場の耐震化ということが目の前の課題として迫っておりますが、このことについては、「総合計画基本構想」の見直しの議論の中で、島本町の今後 10 年間をどうするのかという大きな議論をすることになっております。この点は、過日の一般質問でも様々議論がありました。今、合併しかないというような、いろいろなものが流布されている中で、しっかりとした住民、職員、議員との意見を交換させるということが必要だと思っておりますし、その中で体育館の耐震化、あるいは廃止してしまった町立プールの課題などについても差し迫っております。

そういったことについて、基本構想でのまとめ上げということの中で方向性を作っていくだろうと思いますが、今の段階でお考えのことがありましたら、答弁を求めます。

伊集院議長　通告の内容で、お願いします。

河野議員　すみません、時間がないですね。

あと教育こども部におかれまして、今回、「35 人学級の実現」ということで申し上げました。骨格予算ということの中では、今回、いただいた答弁は、授業の支援講師を第二小学校に関して１名、当初予算から配置をするということですので、私たち 10 数年来、35 人以下学級ということを求めてきましたが、画期的な、貴重な一歩であるというふうに認識いたしました。引き続き、この点についてはさらなる改善、あるいは学校教職員、ＰＴＡの皆さんのご意見を聞いていただいて、でき得る努力をまた続けていただきたい。

この点については１校ということですが、ほかの３小学校については 40 人ギリギリ、あるいは支援学級の生徒が加わった場合 40 人を超える学級編制ということは、今のところ見られないということなのでしょうか。答弁を求めます。

あとは、保育所のことです。過密保育解消のことを申し上げて、先ほどの会派の答弁も含めまして、いよいよ保育士配置の町独自基準を４歳・５歳児に改悪をすると。待機児解消のためだということになれば改善ということですが、明らかに保育士さん１人にとっては荷が重くなるということははっきりしてますし、労働の強化になるということで言えば、今、何とか続けてくださっている保育士さんが離職しないだろうかと、大きな懸念を抱いております。その点について、やはり慎重な対応を求めますし、この間、補正予算として措置した予算が概ね１年半措置されると聞いておりますので、そこでの様々な運用のほうが先に議論されるべきではなかったのでしょうか。答弁を求めます。

あと、第四保育所の建て替え問題についての答弁もいただいておりますが、この４年間の経験からをもとに考えますと、公募という手法を取らなかったということもありますけれども、はたして５ヵ所目の保育園が民間保育園でほんとに大丈夫なのか。この点は、たぶん、この４年間で住民のほうから厳しい目で見られてきたというふうに思いま

す。公立保育所としての整備ということも、結果的に建設事業に大きなお金を費やした結果、半分ぐらいしか子どもを預かれないというようなソフト面を残すようなことになれば、仮に民間活力の導入ということをうたわれても、効果は上がらなかったということで言わざるを得ませんので、そういうふうにならないように民間活力ありきということになるのか。はたして今、現実に 100％を超える保育を実施してくださっている、やはり公立保育所の整備ということも視野に入れるべきではないのかと、この４年間の経験をもとに私たち会派としては考えます。現時点での見解がありましたら、お示しください。

以上です。

教育こども部長　ちょっと、ご質問だったかどうか、わからない部分もあったんですが、まず、大阪府の補助金に関しては警備員の配置に関する部分、中学校の部活動の部分での削除があったということで、この点については町村長会の、部長で集まる機会もあるんですけども、毎年、要望活動の中で、これは復活して欲しいなという議論はしております。その中で、各自治体で工夫を凝らして学校の安全対策、あるいは部活動の教職員の軽減というのを、それぞれで取り組んでいっているというのが現状でございます。

それから、35 人学級の件につきましては、これまでもご答弁を何回もさせていただいているように、大阪府に対しては、国に対して支援学級も含めた 40 人という基本で学級編制をして欲しいという要望は、引き続き、ずっと続けておりますので、これに対しても引き続きやっていきたいなと思っております。

それと、保育士配置基準については、先ほどもご答弁申し上げましたように、年齢の低い部分についての必要性は十分理解していますので、４歳・５歳の部分について国基準ということも致し方ないのではないかというふうに考えているところです。

それから、今後の第四保育所のあり方ということでございますが、現状では、新たな第四保育所の移転新築ができましたら、民間活力を活用するということは、これまでも申し上げているとおりでございまして、それはそういう方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

それと小学校の関係で、第二小学校に１名の支援講師の配置ということ。これもなかなか難しい部分でありましたけども、第二小学校は特に 40 人近い学級が多いということで、何とか１名でも配置ということで、何とか確保といいますか、予算要求することができました。ほかの学校で支援学級も含めて 40 人を超えるというところは、現状ではございませんので、特に第二小学校が課題であるということでございます。

以上でございます。

健康福祉部長　大阪府の補助金カット、子ども医療助成の部分についてでございますが、確かに平成 27 年４月の府制度の改正で所得制限が厳しくなりまして、府制度受給者が減少して、府補助金が本町に入ってくるのが減っておるというのは事実でございます。た

だ、町単独助成分として町で実施している分については、新子育て交付金として交付金でいただいておるということからすれば、特定財源全体では増加しているのかなというふうに思います。

また、この件につきましては、例年ですが、今年も平成28年８月に町村長会から大阪府の来年度の予算に対する要望ということで、乳幼児医療費助成については、平成27年度の改正で引き下げられた所得基準を以前の基準に戻すとともに、通院・入院ともに助成対象年齢を小学校卒業までに引き上げること、というような要望を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

総合政策部長　公共施設の総合管理計画についてのご質問をいただきました。計画に示しております五つの管理方針、議員もご承知のとおりですが、施設保有量の圧縮、機能優先への転換と多機能化への推進、計画的な維持保全による長寿命化、管理運営の効率化、財源の確保、この五つの管理方針に基づきまして、現在、各施設ごとの管理に関する基本方針、これについて検討しているところでございます。

ご指摘いただいている役場庁舎を建て替えるのか、耐震化するのかというような問題につきましては、選挙後の肉付け予算等で一定の方向性が示せればなということで、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　町道におきます計画交通量についてのお問い合わせでございます。

各幹線等によって変わってくるんで、一例で申し上げますと、役場の前にございます町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線で申しますと、１日当たり１万２千台が計画交通量でございます。

以上でございます。

河野議員　再質問がたくさんございまして、さらに、今、答弁いただいた内容、あるいは前の質問のご答弁に対しても続けてお訊きしたいこともありますが、続く各常任委員会において審査、質疑をさせていただきたいと思います。

ただ、就学援助制度については、確かに他の市町村においても、前倒しで支給をしているところが増えているというふうには聞いてますので、技術上、手続き上は可能であるというところでは先進自治体を研究していただくということと、見なしによる支給、確かに、払った後、返してもらわないといけなくなったときに返してもらえないというような、そういった時代、今の世相などもないとは言えませんけれども、しかしながら、やはり助かる保護者、中途半端にカードなどでローンを組まなくても済むとか、そういうふうな保護者の生活が担保されれば、やはり、それは子どもの豊かさにも撥ね返っていくというふうに思いますので、ご一考願えればと思いますが、国が生活保護基準を改悪した際にも、島本町は生活保護基準改悪どおりに基準を引き下げずに、高い支給対象

を堅持していただいております。これも含めて、大阪府ではトップクラスということを聞いておりますので、そこのところの努力は十分に評価するところです。

このことを申し上げまして、大綱質疑としては終わらせていただきます。

伊集院議長　以上で、日本共産党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時07分～午後３時20分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員（登壇）　それでは、平成29年度当初予算案並びに行財政運営全般について、大綱質疑を行います。

いつも申し上げていることですが、本町は京都と大阪という大都会の中間に位置しながら、山と川に囲まれた自然豊かな環境と交通至便な立地条件に恵まれた、とってもありがたい、素晴らしい町です。行政区域面積16.8㎢の７割が山林、すなわち残り５㎢の中に３万人が暮らすという、行政運営するうえでは抜群に効率の良いコンパクトタウンなのです。また、大きな災害もありません。この恵まれた、かけがえのない島本町の良さ、利点、持てる資源を有効に活用して、明るい将来を切り拓いていくことこそが町民の願いであり、行政に課せられた責務であります。町長が誰になろうとも、このことは不変であります。

それでは、重点に絞って質問させていただきます。

１点目．「本町の今年の財政運営について」

そのうちの①点目．今年度の一般会計予算案の説明では、「今年の国の地方財政対策では、地方創生に取り組むための経費を引き続き計上するとともに、公共施設等の老朽化対策や緊急防災・減災事業の対象事業が拡充され、地方の一般財源総額について前年度以上の水準が確保された」とあります。この政策の恩恵は、本町の今年の予算案の中のどこに反映されているのでしょうか。

また、今年度も約５億円の積立基金を取り崩す予算編成にも関わらず、「財政の健全性は確保する」としていますが、基金取り崩し以外の方法はなかったのでしょうか。

②点目．例年、本町の地方交付税は他市町村に比べて少ないように思っています。交付税額の決定に大きく関係する標準財政規模と基準財政収入額の関係を、本町の場合に当てはめて説明してください。

③点目．今年度の歳出削減努力の具体的な項目と目標値をお示しいただきたい。常々財政が厳しいと言いつつ、しかも、毎年のように「徹底した歳出削減に努める」と言われていますが、昨年、この席で目標値について確認しましたが、町長は「具体的な項目についての削減目標は設けていない」と答弁されました。

しかし、今年度も５億円規模の基金取り崩しを余儀なくされる中、どの項目で、どれ

くらい歳出削減をしようとするのか。そして、数値目標の設定がなければ、それはただの「言うだけ」に過ぎません。今年、特に歳出削減に力点を置かれている項目について、お示しください。

２点目．「電力料金の削減効果と実効果見込み額」について、伺います。

ようやく昨年４月から、高圧受電の公共施設でＰＰＳ（新電力）を導入し、それ相当な削減効果をあげていると聞いています。当初は１千万円の見込みと低めに見積もっておられましたが、期末近い現段階において、どれくらいの削減効果が見込まれているのか。また、昨年４月からの低圧受電部門自由化に伴うさらなる削減に向けて、本年度の取り組み策について、お示しください。

３点目．「毎年、多額の費用がかかっているコンピュータ関連費用の削減」について。

本件についても、歳出削減効果が大きく見込まれている費目として、以前から何度となく提案していることですが、特にクラウド・コンピューティングの導入についての検討状況と、いつ頃、実現可能かの見通しについて、お聞かせください。

４点目．「清掃工場の包括運営委託に関しての進捗具合と今後の方針」について。

検討委員会による検討作業は終わって、１年以上が経過しています。検討結果を踏まえて、包括運営委託するのかしないのか、議論が必要と考えています。いつまで先送りするのか、今後の方針なりスケジュールについて伺いたい。

５点目．「ふるさと応援寄附金獲得には、もっと真剣に取り組む必要があるのではないか」

昨年、専門業者に委託して事業の充実を図ったにも関わらず、予算計上は昨年と同額の 500 万円。それに引き替え、本町住民から他市町村への寄附金による税の流出は４倍以上である実態があるにも関わらず、全く危機感が感じられません。これでは何も考えていないと同じ。また、返礼品は少し増えたとはいえ品数も圧倒的に少なく、全く商品訴求力が感じられません。今年度、具体的な対策は考えておられるのか、伺いたい。

また、以前にも申し上げましたが、本町ホームページを見ても、インパクトがない。もっと魅力あるホームページに刷新してもらいたい。いかがでしょうか。

６点目．「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の一つ、『新しい人の流れをつくる』の施策」は。

本件の計画期間は、平成 31 年度までの５年間ですが、戦略案では、個々の施策についてのブレークダウンされたものはありません。本年度のにぎわい創出や魅力的な観光拠点づくりについては、どのような施策を計画されているのか、具体策を伺いたい。戦略策定が「絵に描いた餅」で終わらせないよう、地道に、年々具体策を計画・実行していただきたい。本年度の方針、計画をお示しください。

以上です。

総務部長　それでは、外村議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、１点目の①「地方財政対策と本町の当初予算案との関係について」でございます。

「地方財政対策」とは、国の予算編成に先立ち、総務省と財務省の折衝を経て決定される地方財源の総額を確保するための措置であり、地方財政の円滑な運営を図るための仕組みでございます。これは、あくまで地方財政の収支を均衡させるための財源対策として講じられるものですので、国が、その積算根拠として地方財政の歳出において見積もった事業を、地方において必ず実施しているわけではございません。

なお、本町の当初予算におきましては、緊急防災・減災事業の対象事業の拡充を活用し、全国瞬時警報システム――いわゆるＪアラートでございますが、それの更新の財源として緊急防災・減災事業債を予定しております。この町債は、充当率が 100％で、後年度の元利償還金の 70％が交付税措置されるものでございます。

次に、後段の「基金の取り崩しについて」でございます。

平成 29 年度予算（案）資料でもご説明させていただいておりますとおり、歳入におきましては、第１款　町税から第 10 款　地方交付税までと、臨時財政対策債を合わせた主な一般財源の総額は、前年度よりやや増額を見込んでいるものの、普通建設事業費が、第四小学校校舎増築等事業などにより前年度と比べほぼ倍増していることや、社会保障関係経費の一般財源負担も増加していることなどから、約５億 4,300 万円の基金を繰り入れることとなったものでございます。

財源確保にあたりましては、可能な限り国・府支出金や町債を活用し、基金の繰り入れを最小限に留めつつ、住民福祉の維持向上に必要な事業を行うために歳出予算を計上したものであり、今後におきましても、財政の健全性の確保とのバランスを取りながら、予算を調製してまいります。

次に、②の「標準財政規模と基準財政収入額との関係について」でございます。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標でございます。一方、基準財政収入額とは、普通交付税の算定にあたり各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状況において徴収が見込まれる税収入等を、一定のルールにより算出した額を言います。

標準財政規模の具体的な計算方法は、基準財政収入額の各税目から割り戻した数値と地方譲与税等により標準税収入額等を算出し、これに普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を合算して算出いたします。標準税収入額等が大きくなりますと、基準財政収入額も大きくなり、普通交付税額は減りますが、全体としては、基準財政収入額が大きい団体のほうが標準財政規模も大きくなるという関係にあります。

次に、③の「本年度の歳出削減努力の具体的項目と目標値について」でございます。

毎年度、予算編成にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、それぞれの費目において効率的な事業実施と事務の合理化に努めております。予算編成方針で

は、事務用文具品の予算の抑制や、公用車の更新にあたっての考え方を示しているほか、各部局において、それぞれ創意工夫をもって歳出削減の努力をしており、予算全体としては、経常経費において前年度並みとなるよう努めているところでございます。

なお、平成29年度一般会計当初予算における歳出の経常分は約91億4,300万円で、ほぼ前年度並みとなっております。

今後におきましては、「第５次島本町行財政改革プラン」の後継計画の取り組みの中で具体的な数値目標等を掲げることとなれば、その内容を、予算編成においても反映させてまいります。

次に、２点目の「電力料金の削減効果と実効果見込み額について」でございます。

東日本大震災後に、本町において実施した節電対策につきましては、現在まで継続して実施するとともに、平成27年度には電気料金のさらなる削減を目指し、特定規模電気事業者を選定し、平成28年度からは高圧受電施設17施設において、特定規模電気事業者から電力需給を開始している状況でございます。

その削減効果につきましては、平成28年度予算ベースで約１千万円の削減額を見込んでおりますが、施設によって効果の大小はあるものの、17施設全体で、現時点では当初の削減額を上回るのではないかと思われます。

次に、「低圧受電施設における新電力の需給について」でございます。平成28年度からの低圧受電部門の自由化に伴い、電力を需給し得る低圧受電施設等におきましても、高圧受電施設と同様にできるだけ安価に電力を調達できるよう、平成29年６月からの電力需給に向け、現在、業者選定にかかる事務を進めているところでございます。

また、都市ガスにつきましても、平成29年度からガス供給が全面的に自由化されることから、より安価に都市ガスを調達できるよう、平成29年６月からの都市ガス需給に向け、現在、業者選定にかかる事務を進めているところでございます。

次に、３点目の「毎年、多額の費用がかかっているコンピュータ関連費用の削減について」でございます。

クラウド・コンピューティング導入につきましては、以前にも同様のご質問をいただいたところでございます。クラウド・コンピューティングにつきましては、具体的な導入における課題整理や調達手法等の調査・研究及び情報交換等を行う組織として、現在、大阪府総務部ＩＴ推進課を事務局とする自治体クラウド導入検討会が設置されております。本町は、この自治体クラウド導入検討会に参加しており、平成28年度におきましては、地方公共団体情報システム機構主催の自治体クラウド推進セミナーに参加するなど、これまでも調査・研究を進めてまいりました。

これまでの調査・研究におきまして、クラウド・コンピューティングの導入は、ノンカスタマイズであれば経費削減効果が見込まれるとともに、災害時においても所管するデータを専用のセンターなどで安全に管理できるといった、システム面におけるメリッ

トもございます。一方で、府内自治体におきましては、クラウド・コンピューティング導入に対する関心は高いものの、共同でクラウド化を推進することについては、各団体ごとの事務処理方法及び各種様式の違いや、現行システムのリース期間の違いなどの課題もございます。

本町のコンピュータシステムにつきましては、複数の業者のシステムにより構成されているシステムや、パッケージプログラムに町独自のカスタマイズを加えたシステムなどにより、現在、安定的に稼働しております。クラウド・コンピューティングの導入では、既成のシステム体系にどれだけあわせられるかが費用の軽減のポイントとなるものと考えておりますが、すでにクラウド・コンピューティングを導入されている府内の団体によりますと、何らかのカスタマイズが必要となっており、必ずしも経費的に下がっていないとの声も聞いております。

いずれにいたしましても、クラウド・コンピューティングの導入にあたりましては、マイナンバー制度における他団体との情報連携等の対応のため、平成 30 年度以降が適した時期であるとも聞き及んでおりますことから、本町におきましては、現基幹システムの賃貸借契約期間が満了する平成 32 年度までに、本町にとりまして、単体クラウド方式と共同クラウド方式のどちらが適当であるのか、また、その導入に向けた課題や調達手法等を、他団体の事例なども参考に、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　次に、４点目の「清掃工場の包括運営委託に関しての進捗状況と今後の方針について」でございます。

本町では、平成 27 年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの、老朽化している箇所があることがわかりました。本検査結果は、今後の維持管理と施設整備等の参考としてまいりたいと考えております。

また、包括運営委託の導入につきましては、平成 26 年度に有識者４名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において検討しております。本委員会においては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲について決定する必要があると、まとめられております。本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び施設の状況も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えておりますが、平成 29 年度以降の施設整備内容については、現時点では決定しておりません。

よって、包括運営委託の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、判断してまいりたいと考えております。

次に、５点目の「ふるさと島本応援寄附金について」でございます。

平成 27 年度の税制改正におきまして、ふるさと納税による寄附控除額が拡大されたことや、確定申告が不要となるワンストップサービスが実施されたことなどにより、より多くの方がふるさと納税制度による寄附を実施される状況となっております。

これらの状況を踏まえ、平成 28 年度から、町内企業や事業所の商品を寄附者への返礼品とし、まちの魅力を全国にＰＲするとともに、クレジットカードでの寄附を可能とするなどの利便性を向上させ、より多くの皆様からご寄附をいただけるよう、様々な検討を重ね、制度設計を行ってまいりました。

返礼品の募集にあたりましては、昨年８月に、町内の商工会会員に対して商工会を通じてお知らせし、９月には、返礼品としての特典を出品いただく事業者向けの説明会を開催し、その後、応募いただいた事業者の返礼品をもとに、昨年 11 月から運用を行っております。

なお、本町における最も知名度の高い特産品であるウィスキーを返礼品の一つに加えることにつきましても、サントリースピリッツ株式会社と協議を重ねてまいりましたが、出荷状況等の理由によりまして、現時点において協力することは困難であるとの回答をいただいております。

その後も、町内事業者への返礼品の応募について、様々な機会を通じて協議をさせていただいており、少しずつではございますが、返礼品の数も増加してきているところでございます。また新たな返礼品として、本町の特産品の一つであります筍につきましても、１月には島本地区筍生産者協議会に対して協力を依頼し、２月には生産者に対して説明会を開催したところであり、現在、新たに追加するための手続きを行っているところでございます。

なお、これらの取り組みは町内事業者の皆様のご協力が不可欠でありますことから、引き続き事業者に対して精力的に応募を呼びかけることにより、魅力的な返礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、新たに発生する様々な業務について、専門的なノウハウを持つ事業者と契約し事業を進めておりますが、今後はより多くの方にまちの魅力を知っていただき、ご寄附をいただくため、その他の委託事業者との契約も行うことで、複数事業者でのお申し込みが可能とすることについても検討しているところでございます。

本町といたしましても、住民の皆様が他市町村への寄附をされることにより、税収が大幅に減収することは大変な危機感を覚えているところであり、これらの対応策については、日夜、調査・研究を行っております。

なお、寄附額の多い市町村の傾向としては、第一次産業が充実している自治体はもちろんですが、取り扱う返礼品が、商品券などの金銭類似性の高いものや、電子機器などの資産性の高いもの、また同じ食品であっても高額または寄附額に対し返礼割合の高い

返礼品などが含まれる自治体は、寄附額が増加する傾向があります。さらには、自らの自治体の特産品ではなく、魅力的な特産品を他自治体の事業者から仕入れた小売店が返礼品として提供する場合もあります。これらについては、寄附金の増加が自主財源の確保策として有効である一方、国が示すふるさと納税の主旨から逸脱する可能性もあります。また、各自治体の裁量にゆだねられている本制度の運用が、過度な自治体間競争にも繋がっているとの議論が全国的にもなされている中で、返礼品制度の幅広い運用につきまして、慎重な対応が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、今後の国の動きを注視しつつ、自主財源の確保はもとより、町内商工業の活性化とまちのＰＲを推進することを目的として、本制度の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、６点目の「地方創生について」でございます。

「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、平成 27 年度に「島本町総合計画」やそれらを踏まえた分野別マスタープランと連動する新たな計画として策定し、平成 31 年度までの５ヵ年計画として進捗管理を行っております。本計画においては、「新しい人の流れを作る」という項目を基本目標の一つに位置付け、具体的な施策として、「定住・観光プロモーションの推進」や「魅力的な観光拠点づくり」「人を惹きつける定住環境づくり」を掲げております。

議員ご指摘の「にぎわい創出や魅力的な観光拠点づくり」に関する施策といたしましては、「総合戦略」と同時期に策定いたしました「島本町定住促進・観光振興計画」を積極的に推進するとともに、近隣自治体や商工会をはじめとする関係団体との連携による観光事業の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

具体的な事業内容といたしましては、サントリー山崎蒸溜所と連携した観光事業として「ジャパニーズウィスキー発祥の地を訪ねて」と題したツアーの開催や、阪急電鉄・近隣自治体との連携事業である「観光あるき」の開催、また、本年３月にオープンする「さくらであい館」に関連するイベントへの参画、その他、大阪府や企業等が実施する広域的な観光事業への参画なども予定しております。また、にぎわい創造事業補助金制度による団体への支援や、観光マップの増刷、さらには一般社団法人高槻青年会議所との連携によるマスコットキャラクター作成に関する取り組みも進めているところでございます。

平成 29 年度につきましては、まちのにぎわいづくりの一環として、これまで商工会や町内事業者と連携しながら取り組んでおります「離宮の水」ブランディング事業や、各団体が実施している「おもてなし」に関する観光プログラムなど「定住促進・観光振興計画」に基づく各種取り組みを実施するとともに、関係団体への積極的な支援を引き続き行ってまいる予定でございます。その他、観光施策だけでなく、「総合戦略」に位置付ける魅力的なまちづくりを目指した定住促進施策についても、適宜進めてまいります。

本年度につきましても、国の地方創生に関する各交付金等を活用しながら、新たな事業展開についても積極的に検討し、引き続き、本町の「まち・ひと・しごと総合戦略」及び「定住促進・観光振興計画」を計画的に推進できるよう、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、５点目の後段「ホームページ」に関するご質問でございます。

本町のホームページにつきましては、平成21年３月からＣＭＳ（Content Management System）と呼ばれるシステムを導入し、これまで広報担当課がホームページの作成・更新を一手に行っていたものを、各課でページを作成・更新できるようにすることで、必要な情報を迅速に提供できるよう刷新いたしました。これにより、導入前は約700ページでありました総公開ページ数が、現在は約2,800ページまで増加いたしております。内容面におきましても、近隣市と比較しても概ねスタンダードな構成となっており、必要な情報を迅速に提供できる媒体として機能しているものと認識をいたしております。

一方、本町の魅力を発信する広報媒体として、平成27年４月から、島本町公式フェイスブックを開始いたしました。本町の魅力や、住民の皆様の生き生きとした活動など、様々な出来事を迅速に発信しており、注目度の高い記事では２万人以上の方がご覧になるなど、町の魅力発信という点において、非常に有効な媒体であると考えております。

いずれにいたしましても、本町のホームページにつきましては、今後とも住民の皆様にとって、見やすく、わかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

なお、「インパクトのあるホームページに刷新を」とのご意見につきましては、引き続き他市町の取り組みなどを調査・研究するとともに、フェイスブックなどの新しい広報媒体の活用や､ホームページを刷新した場合の費用及びメンテナンスの難易度などを、総合的に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

外村議員　種々、ご答弁いただきました。まだ時間がありますし、私は民生でございますので、総務建設は質問できませんし、民生でも委員長ですから質問できませんので、時間の許す限り、質問させていただきます。

一つは、私、一般質問でも申しましたけども、本町の財政力が高いせいか交付金（税）が少ない。交付税はどうやって決まるのかというと、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものということで、そこに差額を補てんしていただいていると。本町が毎年３億円から４億円の基金を取り崩さなければ予算がうまくできないというんであれば、これは基準財政需要額を歳出と考えれば、収入以上に歳出計画を組んでいるということになるんですが、それは、そのとおりの理解でよろしいんでしょうか。それと、基準財政需要額と標準財政規模の違いを、もう１回、説明してください。

２点目．28年度の電力削減ということで、今、１千万は当初予算を組んでたというこ

とですけども、それ以上上振れするということですけども、もうすでに３月ですから、ほぼ目途が付いてると思うんですけども、幾らぐらいになるのか、再度、その点についてお答えください。

３点目．クラウド・コンピューティングについては、私はもうずっと申し上げているけども、ずっと長い間、調査・研究をしている、そしてクラウド・コンピューティングについては欠点も少なくないので、というようなネガティブな話をずっとされてきたわけですけども、そこで、答弁にありましたように、すでに何自治体かが府内では導入していると。そして導入している自治体に聞きますと、カスタマイズが必要となっており、必ずしも経費的に下がっていないと聞いていると。じゃ、具体的に大阪府下 43 自治体で何自治体が導入していて、具体的に声を聞いたというのはどこから聞かれたのか、自治体名を教えてください。

４点目．にぎわい創造ということで、「離宮の水」のブランディングというのがあります。たまたま奇しくも昨日、この資料もらいましたけども、これはブランディング事業というのは、要するにロゴを使って、いろんなビジネスに使ってくださいということなのか、単にこれを知名度上げて客というか、島本町への旅行客を増やそうとしているのか。この事業者を募集するということは、当然、島本町にとってどういう恩恵があるのか。例えば、ロゴを使ってロイヤルティをもらうというのか。島本町に対する、どういう効果があるのか、お示しいただきたい。

それと、私、前から、この「離宮の水」はほとんど町内でない人が水を汲みに来ていて、現にこれは湧き水ではないので、汲み上げるのに電気代だとかポンプの補修代がかかっていると。そういう意味で、私はぜひ課金をしろという話を何度か提案しました。しかし、それは課金はされなかったということですけど、このようなことを今度しようとすれば、さらに水の需要も増えると思いますし、どういうふうに考えておられるのか。

そしてもう一つ、基本的なこと、この「離宮の水」というのは、地下水に所有権がというのあるのかわかりませんけども、この水を汲み上げて、仮に事業者に、このロゴを使ってロイヤルティもらうとすれば、そのロイヤルティは水無瀬神宮さんと折半するのか、どういうふうな形なのか。その辺の考え方があるなら、教えてください。

最後に、ホームページにつきまして、いろいろ努力していただいているのは結構ですけども、私、２点ほど気になったことがありましたので、それについて申し上げます。

ホームページ、私もしょっちゅう見てますけども、この間、これは担当部長に言いましたけども、一つは、住民福祉審議会の日程が２月６日、月曜日なのに木曜日となっていた。これが私、６日が正しいのか木曜日が正しいのか、わからなかった。それで、たぶん修正されるんだろうなと何回も見てたら、ずっとされなかった。結局、私が言うまでされなかった。もう１点は、進捗情報で「説明会の案内」というのがありました。これはＪＲ島本駅の開発に関する説明会、これは地権者向けの説明会だったんですけども、

タイトルは「説明会の実施案内」と書いてある。何の説明会か、わからない……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。こんなタイトルの新着情報なんて、あり得ない。誰がこれをチェックしているのか。みんな、やっぱり幹部の人はときどき見て、これはおかしいじゃないかと言わなきゃならん。誰も見てないじゃないですか。

だから、何か方式を、誰かが一手にやるのから各課に変えたということ。結構ですけれども、やっぱり、ときどきは見て、これはおかしいとか、見る人にとって、これでわかるのかと考えて、注意していただきたい。ぜひ、これは今後やっていただきたいというお願い、これは注文でございます。

そして最後に……。

伊集院議長　答弁時間も、よろしくお願いします。

外村議員　十分、あります。先ほど平野議員から、大阪府からの派遣、１人いただくということで聞きましたけども、私もこれについては、これは本町からお願いしてきてもらうことになったのか、大阪府から１人入れろということになったのか。この辺のいきさつが知りたいのと、どういう任務、どういうタスクをしていただくために迎えるのか。

伊集院議長　通告内で、よろしくお願いいたします。

外村議員　いやいや、そんなの全般やから、いいんじゃないですか。

伊集院議長　大綱質疑の通告内で、よろしくお願いいたします。

外村議員　いや、平野さんだって通告してましたか、あれ。

伊集院議長　申し合わせ事項に記載されておりますように、通告内で、よろしくお願いいたします。各常任委員会に付託されますので。

外村議員　じゃ、結構です。とにかく、今、質問したやつ、再質問、お願いします。

総務部長　多数のご質問、再質問をいただいてます。

まず、島本町は他市町村と比べて交付税が少ないのではないかという、財政力の問題でございますが、税が豊かであれば、いわゆる交付税が少なくなる。これはナショナルミニマムを守るという、これは全国統一のことでございます。そういうことで財政力が高いということは税収が多いということなので、交付税が少ないという、そういう結論になります。

それから、基準財政需要額と本町のいわゆる歳出というのは、一部は関連しますが、交付税の基準財政需要額が見ているのは、国が制度設計をしている、つまり法律で定めているとか、そういったことで行政をやるうえで必要な一般財源を、基準財政需要額は理論算入をしている、実態の数字とはかなりかけ離れております。ですから、町の歳出でも、町の単独事業というのがあります。そういった単独事業というのは、需要額には全く入っておりません。ですから、そういう関係にあるということでございます。ですから、他市町村でも単独事業の量によっても、全然、基準財政需要額との比較で変わってきていると思います。

それと、標準財政規模と基準財政収入額なんですが、議員のご質問のところで、まず「交付税額の決定に大きく関係する標準財政規模」というふうにあるんですけども、これは全く理論的には逆でございまして、標準財政規模の計算をするうえで、普通交付税が下ります。普通交付税を計算する中で、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたのが普通交付税になるので、いわゆる基準財政収入額があってはじめて標準財政規模が決まるというふうな形に、関係的にはそういうふうになります。

それから、次にＰＰＳの件でございますが、季節的な要因など、前年対比を単純にすることはなかなか難しいんですが、役場の庁舎の部分だけを捉えますと、いわゆる前年度の実績よりも､今の段階で約２割ほど効果が出ているというふうなデータが出てます。ただ、他の施設につきましては規模の大小がございますので、同じような効果というのが、まだ確認はできておりません。

それとあと学校施設では、特に第一中学校でございますが、耐震工事をやっている中で、仮設の校舎を設置しております。その歳出というのもあるんですが、これはプレハブ部分は関西電力と契約をしているので単純になかなか比較をできない。いずれにいたしましても、当初予算を上回るのではないかというふうに、今現時点で考えております。

それと、あとクラウド・コンピューティングの部分で、カスタマイズがあるので必ずしも削減にはなってないんじゃないかというのは、２年ぐらい前だったと思うんですけども、町村会の総務部長会議で、そのときに出席をしている町村の総務部長全員に聞きまして、どこだったか、ちょっと、南のほうだったと思うんですけども、そのときに、そういうお声があったということでございます。

以上でございます。

都市創造部長　再度の、水無瀬の「離宮の水」に関するお尋ねでございます。ちょっと数点いただいておりますので、前後するかもわかりませんが、まず、今回のブランディングについては、一応、事業所が活用することを想定いたしております。認証組織を組織いたしまして、要はロゴを商品に貼っていただく。それを売っていただくというようなイメージでございます。先では、ふるさと納税に関わります返礼品にも、ブランディングした商品も活用できればなと考えているところでございます。

あと具体的な、先ほど議員のほうからロイヤルティということでお話あったんですけども、町としては一定、ライセンス料的なイメージを、現在しているところでございます。しかしながら、詳細についてはまだ決まっておりません。

あと、「離宮の水」の通常汲んでおられる方への課金についてのお話でございますが、現時点におきましても、従前どおり、地域の方も喜んでご利用されているという実態に鑑みまして、従前どおり無料ということを考えております。

あと、地下水の所有権についてでございますが、基本的には水無瀬神宮であるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

総合政策部長　町のホームページに対するご指摘をいただきました。町のホームページに誤りや、わかりにくい表記があったということでございます。お詫びを申し上げます。一層、チェックに努めまして、見やすく、わかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

伊集院議長　1分14秒を切っております。

外村議員　わかりました。いろいろお聞きしました。また私が質問したことに対して、こういう質問の追加の質問を委員会でしようというんであれば、各委員におかれましてやっていただけば結構だと思いますので、委員会におまかせしますが、1点、先ほど都市創造部長から「地下水の所有権は水無瀬神宮にあると認識している」、それはあなたの認識なんですか。法的な何かあるんでしょうか。

都市創造部長　今回、「離宮の水」の活用についてはブランド推進協議会という組織を立ち上げておりまして、そこに参画いただいております弁護士の見解でございます。

以上でございます。

伊集院議長　以上で、外村議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後4時05分～午後4時06分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第17号議案から第30号議案までの14件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案から第30号議案までの14件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3、第31号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第31号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「国民健康保険法」施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。平成29年２月22日に「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が交付され、平成29年４月１日から施行されることに伴い、「国民健康保険法」第81条の規定に基づき、政令で定める基準に従って改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

改正内容といたしましては、国民健康保険料の軽減判定所得を拡充するものでございます。現在、一定所得以下の世帯につきましては、保険料の均等割及び平等割を７割・５割・２割と軽減いたしておりますが、今回、５割と２割の軽減対象世帯を拡大するものでございます。

５割軽減につきましては、現行の33万円＋26万５千円×被保険者数を33万円＋27万円×被保険者数に、２割軽減につきましては、現行の33万円＋48万円×被保険者数を33万円＋49万円×被保険者数に改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年４月１日でございます。

なお、附則におきまして、経過措置として平成29年度以降の年度分の保険料について適用することを規定いたしております。

以上、簡単ではございますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　これより本案に対する質疑を行いますが、本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後４時10分～午後４時39分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の開催日は３月６日（月）、民生教育消防常任委員会の開催日は３月８日（水）、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

伊集院議長　お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようにお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から３月14日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から３月14日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会といたします。

次会は、３月15日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時４１分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第１２号議案　平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第１３号議案　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１４号議案　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）
第１５号議案　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第１６号議案　平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）
第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算
第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

平成２９年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　４　号

平 成２９年　３月１５日（水）

島本町議会２月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　平成２９年３月１５日（水）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	平井　均	２番	関　重勝	３番	外村　敏一
４番	田中　修	５番	村上　毅	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	平野　かおる	11番	伊集院　春美	12番	野村　行良
13番	河野　恵子	14番	佐藤　和子		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	川口　裕	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	上下水道部工務課係長	坂本　真治		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第４号

平成２９年３月１５日（水）午前１０時開議

日程第１　第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算

第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算

第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算

日程第２　第３２号議案　工事請負契約の締結について

（午前１０時００分　開議）

伊集院議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

この際、副議長と交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 00 分～午前 10 時 01 分まで休憩）

川嶋副議長　休憩前引き続き、会議を開きます。

それでは、議事に入ります前に、去る２月８日に開催されました全国町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会会長から、伊集院議長が特別功労者として表彰状を授与されましたので、ただいまから本会議場におきまして伝達を行います。

議会事務局長　それでは伊集院議長、前のほうへお越しいただけますか。

川嶋副議長　表彰状　大阪府島本町　伊集院春美殿

貴方は町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成 29 年２月８日　全国町村議長会会長　飯田徳昭（代読）　おめでとうございます。

（表彰状・記念品授与）（拍手）

川嶋副議長　以上で、表彰状の伝達を終わります。

この際、議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 02 分～午前 10 時 03 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第１、第 17 号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第 31 号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について及び第 18 号議案　平成 29 年度島本町一般会計予算から第 30 号議案　平成 29 年度島本町水道事業会計予算までの 15 件を、一括議題といたします。

なお、本案 15 件につきましては、去る３月２日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

平井委員長（登壇）　皆さん、おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第 17 号議案　特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び新年度予算案10件につきまして、３月６日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが､付託されました１件の条例案と10件の予算案につきましては、すでに本会議において各々説明されたところでありますが、委員会審査の万全を期するため執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果､付託された11件の案件すべてについて､全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

伊集院議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

外村委員長（登壇）　それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議におきまして､本委員会に付託されました第31号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について及び新年度予算案４件につきまして、３月８日に委員会を開催し、審査を行いました。

まず､第31号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正については､保険料の軽減判定所得の拡大を行うもので、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

第18号議案　平成29年度島本町一般会計予算（所管分）につきましては、所管部局ごとに順次審査を行いました。健康福祉部所管分ではマイナンバーカードの普及状況、福祉ふれあいバスの運行、民生委員の欠員状況など、また教育こども部所管分では小規模保育所設置運営事業、保育所の待機児童や保育士不足の問題、通学路防犯カメラの運用、図書館の利用など、また消防本部所管分では救急車の老朽化への対応など、幅広い分野で質疑が行われました。課題等につきましても、各委員から指摘がありましたが、当初予算案については概ね妥当とのことで、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

第20号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計予算については、滞納の状況や減免制度、徴収支援員などの質疑が行われ、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第21号議案　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第22号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計予算については、総合事業などの質疑が行われ、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

審査の過程と結果につきましては以上でございますが、詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

伊集院議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案15件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

ただし、討論、採決は、議事日程に記載の順で行い、また第25号議案から第29号議案までの各財産区特別会計予算の５件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第17号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員　第17号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

町が、身体・知的・精神障がい児に対し基幹相談支援センターで実施する相談訪問支援は、2015年度で802件にものぼります。専門的な相談・支援業務を行う人材を確保するため、社会福祉士ほか精神保健福祉士、介護福祉士、相談支援専門員の資格を要件とする障害者相談支援員を非常勤嘱託職員として置くため、条例改正するものです。

障がい者が、地域で支援を受けながら、就労や生活できるようサポートするためには継続的な支援が必要で、安定した信頼関係などが求められます。本来は正規職員で雇用するのが望ましいことは、言うまでもありません。非正規の雇用であることで人材が確保できない、ということもあります。

採用には課題がありますが、相談支援業務を担う専門職の諸種を拡げることでの人材確保に繋がるとして、条例改正に賛成いたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第17号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表し賛成の討論を行います。

島本町立やまぶき園の新築移転に伴いまして、町立指定管理者から社会福祉法人の運営へと変更が予定されております。関連議案に、私たち会派も賛成をしております。

やまぶき園新築移転先で実施予定の一般相談支援事業として、精神障がい者・身体障

がい者・知的障がい者及び障がい児の相談事業が開始されることになっております。柔軟で幅広い対応も期待されると同時に、施設利用者以外の当事者のきめ細かな対応や他機関との緊密な連携、より複雑多様化する相談内容などへの対応が求められておりますが、当面は、島本町の福祉事務所職員が民間の福祉施設の相談業務に対する指導的な立場を担うことも、私たち会派が求めてきたところであります。

本条例改正による職種の拡大によって、より障がい福祉に求められるスキルがさらに高まるものと考えて、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第17号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第31号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第31号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案　平成29年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第18号議案　平成29年度島本町一般会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

平成29年度一般会計当初予算は、町長の改選期に当たるため、経常的経費のほか、あらかじめ計画的に事業を行っているもの、年度当初に予算計上する必要があるもの等、骨格予算となっております。

当初予算の一般会計歳入総額は113億８千万円、率にして8.2%の増となっており、主に町民税の法人分等が増額となっております。法人分は、企業の業績や設備投資の状況などにより大幅に増減する要素もあり、予算計上にあたりましては、この点も留意する必要があると思います。

歳出につきましては､今年度は工事請負関連経費が前年度比で大幅増額となっており、また社会保障関連経費も毎年増加傾向にあり、約５億４千万円、基金からの繰入による予算編成となっております。今後とも厳しい財政運営が余儀なくされる中、予算執行にあたっては慎重に対応されますよう要望しておきます。

歳出の主なものの一つに､人権文化センターのトイレ改修事業が計上されております。前年度は補助金がかなわず見送りとなりましたが､本年度､補助金が見込めることから､ようやく実施の運びに至っております。人権文化センターにおきましては、高齢者や障害者の皆様方も多く利用される施設であり、バリアフリー化工事やエレベーターの設置についても実施に向け取り組んでいただきたく、要望しておきます。

本町の長年の懸案事項でありましたし尿処理事務につきましては、本年４月から高槻市へ事務委託により実施することとなり、これに伴う委託料が計上されております。これまで精力的に協議を行っていただきました。今後も引き続き広域連携による効率的な行財政運営に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、清掃工場につきましては、毎年、約１億円程度の費用を投入し、維持補修に努められていますが、ごみ処理業務は、し尿処理と同様に住民生活に直結する不可欠な業務であります。引き続き多額の費用が必要となることから、今後とも効率的な事業運営のあり方について慎重に検討していただくよう、要望しておきます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりについては、現在、土地所有者の皆さんで構成されています組合施行による土地区画整理事業が進められています。平成20年３月にＪＲ島本駅が開業し、今年で９年目を迎えますが、島本町としても多額の費用を投じた一大事業でもあり、駅前という立地を活かし、利便性の向上とともに、自然環境の調和にも十分配慮をされた、秩序あるまちづくりをお願いいたします。

また、阪急水無瀬駅とともに島本町の玄関口にふさわしいにぎわいとともに、地域の振興に大きく寄与されることが期待される地域でもあり、行政としても、まちづくり支

援業務として、土地所有者の皆様方の動向を十分踏まえた土地利用計画に基づき、早期に実現されますよう要望しておきます。

平成 28 年度には小規模保育事業運営補助､待機児童解消に向けた取り組みの一つとして、昨年の 11 月、府営江川住宅に小規模保育所を開所され、府内最初の試みでもあり、マスコミにも取り上げられるなど注目を集めました。本年４月には、新しく阪急水無瀬駅前の旧島本センター事務所を活用し、小規模保育所が開設予定です。さらに保育士雇用補助金や新規採用保育士等臨時給付金を活用しての保育士確保の成果もあげていただきますようよろしくお願いし、待機児童解消にもなりますよう期待しております。

第四小学校校舎増築等工事請負費と工事監理業務委託費が計上されております。国・府の補助金内示後でないと建築工事の入札にかかれないという制約等、スケジュールがタイトでありますが、新たな校舎の増築により、第四小学校の児童数増加への対応だけでなく、教育環境の改善も図られるものと期待しております。工事にあたっては、学校運営への支障を最小限にしていただくとともに、子ども達、先生方の安全を最優先に実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他、様々な事業が予定されておりますが、本年度は骨格予算となっており、また国・府の補助金との関係から政策的な要素はありますが、経常経費にかかる予算編成となっております。本年度の予算編成にあたりましては、住民の皆様方のニーズを的確に把握された予算を要望し、第 18 号議案　平成 29 年度島本町一般会計予算に対し、賛成の討論といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員　それでは、第 18 号議案　平成 29 年度島本町一般会計予算に対しまして討論を行います。

平成 29 年度一般会計当初予算につきましては､本年４月に町長及び町議会議員選挙が予定されておりますことから、本年度は経常経費などの骨格予算による予算編成となっています。

なお、事業の実施時期の関係などから、一部政策的な分も計上されておりますが、厳しい財政状況の中で、予算執行にあたりましては事業内容を十分に精査され、執行していただきたいと考えております。

本年度の歳入一般会計の総額につきましては、113 億８千万円、8.2％の増となっていますが、主な原因は町民税法人分が増額となっているものでございます。町民税法人分につきましては、景気動向などにより毎年変動する可能性が高く、その動向を注視していかなければならないものと考えています。

歳出につきましては、例年のことではありますが、社会保障に伴う経費の増加とともに、工事請負に伴う経費につきましても増額となっており、本年度につきましては約５

億4,300万円の基金の繰入となっています。厳しい財政状況の中で、適切な予算の執行にご留意いただきたいと考えています。

なお、歳出におきましては、し尿処理事務が本年４月から高槻市へ事務委託により事業実施をすることになり、今後、効率的な事務執行が可能となったものであります。今後とも引き続き、広域連携による効率的かつ効果的な行財政運営に努めていただきたいと考えております。

また、今後は維持管理の多額の費用を要する清掃工場のあり方につきましても、十分な議論が必要であると考えますが、当面は適切な維持管理により、できるだけ長く、効率的に運営できますよう、ご努力をお願いいたします。

また、本年度は小規模保育事業の実施に伴う経費や、学童保育児童の対象年齢の引き上げ、第二学童保育室及び第四学童保育室並びに第四小学校の増築等にも多額の費用が必要となっています。これらの事業の実施にあたりましては、計画的に進められ、事務執行に遺漏のないよう要望しておきます。

また、本年度は人権文化センターのトイレ改修に伴うバリアフリー化工事が予定されていますが、人権文化センターにつきましては、利用者も増加している中で、すべての住民の皆さんが快適に利用できる施設として早期に事業実施できますよう、計画的に取り組んでいただきたいと考えています。

最後に、ＪＲ島本駅西側地区の土地区画整理事業についてでございます。現在、当該地区の事業が進められていますが、利便性の向上とともに、自然環境の保全にも十分配慮した秩序あるまちづくりの実現に向けまして、町行政としても精力的に支援され、早期の事業着手に取り組んでいただきたいと考えています。

その他にも、町の発展を見据えた数々の事業が予定されているものと考えますが、本年度は骨格予算でありますことから、政策的な施策につきましては、町長・町議会の選挙の改選後に打ち出されるものと考え、しっかりとした政策のもとで予算提案されますようお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員　第18号議案　平成29年度島本町一般会計予算につきまして、公明党を代表し賛成の討論をいたします。

平成29年度当初予算は､町民税法人分が増額となったのをはじめ町税全体で増額となっております。一方、地方財政対策を受けて地方交付税は減額となりましたが、町税、地方贈与税、各種交付金及び地方交付税を合わせた一般財源では前年度並みとなっています。歳出においては、約５億円の積立基金を取り崩すことになりました。

数々の質問をさせていただきましたが、主なもので、防災備蓄用品の中から、現在の粉ミルクを液体ミルクに検討を要望いたしました。液体ミルクは、ほ乳瓶などの容器を殺菌し、粉ミルクをお湯で溶かし、適温に冷まして授乳する、こうした手間から解放さ

れる。授乳が手軽になるだけでなく、水や燃料が確保できない災害時に使用できることも大きな利点です。

第四小学校通学路の防犯灯設置の実施設計業務の予算が計上されたことは、住民の長年の要望でもあり、不可能と言われていましたが、担当職員のご努力に感謝するとともに、大いに評価いたします。

人権文化センターのトイレ改修工事について、利用者の安心、利便性の確保ができ、大変評価いたします。

平成29年４月１日から実施予定のし尿処理の広域連携について､今後のスケジュールをお聞きいたしましたが、大変評価いたします。

桜井跨線橋の補修工事に関しては、剪断ストッパーはほぼ全部終了とのこと。緑地公園住宅におきまして、あまりにも高額家賃に対しては所得の見直しが必要、所得の高い方には文書だけでなく、再度対策を考えるべきと思っております。

民生児童委員については､改選期を28年12月に迎え､その時点では57名中49名で､８人の欠員が出ていたところ、欠員が長く続くところは、その地域の民生委員さんにも協力を得、粘り強く頑張られ、29年４月からは欠員１名までに持ってこられたことは、大変評価いたします。お一人暮らしの高齢者の方も年々増加していることから、民生委員さんの役割は大変重要となると思っております。安心の確保が最大限なされるよう、要望いたします。

ふれあいバスについて29年度でも無事故での運営がなされるよう､また､これまで要望しておりました65歳未満でリハビリ等のため､ふれあいセンターのプールでの水中訓練等、利用の拡充の検討を改めて要望しておきます。

待機児童対策のため、１園、新たに水無瀬駅前に小規模保育所の設置、また学童保育室については29年度､小学校４年生までの拡充は､ニーズの多さから大いに評価するもので、四小校舎増築工事については、子ども達の日々の安全の確保はしっかりとしていただき、無事故で進めていただきますよう要望いたします。

図書館ポストについて、現在の人権文化センター、歴史文化資料館での利用も成果をあげられています。今後、住民の皆様のさらなる利便性の向上のため、水無瀬駅前周辺への設置を検討していただけるよう要望し、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第18号議案　2017年度島本町一般会計予算に対しまして､日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

まず冒頭に、私たち町会議員団は任期最後の議会を迎え、町政アンケートというものに取り組みました。配布数・全戸配布、商店を含み約１万３千戸余りを、１月21日から30日を配布期間とし、２月28日を締めきりとして、料金受取人払いの返信用封筒にて回収をいたしております。３月14日現在の途中集計段階ではありますが、すでに255

件の集計をしております。未集計のものを含めれば、300 近い返信をいただきました。

一会派の取り組みとは言え、議会の審議や今後の町政の方向性へと反映させるべく、その一部を紹介させていただきます。

まず、質問項目は多岐にわたりますが、その中で「高槻市・島本町広域行政勉強会では高槻市との合併も課題にしています。あなたはどう思いますか。」との問いをし、自由に意見を書いていただいております。反対・賛成、その他の意見も含めて、記述式のところに、わざわざ文章で意見を書かれたものが 169 件ありました。さらに、「ＪＲ島本駅西側開発について、あなたはどう思われますか。」との記述には、226 件の書き込みがありました。「開発を進めるべき」という意見は、ごく少数であります。

そのほか、「暮らしへの不安」169 件、「町政への意見・要望」128 件、「具体的施策の提案」174 件、中でも特に、道路・水路・排水・交通安全への記述が３分の１を占めております。いよいよ、今後、島本町にとって都市計画、開発指導、道路交通網の整備、安全・安心のための職員の質・量の確保が急務であることが伺えました。

以上、町政アンケートの中間集計結果や会派としての公約に照らし、本当初予算を調査・審議し、以下の点を述べさせていただきます。

まず初めに、大いに検討を加えるべき点について、申し上げます。

まちづくりの構想や広報・広聴活動について、一会派としての調査ではありますが、このような調査は執行部がやるべきである、またはこのような町民の声を拾う姿勢への感謝や期待の声も少なくなく、現町政が、住民への丁寧な説明に欠けていること。町政の説明責任の手法について、大いに見直すべきであります。

歳入について、申し上げます。清掃工場の施設改修のために基金取り崩し１億円を計上しております。今後も、国や大阪府の特定財源の見込みもなく、この清掃工場の改修のために億単位の基金の取り崩し額が続くことが懸念される中で、国や大阪府の広域連携への強力な支援が待たれております。

財政全般について、常任委員会の質疑の中で、町民税法人分収入の増収や、人口増加による固定資産税・都市計画税の増収、経常収支比率が 100 を超える時期から、現在 90％代に落ちたとは言え、安心はできない、予断を許さない状況であるという議論がありました。だからこそ、役場庁舎の耐震化、第四保育所、道路・橋りょうの耐震化等などが、私たちの町では最優先であり、現時点ではＪＲ島本駅西側の再開発に公金投資など望むべくもない。この実情は、土地区画整理事業組合の皆さんには、まず執行部におかれては、よく説明をしていただきたい。と同時に、財政やまちづくりで何を優先すべきか、これは住民の圧倒的合意をもって決めるべきだと考えます。

総務部・健康福祉部所管では、マイナンバー制度について申し上げます。総務省通知が委員会質疑の中で示されましたが、これには義務規定の表現はありません。常任委員会審査の中でも明らかになっております。各種申請書類の記入を強制せず、あくまで住

民の個人情報保護の観点を最優先にするべきです。

まちづくり支援業務について。多大な人件費を、今後投入する予定と聞いております。土地区画整理事業組合施行への事務対応のみに止まらず、住民の圧倒的な合意形成を図るための働きを求めておきます。

教育こども部所管において、来年度も待機児が 42 人も出ると聞いております。町立保育所や山崎保育園は、定員を超えて超過密保育をしている状態にも関わらず、高浜学園では未だ保育士不足が一向に解消されておりません。島本町が保育士確保策を講じても、まだ保育士の確保策ができておりません。そんな中で出てきた４・５歳児の保育士配置基準緩和問題、これには賛成しかねます。

大綱質疑で求めました就学援助制度の一つ、入学準備金のことを申し述べます。入学準備金が必要なのは、その名前が示すとおり、入学前の支給です。この入学準備金が実際に支給されるのは、島本でも、入学後の就学援助の支給が決まってからということになっていることについて、さらなる改善を求めております。３月 11 日付けの新聞『赤旗』一面の報道でも明らかなように、この入学準備金の支給を入学前に支給するという自治体が、すでに 88 団体になったと報道されています。ぜひ島本町でも実施により、子どもを貧困から守っていただきたい。

図書館の広域利用が始まります。上牧地域の対象人口が 7,300 人、高槻の図書館での図書の予約が、上牧地域では年間２万２千冊あると聞いております。ここの人たちが島本の図書館を利用されることは、十分に想定されます。図書館の現状は、今でも年休が取れないほど忙しい職場となっております。職員の体制に、十分な配慮をお願いいたします。

健康福祉部所管において、福祉ふれあいバスの運行については、質疑でも島本町内の交通の問題として、町民の期待、思いが非常に多いと、町政アンケートの結果も紹介したところです。ぜひ運行内容の充実、２台運行に向けて検討してください。

強く要望するものがあります。都市創造部所管です。

清掃工場、８時間運転バッチ炉は、最も焼却炉を消耗させることは、清掃工場現場での常識であることを住民と共有し、再認識すべきであります。長寿命化のためのごみ減量とともに、運転時間の工夫によって焼却炉の維持管理に努め、同時に広域連携の道を真剣に探ることが必要です。

都市計画審議会の委員報酬についても質疑いたしました。「都市計画マスタープラン」の見直し時期にも入ることから、そのときには地域別意向調査など、必ず盛り込むべきです。「総合計画基本構想」に向けて住民意向調査が行われる際に、並行して考えるべきです。議会ははたして議決事件とするのか、計画策定段階での調査能力・熟議も問われるところになります。

特に、これらの２点については、住民や議会での合意形成に非常に苦労を伴うところ

であり、町長におかれては、これらの部署への職員配置や、住民への丁寧な説明を可能とする措置が求められます。

質疑はいたしませんでしたが、現在、建設中の私立中高一貫校設置に向けて、いよいよ島本駅の乗降客や町内道路の通行量の増大が想像されます。かねてから会派の一般質問などでも求めてまいりました、名神高速道路高架下・町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線との交差点における信号機の設置、ＪＲ島本駅可動柵の設置などについて、今から大阪府、ＪＲ西日本との真摯な協議を始めるべきです。

東大寺の淀川水防用緊急土砂置き場の大雨災害時の安全・安心の確保とともに、島本町議会議長名で２月 10 日に提出されております要望書に示された対応や、適宜の説明と関係機関への誠意ある説明を求め、この際、「都市計画マスタープラン」でのスポーツ公園など、不要不急の大型開発の方向性・位置づけは、見直しを大いに図るべきです。

最後に、賛成すべき点を申し上げます。

し尿処理事務の委託料、ほんとに紆余曲折がありましたが、高槻市民のご理解、市議会、執行部のご苦労の賜物であり、感謝するとともに、島本町職員には多大な尽力をいただきました。今後も、真摯で誠実な広域連携に向けての努力をお願いいたします。

淀川堤防防犯灯設置、これは第四小学校ＰＴＡ及び日々奮闘してくださっておられます安全ボランティアさんの積年の願いでありました。通学路安全・安心プログラム、そして阪急水無瀬タクシー車庫跡地賃借、妥当な措置だと思います。かねてから、拙速にこの用地は売るべきではないと求めてまいりました。

教育こども部所管については、待機児解消のための一助として小規模保育所開所、第四小学校の校舎増築、第二・第四学童保育室の拡充、医療的ケアの必要な重症心身障がい児の町立小学校通学に際しての看護師配置等を、大いに評価をいたします。

また、第二小学校の支援学級から原学級に戻る児童を受け入れると 40 人を超えるクラスが、かつて何度も発生しておりましたが、今年度、ようやく支援講師１名増員として、長年、会派として求め続けてきたことである少人数学級への大きな一歩として、高く評価をするものです。

最後に、長年、アコーデオンカーテン、男性用しかなかった、このまま放置されてきた人権文化センターの障がい者用トイレが、ようやく男女兼用の障がい者用トイレの改修が始まります。このことをあげまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員　第 18 号議案　2017 年度一般会計予算案に対し、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

川口町長最後の骨格予算案には、10 数年にわたる懸案の課題であったし尿処理問題を、町長はじめ職員あげてご尽力され、高槻市へのし尿処理事務委託が実った予算が含まれています。このことが、賛成する大きな理由です。過去に、合併議論を前提とした

協議が不調に終わり、今回はあくまでも広域連携の範囲で協議を進められたことが、大きな成果に繋がったものと評価いたします。

骨格予算としては113億８千万円という、例年にない規模ですが、大きく占めるのは学校など教育施設、学童保育施設の整備、学童保育の４年生の受け入れに関わる予算です。将来の子ども達への投資として、約５億４千万円の基金取り崩しも、歳入としては認めるものです。さらなる歳入確保に努力されることを求めておきます。

具体的には、人権文化センタートイレのバリアフリー化の改修事業、道路維持管理・橋りょう補修・補強工事、通学路安全プログラム対策工事など、安心・安全に関わるものとして評価します。

各種予算には、改善や提案すべき点もありますので、順次述べます。

保育所の待機児童対策として、２ヵ所目の小規模保育事業所を認可し、開設されますが、設置経過が適切な手続きとは言えませんでした。今後は、事業者の質の担保を図るために、公募のうえ、公正・公平・透明化を確保し、社会福祉施設整備審査委員会に諮る手続きを行うことを求めておきます。

抜本的な保育施設の不足は恒常的となっており、この４月にも42人の待機児童が生じています。一方、町立第二幼稚園の入園児は減り、充足率は29%です。園舎の老朽化・トイレの悪臭などへの対応として施設の建て替えをも含め、保育定員の拡充を図るため公立幼稚園を活用し、質の良い公的保育施設を造ってくださるよう、お願いします。

待機児童対策として、保育士不足に対応するため、保育士配置基準の引き下げは認めません。高浜学園は、４月当初も児童定員の74%しか入園していません。民間運営費補助金交付の要綱である75%に満たない状況が続いています。保育士不足を理由として、特例的に補助金を認めるつもりです。要綱を変えて博乃会への優遇措置は、社会福祉法人としての福祉の質をかえって低下させることになります。町の保育士基準を遵守できない実態に対し、教育こども部は強く改善指導すべきです。

保育士雇用補助金1,830万円は、民間保育園が派遣職員を雇用した場合の、派遣会社に支払う差額を補助するものです。制度の活用実績もなく、保育士確保策としては妥当で有効なものとは言えません。直接、保育士処遇に結びつく補助金とすべきです。

子どもの貧困の実態が明らかになっていますが、教育委員会と福祉担当課が連携し、実態を把握し、支援を行う必要があります。可能なこととして、新入学の児童生徒については学用品や制服などに費用がかかるので、就学援助の入学準備金の８月支給を入学前にかえることが有効です。これは、民生教育消防常任委員会で他の議員からも質疑があったところです。福岡市は４月から、小・中に入学準備金を１月中に申請した場合、入学前、３月に支給し、支援しています。ぜひ、実現をお願いしたいと思います。

住民基本台帳システム改修については、住民票及びマイナンバーカードの氏名を旧姓のまま載せることができるようにするものです。マイナンバーカードに関しましては、

個人番号の利用拡大に伴い、提示する機会が多くなると、旧姓のみならず通称名を使っている在日コリアンの方や、性別記載で、性同一性障がい者などが戸籍上の性別と外見との違いなどにより不利益を被る可能性があり、人権問題にもなり得ることを指摘しておきます。

カード発行数も10%に満たないことは、多くの住民がマイナンバー制度に対し、プライバシーの侵害等の不安を持っているからではないでしょうか。今年７月からは、本人同意なき番号の提供・利用となる情報提供ネットワークシステムも稼働します。このシステムが、制度の本質的問題であり、国家による一元管理に繋がると指摘されています。システムトラブルの可能性も予測されます。マイナンバー関連の財政負担も大きく、歳入349万に対し、歳出は2,699万７千円です。国の制度であるこのマイナンバー制度は、基本的人権の侵害に繋がり、住民にとっても、自治体にとっても、メリットよりデメリットのほうが大きく、廃止を求めていくべきです。

大阪府の福祉医療費助成の制度改正に向け、本町でもシステム改修が行われる予定です。制度見直しは、子ども・ひとり親医療費助成に関しては、反対の声に押されて現状維持になりました。しかし、重度の精神障がい者と難病患者を対象に加えることと引き替えに、精神障がい・難病医療助成については予定どおり負担を引き上げるということにしました。精神通院では、精神障害者保健福祉手帳１級以外の精神障がい者は助成対象から外す。難病では、重度難病患者以外の難病患者を、やはり助成対象から外すとしています。実施時期を2018年４月に遅らせたとしても、こうした命に格差をつける福祉医療費助成制度の改悪は認められません。大阪府は、巨額の税金をカジノ・万博には投資し、しかも、万博は「健康・長寿」をテーマにしながら、一方で障がい者・高齢者の健康を破壊するなど、もっての外です。撤回を、府に要求してください。

やまぶき園及び地域生活支援拠点施設の整備が行われ、現在、運営法人の選考が行われているところです。大きく、障がい者の地域生活支援に寄与するものと期待しております。「障害者計画及び障害者福祉計画」の次期計画は、障害者権利条約、また昨年４月施行の「障害者差別解消法」施行に沿って、計画目標等に、町内の就労支援Ａ型事業所の設置、障害者就労支援等からの物品調達の拡充、役場での実習体験等を盛り込み、当事者参加で策定されるよう望みます。

「島本町環境保全に関する基本条例」には事業者の責務も定められており、町内企業は社会的責任として、周辺地域の環境を守る取り組みを果たしていただかなくてはなりません。Ｐ２レベルの遺伝子組換え実験を行う施設である小野薬品研究所と本町との環境保全協定の締結が４月１日に予定されていることを、委員会答弁で確認しました。長らく要望してきたところでもありますので、このことを評価したうえで、今後は環境保全対策の条例化に向けての調査・研究も求めておきます。

衛生化学処理場の解体撤去につきましては、アスベストを含む解体なので、周辺住民

への説明会を行い、アスベストの飛散・曝露防止を法令に沿って適正に行うよう求めます。町立やまぶき園についても、数年後に解体される場合は、建材に含有するアスベストのみならず、土壌については元焼却炉という履歴から、ダイオキシンによる土壌汚染の可能性を考慮して、対策を十分取ってください。

開発行政に関しては、大きなマンション開発や中規模のマンション開発によって、周辺住民への生活環境への影響があります。特に、水無瀬一丁目地内のマンション建設計画においては、周辺の住民の皆さんから町に対して、５回もの要望書が出ております。開発業者への指導を求める内容ですが、多くは説明会への島本町の立ち会いを求めておられます。ぜひ、要望に応えていただきたいと思います。

ＪＲ島本駅西側の開発については、2001 年に議員となったときからの課題です。未だ田園風景が残っていることが奇跡のようですが、昨年夏の「ＪＲ島本駅西側地区を農地として維持し、活用することを求める請願」に託された多くの住民の皆さんの思いを、執行部は無視しているのではないでしょうか。土地区画整理事業については数億円と予測される町の財政負担も、また業務代行予定者であるフジタ・阪急不動産共同事業体が提案した開発プランも、市民に知らせず進められようとしています。４月より都市計画手続き等を進めるために、大阪府から職員が派遣されます。理事待遇で２年間、約２千万円ほどの町の公金支出となります。町の税金を使って行う都市計画事業です。事業の妥当性も含め、西側のまちづくりについては住民意見を聞くことが必要です。これは、町の説明責任を定める条例や、「まちづくり基本条例」に沿ったものと思います。ぜひ、実現してください。

西側開発は住民の関心が高く、町長選挙の争点にもなるでしょう。イオンや高層マンションのそびえる桂川駅前のようなまちを、住民は望んでいません。開発型まちづくりより、自然環境・田園風景に価値と魅力を感じ、そこに町の活性化を求める住民が多いことを認識してください。

第二小学校への支援講師の１名増員については、支援学級在籍児童を含み 40 人を超えるクラスの解消に繋がるよう期待しますが、原則的には、国・府が少人数学級の財源を保障することが必要なことだと考えます。

図書館の広域利用が７月から始まり、他市の図書館を利用できる利便性もありますが、町立図書館の他市の利用者の増加が予測されます。日常的な職員不足等を解決するためにも、図書館司書の正規職員の増員、非正規職員の待遇改善を図ってください。

広域利用を理由に資料の予算を充実こそすれ、減らすことがあってはなりません。「図書館の自由に関する宣言」が掲げる、図書館は基本的人権の一つとして、「知る自由」を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とすることを果たすことが、図書館の重要な使命です。これは、図書館協会が 1954 年に採択したものです。これを果たしていただきたいと思います。

島本町庁舎のあり方の検討、NEXCO 西日本の新名神トンネル工事残土約 60 万立米の東大寺緊急土砂置き場への搬入計画、ごみ処理の広域化、防災の役割を果たす若山台調整池の売却問題については、２月定例会議では予算が計上されていないということで、特に問う機会がありませんでしたが、今後も注目し、監視していきたいと考えています。

最後に、本町が、これからも憲法及び「島本町まちづくり基本条例」に基づき、３万人の小さな町だからこそ、可能性のある、キラッと輝く自治体として存続していくことを強く望みます。そして、住民福祉の向上に日々努力されています職員の皆様に対し 16 年間の感謝をお伝えまして、一般会計最後の賛成の討論といたします。

以上です。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

関　議員　第 18 号議案　平成 29 年度島本町一般会計予算、賛成の討論をいたします。

町税の歳入が、前年度に比べ２億 5,694 万６千円増加しておりますが、これは町民税個人分が減少している中、一部大手企業の業績の好調によります町民法人税増額と、固定資産税増額によるもので、一時的な税の増額と解します。本町では、今後まだまだ不安定な歳入が見込まれる中、社会福祉費のさらなる増加による経常経費の高騰が見込まれますが、実質赤字財政が続いている中、本年３月での本町での借金総額は 178 億円まで累積されます。

私たち世代がした借金は、将来の世代に重くのしかかる課題になるものです。重い課題を、これ以上先送りしないためにも、一刻も早く借金による町政から脱却するために、「入るを計って出るを制する」術を具体化した町政をお願いしまして、賛成の討論とします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員　第18号議案　平成29年度島本町一般会計予算に対する賛成の討論を行います。

今年度の当初予算は骨格予算ということで、経常的な経費と、その他すでに計画している事業、必要な建設事業費などを中心に予算計上したとのことですが、それでも昨年度当初予算に比べ８億 6,400 万円増の予算規模となっています。これは、小学校や学童保育室の整備ということで理解しております。しかし、そのために今年度も５億円以上の積立基金を取り崩さなければならない苦しい予算編成と言えます。

前の一般質問でも確認しましたが、本町の財政力は非常に高く、今年度予算におきましても、町民法人税・固定資産税では前年度比２億 6,800 万円の増が期待できます。しかし、それ以上に歳出圧力が強いということですが、いつまでも基金の取り崩しができるわけではありません。現状の自主財源が豊富なうちに、歳入と歳出のバランスが取れる健全財政構造に転換するよう努力していただきたい。いつも厳しいことを申し上げていますが、持続可能な島本町を愛するがゆえのことですので、どうか、ご理解いただきますようお願いします。

もう、すでに５年目になるアベノミクスの成果については、一向に個人消費が上向かないなど、庶民には今ひとつ恩恵を実感できない状況にあります。現に、今年度の予算でも、本町の町民税個人分は前年度比約1,500万円の減を見込むなど、住民１人当たりの所得は減っているのが現状であります。このような状況にあっても、明らかに、ここは従来予算よりも思い切って減らしました、というような項目は見当たりません。毎年の延長では、大胆な歳出改革なんてできません。高齢化の進展と生産年齢人口減少時代の今は、削減余地の大きい重点項目と目標値を決めて歳出削減という、徹底した歳出改革に取り組まなければなりません。

昨年度は、ようやく電力料金の削減策として新電力会社と契約し、控えめな見積もりでありますが、約１千万円の削減効果を見込まれているということは、一つの成果として評価しております。おそらく決算におきましては、もっと上振れするものと期待しています。

ほかでは、毎年のように私が申し上げているコンピュータ関連費用の削減です。この費目につきましては、国策によるマイナンバー制度の導入などの増額の理由はあるにせよ毎年増大していて、今年度予算では、なんと３億480万円と、驚くべき数字になっています。人口３万人の小さな自治体のコンピュータ関連費用が３億円を突破するなんて、業界関連の友人に聞いても、多すぎるというのが率直な答えでした。クラウドの導入などに関しても常々申し上げていますが、理事者側は常に、いろいろとできない理由を掲げて先延ばしにしてきました。また、同じコンピュータメーカー一辺倒ということからの脱却も含めて、まじめに、真剣に、歳出削減ターゲット項目として取り組んでいただきたい。

その他、委託料につきましても、各部門で例年多くの委託事業がありますが、削減の余地はまだまだあると考えています。いずれにしましても、多くの歳入増が見込めない中、扶助費などの歳出圧力が増える以上、徹底した無駄の排除と歳出削減に知恵を絞っていただきたい。

以下、個別的に私が考えている意見、要望を申し上げます。５点ほどございます。

１点目．常々申していることですが、行政執行者としての説明責任を果たしてもらいたい、ということです。中でも、公共施設総合管理計画など計画は作成されましたが、実際の毎年の計画に基づく取り組みや進捗状況については、定期的に住民への説明会を実施するなど、タウンミーティングなどを行うべきです。利用主体である住民との価値観や痛みの共有がなければ、統廃合、あるいは縮小など、そういう思い切った手は進みません。

同じくＪＲ島本駅西地区開発計画についても、地権者もさることながら、まちづくりの主体者である住民に対する説明もなくして理解と協力は得られないし、実のある成果は期待できません。本件は民間主導と言いつつ、毎年、職員を派遣し、税金も投入して

いる、島本町の顔を形成する大きな町のプロジェクトであることに変わりはありません。ぜひとも、ここらで進捗状況、将来展望など、住民に対して説明会を実施していただきたい。何でも広報やホームページという一方通行のメディアでは、到底理解は得られません。ぜひ、今年は双方向のタウンミーティングや説明会の開催を求めます。

２点目．し尿処理の事務委託については、一定、高槻市へお願いすることで決着しましたが、委託費は年々減少していく処理量に比例するわけですから、その量的管理については、高槻市におまかせではなく、今まで以上に注意深くウォッチしていただきたい。そのためには、高槻市との連携を密にしていただきたい。また、今回、事務委託することによって職員の事務負担は軽減されるわけですから、その余った余力をどこで発揮されるのかも、しっかり検証、お示ししていただきたい。

３点目．ふるさと納税に関しては、制度始まって以来今日に至るまでの本町の取り組みは遅く、冷ややかでありました。それは本来の制度趣旨を理解しての、ある意味、正しい姿勢であったと思います。それでも、財政が厳しい現状を前にして、また議員などからの厳しい声もあり、遅まきながら、ようやく、その道のプロにお願いして活性化策を始められました。その委託費用も、歳入見込み額からすれば決して少なくない費用をかけておられます。しかし、私の大綱質疑に対する答弁におきましても、国が示すふるさと納税の趣旨から逸脱することを懸念され、また過度な自治体間返礼品競争にもネガティブな見解を示されている以上、私としては、この際、外部業者に委託することはやめて、その手数料・費用などは町内業者の産品育成に使ったほうが得策だと思いますが、いかがでしょうか。今後、慎重に判断していただきたい。

なお、これからは、いかに本町住民がほかの自治体に返礼品目的だけの寄附をしないよう、極力控えていただけるよう、制度本来の趣旨説明や、税の流出の実態を示すなどして、住民の理解を求めるＰＲや努力をされることを願います。

４点目．姉妹都市提携について。これは調印式に立ち会いまして、大変良いスタートができたと思っています。特に、本町は従来から英語教育に力を入れてきたわけですから、今回の姉妹都市提携を契機に、今までとは違った、さらに発展形の英語教育となるよう、フランクフォート市から多くを学んでいただきたい。そして、実地教育に活かしていただきたいということを要望します。

５点目．NEXCO 西日本、新名神の高槻トンネル土砂を緊急土砂置き場等に運搬するという計画があるそうですが、これにつきましては、現状、NEXCO のほうで計画を立案していると聞いておりますが、計画案ができる前に、ぜひ本町住民なり議会に対する説明会を実施していただくよう、強く要望していただきたい。

最後に、財政が厳しい中、少数精鋭の人数で待機児童対策、小規模保育室の設置や学童保育室・学校教室の拡充、医療福祉の増進活動や各種ライフライン・インフラの維持補修など、やるべきことは山ほどありますが、担当職員それぞれの持ち場で、昨年より

も、さらに今年はここを改善しようなどと、一層の工夫をして経費の効率活用に努めていただきますようにお願いしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時03分～午前11時15分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第19号議案　平成29年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第20号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員　第20号議案　2017年度国民健康保険特別会計予算案に対し、反対の討論をい

たします。

１人当たりの年間保険料は 11 万 1,724 円で、前年度より 4,534 円、4.2%の値上げとなっております。低所得者の多い国民健康保険であり、高齢者の加入が増えることで医療費が増加するのは必至です。基金を取り崩し、保険料の抑制を少しでも図ることは可能ではないでしょうか。国民健康保険は社会保障であり、国にまた負担を求めていただくよう強く要望しておきます。

2015 年の「国民健康保険法」改定で、2018 年度から国保の運営を、現在の市町村ごとから都道府県に移すことになりました。大阪府は、国が求めていないにも関わらず、国民健康保険料を府内で統一する方針を固めました。現状では市町村ごとに違う保険料を統一し、住民負担を「公平化」するのが狙いということですが、来年の４月の導入を目指す予定です。府の現段階での試算では、統一により、１人当たりの保険料は 43 市町村のうち 37 市町村で値上げとなります。島本町も、この値上げの市町村の対象です。住民の健康増進に努力しても活かされない制度では、困ります。

また、本町の運営協議会は存続するということで、一定、住民の意見の反映は可能なのかも知れません。しかし、住民には、ほとんどこの保険料の統一化、また広域化については知らされていません。十分な説明が必要だと考えますが、前提としての、この国民健康保険料の府内統一に関する方針は、撤回すべきというふうに考えております。

以上、反対討論とします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第 20 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

高齢化の進展により、とりわけ 65 歳～74 歳までの前期高齢者が多くなってきております。また、前期高齢者の国保加入者は全体の約 50%余りと見込んでおられます。通常、前期高齢者は年金生活者が多く、低所得者の方が多くなっております。保険料収入を見込める若年層が少ないことや、前期高齢者を含めた医療費の増加に伴い、保険料の増は避けられないものと思います。

繰越金や国からの保険料軽減対策交付金を活用し、できるだけ住民の皆様方へのご負担を軽減していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、申し上げ、第 20 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について賛成の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員　第 20 号議案　2017 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対して、日本共産党町会議員団を代表して反対討論をいたします。

島本として保険料が決められる最後の年にも、値上げが予定されている。このことは非常に残念です。来年度は 4.2%、4,534 円の値上げが予定されているようですが、約４

％というのはおおよそ、約5,800万円だそうです。この額ならば、基金を取り崩し、据え置きということもできたのではないでしょうか。

維新・大阪府政がやろうとしている統一保険料化は……（「その言い方は」と呼ぶ者あり）……、大阪府下43団体のうち37団体もが値上げになる試算がされています。統一保険料の試算では、現役 40 歳代夫婦と未成年の子ども２人の４人世帯で、年間所得300万円の場合、年間61万3,275円で、島本町では３万7,728円もの値上げになる予定です。そのほかの世帯構成でも、軒並みの値上げとなっています。また、各自治体で、それぞれの実情にあわせて作り上げてきた減免制度、これも無理矢理統一されようと計画されています。

このような乱暴な府下統一保険料化に反対の声を、町としてもあげていただけるよう強く求めて、反対の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第20号議案　島本町国民健康保険事業特別会計予算に、私・戸田より賛成の討論をいたします。

国民健康保険は、日本の皆保険制度を支えるものです。2017年度は、運営の府内広域化、大阪府統一保険料制度が始まる前、町の意思が保険料に反映される最後の年度となります。保険料の値上げ、加入者の度重なる負担増は避けなければなりませんが、これまで一般会計から繰り出しすることなく健全に運営したことは、一定評価されるべきものと私は考えます。

医療給付については、受診料の高さと受診回数の多さ、入院医療費の高さが、島本町の特徴です。改善対策が必要です。けれども、広域化されて後は、医療費の抑制に繋がる自治体独自の努力が活かされなくなると危惧されます。新たな保険制度の標準保険料の仮試算結果により、島本町の保険料影響額は増額です。府内でもトップ水準の所得指数の高さが影響するとのこと。これまで努力してきた本町としては、この負担増には賛成できかねます。

府が進める広域化は、基礎自治体の工夫を反映する余地がなくなり、その運用が基礎自治体の議会から見えにくくなるという点で、到底、賛成することはできません。本町においては、引き続き生活困窮者自立支援制度における各機関との連携により、困窮度が深刻になる前に支援の手が届くよう努めてください。

最後に、地方自治体が独自に行っている医療費助成制度に関する国庫負担金の軽減と調整交付金、すなわち国による事実上のペナルティーは、少子化対策、地方創生に逆行するものです。本町においても、子ども医療費助成の拡充により影響額が増えています。引き続き、国並びに府に対して要望する必要があることを申し添え、賛成の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員　第20号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の討論します。

国民健康保険事業は、国民皆保険の最後の砦と言われております。これは日本が世界に誇る保険制度であります。これを維持していくことが大切ではないかと思っています。

本町の国保会計は、毎年度黒字を維持していますが、予算規模は年々増え、今年度は前年比2,550万円増の42億3,550万円となっています。被保険者数が前年より125人減る見込みであり、1人当たりの年間保険料は11万1,724円と、4,534円のアップとなります。

歳出では、やはり保険給付費の中で特に医療費や高額療養費の高さで、約2,700万円の増が大きく、また国保運営広域化に向けてのシステム改修費に1,200万円強の支出負担があり、全体のアップの大きな要因となっています。国保は、主な加入者が年金生活者や無職の方、非正規の労働者も多い反面、療養費・医療費水準が高くなり、医療費は増加するも保険料収入は伸び悩む状況があり、厳しい財政運営とならざるを得ません。

本町の療養諸費は大阪府下でも特に高く、平成26年度で府下第3位の状況であります。この状況を改善せねばなりませんが、特効薬はありません。地道な努力で、特定健診の受診率のアップや、レセプトチェック強化による医療費不正請求の精査に努めるなどしかありません。またジェネリック医薬品への切り替え促進も、粘り強くやるしかありません。

しかしながら、いよいよ来年度から都道府県広域化新制度が施行されます。この制度には多くの反対もありますが、しかし、もう国策として進められているわけであります。そのスケジュールでは、この夏にも国から公費拡充の考え方が示され、この公費拡充がどれぐらいされるかが大きな関心事であります。そして、その拡充費が反映された後に保険料試算が行われるスケジュールと聞いています。

本町では、毎年、保険料を上げて比較的高い保険料になっていますが、統一保険料率となれば、さらにアップするのではないかと、大変心配しています。今でも保険料支払いが困難な世帯も多くある現状で、大変厳しい改革になることは予想されます。

どうぞ、今後の新制度の進捗具合に応じて、住民にわかりやすい、タイムリーな情報開示と説明責任を果たしていただくよう、節目節目でしていただきますようお願いして、賛成といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

伊集院議長　起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員　第21号議案　2017年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に、日本共産党町会議員団を代表して反対討論をいたします。

会派の大綱質疑で明らかにしたように、町民多数に影響のある減免制度の大改悪が行われようとしています。2017年度試算で、所得割軽減が現行の５割から２割に変更されることにより286人に影響があり、１人当たり年間保険料で9,035円。また元被保険者の均等割軽減が９割から７割に変更される影響が171人、１人当たり年間保険料で１万330円あることがわかりました。

これだけたくさんの町民に、１万円前後の保険料の値上げを強いるような影響を及ぼす大改悪です。ぜひ、広域連合会議に当町からも反対の意見を届けてくださるよう求めて、反対の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

伊集院議長　起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第22号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員　第 22 号議案　2017 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対し、日本共産党町会議員団を代表して反対討論を行います。

この４月から、総合事業が始まります。訪問事業のヘルパー養成が２日間で行われる、通所が百歳体操に頼られるなど、これで大丈夫なのかと思われるところもたくさんあります。また総合事業の内容が、またまだ住民、当事者に十分知らされているとは言えません。十分信頼できる総合事業だとは言い切れないと思います。

島本では、未だに介護保険に独自減免がありません。保険加入者１人１円程度の負担でできるということが明らかになった、この独自減免制度です。第７期には、必ず実現をしてくださるよう強く求めて、反対の討論といたします。

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員　第 22 号議案　島本町介護保険事業特別会計予算に、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

2017 年度は、「介護の社会化」を目指した制度が、国の改正により大きく後退する年度になります。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は自治体独自の事業となり、要支援１・２と認定された人への訪問介護と通所介護を保険給付から切り離し、地域社会にゆだねるものです。介護保険事業を財源にしながら町の保険給付費もなくし、要支援者の受給権を奪うものです。市町村ごとにサービスの質や料金がバラバラになり、厚労省の公認ローカルルールを生み出すという点で、容認しがたいものです。

要支援者のプライバシーに寄り添い、状況を把握し、記録する、プロの目と手による生き方の支援であるヘルパーの家事支援は、被介護者にとっては命綱です。指定事業者によるこれまでの専門的サービスを、無資格者によるものも認めることになるため、法令の基準でサービスの質が担保されることがなくなります。専門性を問わない有資格者の生活支援サービスにより、その専門性が薄められ、結果、有資格者の労働条件、社会的地位を引き下げることになると危惧します。見逃せない視点です。

制度そのものは容認しがたいものですが、法令遵守すべきもの以外に必要に応じて個別サービス計画を作成する、記録の作成と保存義務を課すことなど、町独自の運営をされることは大変評価しています。「高齢者」と一括りにするのではなく、一人ひとりの異なる生き方を支援するのが本来の姿。通所サービスＣが百歳体操のみをゴールにしているのは、改善の余地があると言えます。

基本的には、地域包括センターの町直営の運営により、島本町の介護保険事業はこれまできめ細やかで頼れる事業になっていると思っています。しかしながら、第１号被保険者数３千人から６千人で１ヵ所が望ましいとされていると認識していますので、65 歳

以上の方が約８千人の本町、これからますます増える社会状況では、本来なら２ヵ所、包括センターがあっても良いかと思います。職員の努力と地理的条件で何とか対応されている状況です。総合事業が始まり、ますます業務が複雑化することは明らかです。２ヵ所運営が厳しければ、せめて職員数の増を検討していただきたい。

このことを強く求めまして、反対の討論といたします。

伊集院議長　賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

伊集院議長　起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案　平成29年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 24 号議案　2017 年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

大綱質疑及び常任委員会において質疑をさせていただきました。特に歳入について、町債で資本費平準化債の起債の増額について懸念をし、質疑をしたところです。しかしながら、一般会計からの繰入額を減額できること、金利・償還期間などに無理はないというふうな説明もありまして、一定、必要なものと認めるものです。

また、「地方公営企業法」適用化移行支援の事業についても、質疑をいたしました。簿記の有資格者、経験者がいれば、なお望ましいというところでありますが、すでに管理職において資格所有者がおられること、また今後はマッセ大阪での研修の機会等、担保できるということを確認いたしましたので、今回の予算については、賛成の討論といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員　第 24 号議案　2017 年度公共下水道事業特別会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

汚水及び雨水整備計画に基づき、五反田雨水幹線整備工事や、高浜一丁目の公共下水道整備が実施されます。特別会計の歳入の中では、委員会で、私も資本費平準化債について、前年度より大きく増額し、１億４千万円の発行とされることについては懸念を持ちましたが、やむを得ないものであるというふうに理解いたしました。

それから、地方公営企業化に向けての事務が進められます。これに関しましては、例えば契約議案などの議決については不要となりますので、一抹の不安がありますが、町水道・下水道を含め、第三者などで構成する審議会の設置などをして、事業の公開や、住民意見または専門家の意見の聴取なども図るという、そういった手立ても考える必要があるかというふうに思います。

また、山崎ポンプ場の長寿命化に関しましては、２年もの間、据え置きとなっております。水無瀬川左岸地域の浸水対策が遅れるということについては、問題を感じております。2018 年度には、ぜひとも再開できるよう努力していただきたいということを申し上げまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員　第 24 号議案　平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、賛成の討論します。

公共下水道事業は、水道事業並びに電気などの我々の生活のライフラインとして、大変重要な責務を担っていただいて、日夜、ご苦労様でございます。本年度は、雨水整備

については前年度に引き続き五反田雨水幹線整備工事、そしてまた汚水整備については未整備区域の解消に向けて高浜一丁目の一部における面的整備を計画されております。

予算額は、昨年度より５％減の 13 億 3,300 万ということですが、大きな内訳としては一般管理費及び下水道整備で前年度比約 7,250 万円の減、公債費は元金と利払いでほぼ前年と同額の７億 1,275 万円と、公債費が 50%以上を占めております。そのうち利払いが１億 3,700 万円と、大変大きな数字になっております。この利払い、私ら素人から見たら、ほんとに未曾有の低金利時代に１億 3,700 万の利子を払わなきゃならんというのは、非常に大変な金額だと思っています。借りたときの契約条件などがあるのでしょうが、ぜひ借り換えなどできるものなら、１円でも利払いが下がるような努力をしていただきたい。

また、公営企業会計に移行するということで、毎年、移行支援業務に予算が計上されていますが、実際、我々にとってどれだけの費用対効果があるのか、わかりやすく、ぜひまた広報等でＰＲしていただけたら助かります。

また最後に、例年、お願いしております供用区域内での未接続世帯、これにつきましても引き続きフォローしていただきますようよろしくお願いしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 24 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第 24 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 25 号議案から第 29 号議案までの平成 29 年度島本町各財産区特別会計予算５件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案５件に対する委員長の報告は、可決であります。

第25号議案から第29号議案までの５件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第25号議案から第29号議案までの５件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第30号議案　平成29年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員　第30号議案　2017年度水道事業会計に対し、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

水道事業会計としては、安定した財政運営が図られるものと判断します。大藪浄水場中央管理センター更新工事など、浄水場の施設整備が図られることは、地下水を将来的にも水道水とすることが可能になります。十分な職員配置で、運転管理の指導も行っていただきたいと思います。

「地域水道ビジョン」に沿った大藪浄水場の包括的民間委託の検討については、慎重にして、住民の意見も聞くようお願いしておきます。また、「管路更新計画」に沿って更新が行われますが、耐震化適合率を高めるよう、お願いしておきたいというふうに思います。

大阪広域水道企業団は、府域一水道を目指しております。地下水を将来的にも飲み続けるために、企業団への水道統合をせず、町直営の水道事業として堅持していかなければなりません。地下水という自己水源があることは島本町の最大の強みであり、魅力です。住民にとって、地下水が飲料水であることが誇りです。

そのことを最後に申し上げまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員　第30号議案　平成29年度島本町水道事業会計予算について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

本件については、平成24年度に策定された「島本町地域水道ビジョン」に基づいて行われており、水道事業を推進することによって、町民の皆様に「いつでも、どこでも、

安全でおいしい水」を安定供給することが水道事業の基本目的であり、それを維持していくための予算であると理解します。

様々な水道事業の健全化を維持していくためには、いろいろな事業を推進していかなければなりません。そのため、平成29年度の本町の水道事業会計予算では、町長の改選期の年であることから骨格予算を編成して、施策的な経費を最少限に止めて、人件費等の義務的経費や維持管理経費等の経常的な経費や、前年度に債務負担行為を設定した事業についてのみの予算計上であります。

また、今回の提案に予算措置されていない施策についての経費については、年度中の予算において改めて提案されるとのことでありますので、一定の理解をして、賛成の討論とします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第30号議案　2017年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

質疑及び議案書の中で、2017年度の予算上の職員体制は現状維持であるということを確認しておりますが、さらなる充実を求めておきます。

また、この４年間、私たち会派は飲み水の地下水100％の復活を求めてまいりました。イベントや水道週間で大藪浄水場が開放される際に、100％の地下水の水を飲用してもらうということは、衛生上、技術上、可能であるということを確認しております。島本町は人口流入・流出の多い、激しい町であります。地下水 100％の存在を知らない住民の方も増えています。まずは、その存在を知ってもらうべく、また島本町において誇りである名水、地下水100％を強みとし、体験してもらう機会の実現を求めておきます。

また、今後の方向性として示されている浄水場の包括外部委託は、検討し直すべきであると考えます。島本町職員として、水質検査や浄水場管理業務等の技能は、今後も継承すべきものです。

浄水場の24時間民間委託の際にも私たちの会派は申し上げておりますが、安心・安全・低廉の水道事業の確保の点で、民間企業というのはそもそも労働組合の争議やストライキ権があり、危機管理上、島本町職員が浄水場を掌握できる体制を今後も必ず堅持すべきであるということを申し上げまして、本骨格予算としては賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第30号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第２、第32号議案　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、ただいま日程に供されました第32号議案　工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約は、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

公共下水道五反田雨水幹線整備事業につきましては、島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画に基づき実施するもので、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（２－10）との接続により、百山地区を含む約42.8haの区域の浸水防除を図ることを目的としております。本事業につきましては、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、本年度に工事着手し、平成31年度の完成を目途に事業進捗に努めるもので、本工事につきましては、そのうちの上流部約318ｍの区間に、呼び径1,500㎜の雨水管を敷設するものでございます。

本契約にあたりましては、当初、予定価格が５億円未満であることから、「島本町競争入札参加者選定規定」により、立坑築造工及び推進工においてＪＲ軌道に対して安全対策が必要となる土木工事であることから、軌道近接工事に精通する業者のうち、ＪＲ西日本発注工事の受注実績や、営業線近接工事保安関係標準仕様書に基づく工事管理者等の在籍状況等を考慮し、９業者を選定し、指名競争入札により入札を執行いたしましたが、入札不調となったため、指名替えによる再入札を検討しましたが、改めて本町の指名競争入札参加資格者名簿に登録のある業者からの選定が困難であるとの判断から、再入札ではなく、制限付き一般競争入札を執行したものでございます。

平成29年２月13日に入札公告を行い、平成29年３月10日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、議案参考資料１ページをお開きください。入札調書のとおり、大鉄工業株式会社を落札決定者とし、議案参考資料２ページのとおり、平成29年３月13日に、契約金額２億7,972万円で仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決の日から平成30年２月15日までございます。

なお、大鉄工業株式会社は大阪市淀川区西中島三丁目に営業所を置き、資本金約383億４千万円、従業員数1,624人で、本件と同様な工事の実績を多数有しております。

それでは工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

まず、３ページ及び４ページの議案参考資料１、「平面図（１）及び（２）」をご覧

ください。

本工事の施工範囲等を示した平面図で、図面が２枚に分かれておりますが、図面右側が上流側、左側が下流側を示しております。工事箇所につきましては、図面右下にあります位置図のとおり、赤色で着色しております東大寺三丁目のＪＲ東海道本線の百山踏切付近から、町道広瀬桜井幹線と、ＪＲ東海道本線が交差する樋ノ尻跨道橋付近――百山地区と広瀬一丁目をつなぐガード付近でございますが――まで、今後、整備が予定されております町道百山 12 号線内でございます。赤色で着色しておりますのが、今回、敷設する呼び径 1,500 ㎜の雨水管を示しております。

雨水管の断面決定にあたりましては、合理式を用いて、排水区域面積 35.99ha からの雨水流出量を算出し、この流出量を排除できる雨水管の断面として、マニング式を用いて、勾配・流速を考慮したうえで、円形管の 1,500 ㎜と決定したものでございます。

青色で着色しておりますのが、今回、築造する立坑部を示しており、３ページの平面図（１）左側、下流部に№.２両到達立坑を、４ページの平面図（２）の右側、上流部に№.１発進立坑を築造する計画としております。

平面線形についてでございますが、直線線形を基本としておりますが、３ページの平面図（１）の区間 RBC.5（曲線の始まり）から REC.5（曲線の終わり）まで№.２両到達立坑位置との兼ね合いで、４ページの平面図（２）の区間 RBC.6 から REC.6 で道路線形との兼ね合いで、及び区間 RBC.7 から REC.7 で№.１発進立坑位置との兼ね合いで、それぞれ曲線線形といたしております。

工事延長につきましては 317.89ｍで、推進延長につきましては、№.１発進立坑から№.２両到達立坑に向けての推進工で、311.44ｍでございます。

推進工法の選定にあたりましては、土質条件として、礫率、最大礫径、透水係数、線形条件としてビット交換不要での長距離推進、急曲線施工などを考慮し、あわせて経済性・施工性・安全性など総合的に判断し、本工事の最適な工法として、泥濃式推進工法（コスミック工法）を選定したものでございます。

また、プラント設置用地、推進用ヒューム管等材料置き場用地などの工事ヤードとして、４ページの平面図（２）の右側、№.１発進立坑位置付近、黄色で着色しております範囲（約 400 ㎡）を借地する予定としております。

なお、緑色の点線につきましては、本工事の施工内容ではございませんが、現在計画中であります町道百山 12 号線の道路範囲を参考に示しており、他図面につきましても、この色分け及び線種で表記をいたしております。

次に、５ページ及び６ページの議案参考資料２、「縦断面図（１）及び（２）」をご覧ください。

本工事の施工範囲における縦断面図で、平面図と同様に図面が２枚に分かれており、図面右側が上流側、左側が下流側を示しております。高さはＴＰ表示（東京湾平均海面

の高さ）としております。

縦断計画についてでございますが、６ページの縦断面図（２）で、図面中央あたりに表記している電力会社所有の「Ｅユニチカ 12」電柱との離隔 50 センチを確保し、管勾配４／㎜（1000 分の４）で計画しております。

その結果、５ページの縦断面図（１）左側、終点となる測点№.２では、計画管低高で 11.20m、土被りで 3.53m、６ページの縦断面図（２）右側、起点となる測点№.１では、計画管低高で 12.472m、土被りで 4.58mとなるものでございます。

なお、掘削深については立坑部での掘削深さを、計画道路高については町道百山 12 号線の計画道路高を示しております。

次に、７ページの議案参考資料３、「横断面図」をご覧ください。

本工事の施工範囲の横断面図で、ＪＲ東海道本線上り外側線からの 45 度影響ラインと№.1 発進立坑部（Ａ－Ａ’断面図）、№.2 両到達立坑部（Ｄ－Ｄ’断面図）及び雨水管部（Ｂ－Ｂ’断面図及びＣ－Ｃ’断面図）との位置関係などを示しております。Ａ－Ａ’断面図――№.１発進立坑部では、掘削範囲はＪＲ東海道本線上り外側線からの 45 度影響ラインには侵入しておりませんが、土留め（鋼矢板）の一部が影響範囲内に侵入しているほか、雨水管の一部が私有地を占有する状況となっております。私有地を占有する部分につきましては、現在、用地買収等に向けて事務を進めておるところでございます。

次に、８ページの議案参考資料４、「立坑仮設標準図（１）」をご覧ください。

上流部、百山踏切付近に築造する№.１発進立坑の仮設標準図でございます。公衆に関わる区域で施工する土木工事で、掘削の深さが 1.5mを超える場合には、原則として土留め工を施すものとし、また掘削の深さが４ｍを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合など、重要な仮設工事においては鋼矢板等を用いた確実な土留め工を施さなければならない、とされております。

鋼矢板の寸法については、Ⅲ型以上で、根入れ長は３ｍ以上を確保、腹起し――鋼矢板に作用する土圧や水圧を支持する水平方向に架ける構造材でございますが――については、最小部材としてＨ―300 を使用し、第１段目は頂部から１ｍ程度以内に設置することなどとされております。

№.１発進立坑内には、泥濃式推進工事を行うための設備等を設置する必要があるため、鋼矢板を用いた土留め工法により、長さ 8.1m、幅 3.6m、立坑深 7.228mの立坑を築造するものでございます。

図面でお示ししておりますとおり、鋼矢板の寸法につきましてはV_L型を使用、根入れ長については 5.772m、腹起しについては４段梁で、使用部材はＨ－300 からＨ－400、火打ちについては４段梁で、使用部材はすべてＨ－300 を使用することとしております。

次に、９ページの議案参考資料４、「立坑仮設標準図（２）」をご覧ください。

下流部、樋ノ尻跨道橋付近に築造する№.２両到達立坑の仮設標準図でございます。№.

１発進立坑から発進させた掘進機を、この立坑で引き上げを行う必要があるため、№.１発進立坑と同様に鋼矢板を用いた土留め工法により、長さ及び幅とも 4.06ｍ、立坑深 6.320ｍの立坑を築造するものでございます。

図面でお示ししておりますとおり、鋼矢板の寸法についてはⅣ型を使用、根入れ長については 3.180ｍ、腹起しについては３段梁で、使用部材はＨ－350 からＨ－400 を使用することとしております。

次に、10 ページの議案参考資料５、「公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）工程計画表（案）」をご覧ください。

工事の工程表でございます。今回、契約同意をいただきましたら、まず準備工といたしまして、既設のネットフェンスの撤去等の作業を進める予定でございます。現場での本格的な工事開始は５月上旬を予定しており、平成 30 年２月中旬竣工に向け、工事を進める予定でございます。

工事期間中につきましては、交通誘導員を配置するなど、通行の安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第 32 号議案　工事請負契約の締結についてのご説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 05 分～午後１時 05 分まで休憩）

伊集院議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑、ございませんか。

岡田議員　質疑させていただきます。今回、入札に関しましては、９社が来られて、７社が入札辞退の届け出があって、あと２社が残ったということですが、「書類に不備があった」ということが参考資料の中に入っておりますが、どのような不備だったのかということを１点、お聞かせいただきたいのと、あとは、今回はＪＲに対して安全対策が必要ということでの土木工事であるということから、高額ではありますが、コスミック工法という新しい手法でやられる工事かと思いますがね。島本町におきましては、このようにＪＲがかかるところでの下水道工事は、過去において何メーターぐらいであったのでしょうか。それとあわせて、今まではどのような工事をされていたんでしょうか。

やはり、ＪＲに関わる土木工事というのは安全対策が必要というのはもう十分わかっておりますが、過去のちょっと経歴を教えていただけますか。今回の手法は新しいやり方だと思うんですけれども、なぜ、今までこういうやり方でやってなかったのか。それから、今までの工事の経歴があれば、何メーターぐらいに、どういうような工事をしたというのがあれば、教えていただけますか。

上下水道部長　それでは、岡田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、１点目でございます。本契約にあたりましては、当初、指名競争入札を執行したいということで、９社を指名させていただいたところ、入札書のほうで不備があったということで、不調になった経過がございます。

その理由でございますが、今回、指名競争入札につきましては２社、応札があったわけですが、その１社におきまして、受任者の支店長名が登録と入札書と記載が異なっていたということで、登録の（訂正の）ほうがまだできていなかったということが判明して、「書類の不備があった」ということで、入札が不調になったものでございます。

それと、これまでの工事の経歴ということでございますが、議員のほうから具体的に何ｍということでのお尋ねでございますが、ちょっと、そこまで細かい手持ち資料がございませんが、過去の工事の経過から言いますと、今回の工事区間に隣接しております百山踏切、あの百山踏切の横断等、それから体育館の手前のところにも、汚水管がＪＲの軌道を横断をしているということで工事をした経過がございますし、それから東大寺の鈴谷架道橋の下についても下水道工事をした経過がございます。

主に、これまでの工事につきましては汚水整備ということで、ＪＲの軌道の横断の工事とか近接工事ということで実施してきた経過がございます。今回は雨水管の整備ということで、非常に雨水管を埋設する計画そのものが、特に推進工事をやるということで、今回、発進立坑を計画するにあたりましてＪＲの軌道への影響があるということが、協議の中でも、ある程度判明したということで、非常にＪＲに対する安全対策が必要な土木工事となったものでございます。

以上でございます。

岡田議員　登録に不備があった、というふうな聞き方をしたんですが、この登録というのは島本町に対しての登録ですか。もう少し、わかりやすく教えていただければありがたいんですが。要するに、登録をしてなかった業者というような理解でもよろしいんですか。これ、１点ですね。

先ほどの続きなんですが、百山踏切、体育館前、東大寺のほう、そういうふうに工事はされてたんですが、そのときにはＪＲとの協議というか、こういう審議会というんですかね、そういうものは全くしないで、町単独で結論を出してされて、今回は町単独で結論はされておりませんがね、この工事に関しては、町単独で結論を出して工事をしたということでよろしいんですか。

上下水道部長　登録についてのお尋ねでございます。今回、「書類に不備があった」ということにつきましては、平成 26 年度・27 年度・28 年度の島本町競争入札参加資格者として登録はされておる業者でございましたが、登録で届け出が出ております受任者の支店長名と、今回、入札を執行した際の受任者の支店長名が異なっていたということで、本来なら変更の届出を必要としていたところが、変更の届け出がされていなかったということで、「書類に不備があった」ということでございます。

それと、これまでにも実施しております工事につきましても、すべてＪＲとは協議をした結果に基づきまして、町のほうで工事をしたり、ＪＲに委託をしたりということで、すべてＪＲとの協議結果に基づいて、工事のほうは実施をしてきているところでございます。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。ＪＲと協議をされてしたということで、その当時から比べたら、製品も新しく開発されて、より以上、いいものができているということではあるかと思うんですけれども、最後に、もう１回確認しますね。登録をされてた業者なんだけれども、支店長名に不備があったというようなことを言われたかと思うんですけども、間違ってますかね。もう一つ、ちょっとわかってないんだけども、それは島本町に、登録業者というのはたくさんされていると思うんですね。それというのは、そういうふうに住所が変わったり、支店の名前が変わったり、そういうようなものの確認というのはね、島本町はされてないんですか。ずっと、そのままの状態で来ているんですか、最初の登録をされたままの状態で。確認はどのような形でされているんでしょうか。

上下水道部長　業者登録についてでございますが、業者登録については３年間、例えば、今回の登録に基づきますと、平成 26 年度・27 年度・28 年度ということでの登録ということになっておるわけでございますけども、３年間の中で、例えば、今申し上げた支店長名等が変更になれば、業者のほうから変更届を出していただくということになってございますので、業者のほうからの届け出がなければ、町のほうでは変更になっているかなっていないかは確認ができない、ということでございます。

今回も、応札された業者が変更すべき必要があったところ、変更届が提出されていなかったことから、町の登録された支店長名と現在の支店長名が違うということが、入札執行した日に確認できたということで、実際には変更届もされていなかったということも確認した結果、結果として、入札参加に必要な書類に不備があったということで、入札が不調になったというものでございます。

以上でございます。

外村議員　先ほどの９社の話ですけどね、私も訊きたい。９社、社名を教えてください、まず。その不調になったという理由は、今、お聞きしましたけども、９社のうち２社残ったって先ほどあったみたいですけど、もう１社は支店長名じゃなくて、何が不備であったのか。その２社が失格になった理由を教えてください。７社は、どういう辞退されたのか、もう一度、確認します。詳しく教えてください。

それと、不調になったからというて、今度は条件付き一般競争入札に変えたというふうに聞いております。これには、ちゃんと入札参加申し込みを受け付けてやっているということですから、事前に、入札日までに１社しか参加しないことが、もう判明してたわけですよね、町側としては理解してたわけですね。だから、私としては１社しか参加

してこないのがわかっていながら、１社で入札されたのかということを確認したい。それは、ほんとに競争入札としていかがなものかと思うんで、その辺の考え方を教えてください。

それと、これは第３期工事まであるということで、平成31年までかかるそうですけども、全行程が完成するのに総額幾らぐらいかかると想定されているのか、その総金額を教えてください。

もう１点は、非常に初歩的な質問で失礼なんですが、この五反田雨水幹線が完成すれば、従来、大雨のときに懸念されてたものが解消されるということでしょうけども、どういった懸念が、どういうふうに解消されるのかということと、その上、出発点以前の溝田水路ですか、そこの到達点までの水路は、もうそれでいいのか。いや、そこもまだこれからやらないかんというのか、その辺のこと、系統だった水路の考え方を教えてください。

以上です。

上下水道部長　それでは、外村議員のご質問に回答させていただきます。

まず、指名競争入札の際に選定した９社の業者の名前でございますが、順不同になりますけど、申し上げます。まず、大鉄工業株式会社、２社目が名工建設株式会社大阪支店、３社目が若築建築株式会社大阪支店、４社目が株式会社淺沼組大阪本店、５社目が株式会社竹中土木大阪本店、６社目が西田工業株式会社大阪支店、７社目が東急建設株式会社大阪支店、８社目が株式会社熊谷組関西支店、９社目が鴻池組大阪本店、以上、９社を指名いたしてございます。

このうち、事前に７社が辞退ということでございますが、７社の辞退の理由については、特に把握はしておりません。

それと、今回、２社の応札ということで、そのうち１社に書類の不備があったということで、入札が不調になったものでございます。

それと、制限付き一般競争入札にあたりましては、先ほど外村議員のほうからは、町のほうが入札参加、１社ということを把握してたということでございますが、町といたしましては、入札に何社応札されるかというのは特に把握はしておりません。今回、より広くということで、制限付きではございますが、一般競争入札を執行させていただいておりますことから、何社、入札に参加されるというのは事前には把握することはできません。

その中で、結果として１社の応札になったということでございますけども、今回、１社ということではございますが、一般競争入札ということでございますので、広く公告をして入札希望者を募集したということと、その結果として応札者が１社であったということでございます。当該入札に参加したものは、入札が行われるまでは競争相手がいないのかどうかということは知り得ない状況にございますので、他に入札者があろうと

いうことで応札に臨まれているということでございますので、競争する意識を持って応札には臨まれたものと認識をしておりますことから、競争性は確保されているものと考えております。以上でございます。

それと、今回の雨水幹線を整備することによっての効果でございますが……、先に五反田雨水幹線の整備工事の総事業費でございます。現時点では、約11億６千万円ほどかかるものと見込んでございます。今後、事業費等についても十分精査をして、事業のほうは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

申しわけございません。あと、今回、雨水幹線を整備することでの効果でございますが、現在、ご質問にもありましたとおり、百山地区の雨につきましては溝田水路、それから中溝水路を通じまして、阪急水無瀬駅前のほうに現在は流れている状況でございます。今回の五反田雨水幹線を整備することによって、上流部でその排水をカットするということでございますので、現在の阪急水無瀬駅前での浸水被害に対する軽減策ということになってこようかと考えてございます。

それと、五反田雨水幹線を整備するにあたりましては、上流部で中溝水路、それから溝田水路との接続を今後予定してございますけども、そのうちの溝田水路につきましては、今後、改修が必要となっている水路でございます。

以上でございます。

外村議員　大体、わかりました。先ほど９社のうち２社残って、１社は支店長名が登録と違ってたということで失格になったと。もう１社は残ったわけじゃないんですか。そこがなんで落札できなかったのか、応札できなかったのか、その辺の理由がわからない。もう一度、確認します。

それと、条件付き一般競争入札に変えられたときに、事前に入札参加申し込みを受け付けて配付しているわけですから、その時点で来なかったら、何社かわかったはずじゃないですか。その辺、ちょっと私も理解できない。質問の受付も全部あるわけですから、入札までに１社しかないなというのはわかるはずですから、その辺が、ちょっとわからない。いずれにしても、当日まで何社来るかわからないということはあり得ないと思うんですが、その辺をもう一度、確認します。

それと、この間、何年か前の大雨で、阪急水無瀬駅前が水浸しになったということで、大変だったというんですが、これが完成すると、そういうことはなくなるというふうに考えていいんでしょうか。

上下水道部長　それでは、指名競争入札の結果についてのお尋ねでございますが、指名競争入札につきましては、２社、応札が成立しないと、入札として有効でないということでございます。今回、２社応札があったわけでございますが、１社が書類の不備ということですので、結果的に１社での応札になったということでございますので、指名競争入札としては不調であったということでございます。

それと、一般競争入札での再度の入札を執行させていただいたわけでございますが、議員ご指摘のとおり、書類については町のほうで配付をさせていただいておって、受け取りに来たのは１社であったということでございますので、応札に応じるのは１社になるということは、その時点では把握できたということは、議員ご指摘のとおりでございます。

それと、今回の五反田雨水幹線を整備することによって、阪急水無瀬駅前での浸水対策の軽減にはなるということでございます。あくまでも軽減対策ということでございますので、全く浸水がなくなるということではないということは、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

外村議員　わかりました。指名競争入札では２社ないと成立しないと。条件付き一般競争入札は１社でも成立するということ、それは法律的に保障されているんでしょうか。

総務部長　法的には特に書いてはおりませんが、いわゆる財政のほうで持っております契約のＱ&Ａというのが出ておりまして、その中で、１社だけが参加した場合の入札については、一般競争入札の場合においては１社だけの入札も有効と解されると。指名競争入札のように、入札者の顔ぶれが限定されているような場合は、１社だけの入札は妥当ではなく、別に適当な競争者を指名するか、適当な者がないときは、その指名競争入札を執行するべきでないというのが通説であるというふうな、いわゆる質疑応答がございますので、それを参考に実施しているものでございます。

以上です。

関　議員　今の質問に追加して、ちょっと１件、お伺いしたいんですけども、指名競争入札が不調で、制限付き一般競争入札を執行されたということで、結果として１社だけが応札ということやったんですけども、今回、入札参加資格９項目にわたって、かなり厳しい制限を付けておられます。そもそも当該落札した業者以外に、この入札参加資格を有する業者というのはあるんでしょうか。あるんであれば、何社ぐらいあるんですか。

上下水道部長　関議員のご質問に、お答え申し上げます。

今回の契約にあたりましては、当初、９社による指名競争入札を実施したということでございます。その際にも、今、ご指摘のありました資格要件につきましては、この際も町のほうでは、その資格要件をもとに、この９社を選定したということでございますので、一応、指名競争入札で選定いたしました９社につきましては、この資格要件は有しているというところでございます。

以上でございます。

戸田議員　№３の発進到達立坑というんですか、その位置について、確認したいことがあります。現在、当該関電グラウンドでは土地の造成工事が行われていますが、当該地は、かつては池であったと認識しています。そのせいでしょうか、雨のあと、水はけが大変

悪く、特に№３発進到達立坑付近に水たまりができる傾向にあると私は思っています。池からの水の流れ口がこの辺りにあって、特にここは水たまりが激しいと見ています。過去、接続点（２－10）で水の流出が多く、工事が難航する、大量に薬液を注入した記憶があります。

そこで、お尋ねいたします。同様のことが、ここでも起こり得るのではないですか。そして、起こってしまった場合の対策について想定しておられますか。この位置に発進到達立坑を配置するとしたのは、どのような判断があったのでしょうか。当該地は、ＪＲ施工となっていると思いますが、ＪＲさんの見解はいかがなものでしょうか。

また、注入薬剤に関わって、産業廃棄物として処理することになると、現場に議案説明を兼ねて立ち会いをしたときに、職員さんがおっしゃいました。具体的には、これはどういうことか。これについて、町としてどういう手続きを取るのか、お示しください。

上下水道部長　それでは、戸田議員のご質問にお答え申し上げます。

議案参考資料の３ページでございます。図面の左側に、今回、両到達立坑を設置する計画をさせていただいてございます。この位置で、水はけが悪いということでご質問ございましたが、その要因については、ちょっと承知はしてございません。ただ、この地域、先ほどもご紹介がありましたが、もともと関電グラウンドのところは池であったということでございます。この地域につきましては、ボーリング調査もしておりますけども、地下水位が非常に高い地域ではあるのは事実かなというところでございます。

その中で、今回の工事にあわせましても、到達立坑部におきましては薬液注入工事の予定をしてございますけども、設計で、一定の効果を見込んでの薬液注入を実施するわけでございますが、その効果につきましては、実際に立坑を築造する際にまた確認をするということで、今回の工事についても予定してございます。その効果については、実際の工事の中で確認する予定をしてございます。

それと、ここに到達立坑を造った理由ということでございますが、五反田雨水幹線につきましては、最下流が流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点の№10になってございます。そこから、今回の№１発進立坑までの間、一応、全体設計ということで基本設計をしてございます。その際に工法検討等もさせていただく中で、この№２の位置につきましては、両到達立坑ということで選定をさせていただいたところでございます。発進立坑、それから到達立坑をどこに設置するかにつきましては、全体事業の中で決定をさせていただいたものでございます。

それと、今回の工事につきましては、泥濃式推進工事に伴いまして廃土される土につきましては、産業廃棄物として処理をすることになります。その際には、請負業者のほうで最終処分をしていただくという中で、マニフェストをもって管理をするということになってくるものでございます。

以上でございます……。申しわけございません。それと、№２両発進立坑につきまし

ては、町施工でございます。今、お尋ねのあった立坑につきましては、たぶん、体育館付近に設ける立坑につきましてはＪＲに委託ということで、この協議の中で決まったものでございます。今回の№２両到達立坑につきましては、町が施工する工事となってございます。

以上でございます。

戸田議員　産業廃棄物に関しては、請負業者が最終処分すると、マニフェストを作ると。これを確認するのは島本町ですか、それとも府ですか。確認しておきたいと思います。

それから、概ねご説明はわかったのですが、№１の発進のところ、ここは過去に土地の等価交換をしたところ。そのときの議案で、私は線路に近いので、もっと拡げて、土地をこの際、購入して――そこまで発言したかどうかは別として、余裕を持って道路を広く取って、そして工事をしたほうが安全ではないかという認識を持っていました。それについては、道路に関しては自転車と歩道という、一定の拡幅。でも、その下に下水道を敷設するときには、結局、この道路から離れたところに立坑を造られる。ここのところは用地買収をされていれば、もっと余裕を持った工事ができたのではないかなと、単純というか素直に思うのですが、これについて見解をご説明ください。

上下水道部長　それでは、まず、産業廃棄物としての取り扱いでございます。今回、排出される土砂については、業者のほうで産業廃棄物として処分をしていただくという中で、マニフェストをもって管理をするということでございます。そのマニフェストにつきましては、業者が責任を持って書類については保管をするということになってございますけども、その写しの提出を求めて、工事書類の中では確認をするということで考えております。

それと、№１発進立坑の築造にあたってでございます。町道百山 12 号線内での工事ということで計画をさせていただいたところでございますが、新設される道路の線形等々、それからＪＲ軌道への影響等の中で、最終的に 1,500 ミリを敷設する計画のルートにつきまして、今回、決定させていただいたところでございますが、その一部につきましては、若干、私有地を占有している状況になっておるということでございますので、その部分につきましては、将来、除塵機の設置ということも計画をしてございます。その際には、新たにまた用地の確保が必要ということになってくることもございますので、その際にあわせて、用地につきましては買収をしたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、今回、工事を実施するにあたりましては工事ヤードということで、約 400 平米ほど借地をする予定をしてございますけども、これはあくまでも工事に一時的に必要な工事ヤードということで借地をするということで考えておるところでございますので、もともと施設の用地としましては、町道百山 12 号線内で管路の用地として計画をもともと立てておったところ、諸条件によって管路の一部の用地買収が必要になったとい

うことでございますので、当初の予定どおり、ほぼ計画はできたものというふうには考えてございます。

以上でございます。

戸田議員　私、最初に池であった云々の発言をしましたが、これは一番、池の水の出入り口は№.３の発進到達立坑であり、今、おっしゃっているのは№.２の両到達立坑までが工事であると。従って、私が懸念している部分は後の工事に関わることであるというふうに、今、質問しながら認識を改めているところなのですけれども、それについては、発言の訂正も含めて、間違いがないか、ご答弁いただけますか。

つまり、町が担当するところに関しては、あまり、関電グラウンドから高川雨水幹線に通じるところの雨水が一番溜まるところではないという、そういうことになるかと思うんですが、間違いないでしょうか。当初の私の認識が誤っていたのではないかと思い、再度、質問いたします。

上下水道部長　戸田議員のご質問の内容についてでございますが、№.３立坑ということでのお話でありましたら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、町立体育館付近での位置になります。ですから、ご質問にあった水はけが悪いというのは、その位置になるのかなというふうに理解しております。

それと、先ほどのマニフェストにつきましては、町のほうで確認をしております。

以上でございます。

平野議員　たくさんの資料をいただきました。なかなか専門的な用語もたくさん並んでいるので、ちょっと、十分理解できているわけじゃないですけれども、以前、２月にいただきました写真、航空写真などで見る図が、よくわかるかなと思ったんですけれども、先ほど、この工事をすることによって、当然、百山・東大寺三丁目地区の浸水対策になるということと、それから阪急水無瀬駅周辺の浸水の軽減策になるということなんですけどね。

もう一つ、気になっているのは、今回の工事とどう関わるかというのはなかなかわかりにくいんですけれど、今回の工事の最終地点のところが、つまりＪＲのガード下というんですか、のところになると思うんですけど、あのガード下は大雨が降ると、マンボというんですかね、ずいぶん水が溜まって、水没して、１ｍぐらい水が溜まったことがありましたけれども、そういったことというのは、今回のこの雨水幹線の整備工事で軽減できるということなのかということを、ちょっと、わりと素人の考えかも知れませんけど、それについてのお答え、お願いします。

それと、入札のことですけれど、私もこれがちょっと、よくわからないのは、２回目の制限付き一般競争入札に関しましてね、１回目の入札が不調だったので、２回目、「指名外による再入札を検討したが、本工事はＪＲ営業線近接工事であり、改めて本町の指名競争入札参加資格者名簿に登録のある業者からの選定が困難であるという判断から制

限付き一般競争入札を執行した」ということなんですね。ということは、１回目の入札そのものが、この条件の登録の業者では無理があったというふうに考えたほうがいいのかなと思うんですけれど。９社の中で、今回の契約相手である大鉄さんは、この条件にあってたかも知れませんけど、ほかの業者は、そもそもできなかったということではないのですか、ということが、ちょっと質問がわかりますでしょうか。ちょっと、そこがわからないんです。詳しい説明をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、当初予算での、この工事の概要と、それからＪＲの協議の結果、ずいぶん変わりましたよね。延長も替わってるし、工事する部分も変わっているわけですけれど、口径も変わっている。最初の当初予算では1,650ミリの管だということだったんですけど、ＪＲ協議の結果、1,500 ミリに変わっているんですけど、これは口径が小さくなったわけですから、それでうまく、流量計算したので大丈夫ですという説明はお聞きしましたけど、変更して小さい管でもよくなった理由というのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

上下水道部長　それでは、平野議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、指名競争入札を執行するにあたって、結果的には９社の選定ということでございますが、その９社を選定する際には、現在、島本町にある登録業者ということで約26社程度をまず抽出をさせていただいた中で、実際に工事監理者とか、鉄道工事監理者の配置が可能かということを事前に調査をさせていただきました。それと過去の工事経歴等も調査をさせていただく中で、今回、９社ということで選定をしたわけでございます。

今、Ａ級の登録業者ということでありましたら、58社程度ございますので、まだ残り30社程度の業者はおられる中でということがありましたことから、再度、その30社に対して、またこの調査をするかということも、実際、いろいろと検討させていただいたところでございますが、期間等もございましたことから、一般競争入札を執行することによって、広く新たに業者が参入できるということもございますので、事前に調査をするよりは、制限付きではございますが、一般競争入札執行することによって、業者選定をするほうが有効であるというふうに判断させていただいたものでございます。

それと、ＪＲのガード付近の浸水対策についてでございますが、今回の五反田雨水幹線（第１期）整備工事におきまして、議案参考資料の３ページをご覧いただきたいと思います。平面図（１）で到達立坑の位置に、将来計画ということで流入ということで、口径900ミリの管を記載させていただいてございます。この900ミリの管を接続することによって、このガード下に集まってくる雨水についても手前で、一定、雨水幹線のほうには流入させて、ガード下の浸水対策には寄与するものというふうに考えております。

ただ、ガード下そのものが非常に地盤が低いということでございますので、一定、この900ミリで集める水以外につきましては、ガード下に、高低差に基づいて、一部、雨

水が溜まるような状況になろうかと思いますけども、以前の流量につきましては、一部、この900ミリの管をもって、上流部分でカットするという状況になろうかと思います。

それと、計画断面が1,650ミリから1,500ミリに変わっているということでございます。この点につきましては、管渠を敷設する計画にあたりまして、工法としてどういう工法を選定するかということにも関わってこようかと思いますけども、今回、推進工法を計画するにあたりまして、発進立坑、それから到達立坑の立坑位置を検討してございます。その中で到達立坑の設置位置がこの位置になったということで、推進区間が当初よりは長くなっているということで、その長くなった部分の断面として、この1,500ミリが必要ということでございますので、結果として、当初1,650ミリで計画していた部分が1,500ミリの断面で計画するということで、変更させていただいているものでございます。

以上でございます。

平野議員　何か900ミリのところ、将来計画のところはちょっと理解できたんですけど、それは別に、この雨水幹線の整備工事とはまた別の工事だということですね。そのように認識しました。

最初に、契約のことを訊きましたけど、よくわからなかったです、すみません、答弁が。結局、再度入札をされたのは、特に、この「入札参加資格名簿に登録のある業者からの選定が困難であるとの判断から」という理由は関係なかったわけですね。それを理由として、再入札ではなく制限付き一般競争入札にしました、という言い方をされたんですよ。ちょっと、その辺がよく、別途制限付きにするほうが、もっと登録業者以外のところが参入されるということなので、そのほうが良いということで判断して、制限付き一般競争入札にされたということだと私は思いますけれど、どうも、ここの文章が、そう思って再入札にしなかった、指名競争入札にしなかったという理由にならないのではないかということ、今、ご答弁を聞いて思ったんですけれど、私の質問がおわかりになるでしょうか。また、お答えいただきたいと思います。

それから、1,650を、もっと小さい1,500にしたということについては、今、説明があったところなんですけど、延長は短くなっているのに、どうして管も短くなったのかということが、ちょっとわからなかったんですね。それは立坑の位置とか、数とか、構造とかが違ったからということでしょうか。さっき長くなったとおっしゃったけど、延長は短くなっておりますのでね。ちょっと、そこは違う説明をされているのか、私が違うように解釈しているのか、もう少し詳しい説明をして、ご答弁をお願いします。

上下水道部長　それでは、平野議員の再度の質問でございます。

制限付き一般競争入札を執行するにあたりまして、でございますけども、当初、指名競争入札で９社を選定したということでございますが､再入札をするにあたりましては、９社を入れ替える必要がございますので、新たに業者を選定する必要があるということ

でございます。それが困難であるということから、制限付きでございますけど、一般競争入札で執行させていただいた、というところでございます。

それと、２問目のご質問でございます。私もちょっと勘違いして言ったところがあるんですけど、当初計画では、体育館前から、この№１発進立坑までの間をワン・スパンで1,650ミリで計画をしておったわけでございますけども、地下埋設物との関係で、どうしても、そのワン・スパン、もともとワン・スパンで計画していたところを、ちょうど、このガード下辺りの地下埋設物の関係で、真ん中に立坑を設けて施工する必要が生じたということでございますので、当初は1,650ミリでしていた区間を、1,650ミリと1,500ミリの区間に分割をしたということでございます。そのことによりまして、分割することによって、上流部分につきましては、断面といたしましては1,650ミリから1,500ミリに縮小したというものでございます。

以上でございます。

河野議員　事前にも丁寧かつ資料提供、議案資料いただいておりますので、今もいろいろ答弁を聞きながら理解を深めたところですが、ちょっと逆戻りするような質問になって申しわけない、恐縮ですけども、スケジュール以外の図面に関わって、先ほども出ております「将来計画」という表記が随所にあります。今もおっしゃったように将来計画の900ミリなどが関わって、流量計算とか様々な変更があったというところはバクッと理解したところですが、この際ですので、３・４・５・６・７・８に書かれている将来計画というのは、すべて同一工期のものを指すのであれば説明は一つで済むんですが、それぞれ将来計画の工期や時期が違う場合は、ちょっと、ご説明を加えていただきたい。よろしくお願いいたします。

上下水道部長　それでは、河野議員のご質問にお答え申し上げます。議案参考資料の３ページ及び４ページをもって、ご説明を申し上げます。

まず、議案参考資料３ページの平面図（１）でございます。左側でございますが、到達立坑部におきまして、将来計画ということで人坑設置、それから管渠で言いますと、先ほどもご質問ございました900ミリ、それから1,650ミリということで、将来計画ということで記載をしております。この計画につきましては人坑、それから900ミリ・1,650ミリの管渠につきましては、現時点でございますが、平成31年度の施工ということで計画をしてございます。

次に、議案参考資料４ページでございます。右手の部分でございますが、№１発進立坑部でございます。ここも将来計画ということで、人坑設置、それから1,500ミリの流入管ということで記載をさせていただいております。人坑設置及び1,500ミリの管の施工年度につきましては、平成30年度を予定してございます。

以上でございます。

河野議員　ちょっと重なる質問になるかも知れません。先ほど、１回目の入札が不調であ

って、今回、精力的にやっていただいて、今回の工事請負契約の議案提案に至ったということは十分承知しておりますけども、議案資料というよりか、いろいろとヒアリングの際にもお訊きした中で、近統施第1252号、平成29年２月10日付け、島本町長川口裕様宛の西日本旅客鉄道株式会社の、この計画協議についての回答ということですけども、先ほど来、入札の１回目も含めて、これは鉄道精通業者による施工を必要とするということは、一度目の入札の段階でも、開発協議の際にすでに確認をされていた事項であったというふうに認識しておりますが、では、このような文書を提出していただくということについては２月10日付けでありますので、一度目の入札の前に、こういった回答をいただく必要はなかったのかということを、お訊きしたいと思います。

そういったものを踏まえて、一度目の入札に至るということが、こういった協議に対する回答、事実関係も含めて、鉄道精通業者による施工を必要としたということについての説明資料とすれば、これは１回目の入札以前に供する、徴取する資料ではなかったのか、ということですね。答弁を求めます。

上下水道部長　河野議員のご質問に、お答え申し上げます。

ＪＲとの協議につきまして、今、ご紹介いただきましたとおり、平成29年２月10日付けで計画協議の回答書をいただいたところでございますが、計画協議につきましては事前協議ということで、これまで、その内容につきましては数回に分けて事前協議をしてきてございます。その際にも、ＪＲとの協議の中で、一定のＪＲの回答はいただいておったところでございます。それを踏まえまして、今回の第１期工事につきましても計画をさせていただいておるところでございます。その中でも、先ほどご紹介がございましたとおり、施工にあたりましては鉄道精通業者による施工ということでの、ＪＲからの回答をいただいておったことを踏まえまして、今回、契約事務を進めたところでございます。

今回の計画協議につきましては、五反田雨水幹線整備事業全体計画をもって協議をしておったことから、最終的な回答としまして、平成29年２月10日付けになったということでございます。

以上でございます。

河野議員　もう３問目ですので。そうであれば、今回、正式にこういった回答をいただくという形は、通常では特に行わない行為であるということなのでしょうか、ということが１点と、１回目の入札の際には、もう、こういった文書は徴取しておられなかったということですので、この「下記により回答いたしますので、ご異議の有無についてご回報を願います」ということで、特にこれに対してご異議は、町としては示さなかったということで、その点、２点目の質問として確認をさせていただきます。この回答に、町としては異議はなかったのか。別に、問題を感じて言っているわけじゃなく、文章に沿って、素朴な疑問を訊いております。

「下記」に記された１～８の点につきまして、これも１回目の入札を行う前から、このような要望事項については８点とも確認をされていたのか、ということですね。その点の確認とともに、または１回目の入札が不調に終わったことによって、新たな要望事項が加わったということではなかったのかということですね。その点についての取り扱い経過をお示しいただきたいと思います。

上下水道部長　今回のＪＲ協議にあたりましては、現地立ち会い等も含めまして、事前協議を３回、実施させていただいております。その際にも、今、ご紹介がありました回答書の内容については、ＪＲのほうからはその都度、回答として、口頭ではございますけども、いただいておったものでございます。それと、この回答書に対する協議でございますが、現在、協議中ということで、ＪＲとは協議をまた継続させていただいている内容がございます。

入札が不調に終わったことに対しての新たな要望ということでございますけども、ＪＲからの要望ということについては、特にございません。

以上でございます。

佐藤議員　すみません、今のお話の中で、まだ協議中というお話がございました。どの項目が協議中なのか、それを教えていただけたら。

上下水道部長　先ほど、河野議員のご質問にご答弁させていただきました「協議中」という項目につきましては、回答書、８項目あるわけでございますが、そのうちの５番目の項目について、今現在、協議中ということでございます。

以上でございます。

伊集院議長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案の反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 32 号議案　工事請負契約の締結について､人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

百山､東大寺三丁目地区の浸水対策､また水無瀬エリアにも十分な効果が期待できる､平成 31 年度中の完成に向けて、整備に着手するものです。

本工事は、立坑築造工事及び推進工において、要注意の範囲に該当するＪＲ軌道に対して安全対策が必要となる土木工事であることから、軌道近接工事に精通する業者のうち、ＪＲ西日本発注工事の受注実績や、営業線近接工事保安関係標準仕様書に基づく工事監理者等の在籍状況を考慮して、業者を選定されました。

入札不調により、改めて制限付き一般競争入札を行われ、１社のみの応募があり、ＪＲ西日本グループの系列、資本金 12 億 3,200 万円の大鉄工業株式会社さんと工事請負契約を結ぶものです。ホームページによるところでは、同社の軌道近接工事等への精通は、一定、信頼に値するものではないかと考えています。

過日、人びとの新しい歩みは、上下水道部の職員とともに現場立ち会いにより議案説明を受けました。ＪＲ軌道に近接して多くの電柱がある難所での工事になるということが、よくわかりました。安全対策には十分に気をつけていただいて、工事が無事行われるよう、しっかり管理・監督責任を果たしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊集院議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員　第 32 号議案　工事請負契約の締結について、賛成の討論します。

質疑を通じても申し上げましたけども、今回の工事というのは入札、最初、指名競争入札して、次は条件付き一般競争入札されたということですけども、いろいろ総合しますと、ＪＲに近しい大鉄工業になるべくしてなった入札ではないかというふうに私は思います。

それならそれで結構ですが、これから２期、３期とあるわけですから、透明性を確保するという意味で入札されるんでしょうけども、私は、ここまであれなら、やっぱり条件もいろいろ、ＪＲからも条件付けられているとすれば、２期工事以降は随意契約でもして、もっとネゴシエーションして、もうちょっとでも安くすると。例えば今回、最低制限価格よりも 4,500 万高く落札されているわけですけども、当然、予定価格を下回っているわけですからセーフなんですけども、次期工事からは、本町の財政が厳しい厳しいと常におっしゃっているわけですから、随意契約でネゴシエーションして、もう少し何とかしてくれだとか、そういう発注の仕方もあってもいいんではないかと私は思っております。

いずれにしても、１円でも安く買う努力をしていただきたいということを申し上げて、賛成の討論といたします。

伊集院議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 32 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

伊集院議長　起立全員であります。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、２月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

ここで、町長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長（登壇）　お疲れのところ、お時間をいただき、恐縮でございます。

さて、今回の議会は４年間の任期最後の議会であり、私にとりましては、町長としては12年間最後の、議員時代を含めますと20年間、最後の議会が、今日、閉会されます。

１月30日に、４月の町長選挙に立候補しないことを記者発表させていただきました。それ以後、住民の皆さんや首長の皆さんからいろいろお声かけをいただくのですが、私はもうずいぶん以前から、３期で引退して、「普通のおじさん」に戻ることを決めておりましたので、私にとりましては予定どおりの引退でございます。また、引退をして何をするのですかと、よく訊かれるのですが、私の任期が満了するのは４月20日でございまして、今日は３月15日ですので、まだ１ヵ月と少しありますので、それまではしっかりと仕事をしてまいりたいと思っております。そして、４月21日になりましたら、今、部屋に平積みされている本を片付けながら、これからのことをじっくりと考えていきたいと思っております。

さて、私、平成17年４月に町長に就任いたしましたが、就任以来、厳しい財政運営を強いられながら、「島本らしさ」を追いかけてまいりました。その当時、島本町の財政はもたないだろうと言われておりましたが、町有地の売却や行財政改革などによりまして、平成16年度末の一般会計と特別会計合わせた基金の総額42億円に対し、平成27年度末の基金の総額は49億円となりました。一方、平成16年度末の一般会計を含めた町債の総額244億円に対し、平成27年度末の町債の総額は180億円となりました。しかしながら、依然として経常収支比率は高く、健全な財政への道のりは遠くて厳しい状況でございます。

そして、島本町の人口でございますが、島本町の人口のピークは平成11年の３万911人でございます。私の就任時の人口は２万9,554人でしたが、平成19年には２万9,281人まで落ち込んだ人口も、ＪＲ島本駅の開業の影響などによりまして、平成25年には３万908人となり、ピークに肉薄したわけでございます。ちなみに、今年３月の人口は３万620人でございます。

そして、この12年間で大きな出来事の一つは、平成20年のＪＲ島本駅の開業でございますが、いろんな課題がございまして、開業が１年遅れる危機も、職員の努力で何とか乗り越えることができました。そして、もう一つの大きな出来事は、本町の積年の課題であったし尿処理を、今年の４月から高槻市で事務委託していただけることになったことでございます。こういった広域連携は、相互の信頼関係がなければ成り立ちません。多くの時間と努力により、信頼関係を築くことができました。濱田高槻市長や高槻市職

員、両市町の議会議員の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

さて、本町には事務改善提案制度という制度がございまして、毎年、多くの職員から多くの提案書が提出されます。その中からタウンセールス・プロジェクト、島本町の知名度を上げようという提案書を見つけ出し、平成19年に若手職員有志と地元企業、商工会の皆さんで、タウンセールス・プロジェクトチームを立ち上げました。プロジェクトチームは、企業立地と定住促進についての研究レポートをまとめてくれました。また、ＪＲ島本駅の列車接近警告音に『夜が来る』をＪＲ西日本に要望し、採用され、また「事務分掌条例」に「観光」という言葉を加えたのも、プロジェクトチームの功績でございます。そして、タウンセールス・プロジェクトチームの活動が、今のにぎわい創出に繋がっているように感じているところでございます。

耐え難きを耐え忍び難きを忍ぶ、そんなこともございましたが、グレることもなく、体を壊すこともなく12年を終えられそうで、少しホッとしているところでございます。つらいこと、悲しいこと、腹立たしいこと、うれしいことなど、いろんなことがございましたが、今月５日にアメリカ合衆国フランクフォート市と姉妹都市提携の調印式を行うことができ、大きな期待と希望を抱いて引退できることに喜びを感じているところでございます。

さて、３月、４月は別れと出会いの季節でございます。いつも、この時期には山口百恵の『さよならの向こう側』や、長渕剛の『乾杯』が体の中から響いているわけでございますが、この頃は、イーグルスの『Take It Easy』や、ザ・バンドの『I Shall BE Released』と、よく体の中で響いております。

今期で引退される皆さん、大変ご苦労様でございました。４月の選挙に挑戦される皆さん、ご健闘を祈念申し上げます。皆様のますますのご活躍と、島本町のますますの発展を心から願い、最後の閉会の挨拶とさせていただきます。本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。（拍手）

伊集院議長　お諮りいたします。

明日から、任期満了日である４月29日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から４月29日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成29年島本町議会２月定例会議を閉じまして、散会といたします。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後２時１３分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第１７号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第３１号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１８号議案　平成２９年度島本町一般会計予算
第１９号議案　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２０号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２１号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２２号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２３号議案　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２４号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第２５号議案　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　平成２９年度島本町水道事業会計予算
第３２号議案　工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２９年 ３ 月１５日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（５番）

署名議員（１３番）

平成２９年島本町議会２月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	これまでに一般質問で取り上げた諸課題のその後の状況について	２月２７日 関議員
	１．地方創生の流れに沿った島本の活性化対策について ２．誰もが心身ともに健康で働ける職場環境の整備を	〃 田中議員
	１．開発優先に陥りかねない、都市計画マスタープランの見直しを ２．広域連携――保健行政・難病者福祉を問う	〃 河野議員
	１．ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業 ～徹底した住民利益の追求を～ ２．東大寺・山崎地区にコンビニエンスストア開業 ～歩行者空間のバリアフリー対策を！～	〃 戸田議員
	島本町の財政運営と今後の中長期財政収支見通し・行財政改革プランについて問う	〃 外村議員
	１．町村を消滅させ合併を進める大阪府地方分権改革ビジョン（改定案）等を問う ２．若狭の原発事故が起きた場合の災害対策は万全か	〃 平野議員
	島本町内の移動の自由の実現について	〃 佐藤議員
	１．学校の校庭開放について ２．その後の日立金属株式会社山崎製造部について	〃 村上議員
第１号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報告を承る
第１号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	２月２８日 原案同意
第２号議案	大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第３号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決
第４号議案	町道路線の廃止及び認定について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第５号議案	島本町個人情報保護条例の一部改正について	２月２８日 原案可決
第６号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第８号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第９号議案	島本町税条例の一部改正について	〃 原案可決
第１０号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第１１号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第１２号議案	平成２８年度島本町一般会計補正予算（第４号）	３月２日 原案可決
第１３号議案	平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１４号議案	平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第１５号議案	平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１６号議案	平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１７号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	３月１５日 原案可決
第３１号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第１８号議案	平成２９年度島本町一般会計予算	〃 原案可決
第１９号議案	平成２９年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原案可決
第２０号議案	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第２１号議案	平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	３月１５日 原案可決
第２２号議案	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第２３号議案	平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原案可決
第２４号議案	平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計予算	〃 原案可決
第２５号議案	平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２６号議案	平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２７号議案	平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２８号議案	平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２９号議案	平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３０号議案	平成２９年度島本町水道事業会計予算	〃 原案可決
第３２号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決